# 平成16年12月7日広陵町議会第4回定例会会議録(1日目)

平成16年12月7日広陵町議会第4回定例会(第1日目)は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、16名で次のとおりである。

1番	Щ	田	光	春	2番	松	浦	敏	信
3番	Щ	村	美明	关子	4番	吉	田	信	弘
5番	Щ	本		登	6番	寺	前	憲	_
7番	長	濵	好	郎	8番	Щ	本	悦	雄
9番	坂	П	友	良	10番	乾		浩	之
11番	八	代	基	次	12番	松	野	悦	子
13番	吉	岡	章	男	14番	青	木	義	勝
15番	笹	井	正	隆	16番	竹	村	博	司

- 2 欠席議員は、なし。
- 3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町		長	平	尚		仁		助			役	畠	Щ	惠	俊
収	入	役	和	田	建	Ξ		教	Ī	育	長	安	田	義	典
企画	財政部	乃長	松	井	定	市		総	務	部	長	森	Ш		勇
健康	福祉部	3長	池	田	誠	夫		住」	民生	活剖	3 長	笹	井	由	明
環境	整備部	3長	Щ	村	吉	由		都市	<b></b>	備剖	3 長	中	尾		寛
教育	委員会事	事務局長	₹.	大	西	利	実	水	道	局	長	森	田	久	雄
健康	<b>冨祉部</b> 参	<b>豪</b> 与	竹	嶋		昇		住月	民生活	舌部参	多与	竹	田	健	次
住民	生活部参	<b></b>	Щ	本	新	三		都下	<b>卜整</b> 6	莆部参	多与	和	田	信	次

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局 長 西 辻 眞 治

書 記 竹若 学 上田勝代

議 長 ただいまの出席議員は16名で定足数に達しております。

これより平成16年広陵町議会第4回定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

(A.M.10:00開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

	<i>I</i> —	⇒₩	#	14
日程番号	11	議	<b>₽</b>	14

- 1 会期の決定について
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 諸報告
- 4 平成16年度定期監査報告
- 5 議案第66号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 6 議案第67号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 7 議案第68号 土地改良事業の施行について
- 8 議案第69号 町道の路線認定について
- 9 議案第70号 町道の路線変更について
- 10 議案第71号 平成16年度広陵町一般会計補正予算(第3号)
- 11 議案第72号 平成16年度広陵町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 12 議案第73号 平成16年度広陵町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 13 議案第74号 平成16年度広陵町学校給食特別会計補正予算(第1号)
- 14 議案第75号 葛城広域行政事務組合規約の変更について
- 15 議案第76号 奈良県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 16 議案第77号 奈良県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 17 議案第78号 奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数 の減少について
- 18 議案第79号 奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の変更について
- 19 議案第80号 奈良県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について

- 20 議案第81号 奈良広域水質検査センター組合を組織する市町村の変更について
- 21 議案第82号 奈良広域水質検査センター組合規約の変更について
- 議 長 まず日程1番、会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期は、過日の議会運営委員会で本日から21日までの15日間とすることに あらかじめ決定されております。会期をさよう決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- 議 **長** ご異議なしと認めます。よって会期は本日から21日までの15日間と決定しました。
- 議 **長** 次に日程2番、会議録署名議員の指名でございますが、会議規則第110条の規定 により

7番 長 濵 君

8番 山本悦雄君

に指名いたします。

議 長 次に日程3番、諸報告に入ります。

先般、常任委員会が先進地の視察研修をされましたので、その報告をお願いいたします。 まず、総務文教委員長、青木君、お願いします。

総務文教委員長 それでは、総務文教委員会の視察研修の報告をさせていただきます。

総務文教委員会は、去る11月8日、9日と全員参加において長野市の防災対策及び教育 特区について視察研修をしてまいりましたので、ご報告をいたします。

その前に、ご存じのように長野県の田中康夫知事が知事室を公開して下でやってるということ、ガラス張りということもお聞きしておりましたし、そして長野市と長野県がかなりの温度差があるということもマスコミ等で聞いておりましたので、せっかくの機会だということで、ちょっと時間的に無理があったかもわかりませんが、お願いをして知事さんに面会を求めたわけですが、知事の公務の時間上、会えなかったことは残念でありましたが、知事室へお伺いいたしまして目の当たりにいろいろ勉強させていただいたというわけでございます。そこで、県の方からは県庁の職員さんが気をきかしていただきまして、上の方へ案内していただきまして、地方課かな、そこへ行きまして少しご報告をまた受けたわけです。その中で、長野県が、いわゆる長野県のまちづくり支援室というとこをつくられまして、長野県の自律支援プラン、いわゆる自律神経の自律、ぎょうにんべんのですね、それの支援プランを

つくられまして、合併と違った考え方で取り組んでおられるということをお聞きしたわけで ございます。そして、公益の地方の各自治体の連合という形をつくらしていただいて、その 中で違った意味で県の方から小さい町でぬぐい切れない、フォローし切れないことがあれば 県の専門的な職員を派遣して、そこに支援をしていこうという、また財政上も考えていこう という形をもって、長野県独特な自律支援プランをやりたいということをお伺いいたしてお りまして、なるほどそういうまた合併と違った観点からのとらえ方だなあということを感じ たわけでございます。そういう意味で、そっから明くる日長野市へ行きましたから、多少い ろんな意味で裏づけもでけたんかなあという考え方も持たしていただきました。これは私の 私見でございます。

そしてまた、長野市は県の北部に位置し、市内を詩情豊かな千曲川と日本アルプスの清流を集めた犀川が流れ、川中島の古戦場などがあり、また古くから善光寺の門前町として繁栄してきました。平成10年に冬季オリンピックが開かれ、11年には中核都市に移行し、面積は404平方キロ、人口約36万人を有し、来年1月には1町3村の合併を控え、地方中核都市としての躍進を続ける町であります。

1日目は、長野市の危機管理防災課を訪ね、災害を未然に防止するための、また被害を最小限にとどめるための対策などについて伺いました。

危機管理防災課では、長野市防災会議の事務局を初め災害対策本部、防災関係機関との連携調整、災害情報の収集及び伝達などを行っており、防災情報の収集については、台風・大雨・土砂災害の情報、千曲川・犀川の水位情報、市内の雨量・水位の情報を得るため気象情報システム、土砂災害警戒避難基準雨量システム、千曲川情報提供システム、防災情報システムを設置するとともに、住民に災害情報を伝達するために防災行政無線の固定系無線システムとして屋外拡声器を172基、戸別受信機を区長宅、消防団員役員宅に2,600台を設置し、また移動系無線システムとして、災害現場との情報交換に90台の無線機を使用していました。それぞれの各システムが整備され、災害対策の充実を図っておられました。

また、災害時に備えてサバイバルフーズ4,800食、緊急用浄水装置、炊き出しセット、 発電機、油圧ジャッキ、バール、スコップなどが入った防災備蓄倉庫を12カ所、学校・公 園などに設置されており、備蓄倉庫は移動に容易なコンテナ方式を採用されており、1基約 300万円とお聞きしました。

長野市では、地震、土砂災害、台風、豪雨などに備え、できるだけ災害を少なくするため に防災マップ、洪水ハザードマップを配布するとともに、防災市民センターを利用して体験 学習、訓練、講習会などを行い、住民に啓発されておりました。

2日目においては、長野市の教育委員会学校教育課を訪ね、小規模校いきいき教育特区、 長野市地域力活用教育特区について研修をいたしました。

本町とはちょっと違った方でございましたので、この辺に関しては余り本町とのリアルな接点はないなあと思ったわけでございますが、小規模校いきいき教育特区は、平成15年8月29日に認定されたもので、複式学級となっている学級を学年ごとの単式学級とするため、県の学級編制基準等を活用した上で、さらに学級担任として市費負担教職員を配置するもので、児童の能力、発達段階とも個人差のある時期であり、最適な学習指導の確立、学年に応じたきめの細かな教育環境を整え、小規模の学校を生き生きとした学校にし、地域を担う人材の育成、地域の活性化を図るために行っているものであります。平成16年度の市費負担教員は3名で、県基準による教職員4名もおられるとのことでした。

複式学級の解消は子供にとって大変よかったが、市費採用教員の任期が1年ということでもあり、意欲、能力のある人を採用することがちょっと難しいと、今後の検討課題であることをお聞きし、長野市地域力活用教育特区については、現在申請中で、不登校や学校になじめない児童を対象に、休眠している民間保養施設や市のスポーツ施設等を有効に活用し、自己所有が原則である校地や校舎を借用することにより、地域活性化に貢献するとともに、地域の有する教育力を生かし、地域一体型の小学校を来年4月に開校されるものであります。

市民の教育ニーズも複雑・多様化しており、既成の通学区や学校制度にとらわれない、もっと自由な選択可能な学習機会を求める声もあり、飯綱高原の自然の中で、地域で子供をホームステイでも受け入れてもらい、体験を通じて自立の心を育て、地域住民との触れ合いによって、地域への関心や愛着心を育むことにつなげていくとのことです。

地域力活性教育特区は、私たちには少し想像のできないものであり、この特区が今後どのように進められていくのか、注意深く参考にさしていただきたいと思っております。

今回の研修の成果を今後の議会活動に生かしてまいりたいと思っております。

以上で総務文教委員会の視察研修報告といたします。ありがとうございました。

### 議 長 ありがとうございました。

次に、厚生委員長、山本登君、お願いいたします。

# 厚生委員長 厚生委員会視察研修報告。

厚生委員会は、去る11月4日に國分農場有限会社、視察研修いたしました。 それでは、ご報告させていただきます。 國分農場有限会社が所在する福島県大玉村は、福島県のほぼ中央に位置し、西は安達太良山、東は阿武隈川に接し、豊かな自然を基盤とした農業が基幹産業です。現在では、面積79.46平方キロメートル、人口8,400人余りの村となっています。国道4号、東北縦貫自動車道、JR東北本線が南北に走り、工業立地及び観光地としての条件にも恵まれ、近代農業と工業が一体となった産業形成及び定住化対策としての住宅政策を掲げ、自然と調和した健全なまちづくりを推進されています。

さて、國分農場有限会社の所在は、大玉村玉井、代表取締役は國分俊作氏、昭和24年8月30日生まれです。操業は、昭和44年、社員数はパートを含めて13人、事業内容は肉牛生産、堆肥の生産・販売、生産品目は、「あだたら高原酵母牛」、有機質肥料「グリーントップ」、生命活性化液などです。

さて、國分農場では、國分俊作氏からの堆肥と飼料について説明を受けました。

最初に、堆肥についてですが、國分農場では隣接の二本松市にある岳温泉旅館などの食品 残渣を活用されています。平成11年に二本松市のごみの処理料が2倍に値上げされたこと から、年間60万人が訪れる岳温泉旅館の組合が生ごみの処理の経費削減のため、有機肥料 づくりに生ごみを既に使っていた國分農場に協力を依頼された経緯があります。

18軒ある旅館などから、宿泊客の前日の食べ残しを徹底して分別し、異物を取り除いた 1日約1.5トンの残渣を引き取り料はなし、農場への運搬費は旅館側負担で収集し、ふん 尿にもみ殻、おがくず、土着菌の培養液をまぜて70度Cの高温発酵させ、約3カ月で完熟 堆肥にし、無農薬栽培に取り組む13戸の農家グループらに販売しておられます。農家グル ープが栽培した作物と國分農場が育てた「酵母牛」は、岳温泉へ販売、宿泊客の料理の素材 として使用され、食品という身近な資源リサイクルを目に見える形で消費者に伝える仕組み を構築されました。

國分農場では、年間550トンの残渣と1,500トンのふん尿が処理され、日量4トン生産される堆肥は、「グリーントップ」のブランドで25リットル袋450円から500円で販売、食品残渣と牛のふん尿でつくる堆肥プラントも「コクブ式コンポストシステム」として販売されています。

なお、この「コクブ式コンポストシステム」は、過日ごみ問題特別委員会で視察しました 福井県のエコクル美方の隣接地で建設中であった「美方コンポストセンター」に納品された とのことでした。

このようにして行政が関与しない國分農場を核とした地域の有機物循環システムを推進し

ておられます。この有機物循環システムは、多くのマスコミに取り上げられて大きなPR効果を生み、岳温泉のイメージアップにつながり、農家グループが栽培した作物の一般消費者への直売額も急増しているとのことでした。

次に、肉用牛の飼料についてですが、本来食品工場が1トン当たり1万5,000円から2万円を支払って焼却しているうどん、食パン、弁当、菓子、おから、ふすまなどの規格外品を國分農場が1トン当たり500円で購入し、活用して飼料をつくり、肉用牛などに係るコストダウンと収益アップを図っておられます。國分農場では、肉用牛を900頭飼育されており、規格外の食品の飼料化は、肉用牛の売り上げに占める飼料代の割合が50%に上がっていたため、飼料代を節減し、利益を確保するねらいで始められたそうです。

食品工場から出されたうどん、パン、弁当などに酒かすをまぜて、日量4トンを30度Cで12時間かけ酵母発酵させ、10日間熟成させます。課題であった食用油の除去にも、微生物が産出する酵素が必要であると考え、農場近くの山林から採取した土着菌の培養液を利用し、解決されたとのことです。

現在、えさの約80%は食品工場の規格外品で、粗飼料は地元の大玉村産の稲わらを使用されています。こうした取り組みが実を結び、飼料代は肉用牛の売上高の25%以下に抑えることができ、利益は子牛の購入代金に充て、増頭につなげられています。

今まで焼却されてきた食品工場から出る未利用資源を有効に使うことで地球温暖化の歯ど めにも一役買っているとのことでした。

最後に、國分俊作氏から行政に関して、

- 1、行政はもっともっと勉強され、コンサルに頼り過ぎず、お金をかけ過ぎない方向で進められればよいのでは。
- 2、生ごみは多量に水分を含んでおり、燃焼させるのに多額の経費を要す。生ごみを活用させ、浮かせたお金を町おこしなどに使用されればよいのでは。

以上の2点を提言されました。

今回の研修で、有機循環ネットで地域全体が経済メリットを得られることについての認識 を新たにし、今後積極的に研究する必要があることを強く感じました。

以上、簡単ですが、厚生委員会の研修報告とさせていただきます。ありがとうございました。

## 議長ありがとうございました。

ちょっと済みません、事務局から連絡事項。

- **局 長** 済んません。皆さんに配付さしていただきました厚生委員会の視察研修報告の中で、「福島県」が「福井県」ということになってます。「福井県大玉村」となっておりますが、「福島県」ということでちょっと訂正の方、よろしくお願いいたしたいと思います。失礼します。
- 議 長 次に、産業建設委員長、吉田君、お願いします。

**産業建設委員長** それでは、産業建設委員会の視察研修報告をいたします。

産業建設委員会は、去る10月28日に横須賀市役所、翌29日に吉田町役場を視察研修 いたしました。

それでは、ご報告させていただきます。

横須賀市は、神奈川県の東南部に突き出た三浦半島の中央部に位置し、青い海と緑の山々に囲まれた町で、徳川幕府の最後の大事業として横須賀製鉄所の建設が着手されて以来、造船、軍港の町として発展を続け、現在では面積100.67平方キロメートル、人口43万人弱の中核市となっています。分権時代にふさわしい市民協働型の行政システムを構築し、「国際海の手文化都市」を都市像とする個性豊かなまちづくりを推進されています。また、小泉総理大臣の祖父小泉又次郎氏が議長を務められた町でもあります。

さて、横須賀市役所では、工事検査担当課から事業所訪問調査について、契約課から入札 制度について説明を受けました。

最初に、事業所訪問調査についてですが、その目的は入札参加資格登録業者に対し、事業所を訪問して登録申請内容の事実確認を行い、虚偽の申請をして資格登録しているもの、書類申請だけの架空会社などの不良・不適格業者の排除をし、公正かつ健全な入札制度の実現を目指すものです。調査頻度は、工事登録業者614社を2年に一度、直前に電話の上、訪問するもので、調査内容は最新登録申請書等と現状とを次の内容で照合をするものです。

- ①事務所実態調査:それは社名表示、事務所形態、稼働状況などを写真撮影します。
- ②登録内容確認調査:所在地、電話、名称、代表者、営業所専任技術者などの書類を確認 いたします。
- ③技術者確認調査:登録してある最新技術者名簿との相違について、管理技術者証や書類 を確認します。

この調査の結果、申請書等の内容に登録申請後、変更があったもの、または内容に大きな 誤りがあったものには是正指導を行い、登録内容の変更届が提出されるまで入札参加排除と なります。また、正当な理由なく調査を拒んだとき、または登録内容の変更の届け出を拒ん だ場合は、指名停止となります。

平成16年度の事業所訪問調査結果として297社中、177社の是正指導を行ったとのことでした。また、市内業者のみ調査の対象としている経営事項審査時点で申請した技術職員の登録変更処理は212社中、23%に当たる48社が未処理であり、すべての業者に対し変更させたとのことでした。

次に、入札制度についてですが、①談合のしにくい、②高価安定受注を防ぐ、③透明性・公平性を高める、④工事品質を確保する、⑤入札事務の省力化を目的に、平成14年度から1億円余りの経費をかけて電子入札制度を導入されています。このシステム中の公証・認証システムは、横須賀市を初めとする下関市、松阪市、宇都宮市、福井市、佐世保市及び長崎市の7自治体との共同利用をされています。入札方法は、入札条件を満たしていればだれでも入札に参加できる条件つき一般競争入札で、すべての工事入札に採用しています。

入札事務の情報化の内容としては、次のとおりです。

- ①工事名、工事内容、入札参加条件、工事位置図等を掲示し、ホームページ上で発注広告。
- ②入札参加申請、入札書の送付は、すべてインターネット上で実施。
- ③質問は、ファクス・個別対応でも可能。
- ④入札参加業者一覧表を入札書提出期限後にホームページ上で自動公表。
- ⑤入札結果も自動的に即時ホームページ上で公表。

電子入札制度の効果としては、次のとおりです。

1番、入札参加者が発注掲示を見に来たり、参加申請書の提出や入札及び入札結果を知る ために市役所に来る時間、経費の節減。

2番、入札参加機会の拡大。

3番、落札価格の低下。平成15年度実績では、全体の契約金額177億1,166万4,000円、それの設計額が208億8,994万1,000円、その入札差額が31億7,827万7,000円とのことです。

4番、談合の防止。

5番、発注情報の透明化。

6番、契約課の入札関連作業時間が10分の1になり、このことにより入札の正常化を得たとのことでした。

翌日に訪ねました吉田町は、県都静岡市から25キロメートル、一級河川大井川河口西岸に位置し、富士山や南アルプスが望める景観豊かな町で、古くはウナギの町として知られて

いましたが、昭和44年に東名高速道路の吉田インターチェンジが開設されてからは大手企業の進出が活性化し、急激な発展を遂げ、現在では面積20.84平方キロメートル、人口2万8、000人の町となっています。

さて、吉田町役場では、平成15年7月に入札契約制度検討委員会を立ち上げられ、①入札に参加資格を有する業者に対し、受注機会を公平に付与する。②請負業者を決定する過程がだれから見ても透明であると実感できるといった2つの条件を満たす入札方式について検討、考案され、同年10月から「抽せん型指名競争入札方式」を実施されています。

抽せん型指名競争入札方式の流れは、次のとおりです。

1番、入札適格業者の決定。町が定めた入札参加資格を有するすべての業者を入札適格業者として決定する。

- ②指名候補者の決定。入札適格業者のうち、抽せんの結果、残った15業者を指名候補者と決定し、指名候補者に決定された業者は、設計図書を縦覧する。
- ③入札参加者の決定。入札直前に指名候補者による抽せんを実施し、入札参加者10業者を決定する。
- ④請負業者の決定。入札参加者となった10業者による入札を実施し、最低価格で入札した業者を落札者とし、請負契約を締結する。

なお、抽せん型指名競争入札方式の対象工事は、工事価格が200万円以上5,000万円未満の土木一式工事と水道施設工事となっています。

この抽せん型指名競争入札方式は、町発注工事の請負業者決定過程において、町が定めた 入札資格を有するすべての業者を入札に参加させた上で、抽せんという偶然性を2度取り入 れた業者選定を行うことによって、恣意的業者選定要因の排斥と業者間談合防止を実現する ことができ、町民が客観的に透明性を実感できる制度です。

成果として、平成14年度の入札落札率が99.05%、平成15年11月26日執行の入札落札率は86.16%となり、22件の公共事業の予定価格が3億1,609万2,00円に対し、落札金額は2億7,234万2,700円となり、その差額4,374万9,300円の入札差金が生まれたとのことでした。入札方式を変えたことによってできたお金を町民の皆様のために使用する旨を伺いました。

今回の研修で入札制度についての認識を新たにし、今後積極的に研究する必要があること を強く感じました。

以上、簡単でございますが、産業建設委員会の研修報告とさせていただきます。ありがと

うございました。

議長ありがとうございました。

次に、議会運営委員会委員長、坂口君、お願いします。

議会運営委員会委員長 それでは、視察研修のトリをとります私は議会運営委員会の報告を行います。

議会運営委員会は、去る11月24日、25日に岡山県矢掛町――やかげちょうと申します――鳥取県日南町、議会運営等について視察研修をいたしましたので、報告をさせていただきますと。

矢掛町は、岡山県の南西部に位置し、倉敷市、笠岡市、井原市などに接し、交通の要衝地で、古くは参勤交代、宿場町として栄えてきたとこであります。最近では、平成11年1月、地域の夢を載せた井原鉄道が開通しました。この井原鉄道に我々も乗ったものでございます。さらなる発展を目指しています。人口は1万6,400人、面積90平方キロの町であります。

矢掛町の議員数は16名、広陵と一緒です。所属の党派を見ますと無所属が14人、共産党が1名、欠員1、このようになっております。正・副議長、常任委員会の任期は2年、広陵町は今まで慣例で1年ですが、2年とされております。予算・決算、このような特別委員会はございません。議案に対する質疑は、同一であれば3回までと、このようになっております。

一般質問については、締め切り、議会運営委員会開催の前日までで質問は3回までと、こ ういうようになっております。

一般質問の状況は、編集をしてケーブルテレビ、岡山県は各戸の家にケーブルテレビを引いている。非常に面積の広いとこですが、ケーブルテレビで放送されていますというところでございます。

合併問題、合併問題についてもお聞きしました。郡内の美星町との合併について協議されてきた、これはなかなか進まなかったということで、平成15年6月に「引き続き独自のまちづくりを期していく」と、これは独自に単独でいこうと、このようなことで決められました。教授、企業トップ、住民から成る行財政改革推進委員会を立ち上げ、バブル期前、今の予算はちょっと膨らみ過ぎて、バブル期前の予算規模に戻す、身の丈に合った予算規模に戻すと言うておられました。事務事業、補助金などの見直しを行い、来年3月に実施計画が示されることとのことでした。

翌日、非常に天気のよい日でございました。翌日に日南町、ここは中国山地のほぼ中央に位置しております。鳥取、岡山や広島に面し、面積は340平方キロ、鳥取県の最大の町、物すごう大きいんですね。日野川が源流を発し、町の中央部を流れております。標高280メートルから600メートルの間に集落と耕地が集まっているとこであり、人口が6,600人、このような少ない町ですが、非常に面積が大きいというところでございます。

議員数16名、ここも広陵と同じです。党派は無所属が15、共産党、ここも1名と、このようなことで正・副議長の任期4年間、1期4年間するということでございます。常任委員長は2年と、こういうふうになっております。

予算・決算については、常任委員会で行うと、再度特別委員会で審査されており、会期は 長目となっております。

一般質問については、初めは登壇、私のように出て登壇して、2回目からは対面方式により行います。質問者の質問時間は30分、これは質問だけが30分でございます。質問回数に制限がありません。時間で区切っておると、このようなことです。

また、論議を深めるために一般質問通告書に対する答弁書というのが、この先に議員に渡 し、ちょっと珍しいですね。答弁書が先に議員に渡されるという、今までこんなこと聞いた ことないですが、先に渡されるから、ここで登壇して言うときに中身がわかってるので、さ らに細かく言えると、こういうことでございます。新たな取り組みをされていました。

住民への周知は、年4回議会広報を出しております。ここもケーブルテレビ、何か田舎で広い面積ですが、ケーブルテレビは各家に引っ張ってると、物すごうお金かかったと言うてましたわ。ケーブルテレビで議会の様子を全世帯に生中継、だから今議員さん何言うてんねんって村の人が言うんですって、何か言うてたなとか言うてなかったなと、こういうことが生中継されてると。この状態を生中継して、また晩に町民が帰ってきたら晩にも見たいちゅう方がおられるから、これは録画しといて晩にまた話し、再放送しますねんと、こういうようなことで議員の動きが逐一わかっちゃうと、このような状態で、これはなかなかいいことやなと思いました。

さて、ここも合併問題については、15年2月に引き続き広域合併を目指すとしながらも、 当面は単独でいこうと、このようなことを決定し、自立できる「行財政改革」に取り組み、 町民との協働によって小さくても活力と特色のあるまちづくりを進めております。

15年7月、既に去年の7月には、職員20人による「行財政改革検討委員会」を設置し、 事務事業を中心に約80項目、物すごう細かい項目でございます。一つ一つ見直し、課題を 検討し、町民代表による「行政改革推進委員会」で審議し、ことしの3月に中間報告をまとめ、できるものは16年度から反映しております。

ここは単独でいくということですから、議会議員の定数も16名から次の選挙から12名、職員も90名職員いて20名減らすと言うてましたわ。すごいですよ、単独でいこうって、 それだけの決意があるちゅうことですね、議員さんも16名から12名に削減するということを決定して、次の選挙から12人ですと、こういうようなことを言っておられました。

日南町は、自立して生き残るために迅速に行い、行財政改革を断行しておられると。人口は少ない町ですが、議会活性化もあわせ、その先進的な取り組みに学ぶべきことがたくさんありました。

当日、町長さんもちょっと出られておりました。ここの町長さんも言うてた身の丈に合った予算にしていく、人口に合った予算にしていく、バブル期以前にしていく、こういうようなことでございます。そうしないとやっていけないということをおっしゃってました。職員みずからもこの行財政改革に取り組んでいくんやということを我々勉強してきたことでございます。今後の議会活動に生かしていきたいと考えております。

以上、簡単でございますが、議会運営委員会の研修報告といたします。ありがとうございました。

議 長 ありがとうございました。

議 **長** 次に日程4番、平成16年度定期監査の結果について報告願うことにいたします。 山田監査委員、お願いします。

**監査委員** 平成16年度定期監査の結果をご報告申し上げます。

平成16年度定期監査は、平成16年10月7日から11月11日までの間において慎重に実施いたしました。

各課を対象に、事務事業の執行状況及び関係書類並びに会計経理の状況、帳票の処理方法 等について監査いたしました。

監査結果でございますが、各事務事業の執行については、おおむね所期の成果を上げており、また関係帳票の処理方法についても良好であることを確認いたしました。

その内容につきましては、お手元に配付しております報告書のとおりでございますので、 よろしくご一読願いまして、定期監査の結果報告といたします。ありがとうございます。

議長ありがとうございました。

議 長 次に日程5番、議案第66号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについ

てを議題とします。

朗読させます。 局長!

- 局 長 朗読。
- 議 長 本案について説明願います。 町長!
- 町 長 議案第66号の人権擁護委員推薦意見について、提案理由の説明を申し上げます。 このたび12月31日をもって任期満了となります人権擁護委員堀内正弘氏を再度推薦い たしたく存じます。

堀内正弘氏は、人権擁護委員を1期3年務めていただき、地域住民の人権擁護の普及のため頑張ってくださっています。また、古寺区長、心配事相談員としてもご活躍いただいており、人格・識見にすぐれ、広く社会の実情に通じ、人権擁護について深いご理解と熱意があります。そのため、真に地域住民の人権擁護活動に経験を生かし、熱心に取り組んでいただける方であり、人権擁護委員として適任者でありますので、ここに推薦をお願いいたしまして、提案説明とさせていただきます。

議 長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

- 議 **長** 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論はありませんか。 (なしの声あり)
- 議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第66号を原案どおり同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第66号は原案どおり同意されました。

ただいま人権擁護委員に推薦されました堀内氏が来られておられますので、紹介をさせて いただきます。平岡町長、紹介をお願いいたします。

**町 長** ただいまご同意をいただきました堀内正弘氏でございます。ここでごあいさつをお 願いしたいと思います。

## 人権擁護委員 あいさつ

- 町 長 はい、ありがとうございました、どうぞ。
- 議 長 本日はご苦労さまでございました。
- 議 **長** 次に日程6番、議案第67号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

朗読させます。 局長!

- 局 長 朗読。
- 議 長 本案について説明願います。 町長!
- 町 長 議案第67号、人権擁護委員推薦意見について、提案理由の説明を申し上げます。 このたび12月31日をもって任期満了となります人権擁護委員巽壽生氏を再度推薦いた したく存じます。

異壽生氏は、人権擁護委員を1期3年務めていただき、地域住民の人権擁護の普及のため 頑張ってくださっています。また、大字安部土地改良区理事長、そして心配事相談員として もご活躍をいただいています。人格・識見にもすぐれ、種々人権思想の普及・高揚を図ると ともに、人権侵害が起こらないよう監視し、人権擁護に全力を注いでいただいております。 そのため、真に地域住民の人権擁護活動に献身的に取り組んでいただける方であり、人権擁護委員として適任者でありますので、ここに推薦をお願いいたしまして、提案説明とさせて いただきます。

議 長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

- 議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。討論はありませんか。 (なしの声あり)
- 議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第67号を原案どおり同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第67号は原案どおり同意されました。 ただいま人権擁護委員に推薦されました異氏が来られておられますので、紹介をさせてい ただきます。平岡町長、紹介願います。

**町** 長 ただいまご同意をいただきました巽壽生氏を紹介したいと思います。

人権擁護委員 あいさつ

- 町 長はい、ありがとうございました。
- 議 長 本日はご苦労さまでございました。
- 議 長 次に日程7番、議案第68号、土地改良事業の施行についてを議題とします。 朗読させます。 局長!
- 局 長 朗読。

議 長 本案について説明願います。 都市整備部長!

都市整備部長 議案第68号について理由させていただきます。

別添で本日資料を添付いたしておりますので、それをごらんになっていただきたいと思います。

本事業につきましては、土地改良法第96条の2第2項ということでございまして、あらかじめ議会の議決を得まして、当事業の概要を定めて公告する必要があるというふうになっておりますので、上程をした次第でございます。

別紙の参考資料にございますように、凡例にもございますが、赤く塗りつぶした部分が受益地でございます。受益面積は9.0~クタールでございます。

事業費の分担割合としまして、国が50%、県が5%、町が25%で、地元が20%ということになっております。この事業の割合をもちまして、今現在あります老朽化した、いわゆる井堰を撤去し、新しいゲートを新設するものでございます。

場所につきましては、現在の健民グラウンドの北西の角に位置するものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 次に日程8番、議案第69号、町道の路線認定についてを議題とします。 朗読させます。 局長!

局 長 朗読。

議 長 本案について説明願います。 都市整備部長!

都市整備部長 それでは、議案第69号についてご説明申し上げます。

認定路線は3本でございます。6ページをごらんになっていただきたいと思います。

認定路線といたしまして、1番、大塚43号線、大塚472番地から、同じく472番地の間、延長22.5メートル、最大幅員は6メートル、最小幅員は4.0メートルでございます。

2番につきましては、南郷57号線でございます。南郷217番地の1から、南郷同じく 217番の2まででございます。延長にいたしまして30.2メートルでございます。最大 幅員、最小幅員とも4.0メートルでございます。

3番につきましては、中東西線でございます。三吉元斉音寺方180番地の1から中40番地の3までの間、102メートルでございます。最大幅員、最小幅員ともに6.0メートルでございます。

次のページの7ページに路線の配置図をつけております。

めくっていただきまして、次の8ページに詳細の位置図を添付いたしております。1番の 大塚43号線でございますが、この部分につきましては開発による道路を今回町道認定とい たすものでございます。

続きまして、9ページの詳細図をごらんいただきたいと思います。これにつきましても個人の開発による道路を町道認定にするものでございます。

続きまして、10ページの詳細図でございます。これは真ん中に道路がございますが、これはいわゆる大和高田斑鳩線でございます。これから高田川に向かいます間の町道102メートルの町道認定でございます。いわゆる新設をする計画をやっております。清掃センターの関連事業として取り上げているものでございます。

以上、3件の町道認定につきましてお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 次に日程9番、議案第70号、町道の路線変更についてを議題とします。

朗読させます。 局長!

局 長 朗読。

議 長 本案について説明願います。 都市整備部長!

都市整備部長 議案第70号についてご説明申し上げます。

今度は町道の路線の変更についてでございます。

12ページをごらんいただきたいと思います。

変更路線といたしまして、古寺中線でございます。変更前は、古寺267番地の1からという路線でございましたが、起点は一緒でございますが、終点といたしまして、変更前は古寺50番地の1であったものを変更後、中286番の2に変更するものでございます。

延長といたしましては、変更前が370メーターの分を変更後690メーターにいたします。したがいまして、320メートルの増になります。

13ページに変更路線の配置図を示しております。

めくっていただきまして14ページに位置図の詳細図を添付いたしております。真ん中に 矢印がございます細いラインの部分までが今までの変更前での終点でございます。新しくつ くる清掃センターの進入路としてこの地点まで認定をいただいておりましたが、今回、中2 86番地の2の先の部分まで路線の延長として変更をお願いするものでございます。以上で ございます。よろしくお願いいたします。

議 長 次に日程10番、議案第71号、平成16年度広陵町一般会計補正予算(第3号)

を議題とします。

朗読させます。 局長!

局 長 朗読。

議 長 本案について説明願います。 企画財政部長!

**企画財政部長** それでは、議案第71号、平成16年度一般会計補正予算(第3号)のご説明 申し上げます。

15ページをごらんください。

今回補正を行いますのは、歳入歳出それぞれ3億5,259万4,000円を減額し、歳 入歳出予算の総額をそれぞれ115億7,520万2,000円とするものでございますが、 内容の詳細につきまして、まずその歳出から明細を説明いたします。

24ページをごらんください。

第2款の総務費、第1項の総務管理費でございます。第13節の委託料でございますが、 東地域整備計画基礎資料作成業務委託料として147万円を計上いたしております。これは 新清掃施設建設地の南側へ将来的に建設予定のいわゆるコミュニティー施設を含め、周辺環 境整備事業につきまして、整備計画の基礎資料を緊急地域雇用特別交付金を使って業務委託 するものであります。続いての第15節工事請負費でございます。モニュメント設置工事費 500万円でございますが、これはことしの8月のアテネオリンピックにおける野村忠宏選 手の柔道3連覇、そしてその前のミュンヘンオリンピックでの野村豊和選手の金メダルなど、 広陵町は夏のオリンピックで日本がこれまで獲得した金メダル総数114個のうち4つの金 メダルを獲得した町であります。そのことから、これらの4つの金メダル、そして今後の町 の青少年に5つ目の金メダルを期待して、竹取公園でエレベーターがある休養施設の西側の 日本庭園のところに設置するモニュメントの費用であります。また、その下の金メダルロー ド道標設置工事100万円につきましては、10月に野村忠宏選手の祝賀パレードを行いま したエコール・マミから広陵町役場までの道路の愛称をこの際に「金メダルロード」という ことで命名しまして、記念に道標を立てるものであります。設置箇所は、エコール・マミ、 それから役場前、それにコース上の道路で野村忠宏選手のご両親の家の近くの地点、これら 合計3カ所を予定しております。

次に、第3款の民生費、第1項の社会福祉費でございます。第20節の扶助費1,511 万5,000円につきましては、いずれも知的障害者、身体障害者の支援費などの利用が当 初の想定よりも多かったための費用増であります。その下の第28節の介護保険特別会計繰 出金の1,664万7,000円につきましては、介護保険の利用増に対します給付総額につきまして、町としての法定負担分12.5%を一般会計から介護保険特別会計に繰り出しするものであります。

次に、第4款衛生費で第1項の保健衛生費でございます。第7節の賃金でございますが、 看護師賃金の204万8,000円につきましては、保健衛生業務や予防接種などの増加及 び社会福祉協議会によるデイサービス事業の充実のため、臨時職員の看護師を1名増員した ためのものであります。また、次の25ページでございますが、最初にございます予防接種 委託料の330万7,000円につきましては、今申し上げました予防接種の希望者増加に よる費用増であります。

次に、同じ衛生費で第2項の清掃費でございます。新清掃施設につきましては、当初16年度、17年度の2カ年事業としまして予定しておりましたが、事業着手が16年度後半にずれ込んできたため、国、県と協議し、16年度、17年度、18年度の3カ年継続事業として変更させていただき、それに伴う平成16年度の委託料及び工事請負費の金額を修正いたしました。

なお、これに伴う継続費の補正につきましては17ページに記載しておりますが、継続費 総額につきまして5,814万5,000円の増額となっております。

25ページに戻っていただきまして、次に第5款の農商工費、第1項の農業費でございます。第19節の負担金補助及び交付金でございますが、先ほど議案第68号でご説明申し上げましたように、土庫川の井堰の改修につきまして調査設計に対し、補助金の残りとなる40%分を調査設計として地元負担金として設計業者へ支払うものであります。

次に、26ページの第6款の土木費、第4項の都市計画費でございます。第28節の繰出金でございますが、下水道事業特別会計繰出金として20万3,000円の減額でございます。これは下水道事業におきまして補助金を要望しておりましたが、補助内示額が県下一律に5%カットされ、事業費が減額されたことにより、一般会計からの下水道事業会計への繰出金を減額するものであります。

第8款の教育費、第1款の教育総務費でございます。第28節の繰出金でございますが、 学校給食特別会計繰出金として107万1,000円を計上いたしております。これは給食 調理員がけがで入院したため、代替えとして臨時職員を雇用したことに伴う費用の負担増に 対する一般会計から学校給食特別会計へ繰り出しするものであります。

また、その下の負担金補助及び交付金でございますが、奨学給付金としまして13万5,

000円を計上いたしております。これは中学校生徒に対する月5,000円の奨学給付金 につきまして、支給該当者が当初の想定より多く出たため増額するものであります。

同じく第2項の小学校費でございます。第7節の賃金でございますが、学校いきいプラン 講師賃金としまして131万3,000円を計上しております。これは緊急地域雇用特別交 付金を活用したものでございますが、本年度におきまして県の配慮により、北小学校への講 師の追加加配が決定され、急遽配置したものであります。

また、その下の障害児学級加配講師賃金163万7,000円につきましては、年度当初におきまして真美ヶ丘第一小学校において障害児加配を必要とする結果となり、加配したことによる講師1名分の賃金であります。次の第13節の委託料では、真美ヶ丘第二小学校増築工事設計委託料215万8,000円を計上しております。これは児童増加による校舎増築4教室、特別教室、トイレ等でございますが、それの設計に伴う委託料でございます。

次に、27ページの第8款第3項の中学校費でございます。第7節の賃金67万9,00 0円でございますが、これは本年度教育人事の結果、真美ヶ丘中学校における美術科の講師 の時間配置に伴う増額でございます。その下の第13節委託料、第15節工事請負費、第1 8節備品購入費につきましては、広陵中学校と真美ヶ丘中学校で実施いたします中学校スク ールランチ制度のための施設改造工事費用、設計費、そして検食用冷凍庫などの管理備品の 費用であります。

次に、同じ第8款教育費、第4項の幼稚園費でございますが、これにつきましては真美ヶ 丘第二小学校附属幼稚園の園児増加によります園舎の増築関連費用としまして、設計監理委 託料、工事請負費、管理備品の費用であります。

続きまして、これら歳出に対する歳入につきましてご説明申し上げます。

21ページから23ページをごらんいただきたいと思います。

まず、障害者の支援費費用増に対します歳入につきましては、広く分かれております。

まず、21ページの第13款国庫支出金の国庫負担金、同じく第2項国庫補助金、第14款の県支出金の第1項県負担金、それからページ変わりまして22ページの一番上の第2項県補助金、第1節社会福祉費補助金などが入っております。

新清掃施設に関するものにつきましては、21ページの第13款国庫支出金の第2項国庫補助金、第1節での廃棄物処理施設整備補助金の減額をしておりますし、また22ページの第19款第1項町債の第1節新清掃施設整備事業債の減額をそれぞれ行っております。また、これは継続費の年割額の変更に伴うものでございます。

また、東地域整備計画基礎資料作成業務委託料に対する歳入につきましては、21ページの一番下の第14款県支出金の第2項県補助金で、緊急地域雇用創出特別交付金事業補助金がございます。

金メダルモニュメントにつきましては、22ページの第18款諸収入で助成金として10 0万円を記載しておりますが、これは社会福祉協議会からいただくものであります。

真美ヶ丘第二小学校附属幼稚園の増築につきましては、23ページの一番上にあります整備事業債2,150万円が充てられることになっております。以上、少し長くなりましたが、議案第71号平成16年度広陵町一般会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

議 長 次に日程11番、議案第72号、平成16年度広陵町介護保険特別会計補正予算 (第2号)を議題とします。

朗読させます。 局長!

局 長 朗読。

議 長 本案について説明願います。 健康福祉部長!

健康福祉部長 それでは、議案第72号についてご説明を申し上げます。

議案書の33ページをごらんいただきたいと存じます。

歳出の保険給付費でございます。高齢化が進む中、要介護認定者及びサービス利用料の増加に伴いまして、年16%を超えるのみで増大しております。このことによりまして、介護サービス等諸費を1億3,317万5,000円の増額をするものであります。これに伴いまして、31ページの歳入の法定負担分、国庫負担金、国庫補助金、支払基金交付金、県負担金及び次の32ページの一般会計繰入金の町負担金と基金繰入金を補正するものであります。以上、簡単ですけども議案の説明とさせていただきますので、よろしくご審議お願いを申し上げます。

議 **長** 次に日程12番、議案第73号、平成16年度広陵町下水道事業特別会計補正予算 (第2号)を議題とします。

朗読させます。 局長!

局 長 朗読。

議 長 本案について説明願います。 都市整備部長!

都市整備部長 議案第73号についてご説明申し上げます。

本議案の内容につきましては、前年度からの協議による要望にかかわりませず、当初の内

示額が5%カットの95%で内示がされました。前例になかったことでございましたので、 復活を期待いたしまして今回まで待っておりましたが、年度末を控え、今回減額をお願いす る次第でございます。

内容につきましては、39ページをごらんいただきたいと思います。

工事請負費といたしまして、第15節1,370万3,000円を水質改善下水道工事費 の減額とさしていただきます。

歳入でございますが、戻っていただきまして38ページでございます。第1節の公共下水 道事業補助金といたしまして、水質改善下水道建設費補助金710万円を減額するものでご ざいます。

次に、繰入金といたしまして、先ほどの一般会計の説明の中にもございましたが、一般会 計の繰入金といたしまして20万3,000円を減額いたします。

その次に町債といたしまして、公共下水道債といたしまして公共下水道建設事業債を64 0万円減額いたすものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 次に日程13番、議案第74号、平成16年度広陵町学校給食特別会計補正予算 (第1号)を議題とします。

朗読させます。 局長!

局 長 朗読。

議 長 本案について説明願います。 教育委員会事務局長!

**教育委員会事務局長** 議案第74号、平成16年度広陵町学校給食特別会計補正予算(第1号)のご説明を申し上げたいと存じます。

今回の補正をお願いいたします予算につきましては、歳入歳出にそれぞれ155万4,000円を追加し、歳入歳出総額2億1,123万6,000円とするものでございます。

内訳といたしまして、まず44ページの歳出におきまして、第1目の学校給食費の155万4,000円の追加でございますが、これは一般会計でもご説明申し上げましたように、給食調理員のけが等で業務を休みました給食調理員の補充として臨時に業務をお願いいたしましたパート職員の賃金と9月議会でもご説明を申し上げておりましたように、学校給食特別会計平成15年度決算に伴う余剰金を給食賄い材料に充てるものでございます。

続きまして、43ページの歳入でございますが、1目の一般会計繰入金といたしまして人件費分の107万1,000円を一般会計から繰り入れていただき、繰越金の48万3,00円は15年度決算における余剰金として給食賄い余剰金でございます。以上、簡単でご

ざいますが、学校給食特別会計補正予算のご説明を終わらせていただきます。よろしくご審 議賜りますようお願いいたします。

- **議 長**次に、案件に入りますが、議案の朗読につきましては省略します。
- 議 長 次に日程14番、議案第75号、葛城広域行政事務組合規約の変更についてを議題 とします。

本案について説明願います。 企画財政部長!

**企画財政部長** 議案第75号、葛城広域行政事務組合規約の変更につきましてご説明申し上げます。

45ページでございます。

これは新庄町と當麻町が合併したことに伴います葛城市の発足によりまして組合の構成団体のうち、大和高田市を除く副管理者、この場合の副管理者は管理者である大和高田市長を除く各首長のことでございますが、これが5名から4名に減員になることに伴う改正でございます。

46ページにその規約の変更内容があります。

また、別冊で条例等の新旧対照表がございますが、その1ページに現行条文と改正案の対 照を載せております。

施行日は、県知事の許可のあった日となっております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 次に日程15番、議案第76号、奈良県市町村職員退職手当組合を組織する地方公 共団体の数の減少についてを議題とします。

本案について説明願います。 企画財政部長!

**企画財政部長** 議案第76号、奈良県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の 減少についてでございます。

47ページでございます。

これは添上郡月ヶ瀬村と山辺郡都祁村が平成17年4月1日に奈良市へ編入合併されることに伴い、その前日に奈良県市町村職員退職手当組合から脱退することの議決を求めるものでございます。以上、よろしくお願いいたします。

議 **長** 次に日程16番、議案第77号、奈良県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題とします。

本案について説明願います。 企画財政部長!

**企画財政部長** 48ページをごらんください。

これは先ほどの議案第76号で申し上げましたように、添上郡月ヶ瀬村と山辺郡都祁村が 平成17年4月1日に奈良市へ編入合併されることに伴いまして、奈良県市町村職員退職手 当組合の規約を変更するためのものであります。

49ページをごらんください。

別表第1は、2つの村が組合を脱退した後の構成団体の一覧でございます。

同じページの下から3行目にございます別表第2につきましては、組合役員の選挙区であります山添選挙区から2つの村が削除される内容でございます。

なお、この改正につきましても、別冊の新旧対照表2ページに現行条文と改正案の対照を 載せております。

施行日は、平成17年4月1日でございます。以上でございます。

議 長 次に日程17番、議案第78号、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題とします。

本案について説明願います。 企画財政部長!

**企画財政部長** 議案第78号、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共 団体の数の減少についてご説明申し上げます。

50ページをごらんください。

これも月ヶ瀬村と都祁村が平成17年4月1日に奈良市へ編入合併されることに伴います、 その前日に奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合から脱退することの議決を求めるもの でございます。以上でございます。

議 長 次に日程18番、議案第79号、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の 変更についてを議題とします。

本案について説明願います。 企画財政部長!

**企画財政部長** 議案第79号、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の変更について でございます。

51ページでございます。

議案第78号で申しましたように、月ヶ瀬村と都祁村が平成17年4月1日に奈良市へ編入合併されることに伴います奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合の規約を変更するためのものであります。

52ページでございます。

別表第1は、2つの組合が組合を脱退した後の構成団体の一覧でございます。

同じページの真ん中にあります別表第2につきましては、組合役員の選挙区であります山 添選挙区から2つの村が削除される内容でございます。

なお、この改正につきましても別冊の新旧対照表3ページにその内容を載せております。 施行日は、平成17年4月1日でございます。以上です。

議 長 次に日程19番、議案第80号、奈良県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題とします。

本案について説明願います。 企画財政部長!

**企画財政部長** 議案第80号、奈良県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少 についてでございます。

53ページでございます。これも先ほどから申し上げております月ヶ瀬村と都祁村が平成 17年4月1日に奈良市へ編入合併されることに伴います、その前日に奈良県市町村会館管 理組合から脱退することの議決を求めるものであります。

なお、この規約は構成団体としまして規約の中で、「奈良県内のすべての市町村」という 表現になっているために、これまでの2つの議案のように規約の変更はございませんので、 よろしくお願いいたします。以上でございます。

議 長 次に日程20番、議案第81号、奈良広域水質検査センター組合を組織する市町村 の変更についてを議題とします。

本案について説明願います。 水道局長!

**水道局長** 議案第81号、奈良広域水質検査センター組合を組織する市町村の変更についてご 説明申し上げます。

54ページでございます。

本議案につきましても、先ほどより説明のありますとおり、月ヶ瀬村及び都祁村が平成17年3月31日をもって廃止されること、それと西吉野村及び大塔村が平成17年9月24日をもって廃止されることになり、同検査センター組合の組織市町村でなくなることについて議会の議決をお願いするものです。以上です。

議 長 次に日程21番、議案第82号、奈良広域水質検査センター組合規約の変更についてを議題とします。

本案について説明願います。 水道局長!

水道局長 議案第82号、奈良広域水質検査センター組合規約の変更についてご説明申し上げ

ます。

55ページでございます。

先ほどの議案で説明いたしましたとおり、月ヶ瀬村、都祁村が奈良市に、西吉野村、大塔村が五条市にそれぞれ編入されることに伴う組合規約の変更です。

なお、この規約は平成17年4月1日から施行されます。

ただし、西吉野村及び大塔村を削る部分につきましては、平成17年9月25日からの施行となります。以上です。

議 長 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。議案熟読のため、12月8日から13日までの6日間を休会といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって12月8日から13日までの6日間は休会といたします。

12月14日は、本日議決されなかった議案に対する質疑並びに一般質問のための本会議といたします。

本日はこれにて散会いたします。

(A.M.11:43散会)

# 平成16年12月14日広陵町議会第4回定例会会議録(2日目)

平成16年12月14日広陵町議会第4回定例会(第2日目)は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、16名で次のとおりである。

	1番	Щ	田	光	春	2番	松	浦	敏	信
	3番	山	村	美明	关子	4番	吉	田	信	弘
	5番	山	本		登	6番	寺	前	憲	_
	7番	長	濵	好	郎	8番	山	本	悦	雄
	9番	坂	П	友	良	10番	乾		浩	之
1	1番	八	代	基	次	12番	松	野	悦	子
1	3番	吉	岡	章	男	14番	青	木	義	勝
1	5番	笹	井	正	隆	16番	竹	村	博	司

- 2 欠席議員は、なし。
- 3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町	長	平	岡		仁		Ą	助			役	畠	Щ	惠	俊
収 入	役	和	田	建	三		孝	效	官	Ì	長	安	田	義	典
企画財政	部長	松	井	定	市		糸	総	務	部	長	森	Ш		勇
健康福祉	部長	池	田	誠	夫		ſ	主具	民生	活部	長	笹	井	由	明
環境整備	部長	Щ	村	吉	由		者	都下	<b></b>	備部	長	中	尾		寛
教育委員会	等務局	長	大	西	利	実	7.	火	道	局	長	森	田	久	雄
健康福祉部	『参与	竹	嶋		昇		ſ	主臣	民生活	舌部参	冷与	竹	田	健	次
住民生活音	『参与	Щ	本	新	三		者	都市	<b>亏整</b> 偷	<b>請部</b> 参	冷与	和	田	信	次

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局 長 西 辻 眞 治

書 記 竹 若 学 上 田 勝 代

議 長 ただいまの出席議員は16名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:12開会)

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

# 日程番号 付 議 事 件

- 1 議案第68号 土地改良事業の施行について
- 2 議案第69号 町道の路線認定について
- 3 議案第70号 町道の路線変更について
- 4 議案第71号 平成16年度広陵町一般会計補正予算(第3号)
- 5 議案第72号 平成16年度広陵町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 6 議案第73号 平成16年度広陵町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 7 議案第74号 平成16年度広陵町学校給食特別会計補正予算(第1号)
- 8 議案第75号 葛城広域行政事務組合規約の変更について
- 9 議案第76号 奈良県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 10 議案第77号 奈良県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 11 議案第78号 奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 12 議案第79号 奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の変更について
- 13 議案第80号 奈良県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 14 議案第81号 奈良広域水質検査センター組合を組織する市町村の変更について
- 15 議案第82号 奈良広域水質検査センター組合規約の変更について
- 16 一般質問
- 議 長 次に日程1番、議案第68号、土地改良事業の施行についてを議題とします。 本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 6番議員!
- 6番議員 これは古寺の土地改良法であらかじめ事業の計画を定めておくということで、提案

をしていただいているわけなんですけれども、土庫川のゲート新設、現在のものを改良する ということですけれども、受益面積等資料をいただいているんですが、この地域の将来的な 計画はどのようになっているのかということをお伺いしたいんです。

この受益面積9~クタールということの内容について、具体的に教えていただきたい。

それと、この井堰と関連して、ちょうど運動公園から旧溝岡工務店のところに行くところで、あれは尾張川ではなく、土庫川との間にちょうど井堰があるわけなんですが、そういう関連も含めて、この地域全体の状況について教えていただいて、これがどのような今後の効果を持つのかということを確認をしておきたいというように思うんです。

というのは、休耕が進み、またその内容が一層進んでいくような状況の中で、この問題を とらえたいと思いますので、そういう認識からご答弁をお願いしたいと思います。

### 議 長 都市整備部長!

都市整備部長 ご質問の古寺地区の区域でございますが、資料にもございますように、この赤く塗りつぶしているとこが受益面積となっております。いわゆる受益面積ということでありますので、現在もこのゲートから水を取り入れて耕作しているという区域でございます。今回、これを改修するということにつきましては、現在使っているゲートがおおよそもう40年間を経過しております。昭和39年ですか、建設されまして、ずっと使っておったんですが、40年を経過してゲート自体が正常に上がらないという状態でございます。それを、いわゆる鋼製ゲートで今現在あるやつをゴム製に、風船ゴムの方式に新しくかえるという中で、国の補助金を取るために改良するということでございます。もちろん国、県、町、地元というそれぞれの負担割合を示しておりますが、そういう中でやっていこうと。今まで現在9へクタールの受益を受け持っておるゲートを、機能が低下したために新しく新設やってスムーズな耕作に寄与するという目的のためでございます。

#### 議 長 6番議員!

**6番議員** 今の私の質問に答えていただいてないと思うんです。朝からこのゲートを見てきた わけですけれども、このゲートは、例えば過去どのような形で活用されているのか。

それと、このもらった資料のところで言うと、このちょうど真ん中に矢印をしているところから上のところで、ゲートもあるんですね。それは、この今受益面積というところの部分にもひっかかっているんですけれども、そういう全体の関係はどうなっているのか、理解ができないわけなんです。もちろんこの全体像、私が知っているわけではないので、そういう点を踏まえて説明していただきたい。

例えば、この新しく改良するゲートが活用をどのような形で過去使われているのか、そしてこれが上がらなくなっているという点で、それを改良するということの必要性の緊急性がどれほどあるのか。そういう形の問題とともに、この受益面積のところで、この水門、ゲートを利用したものが活用される範囲というのは、この図面になっているようなものなのかどうか。

この先ほどから上に行ったところにもちょうど道、両脇にゲートがあって、その左側の方に水が流れるようになっているんですね。これはちょうど塗りつぶしている色のところとぶつかっているんですね。だから、このゲートと他のゲートと同じような活用されている部分があるんではないかというように思っているので、その点、私自体は全体のこの中身はわからないわけですから、その9~クタールの活用がこのゲートでどのような水路の流れがここにあらわしていただいているわけですけれども、ちょっと素人の私で言うと、かぶさっているような気もしますので、ちょうど西側、この地図で言うと、上の方のところの水門も二重になっているんじゃないかというように思うので、その点全体像を明らかにしていただきたい

それから、休耕田、現在これ全部つぶしていますけれども、休耕もあるし、また畑もあります。そういう点で、この受益面積というのが、この水門で積極的な活用につながるのかということもわからないので、その点もこの受益の中で休耕田が幾らがあって、これから活用されるところの方向性がどのように位置づけられているのかということあわせて聞きたいと思います。

だから、第1点に、現在使われているこのゲートがその時期時期に使っているのは何個あるのか、それの問題1つ。

それから、西側のゲートのある部分についても、重なっているんではないかということが 1つ。

それと、受益面積のところでの休耕田、あるいはまた将来的な農業の振興策についての位置づけもあわせて持っておられるのかどうかということ等をお聞きしたいと思います。

この工事がそれほど緊急性を要しているというように認識されているわけですから、そういう内容をあわせて聞いておきたいということが中心です。

## 議 長 都市整備部長!

# 都市整備部長 お答えいたします。

今現在、あるゲートそのものが使われておらないようなご指摘かと思うんですが、今現在

も無理やりといいますか、ちゃんと起立しないゲートではありますが、途中まで上げて不足 部分をポンプアップしていると。ポンプで揚げてまで使っているというゲートです。その現 状を見ますと、もう古くなっている部分もあるんですが、ゲートそのものが崩壊するような 危険がかなりあるという判断のもとで新しくするかを、大規模な改修をせざるを得ないとい う地元の判断もあったわけです。その中で、いわゆる大規模な改修をされるという初め予定 をされておられましたが、地元として。それにも何千万円という費用がかかってくるという 中で、町の方に強い要望されまして、このゲートが何とかならないかという要望がございま した。その中で、いわゆる受益面積等該当するのであれば、受益面積は5~クタールあれば 該当するわけなんですけども。該当する中で、国の補助金等が得られる可能性があるようで したら実施しましょうと。いわゆるその中で地元負担もお願いしますよという話し合いの中 で計画されたゲートでございます。ですから、地元としては、毎日、その農業の取水のため にやっておるゲートですので、一日でも早く新しいゲートを望んでおられるわけでございま すので、必要性としてはすごくあるゲートでありまして、早期に着手するという必要もある という判断をいたしております。(6番議員「もう一つ上の西のあるゲートと重なってるん じゃないかというのがもう一つ。」)そのゲートそのものはこの受益をするためのゲートと しては使用しているものではありません。何か取水するためだけのゲートの部分をおっしゃ ってるのかなとも思うんですけども、この受益に関する取水のいわゆる頭首工、いわゆるゲ ートは、今現在あるゲートで全部賄っております。(6番議員「いえ、ダブってる。」)ダ ブってません。(6番議員「西のゲートとダブってるんと違うん。」)違います。(「6番 議員「こっち門が、あのゲートを閉めたら、この畑というのは川へ流れてくるなった  $\lambda_{\circ} \mid$ 

## 議 長 都市整備部長!

- **都市整備部長** それは南郷川の違う河川のゲートのことをおっしゃってるわけですね。(6番 議員「そう。」) それは南郷川のゲートとしての受益を賄っている部分でありますので、これこの図面で図示している部分については、いわゆる土庫川のゲートの受益地を示しておるものでございます。
- 議 **長** ほかに質疑ありませんか。(6番議員「計画。」) 15番議員!(6番議員「い やいや、そんなことない。今言うてるのは、休耕田を含めたこの中身の全体の計画どうなっ ているか。」)

#### 議 長 都市整備部長!

**都市整備部長** 休耕田がこの受益地の中に、今ほとんどこの受益地の中にはないと思うんですけども、今その数字は細かく把握しておりませんが、将来的においては、ここは農用地区域でございますので、将来においても優良な農地として保全すべき場所だというふうに考えております。

#### 議 **長** 15番議員!

**15番議員** 今の質問にちょっと関連してございますが、先ほど部長から回答いただきました このヘクタールに対しては、私も疑問を持っておりましたので、5ヘクタール以上であった らその補助に切りにあうということは、これは結構でございます。

それで、鉄扉、油圧式からファミリーダムのゴム風船になるということは、40年以上たっとって改修するということは結構かと思いますが、この今の地図を見せていただきましたら、流域または流域変更があるように思います。なぜなら、これ新しくしたことによって流域変更できるのかということを1つお聞きしたいと思います。

それというのも、南郷区域までこれ入るようになっております。南郷区域の方は、芝井井堰からこれ七、八反、1町地近くほど、この赤い面積の中、入っているように思います。それで、この井堰ができることによって、そこへもこれを取水してとることができるのか、そういう点をお聞きしたいと思います。

# 議 長 都市整備部長!

都市整備部長 これは河川の管理者とのいわゆる高田土木の県なんですけども、協議の中で、いわゆるゲートの高さをどこまで河川管理上許可いただけるのかという協議の中で決まることなんですけども、いわゆる私の申しているのは、ゲートの高さを上げれば上げるほど、いわゆる遠くまで水が行くという理屈になるわけなんですけども、河川管理上許される範囲というのがどこまでかということでございます。若干今までのゲートよりも少し10センチぐらいの高さにおいて上に上げることができるという協議をした中で決定しております。ですから、今まで一部入らなかった部分につきましても、受益地としてカウントできるんではないかなということも起こり得るということでございます。今ご質問の南郷の部分でもございますが、この部分も新しくゲートをつくることによって、一部受益として入るということも可能になってきたということでございます。

## 議 長 15番議員!

**15番議員** そしたら、南郷区とも協定とかという話をされたんですか。そうでなければ、やはりこの問題、水というのは大変な問題になると思いますのやけども、その今の取水面積と

かそれの高さによってかげんする、調整するという話はできてるんだったらそれでええと思 いますのやけど、その点を再度お聞きしたいと思います。

なぜなら、芝井井堰かてまだ三、四年前にできただけです。それから、それとっとるよう に私個人的ですが、区長しておったときに、その流域面積もはかってしておりますので、そ れから変わったんだったらまた話は変わってくると思いますのやけども、その点を再度お聞 きしたいと思います。

#### 議 長 都市整備部長!

**都市整備部長** はい。ご指摘のとおり、まだ変更の部分について、今のところ古寺区とのみ協議を済ませているところでございます。南郷区としては、まだ協議には至っておりませんので。ただ、5~クタールという基準は満たしておりますので、これをすることによってこういうことは可能になったということを図示させてもらっているということでご理解いただきたいと思います。南郷区の部分については、早急に協議いたしたいというふうに思います。

## 議 長 ほかに質疑ありませんか。 12番議員!

12番議員 まず、今の問題、大変大きな問題だなというふうに思います。

まず、芝井井堰かな。今、議員さんが指摘されました井堰の位置について教えていただき たいと思います。

それから、南郷区域が何ヘクタールあるのか、具体的に教えていただきたいと思います。 それから、国とか県の補助、補助基準の対象面積が最低何ヘクタールと決まっているだろうと思いますので、補助基準についてもそのほかも含めて具体的に教えていただきたいと思います。

それから、重要なのは、南郷区とは話し合いをしないで一方的に決定をするということについては、到底地元の混乱を招くという事態になります。そしてさらに、南郷地域の方が既に満たされているにもかかわらず、そこも対象にしていくことについては、また地域の見直し、またむだ遣いになる部分が出てくるというようなことが指摘されたとしても仕方がないというような状況が出てきます。この点についてもお聞かせいただきたいと思います。

それから、なぜ南郷の方に相談しないでこの議会に議案として上程されたのか、このやり 方についてもお聞きしたいと思います。

## 議 長 都市整備部長!

**都市整備部長** ご質問の内容は、よくわからないんですけども。南郷の方にも負担がかからないのかというご質問なんですかね。芝井井堰の位置につきましては、今ちょっと手元に資料

がございませんので、はっきり図示してお示しさせてもらいたいというふうに思います。

この4ページのところで言いますと、いわゆる土庫川の、図面で言いますと真ん中あたり 右寄りの下の方になるんですけども。芝井橋という橋がございますが、その付近にかかって いるゲートでございます。プリンスゴルフのゴルフの練習場がありますね。そこの地図上で いきますと南側のところにあるゲートです。

それと、南郷区につきましては、いわゆる可能性として出てきたというだけのことでありますので、今そこへ取水するかどうかという部分については、まだ別の話になると思います。 今のところといいますか、将来においても南郷区について負担を求めるということはございません。

議 **長** ほかに質疑ありませんか。(12番議員「まだ、答弁で答えてもらってないよ。補助基準、対象面積とかそういうのもあると思うので、補助基準についても聞いているし、それと何で南郷区の方とも相談しなかったのかという点についても。」)

南郷区は、今言われたよな。 都市整備部長!

**都市整備部長** 補助基準につきましては、私最初から申してますように、受益面積が5へクタールということでございます。

南郷区につきましては、いわゆるもともと古寺の区域の受益を賄うという井堰でございますので、5へクタールであれば十分なんですが、ゲートの技術上ここまで受益ができますよという可能性を図示しているという部分でございますので、ゲートそのものは古寺のゲートというふうに理解しております。(12番議員「それと、また南郷区が何へクタール対象、ここに地図落としてんのか聞いてない、答弁してない。南郷区のこん中で、南郷区部分として何へクタールなんやということも聞いたんやけど。そして、なぜ……。」)

## 議 長 都市整備部長!

**都市整備部長** 区域としてこの県民グラウンドの後ろ側と西側の区域になると思われます。この区域につきましては、古寺の人も南郷の人も両方おられるわけなんですけども、大体1へクタール当たりかなということでご理解いただきたいと思います。

#### 議 長 12番議員!

**12番議員** もう一点は、ここの対象地域、この地図で落としてもらってますが、ここの丸印 つけてる上側のところに橋が、要するに北側に橋があるんですけど、その橋のところから左 手の方に行った2つ目の交差点のあたりにも井堰があるんじゃないかというふうに思われる んですが、この点の井堰がどういう、あるのかないのか確認しておきたいなというふうに思

います。

それから、今答弁もいただけなかったんですが、負担を求めないからということで、やっぱり南郷区には何にも言わないで進めていくというのは、やはり混乱を招く大きなもとになっていきますので、誠実にこういう点についても相談を持ちかけるべきであるというふうに思いますが、それをせずになぜここに出されてきたのか、この点について再度お聞かせいただきたいと思います。

それから、今後についてどのように対応されるのかということもあわせてお聞かせいただきたいと思います。

また、このような井堰の改修については、今後も多々出てくるのではなかろうかというふうに思いますけれども、この現在そろそろ改修を必要とするというような井堰については、どのような状況になっているのか。1つだけで、これだけ多額な予算が要るわけですから、計画的な改修というものも必要なのではないかと思うのですが、もちろん地元の方の同意がないと地元負担も出てきますので、大変困難なんですけれども、このあたりの広陵町全体としてはどのようにお考えいただいて、どのような計画を持っていただいているのかということも聞かせていただきたいと思います。

それから、話が前後しますけども、この対象の赤く塗ってある中で、農地を持っておられる方が何人いらっしゃるのか、その点についてもお聞かせいただきたいと思います。

## 議 長 都市整備部長!

**都市整備部長** 井堰の必要性につきましては、農地がある限りこれは絶対必要なものだという 認識をしております。また、広陵町の河川の中には、古くからのゲートで今支障を来してい るというところも多々聞いております。その中で、いろいろその改修計画を行っていくわけ でございますが、何分今のルールの中で地元の負担割合という部分もございます。そういう 部分でご理解できるとか、また先ほども初めの説明にもありますように、補助金を受けられ るかという部分もございます。その中で、地元とよく協議をした中でできるかどうかという 判断をやっていきたいと思います。

また、基本的には、地元からの要望があって、こちらが協議させていただくということも 基本にしていきたいというふうに思っております。

所有者の数は、ちょっと今手元にございませんので、また委員会でも報告させてもらいます。

その重なっておるというのは、今どういう意味でおっしゃっているのかわかりませんが、

今ある井堰のことをおっしゃってるんですかね。(12番議員「だから、さっき言ったように、左へ行った2つの交差点、十字路、2つ目のところに。要するに、この赤い地図と重複というか重なるという部分にもあるんじゃないかということを聞いてるんですけど。」)重なっておりません。(12番議員「重なっていない。」)はい。

議 長 ほかに質疑ありませんか。(12番議員「まだ、答弁漏れてる。南郷に対してどうするの。」)南郷には、さっき言われましたやろ。(12番議員「うそ。」)笹井さんのときに、南郷はまた話をさせてもらうということ言われましたのでね。もう同じ答弁ばっかしなので。

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

- **議 長** ご異議なしと認めます。よって本案は産業建設委員会に付託することに決しました。
- 議 長 次に日程2番、議案第69号、町道の路線認定についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 6番議員!

6番議員 基本的なところですけれども、いわゆる大塚43号線、南郷57号線、これは開発による町道認定ということで、それ自体については異論ないわけですけれども、従来からいわゆる開発をした後、検査をして町に移管するということの手続で行っているわけですけれども、いわゆる寺戸でも開発途上のところで町道認定をした経過もありました、もちろんこれは該当する広さを持っていたということもあったわけですけれども。お聞きしたいのは、基本的に変わっていないということの確認をしたいわけですけれども、開発に手助けをするというような町道認定はしないということについては、従来どおり確認をしていいだろうと思うんですけれども、その点についてお聞きしたいと思います。

いわゆる町道認定の後に建築が可能になるというような状況であってはならないというように思うわけですけれども、そういう点について従来と変わってない認識を持った認定作業をされておられるというように思うんですが、確認しておきたいと思います。

#### 議 長 都市整備部長!

**都市整備部長** 今、ご質問にありました開発に手助けをしないという部分は、これはもう当然

のことでございまして、開発後に町道として機能するかどうかということをあらかじめ指導 いたしております。

## 議 長 ほかに質疑ございませんか。 12番議員!

**12番議員** 3番の中東西線のところなんですけれども、これから開発していくということになるわけなんですけれども、新清掃センターの関連の予定されている部分ではあるんですけれども、ここの具体的な用地買収から手続的な、日程的なスケジュールと予算について明確にしておいていただきたいと思います。

## 議 長 都市整備部長!

**都市整備部長** この部分につきましては、この議会の中で町道としてご承認いただけましたら、いわゆる用地の取得をこの間だけ先に今年度内にもやりたいというふうに計画しております。 また、それに先だっての調査測量も行いたいというふうに思います。(12番議員「予算的には。」)

議 長 予算的には。まだそこまで行ってない。

**都市整備部長** 用地そのものの予算なんですが、この道路そのものは6メートルで計画をいた しておりまして、16年度につきましては、予算として900万円を計上いたしております。

# 議 長 ほかに質疑ございませんか。 15番議員!

**15番議員** 南郷57号線でございますが、これの用地も個人第三者の所有地になっておるように思います。それの件につきまして、承諾は得たようにも聞いたおりますけども、この登記とかの方はどのような順序でなされるのか、お聞きしたいと思います。

#### 議 長 都市整備部長!

**都市整備部長** ご質問のとおり、これは奥の方が個人的に道路を改良されまして側溝も舗装も ご自分でされております。この部分の寄附をいただくということで、町の方が寄附という形 の手続をするということになります。

#### 議 長 15番議員!

**15番議員** 今までからこういうケースである場合は、先に土地を寄附願って、それから町道 に申請上がってきて町道認定するのが順序だったように思いますが、その点についてお伺い したいと思います。

そして、この土地はこの関係者以外の人の土地もあるはずでございます。まだ登記、最近 私知りませんが、何年か前、私調べたときにはそうなっておりましたので、ここに直接関係 のある方は今度こういうぐあいに町道認定されたら一番利益もわかるさかいに喜んでいただ けると思いますのやけども、第三者の方のあれありますので、認定するまでに先寄附をして いただいて、そして認定するのが順序かと思いますが、その点はどうでしょうか。

#### 議 長 都市整備部長!

都市整備部長 はい。おっしゃるとおり寄附をするということ自体は約束を交わしております。ここの奥の方以外の利益をこうむるというか、利益を受けるという方の判断のことを今ご質問いただきましたが、その辺の部分につきましては、奥の方がこの道路を寄附することによって入り口の方の利便に供することであれば、奥の本人さんは別に構わないということもいただいております。 (15番議員「奥の土地の人はほかに関係のない人の土地や、はずや。」)はい、入り口は違う人の方ですね。はい。 (15番議員「そうですよ。」)はい。 (15番議員「八、九十%ほどがこの関係のないお方の土地やと思うんですね。」)はい。 (15番議員「それをきちっとして、ちゃんと寄附とかという整理をしとかんことには、私はあと地元にしたかて、またもめて、何か知らんがまた後で買い上げなんことなったらあかんから、先に寄附をきちっとしてもろうたらどうかと、私言うよん。これに対してはどうかと、私言よん。」)はい。 (15番議員「今までは、昔はそういうことあったんで、先寄附してそれから町道認定あったということは、過去の事例であります。そのような事例やったらそれでええのやけども、今何かちょっと逆のように思うから聞いてます。」)ええ、はい。

# 議 長 都市整備部長!

都市整備部長 この道路については、一応奥の方のための建築に関する部分については、一応専用通路という形でなっておりますので、たしかもう寄附という行為はされておるというふうに思っております。そのほかの入り口のいわゆるこの人以外のお方については、町道となったという形で、後々その方に土地の関連することでいろいろ寄附していただいたりとか金品の支払いをするとかということは、町道になったということで起こらないというふうに認識しております。(15番議員「先に寄附しといて、それで町道の部分をされてから町道認定になったんと違うかと、私聞いてるわけです。最終的に寄附するんやったらここまでにちゃんとしとったらどうかと、私言うてる。」)はい、ご質問のとおりだと思います。今、現在ちょっと寄附していただく行為そのものがどこまで進んでいるかちょっと確かめてからまた答弁させていただきたいと思います。

議 **長** それでは、産業建設委員会でその辺のことをきっちりとお話ししていただきたい思います。

ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- **議 長** ご異議なしと認めます。よって本案は産業建設委員会に付託することに決しました。
- 議 長 次に日程3番、議案第70号、町道の路線変更についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 12番議員!

- 12番議員 ごめんなさい。これはいいよな。ごめんごめん。
- 議 長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- **議 長** ご異議なしと認めます。よって本案は産業建設委員会に付託することに決しました。
- 議 長 次に日程4番、議案第71号、平成16年度広陵町一般会計補正予算(第3号)を 議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 12番議員!

**12番議員** まず1点は、17ページの継続費の補正なんですけれども、これごみ燃料炭化施設建設工事の方が補正後の方が3億円上乗せになっています。その一方で、リサイクル施設の建設工事が2億5,000万円ぐらいですか、減額になっているんですけども、これは施設の内容変更に伴うものなのか、言うたら基本的な変更じゃないんですけども、部分的な部分での変更に伴うものなのか、この点についてまずお聞きしておきたいと思います。

それから、歳出の方でいきますけれども、歳出で言えば、24ページなんですけれども、 東地域整備計画の委託料が予算化147万円されているんですけれども、そこについての具 体的などういう施設にしていくのかということについては、議会の方としても十分な把握が できていない状況ではないかと思いますので、このどういう部分についての委託、施設内容 とかいろいろとその内容について、南側部分についてのコミュニティー施設等の内容につい て、計画を報告、知らせていただきたいと思います。 それから、金メダルロードの設置工事で100万円なんですが、本当に3回も金メダルとっていただいたということで、本当にすばらしいことだなあと思うんですけれども、ただ金メダルロードというにふさわしい内容にすべきという点から見れば、交通安全対策がここの区間は非常に重要な問題になってくるんじゃないかと思うんです。大変ここ交通事故が多い区間になっていまして、それでミキハウスのところなんかでしたら、もうでかでかと事故多発地域ということで看板立ててあるんですね。そこが金メダルロードということは、ちょっと私残念な気がするんです。ですから、その点。ところと、グリーンパレスのところもかなり事故が多いわけですし、大変事故の方も金メダルになったら困りますので、安全対策もあわせてしていただかなきゃいけないと思うんですが、この点についてどのようにお考えいただいているのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、次の知的障害者支援費の方で、よそより多かったということなんですけれども、 ここの実態と、それからどこの施設がサービスを受け入れしていただいているのか、主なと ころ把握していただいておりましたら教えていただきたいと思います。

それから、25ページの歳出の方なんですけれども、予防接種委託料の方の利用増なんですが、この内訳について説明しておいていただきたいと思います。

26ページなんですけれども、学校給食の特別会計繰出金で107万円、これは後の方の 給食のところでも出てくるわけなんですけれども、人件費の補てんということですが。この 学校給食について、今回スクールランチサービスでしたか、何か事業を始めていただくとい うことでお聞きしているわけなんですけれども、これはお弁当持ってこれない子の補てんサ ービスということなんですが、今、国の方が文部科学省の方で、食育を大変重視しておりま して、そういう食育教育重視の中で、栄養教諭の設置を推進するというふうにしているわけ なんですけども、栄養教諭の設置というのは、学校給食と基本的にはセットの話になってい るんです。ところが、これを推進されても、中学校の場合は、今回のスクールランチでは、 学校給食とは言えませんので、ちょっと国の方の方針と広陵町との施策との乖離を感じるわ けなんですけれども、こういう点踏まえて食育に対してどのようにお考え、今後どうしてい かれるおつもりなのか、考えをお聞かせいただきたいなというふうに思います。

それから次、この同じページの学校いきいきプランとか障害児学級とか、また次のページ の真美中の美術の先生の講師賃金とかなんですが、補正で出ているわけですが、何月から採 用という形での補正なのか、それぞれについて説明をしておいていただきたいと思います。

また、同じ一番下の欄になりますが、真美ヶ丘第二小学校増築工事設計委託料として上が

っているんですけれども、もう前の増築のときにも指摘しましたように、もう真美ヶ丘の第 二小学校の方では、増築に次ぐ増築、これで4回しているんじゃないかなと思うんですけれ ども、あわせて幼稚園もあるわけなんですが、附属幼稚園。附属幼稚園ももう既に3回増築 しているんですね。今後、人口計画というのは、面積というか、真美ヶ丘の開発について決 まっておりますので、その子供たちの増加に対する計画は十分に配慮して、前回はもうこれ が最後だというような形で増築されたというふうに思うんですけれども、またさらなる幼稚 園、そして小学校の増築ということについては、なぜなのかと、その予定、計画が狂ったか らなのかどうか。

そして、まだ中4丁目、まだまだ住宅ふえますし、また民有地の方でもかなり空き地があるわけですから、とりわけ北中地域の方ではあるわけなんですが。この今後の見通しについて、そしたらどういうふうに考えていらっしゃるのか。従前の資料で言えば、平成19年が子供の増加の最大のピークだというふうに踏まえておられて、それにはもう対応できるというふうに計画されていたはずなんですけれども、この見通しについてと、今回の増築についての具体的な内容についても報告をしておいていただきたいというふうに思います。以上、お願いします。

## 議 長 環境整備部長!

環境整備部長 まず、継続費の補正の内容でございますが、当初16年度、17年度の2カ年で計上させていただいておりました。予算総額につきましても、当初は概算で計上させていただいたわけでございますが、環境省の補助をいただくために、県を通じまして国に協議をする中で、整備計画書を作成するに当たりまして、具体的な各社から見積もり等をもとに積算をさせていただきまして、数字がほぼ出てまいりましたので、調整をさせていただきました。継続費総額につきましては、基本的には5,800万円程度増加はいたしておりますが、プラントごみ燃料化炭化施設及びリサイクル施設の総額については、変更をいたしておりませんで、5,800万円程度の敷地造成ができなかった分について、今回継続費の中に織り込ませていただきましたので、全体としては5,800万円程度の増額になってございます。それから、東地域の整備計画のことについてのご質問でございます。

これは、新清掃施設のコミュニティー施設の部分のみではございませんで、環境整備事業 古寺、中、広瀬、百済、全域にわたります環境整備事業をいかに有利な事業で進めるかというまちづくり交付金をいただけないものかという視点から、調査をさせていただくものでございます。具体的に、コミュニティー施設につきましては、地元に温浴施設、トレーニング

ジム、温水プール等を提案はいたしておりますが、今後それらの資料をもとに何がよいか十分ご相談を申し上げてまいりたいと思います。そのための基礎調査をさせていただくものでございます。

#### 議 長 企画財政部長!

企画財政部長 金メダルロードの道標のことでございますが、交通安全についていろいろご心 配いただいているようでございますが、道標自体は今のところ考えておりますのは、直径3 0センチ、高さ1メートル程度のものでございますので、交通安全上は差し支えないと思う んですが、設置の際は、高田警察それから交通安全協会の方にも十分相談しまして、そうい う交通事故の、交通安全の支障にならないようにしていきたいと思っております。

また、この路線全体につきましても、以前から交通安全運動は町の方で進めておりますので、なお一層また交通安全には努めたいというふうに考えております。

# 議 長 健康福祉部長!

**健康福祉部長** それでは、ご質問いただきました、まずページ25ページの予防接種の委託料でございます。

これにつきましては、個別接種ということで、医療機関にお願いをしているものでございます。65歳以上の高齢者の方のインフルエンザ、これは定期接種ということで、費用の一部を公費補助しておるわけでございます。当初は2,500人というふうな予算で計上しておりましたが、非常に受診率の増大ということで、3,000人が受診されるというふうなことで、今回主にこの費用200万円程度を補正させていただいたわけでございます。それ以外にも、三種混合とか風疹、麻疹、ツベルクリンとかBCG、いろいろございます。これの受診率も上がっているというふうなことで、費用負担の増加をお願いしたわけでございます。。

それから、24ページの支援費のことでございます。

まず、知的障害者の施設支援費ということでございます。これにつきましては、当初23 人の方が入所されておるので、予算を計上させていただいたんですけども、現在は3人増の 26名の方が入所されておるわけでございます。施設には、更生施設とか授産施設、それか ら通勤、入所の施設とか、いろいろあるわけでございます。

それから、次の身体障害者の居宅支援費でございます。これにつきましては、ご存じのように、まず居宅介護のホームへルプサービス、それからデイサービス、それから短期入所のショートステイ、これが3つの柱と言われておるわけでございます。今回、身体障害者につ

それから、利用されている施設ということでございますが、身体障害者の居宅につきましてのホームヘルプにつきましては、王寺町にあります「ベストワン」とか香芝市の「どんぐり」、それから「在宅介護センター奈良」とか、そういうところを利用されておるということでございます。

次の知的障害者の居宅支援、これもホームへルプサービスでございます。当初は、1カ月当たり3万1,500円ぐらいだろうというふうなことで予算を見込んだわけでございますが、9月までの平均の支払い額が36万円から37万円というふうな利用が増額しておるわけでございます。10倍以上に伸びてきておるわけでございます。現在、利用されておる方が10名ほどおられまして、そのうち毎月利用される方が4人おられます。特に、毎月1人20時間、7万円ぐらいの費用負担を利用されておる方、また人によりましては、60時間、これを利用されておる方、月額にして二十二、三万円の支援費を支払いしていくというふうなことでございます。知的障害者につきましては、身の回りの世話とか、また移動介護、外出ということで、施設の図書館とか公民館とかというふうなところへ行かれるのにヘルパーがついておるというふうなことでございます。

それと、障害児の居宅支援につきましては、これも当初は1月当たり36万円程度という ふうなことで見込んでおったんですけども、これも現在9月までの月平均で75万5,000円ほどの利用があるわけでございます。これも移動介護が非常に伸びており、現在は14人というふうなことで、毎月利用されるという方が4人ほどおられるわけでございます。これにつきましても、特に子供さんのことでございますので、夏休みの利用、移動介護、公園とか図書館とか、そういうところに連れていってほしいということで、ホームヘルプのサービスの利用がふえているというふうなことでございます。

それから、措置医療につきましては、これはもともと支援費のときに県が事業をしておっ

たわけですけども、支援費のときから市町村の方に事務移譲がされたわけでございます。ということで、この知的障害者の入所されている方の自己負担分、要するにその部分について負担をしているというふうなことでございます。これにつきましても、当初は30件ぐらいの診療であろうと思っておったんですけども、現在は平均40件ぐらいの利用されると、受診されているというふうなことで、今回増額の補正をお願いしたわけでございます。以上ですが、説明は終わらせてもらいます。

# 議 長 教育委員会事務局長!

**教育委員会事務局長** ただいま給食の関係の質問をいただきました内容の中で、まず食育関係 のご質問がございました。確かに、食育に対して東小学校の方が県の指定を受けまして、現 在食育教育に取り組んでおります。

また、学校の栄養職員の配置等につきましても、ご質問にもあったとおりでございますけれども、現在の状況におきましては、栄養職員の配置基準に基づいた2名の栄養士を配置していただきまして、小学校の給食を通じ、食育教育に当たっていただいているというのが現状でございます。

なお、スクールランチ事業のことにつきましては、お手元の方にも資料としてお届けをさせていただきました内容のものを目的として実施する内容のもので、給食ではございませんので、ここでおっしゃっていただきましたスクールランチの事業については、栄養士はどうするんかというようなことのご質問をいただきました内容につきまして、栄養士につきましては業者の管理栄養士の力をかりてまいりたいというふうに当初は考えております。

次に、いきいきプランの採用等、あるいは障害加配の時期等についてのご質問でございましたが、まず学校いきいきプランの講師賃金につきましては、年度当初におきまして県の方でいきいきプランの講師の余剰が出ましたので、その講師を広陵町が手を挙げて配置をしていただいたということの経緯がございます。それにつきましての歳出補正を今回出させていただいたという実情でございます。

障害児加配の学級講師につきましては、真美ヶ丘第一小学校の方におきまして、年度当初 予定をしておりました以上に障害加配の必要性が出てまいりましたので、1名の講師を加配 いたしまして、それに対しましての人件費の追加の補正を今回お願いしているというもので ございます。

それから、真美ヶ丘第二小学校並びに第二小学校附属幼稚園の増築につきまして、増築の繰り返しやないかというご指摘を確かにいただいております。増築の回数も、ご質問にござ

いました内容で増築のお願いをしてまいりました。確かに、人口的な内容あるいは児童の読みの内容等につきまして、当初から持っております内容に変わりはないんですけれども、当初からピークは平成18年度というふうに見ておりました。この予定を立てておりましたけれども、公団の方におきます改革の関係で、公団所有しておりました土地が民間渡しによっての分譲開発という手法がとられました。この関係で、民間開発の回転が速く、入居の時期が少々早まったと。入居されておられます年齢層におきましても、当初予想していただきました年齢層よりも若く、子供さんも小さい方がおられると。購入価格につきましても、若干若年層に手が届きやすくなったのかなという背景を分析しているところでございます。

また、幼稚園におきまして、特に3歳児の児童の数がふえてきているわけでございますけれども、この背景には香芝市におきましては、3歳児保育というのは実施されておりませんで、同じ真美ヶ丘へ行くならば3歳児保育のある広陵町の方がいいんじゃないかなということで、広陵町の方を選択されるというニュースを我々としてはつかんでおります。

また、入園の申し込みのあります方々につきまして、定員が来たからとか、あるいは施設がないからということで打ち切ることなしに、できるだけ多くの方々を収容させていただきたいということの配慮から、今回改めての増築をお願いさせていただきたいというふうになったわけでございます。

なお、これからの内容といたしまして、17年度のピークを超えますと、18年度以降につきましては、3歳児までの年齢層の分析の中からは、若干減少状況をたどってまいるというふうな予測を今改めて立てておりますので、現在のところ今回の補正、増築をお願いすることによって、希望しておられる方々の入園を果たしていただき、そして3歳児の場合25名という定員を守りながらの運営を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。終わります。(12番議員「いや、だからさっき質問した内容、具体的な増築計画も答弁してください。増築部分だとか、答弁漏れ。」)

現在予定しておりますのは、真美ヶ丘第一小学校で4数室プラス特別教室が1つ、そしてトイレの増築を予定をしております。これはあくまでも現在の予定でございます。そして、真美ヶ丘第二小学校附属幼稚園におきましては、園舎1数室ということでの予定をしております。以上でございます。

## 議 長 ほかに質疑。 12番議員!

**12番議員** まず、17ページのところなんですけれども、具体的な見積もりをもとに積算を したということなんですが、その見積もりの具体的な内容、どこの会社に、何社かにとられ たと思うんですけれども。どういうような見積もりが出てきたのかということも教えていた だきたいと思います。

先ほど敷地の造成の部分でということだったんですが、ごみ燃料炭化施設の場合は、当初に比べまして去年の爆発事故の後、いろいろな改善点が上乗せをされて、そういう部分で施設の建設費、コストが上がったのかなと思うんですけれども、そういう部分の変化あるいはリサイクル施設の方は、もうちょっと縮小というか、そういう設備的な面での変更が検討されたのかどうかという点についてもお聞きしたいんです。その点、具体的に再度お願いします。

それから、先ほどの24ページの方に行きますけれども、まず金メダルロードのところな んですけども、一層交通安全に気をつけるということですけれども、やはり大きなでかでか として目ざわりな看板を立てなくてもいいような、そういうやっぱり道路にしていただきた いということを先ほど質問で指摘をさせていただいたんです。あそこの部分については、左 折ゾーンだったかな、ゾーンもちょっと大変道幅も狭いので、非常に困難な部分もあるんで すけれども、そのゾーンを新たにつくった方がいんじゃないかとか、いろいろな指摘もされ ておりますし、そういうあるいは何信号だったかな、歩車分離方式の信号にしていくだとか、 そういう部分についてもいろいろと安全対策を具体的に検討していただいて、金メダルロー ドとしてふさわしいような安全な道路に具体的に改善をしていただきたいと。標識が交通の 邪魔にならないように立てるというのは、これはもうだれが考えても当然なことですので、 さらに一層そういう整備についても検討していただきたいということで指摘しているんです。 ここの道路については、オークワの東側のあの橋の手前のところもちょっとわかりにくい 標識で注意できてるんですが、本当に見落とすような標識で、やっぱり特に雨の日なんか傘 を差してあの道路を横切られると、本当に冷やっとするときがあるんですね。ですから、そ ういう点だとか、またそのほかにもいろいろと危険な部分もあると思いますので、疋相の方 で言えば、消防署からあの坂を東側におりるところについても、やはり一番最初の割と坂の ちょっとだけ下がったところに交差点というか道路との出会いところあるんですけれども、 そういうところも大変危険で時々冷やっとするような、カーブからすぐのところですから、 見通しが悪い状態で脇道から自動車が出てくるというようなこともありまして、とりわけそ こは本当に地元の部分になるわけなんですけれども、そういうところでもう一つ信号が欲し いとかいろんな要望があるわけなんです。ですから、せっかくそういう誇らしい道路として 皆さんに自慢のできる道路として位置づけていこうというのであれば、やはり基本的なそう

いう交通安全対策を一層具体的に充実をしていくということが前提になるというふうに思いますので、この点については町長の方からご答弁をお願いしたいと思います。

それから、支援費の方の部分で、相当やはり支援費の利用者がふえているということについては、障害者の方々が支援費制度によってこういう外にも出向いてという形が浸透してきているなということでは、大変喜ばしいことだというふうに思うんですけれども、今後も一層障害者の方々が安心して地元で暮らせるようにしていただける努力をしていただきたいとは思いますが、ちょっと今資料が持てなくて確認しておきたいのは、国、県、町の負担割合、この点についてどうだったのかということをお聞きしたいんです。というのは、国とか県の今回の補正の方が額がかなり少ないなというふうに思いますので、それに見合ったあのきちっとした増額を国、県もしてくれているのかどうか、この点について確認しておきたいというふうに思います。

また、予防接種の方でも、だんだん制度も浸透してきまして、特に高齢者の方々のインフルエンザの予防接種が増加してきているというのも、本当に安心できる大きな施策として喜ばしいなというふうに思っているんですけれども、やはりここの点についても、安心して受けていただけるように、そしてまた近隣との整合性という部分で言いましても、近隣の河合町に診察に行かれたり、いろいろな状況があるわけですので、引き続きこの予防接種について、高齢者の65歳以上の方々の自己負担をなくしていただくように、改めて検討していただきたいんですが、この点についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

また、小さい子供たちの予防接種についてなんですけれども、前回も、以前も取り上げたことあるんですけれども、かかりつけの医者でやっぱり予防接種ができると、あるいは自分の家庭の都合のいいとき、自動車もすべて持っておられるわけじゃありませんので、ご主人が自動車使っていたら普通の日は予防接種に自動車で子供を連れていけないというような状況もありまして、大変この点についてはいろいろな方から不便だと声聞いているんですけれども、やはり地元のかかりつけ医の方で予防接種、小さい乳幼児の予防接種もできるように、再度検討していっていただきたいと思うんですが、現状については従前どおりなのか、また今後検討をしていただけるのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

賃金のことですけども、増築の問題なんですけれども、18年度がピークということで、 それ以後は減少になっていくという見通しを持っておられるということなんですが、やっぱ り今いろいろと説明をお聞きしていますと、こういう人口増についてはなかなか推測してい くのが難しいなということも大変理解もできるんですけれども、ちょこちょことした増築を

していくということについては、工事の時期の問題だとか、また経費のコストの問題から見 ても大変なむだな部分もあるのではなかろうかというふうに思うわけです。また、国の補助 制度もありまして、むやみやたらとたくさん一遍には増築できないという部分もあろうかと は思うんですけれども、もうこれが本当に真美ヶ丘の毎年毎年夏になる工事をしているとい うような状況なんですね。ことしは特別室といいますか、障害者の受け入れ教室をつくるた めに、あるいはエレベーターの工事で夏ずっと工事していただいておりましたし、そういう 状況がもうずっと続いているわけなんです。そしてまた、幼稚園におきましては、従前は本 当に1件ぐらいの増築のためにお金を使って、また翌年1部屋増築するというような、こう いう大変むだな、これは保育園ですね、少しだけの増築はね、真美北保育園の方でしたけど。 そういう今までの増築の経過の中で言えば、疑問に感じる点が多々あるわけなんです。です ので、本当にもうこれが最後だというような形できちっとした見通しを慎重にいろんな角度 から検討していただいて、もうこれ以上の増築しなくてもいいようにしていただくのが当然 だと思いますので、再度現在の生徒、園児たちの実態と、それから今後の数字的な見通し、 当然計画を持っておられてのあの話だと思いますので、具体的な生徒の伸びについての数字 の部分を出していただきたいと思います。これは、今お持ちでなかったら総務委員会の方に 出していただきたいと思いますが、再度その点についてお願いをしておきたいと思います。

とりわけ幼稚園の方は、本当に1教室でいいのだろうかというふうに心配するわけです。 今、年長の方も満杯の35人ぎりぎり近いクラス編制になっているわけですね。そういう中で、3歳児保育も本当に第二小学校附属幼稚園の方は希望者が多くて、そのために今回の増築ということになるんだろうと思いますが、本当にそれだけでいけるのかどうかというと、1教室で。私はやっぱり大きな不安に思うわけなんです。今の第二小学校の附属幼稚園の方ね。今の年長さんの方でもかなり35人に近い状況があると思うんですね。そういう中で、また3歳児から入ってくるだけじゃなくて、途中から引っ越ししてきたり、あるいは4歳児からの入園とかということもありますので、今回1教室ふやしたら後はもう大丈夫かというと、とてもここも不安な状況だと思うんですね。ですので、もう第二小学校附属幼稚園の方は、敷地ももうぎりぎり目いっぱいなんです。今度1教室どこにふやされるのかなあと、こういう問題も出てくるんです。日常園庭で遊ぶというときに、人数に比してかなりやっぱり園庭が狭くなってきている中で、どうやって1教室増築されるのか、またそれで足りないんじゃないかという不安がある中で、本当にこれが根本的なこの子供たちの人口の増に対して対応できる計画今回立てていただけるのかどうか、本当に大きな不安なんです。今、真美ケ 丘の中2丁目の方に、前、保育園建てようかなということで、少し用地ありましたけれども、 今は1坪菜園かなんかになさっているそうですけれども。場合によっては、そこの土地も活 用して、新たにつくらなきゃいけない状況が出てくるのではないかというふうなことも考え るんですけれども、その点について確信を持って、今回が真美ヶ丘の第一小、第二附属幼稚 園の方で最後の増築でいけるんだという確信持った計画を立てていただけるのかどうかもお 聞きをしておきたいと思います。

#### 議 長 環境整備部長!

環境整備部長 まず、RDF炭化施設とリサイクルプラザの事業費の変更の理由でございますが、先ほども申し上げましたように、概算で計上しておりましたのを見積もりをとって精査したということでの変更でございます。もちろん安全対策について国が示されました条件をすべてクリアすべきであるということを条件として見積もり仕様書の中に織り込んでおりますので、その分は当然コストとして高くなっているということは事実であろうと思います。ただ、正確な数字等については、今の段階ではピックアップできないということでご理解いただきたいと思います。

それから、リサイクルプラザの事業費が少なくなったという点におきましては、町民の皆さん方に徹底した分別を今もやっていただいておりますし、その分別していただいたものをそのまま整理できると、要するに機械の手をかりずにそのまま再資源化できるということでございますので、あえて機械装置を導入しない設備にしたいと、必要な部分は当然機械装置が必要なんですが。そういった部分で省略できる、節約できる部分については節約をするという思想で見積もりをとりましたので、このような数字になったということでご理解いただきたいと思います。

# 議 長 町長!

町 長 私に答えるようにということでございますが、金メダルのロードのことでございます。4つの金メダルとそれからさらなる金メダルを期待をして、町の誇りを大切にして、後世に愛称名でありますが、残してまいりたいと、そういう思いでつくるものでございます。ご指摘の交通安全整備につきましては、名の恥じないように常に心を傾けてまいりたいと思っています。

また、先ほど来、増築について計画性がないとか、むだ遣いをしているのではないかというようなご異論がございます。県下で学校や園舎の増築をしているのは、本町だけでございまして、「広陵町はなぜか多くの人が訪れていい町やな」というように各市町村長さんから

言われているところでございまして、町を選んでいただいて広陵町にお越しをいただいていると、そういう意味で、私たちは喜んでお受けをさせていただいているところでございます。 躍動感のあふれるまちづくりだなと。真美ヶ丘につきましては、住まいに値する人気のある 真美ヶ丘だと、また活気にあふれる真美ヶ丘の住宅地だと思っております。これらの入居者 に対して、特に子供たちの住民サービスに欠いてはいけないと思うのが学校並びに幼稚園、 保育園の園舎、校舎だと思っています。常に心配りをしながら工事を重ねているものでございまして、住宅公団等の、先ほど局長が説明を申し上げましたように、町をお選びをいただいた、また公団の大手の開発業者に売り渡しをされたということで、予想していた計画に狂ったということでご理解をいただきたいと思います。

#### 議 長 健康福祉部長!

健康福祉部長 まず、支援費の国庫、県費の負担の問題でございますけれども、国庫につきましては2分の1、県費が4分の1、町が4分の1という費用分担でございます。それで、2 1ページ等に予算の計上させていただいております。ただ、21ページにあります上段の国庫負担金につきましては、知的障害者施設支援費負担金ということで、これだけではわかりにくいんですけども、これにつきましては歳出の知的障害者の施設支援費と下段にあります措置費、医療給付費、これは知的障害者の方で入所されている方の医療費でございますので、これを合わせて国庫の負担金として2分の1の計上しておりますので、ということで申し上げます。

それから、インフルエンザについてでございますが、これにつきましては、生駒郡とかそれから北葛の一部の町で自己負担の無料化というふうなことはなされておる、以前からも質問は出ておるわけでございます。しかし、大幅なやっぱり財政負担というふうな問題も出ておりますし、やはり今現在厳しい財政状況の中を見据えてやはり慎重に検討していかなければならないと。負担の公平というふうな問題も出てくるんじゃないかなあと思っております。ただ、65歳未満のお方につきましては、全部任意接種というふうなことで、やはり2,00円から5,000円の間の費用で個人的に受けておられるというふうなこともございますので、この辺は我々としても慎重に対応を考えていきたいと、このように思っておるわけでございます。

それから、子供さんの方の予防接種でございます。いろいろ個別接種も現在進めておるわけでございます。また、来年から結核予防法の改正によりまして、BCGだけになるとかというふうなことも言われております。こういう面からつきましても、医師会といろいろとお

話をしていきたいと、このように思っておるところでございますので、よろしくお願いいたします。

#### 議 長 教育委員会事務局長!

教育委員会事務局長 まず、お尋ねの人数からご説明を申し上げます。

真美ヶ丘第二小学校附属幼稚園の園児の推移として、現在持っております数字といたしまして、ゼロ歳児から順番に数字としてまず押さえさせていただきました。それで、現実16年度において収容させていただいております3歳児は57名、これが17年度になりますと75名になります。18年度には59名に減少いたします。そして、19年度には55名に減少していくという数字の状況をつかんでおります。3歳児から後、3歳児は1年たちますと4歳児の方に上がってまいりますので、4歳児は16年で75、17年で57、18年で75、19年で59というばらつきはございますけれども、まず3歳児の教室を確保できているということになりますと、大きくなってもその教室は十分に確保されているということでの判断がここで出てまいります。

それから、3歳児から出発せずに年度の途中から幼稚園へ来られる方というのは確かにおられます。おられる中で、現在はそのままで入園をしていただいていると。年度途中での入園につきましては、二、三名から四、五名程度ということの推移に終わっております。

それと、増築の関係につきまして、いろいろとご質問あるいはご意見をいただきました。 何逼も出てまいりましたように、たびたびの増築をこれから後もするんではなしに、こうい うふうな児童の生徒増という数字の推移をもちまして、今回が最終の増築になるであろうと いうことの中で進めさせていただいております。

なお、小学校につきましては、幼稚園の入園児童、子供さんすべてが真美ヶ丘第二小学校 附属幼稚園へお越しいただいているのではなしに、見込みとして全児童の中、全幼児の中の 55%程度という実績数がございますので、その実績数を踏まえまして逆算し、小学校にお いての必要な教室の数、クラス編制を算定いたしまして、先ほど申し上げました教室の数を 確保しなければならないという予測の上に立ったものでございます。

なお、工事の時期につきましては、まず幼稚園の工事につきまして、本補正予算が議会で お認めをいただきまして、可決をいただくことができましたならば、その予算の成立を待ち まして早急に担当部署の方とも協議をして着手にかかっていこうというふうに考えておりま す。

なお、小学校の方につきましては、財源の確保も考え、現在県を通じて国の方に国庫補助

のお願いをさせていただいておりますけれども、建築年次といたしましては、17年度中ということをまず予測として持っております。

それから、ピークの見込み等につきましては、先ほど町長も申し上げましたとおりの内容でございます。これからまだ空き地もあるやないかというふうなことをおっしゃっていただいておりますけれども、現在持っております状況の中からは、そういうふうな数字の推移が十分に予測されているものというふうに考えております。以上でございます。

# 議 長 ほかに質疑ありませんか。 15番議員!

15番議員 工事設計委託料について、私の考えを伝え、お聞きしたいと思います。

財政の緊縮の中ではございますので、簡単な設計委託料は庁内でできないものかということでございます。なぜなら、プレハブ建築等は増築のように聞いております。そしたら、構造計算等データが大変そろっておると思います。そしたら、簡単にあと職員さんで簡単にできるように、私は思います。

そしてまた、給食室の改造工事についての委託料でもございますが、中学校建築したときの図面も残っておると思いますので、その図面を参考にしたら、それも簡単に設計できると思いますので、これぐらいの金額だったら庁内の方でしてはどうかと思うのでございます。 そのご回答をお願いいたしたいと思います。

## 議 長 助役!

**助 役** 今、ご指摘いただきましたその設計はできるだけ町職員でするようにと。現在、できるだけできる分については町職員で設計するよういろいろ検討し、実施しているところでございます。 (15番議員「それから給食室の間、調理室の改造という件に対しましては。」)

おっしゃるとおり、うちの分でその軽易な分につきましては、うちの町の設計者によって 設計をさせていただきます。

議長よろしいですか。

ほかに質問はありませんか。 6番議員!

6番議員 3点、聞いておきたいと思います。

まず第1点は、ごみ燃料炭化施設についてですけれども、入札等今検討しながら業者はほぼ決まってきているのかなというような気持ちもあるんですが、恵那市で実質、これは会社それぞれ違うでしょうけれども、やっている。この工事請負金額及び維持金額等についてきちっとした把握をされているのかどうか。これは、今まで恵那市にたびたび再三出かけてそ

の状況を考えておられるわけですが、きちっとした把握が情報として得られているかどうか、 まず聞いておきたいと思います。

それから2点目は、先ほどの設計、笹井議員がおっしゃった設計委託料ですけれども、よくわからないのは、工事設計委託料が組まれているが、これについてできるだけ職員にさせるという意味は、この予算上の中で職員にさせるということから利用しない、補正予算を計上したけれども、利用しないということも視野に入れたご答弁だったのかどうか、その点を確認をしておきたいと思います。

それから、25ページ、調査設計賦課金についてでありますけれども、これは土庫川井堰 の改修で地元負担金として計上しておるという説明であったかのように認識しているんです けれども、どうも先ほどからの説明で言うと、ちょっと認識が定まっていない、私自身がで すよ。というので、この点についてお聞きします。

まず、古寺地区のこの改修については、地元負担を確認をした上で事業をされたということでおっしゃっているわけですから、1つはこの20%の地元負担というのは、従来どおり地元で負担をしてもらうということなのか、それともいわゆる新清掃センター絡みで町が結局は肩がわりをするという内容なのかというものを明確に確認しておきたいと思います。

先ほどの説明でしたら、地元負担金をもう確認をした上でこの事業を進めているという意味だったわけですけれども、当初の調査設計賦課金というところでは、地元負担金としてこれを計上したかのような説明があったので、その点でのそごがあるように思いますので、明確にしておいていただきたいというように思います。

それから、先ほどから何回も出ていたわけですけれども、この地図、いわゆるゲート上の問題、受益面積等の問題のところで、先ほど確認をしながら一致していなかった問題、もう一度この場で確認をしておきたいと思います。地図上で言えば、いわゆる運動公園場から旧溝岡工務店に至るところの真ん中、これ南郷川とおっしゃったように思うんですけど。真ん中のところで、この詳細地図で言うと、赤いところの一番上のところが右に水路を矢印しているわけなんですけれども、この角のところには、いわゆるゲートがあると思うんですけれども、道の両脇に水路流すところが設置されていると思うんですが、先ほどの説明ではないとおっしゃいましたが、このあたりにゲートがあるはずですけれども、ないとおっしゃったところについて間違いないのかどうか、確認をしておきたいと思います。

きょう朝から私がこの通りを通っていると、この地図で言うと、明確にならないんですが、 多分ここだったと思うんですが、この受益面積のところに至るいわゆる水の進入路がつくっ てあったというように思うんですけれども、確認を再度しておきたいと思います。そういう ことになってくると、この受益面積の地図がどういう形でつくっておられるのかという、南 郷との関係もあったわけですけれども、その点について確認をしたい。これがこの点での2 点です。

それと、この調査設計賦課金のところで、先ほどおっしゃった古寺との協議は、受益面積の戸数が幾らであるのか今把握していないから、委員会でとおっしゃいましたけれども、これは水利組合の組合長と協議をされていると思いますけれども、受益者全体の中で負担金について協議をされていると思いますけれども、その点についてどのような状況把握されているのかということもあわせて聞いておきたいというように思います。以上です。

#### 議 長 助役!

**助 役** ページ26ページと27ページに出ております真美ヶ丘第二小学校増築工事の設計 委託あるいは中学校の改造工事あるいは附属幼稚園の増築の設計管理委託料でございます。

このことについて、先ほど笹井議員にお答えしたとおり、できる分野については町の内部でやっていき、できない部分については業者に委託すると、こういう方策でいきたいと思います。ただ、この予算要求書で上程させていただいた分は、全額業者に委託するという形態ではしたんですが、できるだけ町の分でできる分についてはやっていきたいと、このように考えております。

# 議 長 環境整備部長!

環境整備部長 ごみ燃料化炭化施設のいわゆる工事請負金額、維持管理費等については、当然 教えていただいております。

#### 議 長 都市整備部長!

**都市整備部長** 地元の負担金の部分につきましては、これは古寺区というよりも、古寺土地改良区という改良区が負担をしていただくということで協議が調っております。当然負担をしますという約束をいただいております。

そのゲートの部分については、先ほども説明しましたように、井堰そのものは今議員がおっしゃるところに存在はしますが、その部分についてと今いわゆる新しくといいますか、改善するゲートの受益とは重ならないということでございます。

## 議 長 ほかに質疑ありませんか。 6番議員!

**6番議員** これは委員会で詳細やっていただいたらいいと思いますけれども、この図面で言う と、もしここにあるということが確認されれば、このいわゆる図面で言うたら、北へ向かう ところの左っぴらには、水路ちゅうか穴をあけて水を流すように、この赤印のところに流すようになってるんですね。だから、そんで水路の流れも矢印、ここに通るようになってるんですけれども、実際にそれが重ならないという意味がわからないんですよ。ここに遮断して水をストップするところがあって、そして左側に水路を流す溝があけてあって、ここに流れるようになっているのに、なぜダブらないというようにおっしゃっているのか、その点意味がわからないんですが、再度教えておいていただきたいというように思うんです。

## 議 長 都市整備部長!

**都市整備部長** ちょっとややこしくなりますので、水の流れがどう行って、どのゲートはどういう受益を持っているというのを委員会で詳しくお示しさせてもらいたいというふうに思います。

# 議 長 ほかに質疑。 1番議員!

1番議員 3点だけお願いしときます。

野村選手の金メダルのロードについての社会福祉協議会から100万円出ているわけですが、この間いろんな話、だれかとしてましたら、社会福祉協議会の理事会は、この定例会の後に招集されて、そしてそこで決まったと。少し順序が――きのうですか。きのう社会福祉協議会で今、後ろの方であったという。もうこれも今笹井議員が町道認定のことについてもっと事前に承諾しておいて、そしてこの議案にのせてもいいのではないかと。また、これも含めて、もう少しちぐはぐがなっているので、前後しているのではないか。やはり私が言いたいのは、社会福祉協議会できちっとしてオーケーが出てから初めてこうした予算にのせるべきではないかと思っています。何分町長が筆頭ですから、いろんなことができるということは、それがいいのか悪いのかは別として、やはりきちっとしたルールに乗ってこの議案にのせるべきではないかというのが1点。どのように今後とらえるのか、ひとつお願いしたいと思います。

それから、支援費制度についてであります。

ことしこうした形で多くの費用が要るわけで、今部長は国の方が2分の1、県が4分の1、 そしてあと残りの4分の1は町だと。この支援費制度、補助金制度でありまして、やはり国 は2分の1、県が4分の1として決まって、あと残りをオーバーすれば町の負担になるとい うことが考えるわけでありまして、他の自治体では、いわゆる支給基準を決めて求めている と。それ以上はなかなか自己負担にもなるというような決め方をして、やっている自治体も あるようでありますし、そういうことも広陵町では将来におけるこうした一般財源ですか、 町から出す金も出さないかんわけでありますから、こうした支給基準を決めることも考えて おられるのかどうか、それもひとつ説明をお願いします、あるかないかで結構であります。

それから、学校教育委員会の方でも、今いろんな増築増築で本当にさっきの話もありましたように、毎年のように増築されていると。やはり前の計画、中、北、南と、1つずつ学校をつくる予定があったのが、なかなか流れ的に北と中と一緒になったからやむを得ないことだと思いますけど、もう少しその校区編制等も考えて、きちっとした片方の南の方では少しずつ児童も減っていると。同じ真美ヶ丘地域でありますから、そんなに難しい校区編制ではないかなあと、私たちは思ってんですが、教育委員会でそのような考えはあるのかどうか、お尋ねしておきたいと思っています。

それから、26ページの奨学給付金13万5,000円。5,000円出すの人数が多かったという説明があったわけさ。その原因はちょっともう一度説明していただきたいと思います。以上です。

## 議 長 健康福祉部長!

**健康福祉部長** まず、支援費の支払い基準をということでございます。これにつきましては、 現在市長会、町村会からも国の方に対しまして支援費の費用額については補正を含めて確実 に確保してくださいというふうなことで、国の方に申し上げているというところでございま す。

また、この基準ということでございますが、現在介護保険と支援費を統合するというふうな話も出てきておるわけでございます。これにつきましては、制度的にいろいろな問題もございます。支援費の場合につきましては、費用がすべて公費、税金で100%賄っておると。ところが、介護保険では、保険料の50%と公費50%というふうな保険方式というふうな方式でございます。サービスにつきましても、介護保険の場合には自己負担が1割というふうなことがございます。しかし、支援費につきましては、サービスについては所得に応じてということでございますけども、ほとんどの方が年金暮らしということで自己負担はないというふうなところでございます。それと、介護保険の場合には、あくまでも限度額が決められております。ところが、支援費の場合には限度額ございません。極端に言えば、24時間のサービスを受けられるというふうなことでございます。こういう点もありまして、今現在介護保険と統合してはというふうな政府の意見らしいでございますが、いろいろとこれにつきましては賛否の意見が出ているということで、今我々といたしましては、基準を設けるというよりも、今の制度で国の方がどういうふうな進め方をされるか、これを見きわめていき

たいと、このように思っております。ただ、利用者の方から来られた場合には、やはりできるだけ利用者の要望にはこたえていきたいと、このように思っておるところでございます。 基準というのが非常に難しいんじゃないかなあというふうな考えは、今持っておるところでございます。 ございます。

#### 議 長 町長!

町 長 モニュメントのことでございますが、社会福祉協議会から100万円のお願いをしているものでございます。こうした事業につきましては、財源を税金とプラス町民の善意でもってモニュメントを建設したいと、そういう意向で協議を重ねておったところでございます。多くの善意が社協に寄せられているのでございまして、まちづくりのために、また福祉のために役立ててくださいと、そういう思いで浄財が寄っているわけでございます。こうした協議につきましては、事前に社会福祉協議会の役職者に事前協議を重ねさせていただきまして、またつい先日、一昨日でございますが、理事評議委員会を開催をいたしまして、この100万円についての協議をさせていただきました。それ以外の協議事項も数多くあったわけでございますが、ご異論はございませんでした。また、議会につきましては、事前に正・副議長さんにこうした事案を協議をさせていただき、今日に至った次第でございます。どうぞよろしくご理解のほどお願いを申し上げます。

# 議 長 教育長!

**教育長** 校区の変更についての話でございます。校区の変更というのは、大変いろんな要素 が含まれまして大変難しい問題があると思います。

まず、住民の合意、また児童・生徒の推移等を考えながらしていきたいと思うわけですけども、変更の上にまた変更というようなことのないように、また教育委員会の方と検討していきたいと、このように思っております。以上です。

#### 議 長 教育委員会事務局長!

**教育委員会事務局長** お尋ねありました奨学給付金のことについてご説明を申し上げます。

奨学給付金につきましては、当初予算で34名の予算をいただいておりました。年度当初に学校長を通じて推薦がございました人数が、広陵中学校で1学年が8名、2学年が9名、3学年が12名の合計29名でございました。また、真美ヶ丘中学校では、1学年が2名、2学年が2名、3学年が3名の合計7名。真美ヶ丘中学、広陵中学合わせまして36名の推薦があったわけでございます。当初の予算で34名分の予算を持っておりましたので、この推薦のあった奨学給付金の申請者全員についての内容を調査させていただきましたが、いず

れも学校長が推薦してくれましたとおりでございまして、向学に燃える生徒を応援するため に、今回補正をお願いしたという内容でございます。以上でございます。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 **長** ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。 しばらく休憩いたします。

(P.M.0:02休憩)

(P.M.1:32再開)

議 長 それでは、休憩を解き再開します。

議 長 次に日程5番、議案第72号、平成16年度広陵町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 12番議員!

- 12番議員 済みません。一般会計の補正予算の部分と質問しましたけれども、その関連でも う少しお聞きをしておきたいと思うんですけれども、先ほどの国の負担割合、県の負担割合、 町の負担割合という部分に照らして、100%国の方から負担の分をもらうようにということで、町村会ですか、申し入れもしているということなんですが、今回はそれが100%計算とおりに来たということでいいのかどうか、その点だけ確認しておきたいと思うんですけれども。介護保険でしょ、今。介護保険ので、——あっそやそや介護保険ね、ごめん、支援費やった、ごめん間違えた間違えた。
- 議 長 よろしいですか。(12番議員「はい。」)

ほかに質疑ありませんか。 6番議員!

**6番議員** 繰入金のところで、現在どれほどあと残っているのか、確認をしておきたいというように思うんですけども、基金準備金ですね、残っているのかということと。

それから、調整交付金ですけれども、この調整交付金の部分について説明をいま一度お願いしたいというように思います。

議 長 健康福祉部長!

**健康福祉部長** まず、基金の残高ということでございます。9月の議会のときに補正後で8,750万6,476円というふうなことでご報告をさせていただきました。今回の補正で基金から繰り出しするのが2,426万2,000円と、それから当初の方に866万4,000円というのがございます。トータル的に3,292万6,000円、これを基金から繰り出しということで、残高保有は5,458万476円ということでございます。

それから、財政調整交付金のことでございます。これにつきましては、後期の高齢者の比率がどうであるか、要するに全国の平均基準に比べて高いか低いかというふうなことで、全国平均であれば5%の交付金が交付されるわけでございます。この場合につきましては、全国が前年度実績で申し上げておりますが、42.87%であったのが広陵町では43.69%と、全国平均よりは高齢化の後期の部分につきましては高いわけでございます。しかしもう一点、所得の割合がどうかというのを判断するわけでございます。これにつきましても、全国的に1号から2号の部分につきましては36.7%、これが全国平均でございまして、町の場合は27.4%、第3段階から5段階につきましては、全国平均が63.3%、これに比べまして本町の平均が72.3%ということで、国の平均基準よりも所得の水準につきましては高いというふうなことで、4.何%の交付というふうなことになっておるわけでございます。

## 議 長 ほかに質疑。 6番議員!

**6番議員** 歳出の方で、居宅介護サービスと施設介護サービス、これは委員会に行けないので、この数字について先ほど一般会計のところでは、その中身の具体的な負担部分割合では説明あったんですけれども、この居宅介護、ザービス介護、こういう形で出ていますので、この内訳について説明をお願いしておきたいと思います。

# 議 長 健康福祉部長!

健康福祉部長 まず、サービスの中には、在宅と施設の入所のサービスがございます。個々に やはり個人のサービスにつきましては、介護サービス、訪問介護、通所介護、通所リハビリ というふうな部分が非常に伸びております。福祉用具の貸与につきましても伸びておるというふうなことで、やはり現在は要支援とか要介護1の軽い方々の利用がふえておると、認定 者数の65%を軽い方が占めておるというふうな状況でございます。

それと、施設入所につきましても、以前でしたら110名ほどでございましたが、現在は140名ほどの利用がされておるというふうなことでございます。細かい資料というのはあるわけですけども、在宅の方につきましても、訪問介護とか、先ほど言いました、につきま

しては、利用がこれは9月の現在の状況でございますが、やはり244人の利用者があるということで、前年よりも増加しておるというふうな状況でございます。

それと、施設とそれから在宅のサービスの費用負担につきましては、人数はかなり違うんですけども、ほとんど半分は施設の負担というふうな状況でございます。以上でございます。

#### 議 **長** 12番議員!

12番議員では、改めて質問をさせていただきます。

今、答弁にもありましたように、介護度の軽い方の方がもう圧倒的に多いなということが 認識されているわけなんですけれども、今、国の方では、このような軽度の方に対する介護 サービスをカットしていくような方向を検討されているということですけれども、こうしま すと、本当に介護保険制度そのものの根底の部分で崩れていくなというふうに思うんですが、 その点については町としてはどのように考えていただいているのか、お聞きをしておきたい と思います。

それから、かなり利用者の方もふえてきて、制度そのものが浸透してきて、本当にいいことだとは思うんですけれども、収支の見通しについて、とりわけ来年度が2期目の3年目に当たりまして、再度3期目ということで、策定委員会開かれるのかなというふうに思うんですけれども、この見通しについてどのように見ておられるのか、お聞きしておきたいと思います。

それから、あわせまして、今度のまた再度3回目の策定委員会になっていくわけなんですけれども、そうしますと毎回変更、見直しの前年度だけの短期の委員会の中で継続的なこの介護保険制度を見ていくと、計画をつくっていくという、大変取り繕った形のものになっているというふうに言わざるを得ないんですけれども、やはりこの一番身近な部分で介護サービスについては皆さんの利用が多く、また大きな関心を持っていただいている。こういう中で、恒常的な委員会の中で広陵町としてどのようなことをしていく必要があるのかということも、住民参加のもとで検討をしていくことは必要だと思うんですけれども、この点についてはその後どのように検討していただいてきたのか、今後どうしていく方向なのか、お聞かせいただきたいと思います。

# 議 長 健康福祉部長!

健康福祉部長 ただいまのご質問でございます。

政府の方でも、今介護保険につきましては、いろいろと改正を来年の1月末の通常国会に 法案を出したいというふうなことで、いろいろ検討をされておるわけでございます。要介護 の軽い人につきましては、新しく新予防給付というふうな形で対応するということでございます。我々といたしましても、詳しい事情はまだわかっておりませんが、そういうふうな形で対応していくというふうなことでございます。

保険の費用、財政につきましても、非常に厳しくはなってきておると。当然3年を1期として5年の計画を立てて予算を計上しておるわけでございます。これにつきましても、基金から繰り入れをしているということは、その部分が保険料で負担をやはり取るべきであったというふうな形になってくるわけでございますが、その辺につきましては、過去に保険の施設か何かで3,000万円の負担の部分を投入するというふうなことで、第15年、16年については、ほぼそれで賄えると。ただ、17年度につきましては、厳しいというふうなことでございます。全国的にも、保険料につきましては非常に引き上げを厚生省の方でも試算しているというふうな状況の中で、我々も国の施策の対応を、動向とか見ていろいろと検討を加えてやっていきたいと。

策定委員会につきましても、そういう国の今流動的ないろいろな考え方が示されております。また、それはどういうふうになるかということがはっきりしておりません。そういうことを十分に見据えて策定して、やはり長期的な介護保険の運営を図りたいと、このように思っておるわけでございますので、よろしくお願いします。

## 議 長 12番議員!

12番議員 国の施策の動向を見てということですけれども、この地方分権の時代にあって、 そして保険者の方は広陵町ということになりますので、広陵町独自でもいろいろとできる部 分も出てこようかとも思いますので、国に対しても大いに広陵町から見て、このような改善 をしてもらわなきゃいけないとか、こういうことしてもらったらいけないとか、そういう意 見は積極的に出していっていただきたいなというふうに思うんですけれども、その点につい てはどのように対応していただいているのか、また今後どのように対応していただけるのか、 お聞かせいただきたいと思います。

そして、とりわけ策定委員会につきましては、恒常的な委員会の設置について当初から私の方は提案させていただいているわけなんですけれども、既に幾つかの自治体で実施しているという状況もありまして、この点について国の動向を見据えながら検討するということについては必要ないと言わざるを得ないんですけれども、ぜひ広陵町独自で必要だという認識を持っていただいたならばできることですので、この点について再度お聞きしたいと思います。

#### 議 長 健康福祉部長!

健康福祉部長 国に対しましては、いろいろと先ほどの山田議員さんもおっしゃってました支援費と、それから介護保険の統合とか、それから介護保険の被保険者を20歳から保険料を徴収するとかというふうな問題もいろいろと議論されておるわけでございます。これにつきまては、全国の市町村会、また町村会からもいろいろと意見を述べさせていただいておるわけでございます。あくまでもこの支援費と介護保険につきましては、市町村会につきましては、反対というふうな意見をはっきり国の方に示されておるわけでございます。そういうことがいろいろとこれから議論されると思うわけでございます。

町といたしましても、町独自のというふうなことでございます。これにつきましても、やはり費用の負担というふうなこともございます。これにつきましては、ただ負担をするというだけの人とサービスを受けるという人の、こういう負担の公平とかそういうことも考えながら、町として必要なものについてはやはりサービスを提供したいと、このようには思っております。

議 長 ほかに質疑ありませんか。(12番議員「ちょっとまだ残ってる。策定委員会についてはどうなのかという、再度質問したんですけど。恒常的な策定委員会にしていくという形で。別に国の方の動向を見なくてもできることだからどうですかと、再度2回目も質問してる。」)

健康福祉部長!

健康福祉部長 政策的なものは、あくまでも介護保険は国の法律ということでございますので、国の動向も見ながら、また施設につきましては、県の方がそういういろいろな計画を立てるわけです。国の方も立てるわけです。そういうことも見据えてやはり町としては立てていかなければならない。すべてが町の独自の設置はもちろんしなければならないわけですけども……。(12番議員「恒常的な。」)恒常的と。(12番議員「恒常的な、言うたら前年度だけ、1年間だけ開催していくという、実は前年だけまたつくられると、そうじゃなくって、毎年継続的な委員会というのをこの前から提案しているんです。」)はいはい、わかりました。ただ、今3年を1期として5年を見なさいというふうなことでございますけれども、国の方は今、今回の改正では3年を1期としてもう3年分だけ見なさいと。5年までのあれを見る必要はないと。これだけ介護保険の方が非常に給付がふえてきているというふうなことで、そういう見直しをというふうなことも考えられておるわけでございます。ただ、データがそれを持って分析をするわけでございますので、継続的にというのはなかなか難しいとい

う考え方で、あくまでも設定する時期は3期の平成17年度のときにしかそういう策定委員会を設けるということしかできないと思います、それまでのデータがないわけでございますので。そういうことでご理解願いたいと思います。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は厚生委員会に付託することに決しました。
- 議 長 次に日程6番、議案第73号、平成16年度広陵町下水道事業特別会計補正予算 (第2号) についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。 6番議員!

6番議員 国の歳出カットを5%が対象分として今回補正を組んだということですけれども、 1つは下水道全体の計画の中で対象補助事業がどれほどの計画の中に組み込まれているのか と。今回の場合の中身として1つ第1点、町単との比較の問題で教えていただきたい。

それから、今後の全体計画についても、補助事業と町単との関係はどのように示されているのかということについて、全体像を教えていただきたいというように思います。

#### 議 長 都市整備部長!

**都市整備部長** 今回の減額の分でございますが、事業費としまして2億8,400万円の補助分の中から5%をカットされております。したがいまして、事業費に直しまして1,420万円ですか、その分がカットされたと。それの50%の補助でございますので、710万円ということでございます。今回の部分につきましては、いわゆる補助事業費の部分の5%ということでございます。

それでいいですかね。(6番議員「いやいや、それと全体像として補助事業と単独事業と の関係がどれぐらいになるんか。全体事業費を示してもらって、補助事業と単独事業の内容 を聞きたいと思います。」)

今年度の下水道事業の建設費につきましては、5億3,300万円の全体事業費を組んで おります。ですので、今申しました2億8,400万円残りが単独費用になるわけでござい ます。将来の見方としましては、いわゆる下水道の補助の分につきましては、流量の量によ りましての補助がもらえるということになりますので、密集地の部分については補助の対象 になるわけですけども、将来につきましては、進めば進ほど補助対象事業費というのがやは り困難になってきます。ですので、当然単独費がふえざるを得ないということにはなります が、全体の枠等の中では、全体の事業費としましては、やはり減少になる方向で予想をして おります。以上です。

# 議 長 ほかに。 6番議員!

**6番議員** いや、今回の場合の全体像が5億3,300万円という点ではわかったわけですけれども、残事業の計画の中で、いわゆるこの補助事業と単独事業の金額あるいは比率はどのように推移していくのか。

まず第1に、全体像の中での補助事業分と単独分という形で、これは17年、18年、19年度という最終年度、現在持っておられる事業計画の中での数値ということをお聞きしているわけです。結局、単独事業、もちろん補助事業もそうですけれども、単独費が残ってくる場合に、財政計画上どのような形で認識を持って事業を遂行していくのかということにかかわってくるので、そのあたりについても説明をお願いしたいという意味でございます。

# 議 長 都市整備部長!

**都市整備部長** 下水道の部分につきましては、今までのその累積の起債の部分がございますので、それが今後は大きな課題になってくるというふうには認識しております。今のところ、将来の遠い将来の計画としましては、平成の年度内で言いますと、一般会計の方から繰り越しをしていただくのがとまるといいますか、逆の数字になってくる年度が平成32年度にはなるんじゃないかという長期的な見通しは持っております。ただし、それは5年度スパンの中で適正な料金の改正を行った上での計算上でございまして、今のところ長期的なスパンの計画としては、その程度の計画であるというふうにお答えいたします。

また、ここ二、三年の事業費云々の話につきましては、ちょっと今まだきょう現在資料を 持っておりませんので、また委員会でも発表させてもらいます。

#### 議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- 議 **長** ご異議なしと認めます。よって本案は産業建設委員会に付託することに決しました。
- 議 長 次に日程7番、議案第74号、平成16年度広陵町学校給食特別会計補正予算(第 1号)を議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 12番議員!

**12番議員** 今議会の中で、スクールランチ事業についての説明書を配付していただいたわけなんですけれども、このスクールランチ事業について、概略またはちょっと私の質問点踏まえて説明をしておいていただきたいというふうに思います。

それで、このいただいた資料の中で、まず一番最初の表紙の部分なんですけれども、下の 方の部分で、昼食の提供に要する費用の一部について、業者の負担を求めたいという考えと いうことですが、これについてちょっと理解できませんので、この点について説明してもら いたいと思うんです。

それから、2ページ目になりますけれども、かなり手続的に煩雑なんですが、先生の手もかなり煩わせることになるのではないかと懸念するわけなんですけれども、この流れについてその部分については事務的な手続等含めてどのようにされているのか。給食のところで新しい聞いておきたいんです。

それから、地場産品を積極的に採用することということですけれども、この業者に対して は地場産品をこのように積極的にと言いながら、広陵町の方はなかなか地場産品の利用が図 られていないと、この大変な矛盾を感じるわけですが、この点はどのようにお考えておられ るのか。

そして、最後のページで、食材の調達、保管の部分なんですが、業者の。この無添加とか そういう部分の品質についてはどのようにされていくのか、チェックの仕方も含めて、ちょ っと概略説明、せっかくですからしていただけたらというふうに思います。

それから、今回48万3,000円の賄い材料費があるわけなんですけれども、この材料費、補正組んでるわけですが、これの原因は野菜の高騰したという影響があるのかどうか、また実際的には野菜の値上げについてはどんな実態になっているのかという部分についてもお聞きしておきたいと思います。

# 議 長 教育委員会事務局長!

**教育委員会事務局長** まず最初に、お断りをしておきたいと思います。ただいま学校給食特別 会計の審議ということで、スクールランチのお話がございましたけれども、概略としては、 スクールランチの事業についての説明の内容、お手元に届けているとおりでございます。こ の内容の中にあることとして、スクールランチのまずの説明につきましては、この資料でもってごらんいただきたいというふうに考えます。

それと、業者に負担を求めてまいりたいという表現がこん中にございます。これにつきましては、業者の方が利用する冷蔵庫の関係の備品の持ち込み関係等のことを指してございます。すべてのものを町が回りして、その備品等を使って業者が営業するというのではなしに、業者のものは業者で持ってきてもらいたいというふうな内容の考えでございます。

それと、先生を煩わせることになるのではというご心配をいただいておりますけれども、 資料としてお届けさせていただきました2枚目のところに、運営図として、それぞれの流れ の運営状況を書かせていただきました。この運営図に基づきまして、現在PTA並びに学校 長と協議を進めております。現在のところ、学校長の方から詳細の運営については各学校に 任せてほしいと、各学校でそれぞれ検討してよい方法を考えてまいりましょうというふうな 積極的な協力をいただくことになっております。

それから、地場産品の積極的な活用についてということで、確かにこのスクールランチの 事業の中に表現はございます。これは業者が食材を確保するときに、地場産品というものに ついての認識を持ちながら食材を確保してほしいということの内容を込めたものでございま す。町の学校給食、小学校の学校給食におきまして、地産地消の問題等々、今まで議論をさ せていただいたり、あるいはご指摘、ご指示をいただいた内容等をこの中にも生かせてまい りたいという配慮がございます。

それから、献立の件についてのご質問がございました。この献立の件につきましては、午前中にも一般会計の補正予算の中で少し触れさせていただきましたが、学校給食ではございませんので、業者の管理栄養士の知識をかりまして、業者に献立をつくっていただきます。 そして、2社以上の業者によって提出をしていただきましたこの献立の昼食を生徒がそれぞれ選択をすると。生徒が選択した弁当をそれぞれ発注業務に回していくというふうな内容でございます。

まず、安価で子供の好む手ごろな弁当というような内容で管理栄養士の腕の振るいどころといいますか、業者の方からの知恵をかりまして、子供たちに好まれる、あるいは栄養価のある摂取量の点にまで考慮した内容のメニューをまずつくっていただいて、それで子供が選択をするというふうな重立った内容の弁当の経過でございます。

それから、繰越金の48万3,000円の件につきましては、冒頭の説明でも申し上げましたとおり、平成15年度の学校給食特別会計の決算を経まして得ました余剰金でございま

す。この余剰金を今年度の賄い材料費として還元をしていくという補正でございます。災害等で野菜の高騰が一時期ささやかれた時期もございました。しかし、現時点の中におきましては、この野菜の高騰等について給食費に及ぼす影響は現在のところ出ておりません。以上でございます。

## 議 長 ほかに。 12番議員!

**12番議員** そうすると、食材費が値上げした影響からではなくって、前年度の繰り越しがあるから材料費の中に組み入れていこうということですね。

それで、それから先ほどスクールランチの説明していただいた中で、献立についてを質問したんじゃなくて、食材の品質についてを質問させていただいたんです。というのは、やっぱり安くつくろうということであれば、企業努力も当然されるのは当たり前なんですけれども、やはり食材の品質が落ちるんではないかというところが懸念されるわけです。とりわけ成長期の子供たちですので、安全な食品、食材というところが一番懸念されるところではなかろうかというふうに思うんです。ですから、それの基準、業者に、例えばウインナーであれば無添加のウインナーを使えということを指示するのかどうか、そしてそういう点についてのチェックはどのような体制でチェックをしていただけるのか、この点をお聞きしたいと思っておりますので、再度よろしくお願いいたします。

# 議 長 教育委員会事務局長!

**教育委員会事務局長** 先ほどご説明を漏らしたかと思いますけれども、食材の品質等につきましては、一応安ければいいということではなしに、業者の方の管理栄養士の方でつくりましたその献立のメニューを現在県費で配属されております町の給食担当の栄養士がチェックいたします。そして、そのチェックの内容の中で品質基準あるいは食肉あるいは野菜の関係等々の品質等についてチェックをしていただくということで、メニューを1カ月前に出してくださいと。このメニューはただの献立だけではなしに、使う食材、使う調味料等々の内容をすべて記入していただいた内容のものを出していただく予定をしてございます。

チェック機関としては、町に配置していただいております栄養士にその業務をお願いするということの予定をとってございます。安全管理についても、あるいは食品基準につきましても、一応同等の内容で進んでまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。 (12番議員「現場指導も含めてですか。」)

現場指導も含めてでございます。業者の方の厨房関係につきましては、業者の方に出します仕様の中で、教育委員会の側も業者の厨房の中を一応検査できるという内容の仕様を盛り

込んだ中で業者との交渉を進めてまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

#### 議 長 ほかに質疑ありませんか。 6番議員!

**6番議員** まず、1点だけなんですが、材料賄いで野菜の高騰については影響を受けていない ということですが、現実には相当な値上がりがあったわけですけれども、その辺の変動の吸 収、いわゆる会計内での吸収というのはどういう形で処理されてきたのか、そういう点、こ ういう場合についての対応の仕方を説明をしておいていただきたいと思います。

それからもう一点は、スクールランチ事業についての大前提の状態ですけれども、業者が 参入する場合については、当然需要の見込みが決定的に重要な問題になるわけですが、仕様 書等について、中学校の生徒が要望するであろうと思われる想定はどのような形で業者に示 しておられるのか、その点に1点だけ聞いておきたいと思います。

#### 議 長 教育委員会事務局長!

**教育委員会事務局長** 水害等によりまして野菜の値段が高騰しました時期がございます。この時期等につきましては、メニューの変更並びに食材の変更等によりまして乗り越えてまいりました。ただ、その間におきましては、業者の努力というものもかなりございまして、今のところでは給食賄い材料費そのものに大きな影響を与えているというふうな結果は出てございません。おかげさんでうまく乗り切りをさせていただいたというふうに考えております。

それから、需要の見込みでございますけれども、本年9月2日づけで全生徒にアンケート調査を実施させていただきました。この中で、食材のアンケートどうこうじゃなしに、お弁当を利用しますかと、あるいは利用しませんか、基本は家庭のご父兄がつくっていただける、お母ちゃんの手づくり弁当を基本ですよと、しかし何かの理由でお弁当を準備していただけない子供たちの食を考えて、お弁当を準備しましょうと。そして、あなたは利用しますかという内容で問いかけてまいりました。このときに、全体の中で全体の85%に上る回答を得ております。この85%の全体の中で全く利用せずに弁当は自分でつくるという保護者の方々が25%ございます。そして、全食、毎日その弁当を使いますと、利用させてくださいという希望が約10%(6番議員「10%。」)10%。対象といたしました人数が1,137名の数字を分母といたしまして、今申し上げている数字の回答を得てございます。あと時々利用するとかというような内容の数字が中に埋まってございますけれども、約半数は何かのときに、母親が何かの都合があったときに、その弁当を利用させてもらいますという意向を寄せていただいている結果が出ております。

また、各それぞれの意見をとっていただきましたけれども、意見の中には、何かが起こったときに、子供の弁当をつくれない何かの理由があるときの、要は保険のような意味合いで非常にうれしく思うという反響をいただいたアンケート結果でございます。

なお、広陵中学校並びに真美ヶ丘中学校ともども同じような数字の経緯を見てございます。 しかし、内容的に同じような形態を進んでございますけれども、お弁当を必ずつくるという のが、広陵中学校の方では32%、真美ヶ丘の方では17%という開きはございます。これ は地域性のものがあるかと思いますけれども、こういうものを母体といたしまして、何食に なるかどうこうということにつきましては、この中から数字がすべて弁当食材の食数になる というふうには考えておりませんが、全体の約10%が利用される数字ではないのかなとい うふうに現在のところ分析しております。以上でございます。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。
- 議 長 次に日程8番、議案第75号、葛城広域行政事務組合規約の変更についてを議題と します。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- **議 長** ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。
- 議 長 次に日程9番、議案第76号、奈良県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共 団体の数の減少についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- **議 長** ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。
- 議 長 次に日程10番、議案第77号、奈良県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。
- 議 長 次に日程11番、議案第78号、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織 する地方公共団体の数の減少についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。
- 議 長 次に日程12番、議案第79号、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の 変更についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

#### (異議なしの声あり)

- **議 長** ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。
- 議 長 次に日程13番、議案第80号、奈良県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。
- 議 長 次に日程14番、議案第81号、奈良広域水質検査センター組合を組織する市町村 の変更についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- **議 長** ご異議なしと認めます。よって本案は産業建設委員会に付託することに決しました。
- 議 長 次に日程15番、議案第82号、奈良広域水質検査センター組合規約の変更についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 **長** ご異議なしと認めます。よって本案は産業建設委員会に付託することに決しました。 しばらく休憩します。 (P.M.2:15休憩)

(P.M.2:28再開)

議 長 それでは、休憩を解き再開します。

議 長 次に日程16番、これより一般質問を行います。

発言の通告書がございますので、これにより発言していただきます。なお、議事進行の都合上、質問の要旨は簡単に、また答弁は的確にお願いをいたします。質問の回数は、会議規則により3回以内とさせていただきます。また、さきの申し合わせにありましたように、1回目の質問は今までと同様ですが、2回目以降複数の質問事項があるときは、質問通告書の順序により議席で一問一答方式によることにします。なお、次の質問事項に移った場合は、前の事項に戻ることができないので、よろしくお願いいたします。

まず、八代君の発言を許します。

**11番議員** 今回、初めて一番最初に質問させていただくことになりました。よろしくお願いいたします。

本日は、馬見南3丁目の現清掃センターの問題を中心に、それに関することを3点質問させていただきます。新旧清掃施設の問題は、現在の広陵町にとりまして最大の課題であります。過去数年間の議会の議事録を調べてみましても、毎回必ず二、三人の議員がこれに関して一般質問を必ず取り上げてこられました。この問題もいよいよ大詰めの段階を迎えております。町の当局もその対応に忙殺されていることと思います。我々議員も、私はまだ1年に満たない経験ではございますけれども、協力できるところは協力し、広陵町全住民の負託にこたえることが議員としての大きな職責であると、大方の議員もそうではないかと思っておりますが、そう信じております。

それでは、質問に移らせていただきます。

現清掃センターの地元との交渉経過についてであります。現清掃センターは、平成14年1月31日、地元各自治会との協定書により、平成17年6月30日限り、来年の6月30日、もう6カ月と2週間しか残っておりませんが、操業停止となります。代替施設として、古寺地区で新清掃施設の建設に向け多大の努力をされていることは十分承知していますが、その建設完了日は近々着工されましても、そして工事日程が順調に推移いたしましても、現南3丁目の操業期限より1年半から2年程度おくれることは明らかであります。現在の広陵町行政にとって、ごみ処理問題は最大の課題であり、かつ責任でもあります。現清掃センター操業停止後におけるごみ処理問題の取り扱いについて、現時点における現清掃センターと

地元の交渉はどうなっているのか、お伺いしたいのであります。

2番目の質問でございます。ごみ処理対策として、現在取り組んでいる対策いかんということであります。新施設操業までの期間、ごみ処理は近隣自治体の協力による処理、そして民間業者による処理によらざるを得ません。これには多額の経費が必要となりますことはもう明らかであります。したがって、ごみの減量化は必然であり、ごみ分別の細分化によるリサイクルの促進も同時並行的に推進する必要があると考えます。当然、広陵町全住民にごみ問題の現状を説明し、協力を要請する、このことは既に町の当局も十分承知され、検討され、そして行動されていると思いますが、その対策はどのようになさっているのか、具体的に答弁をいただきたいと思います。

3番目、現清掃センターの跡地利用についてであります。現清掃センターの跡地は、広陵町にとって立地条件の非常に恵まれた場所にあります。面積も1万8,035平方メートル、ざっと5,460坪前後であります。広陵町の大きな資産でもあります。もちろん解体撤去にも相当な費用が必要であります。新清掃施設建設資金も、今後多額であり、町の財政運営は非常に厳しい状況になってくるのも間違いのないことでございます。財政面、そして地域福祉の向上等、総合的に判断して、利用方法を考えることが非常に大事であります。理事者において、当然そのことは念頭にあると思います。どのような利用方針を持っておられるのか、お尋ねしたいと思います。

以上、3点でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの質問に対し、答弁をお願いいたします。 町長!

**町 長** 八代議員からご質問がございましたので、3点についてお答えを申し上げます。 まず初めの現清掃センターの地元との交渉経過についてのお尋ねでございます。

現清掃センターの操業は、和解を受け入れ、平成17年6月30日をもって操業を停止しなければならないことになっております。したがって、操業停止後のごみ処理については、すべての可燃ごみを近隣市や町に、そして民間業者に委託する方針を固めたところであります。

こうした中で、不燃ごみ、プラスチック、資源ごみ、リサイクル素材などにつきましては、 中継地として町内の公共用地を利用し、処理いたしたいと考えております。

また、可燃ごみと粗大ごみの処理及び管理室や福利厚生施設などにつきましては、現センター施設の一部使用をお願いすべく、現在地元自治会役員の皆さんと協議を進めており、近く、これは12月19日の日曜日でありますが、西体育館において操業期限後におけるごみ

処理方針地元説明会で、自治会員皆さん方にもご理解とご協力を求めてまいりたいと考えて おります。

ご質問をいただいた八代議員を初め全議員が心を合わせてお取り組みくださっていますことを感謝を申し上げる次第でございます。

2番目のごみ処理対策として、現在取り組んでいる対策についてのお尋ねでございます。 ごみの減量化対策につきましては、まずごみの分別が減量につながるものとして、現在、 大字自治会に出向きごみ減量化地区別学習会を開催いたしております。

この中では、新清掃施設の概要を説明いたすとともに、本町におけるごみ処理の現状から、可燃ごみに混入されている紙類の徹底した分別、リサイクル時代の中でのプラスチックの新しい分別方法、生ごみを減らす方法として、家庭生ごみ堆肥化処理機などの導入助成や農地直接還元、その他、分別の徹底を促す指定袋制とごみ搬出者の不公平感の解消を促す有料化についても考え、町ぐるみでごみの減量化に取り組んでいただけますよう、町内全区域での学習会を展開しているところでございます。

説明会では、積極的な取り組みを約してくれる町民もおられます。私たちの励みになり、 心強くいたしているところであります。

3番目の現清掃センターの跡地利用でございますが、センターにつきましては、地元皆さん方の不安を解消するため、用途完了後は一日も早い解体撤去の目標を持っています。これには財源問題等いろんな課題を抱えておりますので、跡地利用についても十分な検討を加え、地元自治会と協議を図りながら慎重に対処してまいりたいと考えております。以上のとおりでございます。

## 議 **長** 11番議員!

**1 1番議員** 先ほど地元自治会にどうしても処理をできないごみについて協力をという話でございましたけども、簡単にプラスチックとかおっしゃいましたんですが、ちょっとしたごみ、もう少し具体的に詳しく言っていただければ、例えば粗大ごみとかガラス関係とかプラスチックとかアルミとか鉄とかいろいろございますので、そういうことをちょっと答えていただきたいことと。

それから、1番目の問題としまして、地元自治会と答弁されたんですが、私のあれでは馬 見南3丁目とみささぎ台自治会をすぐ頭に浮かべるんですが、地元自治会、ほかに私の住ん でいる馬見南5丁目とか、ほかに4丁目とか、協定書を結んだ自治会がほかにもございます。 その辺の対応はどうなのか、お伺いしたい。 まず、これだけひとつ、また。

#### 議 長 住民生活部長!

**住民生活部長** ごみの分別につきまして、そして分別の処理方式の現清掃センターの借用いた す部分について詳しくということでございます。

基本的には、ごみの種類14種類ございますんですが、現在の清掃センターを利用させていただきたいというふうにお願いを申し上げるべきごみは、可燃ごみの中継地という形で施設のごみピット、プラットホームを利用させていただくという状況でお願いしようと思っております。そして、粗大ごみにつきましても、プラットホーム内で粗大ごみの前処理をいたしまして、破砕物のピットと破砕施設を利用させていただきたいと、かようにお願いを申し上げたいというふうに考えております。

その他のごみにつきましては、先ほど町長が答弁いたしましたように、町内の公共施設で 処理をできるべくその処理中継地を模索しておる状況でございます。資源ごみ、リサイクル 素材等については、すべて現在の清掃センターで処理することなく、その公共用地で処理を いたしたいと、このように考えておるものでございます。

それから、地元自治会ということで、西体育館の方で12月19日に説明会を申すわけでございますが、みささぎ台、南3丁目以外、いわゆる南2丁目、そして4丁目、5丁目、6丁目、そういったいわゆる協定自治会の自治会長様にも役員ともども出席をいただければというふうな形で周知をしております。なおまた、そうした協定自治会の自治会員の皆さん方にも、自治会長を通じまして出席をしていただくというふうなことで周知をいただいておるところでございます。現在、西体育館で準備をさせていただきたいというふうに考えております。人数的には、そうした自治会員の出席が何人お見えかわかりませんですけれども、西体育館のいわゆるアリーナを利用いたしましての説明会の所要の席を確保したいと、かように思っておるところでございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

#### 議 **長** 11番議員!

1 1番議員 次に、ごみの委託先、他の近隣の市町村だと思いますけども、それと民間業者と、今それの交渉状態はどうなのか。他の自治体につきましては、当該自治体の住民との感情もありますので、非常にデリケートな問題でありますので、固有名詞は別といたしまして、例えば感触なんかは、もう既に幾つかの自治体と水面下で交渉はされているんではないかなと、そうでなければ時間的に間に合わないと、こう思いますんで、そういうときの水面下における交渉の感触はどうなのか、あるいは民間業者との委託はどのぐらい割合を制定しているの

か。

といいますのは、民間業者委託、これの処理費用、単価、それと他の自治体との単価は非常に3倍か4倍か、私はよく知りませんが、相当な差があると思います。この委託比率によりまして費用がいろんなシミュレーションやられると思いますけども、相当な差があると思いますので、どのぐらいを民間業者に、どのぐらいを行政の方に想定されておるのか、そして非常に高い民間業者に委託をせないかんのはどういう理由か、何らかの関係で自治体では処理できないケースが想定される、そのリスクの保険のような形でされるのか、それとも別個の理由があるのか、その辺もあわせてご答弁いただきたい。

それから次は、次の質問に移ります。とりあえずその分だけよろしくお願いいたします。

#### 議 長 助役!

助 役 この問題につきましては、各自治体間の問題は八代議員がおっしゃっていただいたように、大変デリケートな問題が多々ございます。清掃工場にある地元自治会との調整、また市や町の議会との調整、それからまた役所内のいわゆる市長から、あるいは町長から、現場に至るまでの調整、また組合がある場合は組合員との調整等がございまして、まだ公表をする時期ではないと、このように考えておりますが、一応の感触につきましては、町長や我々あるいは担当部長、また担当所長等が随所でお願いをいたしております。一番その町とこの人は一番話しやすいということを模索して、現在のところほぼ確保できるという見込みでございます。

それから、この分量でございますが、まず日量30トンから三十二、三トンと計算したときに、我々の想定しておりますのは、3分の2は近隣自治体に委託処理をお願いする。3分の1は民間にお願いする。この3分の1、民間にお願いするという場合も、すべて近隣自治体にお願いするということも可能でございますが、しかしながらやはり緊急の場合には、近隣自治体に無理言えないというとこもございます。年末そういうような時期、年末年始でしたら、もう自分の町だけで精いっぱいというのが現状でございます。そういうところから、民間に3分の1をお願いしていると。民間といえども、地元がございますので、いろいろ調整を図っていただいております。

それから、1トン当たりの値段等のことでございますが、これはもう各町、各市の事情が さまざまでございます。町で広陵町が過去に実績として一部搬入を許可した場合、前にした とこが町がございます。そういうとこは、今恩返しだからもう幾ら期間がかかっても無料で よろしいよということも伺っております。また、他の町では、トン1万円、あるいは1万数 千円というような話で、現在各市・町に交渉を進めております。一応町としてもある程度かかる経費はお支払いせねばならないかなと、こういう考え方でおります。民間で言えば、自治体の3倍余し、3倍強かかるというような計算で持っているところでございます。以上でございます。

# 議 **長** 11番議員!

11番議員 2番目の質問について2回目の質問をさせていただきます。

ごみ減量について、学習会のようなことをされているとお聞きしましたけれども、具体的にどのような活動をされているのか。南3丁目とみささぎ台とは、近隣の自治会長等であるとかとおっしゃいましたけども、大字地区もありますし、馬見北地区もあります。非常にたくさんの自治会があるわけですけども、一体どのように活動されているのか、具体的にお願いしたいし、もし既にやられた地区がございましたら、そのときの、これも感触、雰囲気ですけども、手厳しい質問もあったのではないかと、私は思います。それも含めまして、やはり誠意を持ってその当該自治体あるいは大字の区長会かどうか、どういう名簿かちょっとわかりませんが、そういうとこの一問一答の中で、これは全町的な問題だなあと思うやつもあると思いますし、その地区その地区の固有の問題ということもあると思いますが、その学習会ですか、その雰囲気なんかも教えいただければありがたいと、このように思います。

それから、ごみの有料化も当然そのときには十分町民の理解が必要だと思いますが、ごみの有料化はいろんな情報によりますと、全国的に自己責任のような風潮で出ていると思いますけども、全国的な風潮は別としまして、この奈良県の近隣市町村で既にごみの有料化をとっている市町村はあるのか、そうした場合、どのような方法で、聞くところによると指定袋制とかいろいろありますけども、一体どのぐらいの費用を想定しているのか、その辺も含めてお願いをしたい。

それからもう一つは、これは私近所の人の提案でございますけども、今コンポストなんかは補助金が出ていると。それで、ごみの中に紙や例えば新聞紙なんかは別個に出しておってリサイクルしておりますが、チラシとかあるいは小さなはがきのような紙、それから郵便物、こういう小さなごみも新聞のようなことと同じようにリサイクルすると。そうすれば、当然可燃ごみとして処理せなあかんごみが減るわけであります。そのときに、住民の人が言いましたんは、プライバシーの問題がありまして、はがき、文書、ダイレクトメール、そこには住所、氏名、名前が書いてある。だから、これを裁断してシュレッダーでかけてさせてもらえると非常にありがたいと。これかなりの分量になるんです。したがって、生ごみを補助金

出してコンポストでやっていると。これと同じように、家庭用シュレッダーの小型であれば そう高くないわけでありますが、これは1万軒ほどありますので、高くない言いましても相 当な費用になると思いますが、一部町が一括の大量購入をしまして、若干の補助金をつけれ ば、そんなに大きな金額にはならないと。

例えば、1,000トンで民間業者であれば5,000万円かかるわけですね、大体4,000万円か5,000万円。そういう意味で、今後とも清掃センターができた後にも、このシュレッダーというのはそういう面で一遍検討する必要を町に訴えてはどうかということもありましたんで、これもあわせてひとつ、これは提案として考慮に値する問題かどうか、一遍お答えをいただきたい、このように思います。

#### 議 長 住民生活部長!

住民生活部長 現在、学習会として大字自治会にお願いに行っておるわけですが、現在までに 24地区28回を予定しておりまして、終わりました自治会が13地区、そして参加いただ きました世帯が530世帯というふうな数字で把握してございます。残る自治会、大字につ きましても、現在区長、ごみ減量推進員との調整で日程を合わせまして、年内あるいはまた 年始といった形で全地区を学習会として出向きたいというふうに考えておるものでございます。

その中で、現在経過の中で私どもがお願いをしておりますのは、まずもって分別から減量をお願いしようということで、いろんな今までのごみの中で15年度のそのごみの内容を分析しますと、やはり混入されておるごみが多分にあるという状況の中で、可燃ごみの中の資源ごみ、いわゆる紙、布、そういったパーセントが20%を占めておるというふうな内容の中から、分別の徹底をお願いしておるのがポイントの1点でございます。

そしてまた、プラスチックの新しい分別方法といたしまして、容器包装プラスチックとその他のプラスチックを18年4月を本格実施を予定して、そうした容器包装プラスチックにつきましては、完全な分別方法をお願いいたしたいというふうなチラシをもとに説明をさせていただいておるわけでございます。そうした中で、容器包装プラスチックはどのようなものだというふうな、いわゆる見本も持参をいたしまして、皆さん方にその見本をお見せして確認をしながら分別の意識をつけていただこうというふうな考えを持っております。

そして、いわゆる白色トレーなどは、いわゆる回収店にお返しをしてほしいということで、そういう促しもさせていただいておるところでございます。

そして、現在の生ごみを減らす取り組みといたしましても、町の方で3つその助成制度を

設けておるわけですが、それらの助成制度に基づきます導入につきましても啓発をしてまいってきておるものでございます。

それから、指定袋制と有料制につきましても、そのお話を触れさせていただいております。 当然、広陵町のごみを広陵町だけのご家庭から出るごみというふうな形で指定袋を取りつけ る。そしてまた、中身が見える透明、半透明の袋の導入についても、17年度で検討をさせ ていただいておりますというふうに申し上げております。

そして、その有料制につきましても、現在は具体的には定まってはございませんが、17年度中には検討をさせていただき、そしてまた議員諸氏の審議にも諮ってまいりたいと、このように考えるというふうなことで、その学習会を閉じさせていただいておるというのが内容でございます。

そんな中で、意見としてかなりの質疑の中でも出ております。簡単な質問からやはりこのような町自体の姿勢というふうなものについてもご批判を賜っておる意見もあるわけでございますが、いずれにいたしましても、現在の広陵町の出てまいるごみについて、分別を徹底してお願いしようという話の中では、参加していただいております住民の方々はご理解賜っておるというふうな状況でございます。

それから、指定袋と有料制の導入、県下の状況についてでございますが、県下46市町になったわけでございますが、指定袋の導入をしておられる市町が34団体というふうに把握しております。そのうち有料制に向けて同時に実施されておりますのが25団体であるというふうに数値として把握しておるわけでございます。ちなみに、有料でなさっておるその市の費用面については、総じて指定袋の代金を手数料として徴しておられると、こういう市町が大半でございます。具体的に多いというふうな数字でとらえてまいりますと、ごみ袋の大、いわゆる45リットル45円、30リットル30円、20リットル20円、こうした指定袋の代金を定めておられる市・町、そういった実態を私どもは把握、分析をさせていただいておるところでございます。こうした内容を踏まえまして、本町につきましても、今後検討を加えたいと、このように思っておるところでございます。

それからもう一点、家庭用の中でやはり資源ごみ、紙類が多分に可燃ごみに混入されておる実態を称して、新聞紙、チラシ、はがき等の完全分別というふうなご助言もいただいておるわけでございます。当然、現在も新聞紙、雑誌類は、いわゆる一まとめにして、そして資源の日に出していただいて回収をしておるわけですが、その大きさ以内の小さい紙、丸めた紙、そしてチラシの破れた紙、そして住所、氏名の入った、いわゆる通知文書等の各家庭の

紙、こういったものもリサイクルで当然資源としてお出しいただくということで、分別を徹底させていただいております。そうした場合は、結わくことができませんので、半透明、透明の袋でその紙をすべて入れていただいて、資源ごみの日にお出しいただく。これまでは可燃ごみの日にお出しいただいてたんですけれども、資源ごみとして資源の回収日に出していただこうと、こういう思いでございます。そうした中で、資源としてはキロ1円で今引き取ってくれておりますので、可燃ごみの処理費が逆にそうした有料で引き取っていただけるという方法をとってまいると、かなり費用面も経費のかからない、しかも収入源になるというふうな状況で分別の徹底をお願いしたいというふうに考えております。

そうして、ご提言をいただきましたシュレッダーの導入助成あるいは家庭におけるシュレッダーの普及というふうなことにつきましても、大変貴重なご意見として今賜ったわけでございます。当然ながら、役所の関係の書類につきましては、シュレッダー処理をすることによりまして、資源ごみに搬出できるわけでございますけれども、家庭のそうしたプライバシーのかかわる文書につきましては、シュレッダーで一たん細かく刻んで、そして資源としてお出しいただくというふうなことにもつながってまいりますので、貴重なご助言をいただいたということで、私ども今後考え直し、検討していきたいというふうに考えるものでございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

# 議 **長** 11番議員!

**11番議員** それじゃあ、3回目の質問ということですが、質問というよりも要望という意味で読ませていただきます。

これは、9月6日のごみ問題特別委員会の研修報告にある文をそのまま読ませていただきます。これ、まさに広陵町の現状に合うんじゃないかと。理事者の皆さんやら同僚議員の皆さんは、既に十分承知でございますけれども、もう一遍ひとつこれを心に刻んでいただいて、今後のごみ処理行政に参考にしていただきたいと。重複しますけども、二、三分で済みますので、ご容赦ください。

平成11年当時は、ごみ処理緊急事態宣言をし、ごみ処理についての現状と今後の徹底したごみ減量化のため、分別、処理方法の変更の必要性について114の集落に幹部職員がお願いに上がった。他自治体へのごみ処理についての依頼は、ごみ処理施設設置時の各自治体と付近住民との間で交わされた協定事項や各自治体に合わせたごみ質にするための分別、生ごみ搬入出車両の問題など、困難をきわめ、議長、議員にも尽力いただいたとのことでありました。結果として、ごみ処理緊急事態宣言以後、全市民による徹底した分別、マイバッグ

運動、家庭用生ごみ処理機の利用による減量化、各種団体による古紙、古着の集団回収、事業系ごみの事業者みずからによっての処理などが、可燃ごみでは45%の減量、またリサイクル率を35%に達成する成果をもたらしました。ごみ処理委託については、4自治体と2民間業者に委託されています。議会と理事者の強力なタイアップがあったからこそ、厳しい現状を打破できたとのことでした。

また、広陵町も勝山市と同じような状況にあるわけですが、1人当たりの可燃ごみは勝山市の約2倍なので、ごみ質調査の上、より徹底した分別を図り、ごみの減量化を町民に浸透させる必要があること。2、議会と理事者の強力なタイアップが大切であること。各自治体、民間業者の依頼は、期間を長目にしておくこと。ごみ処理できないのは、行政の恥との認識が必要であること。これいずれもまさに広陵町の直面している問題にほとんど合致するんではないかと、私は思いますので、その辺はひとつ十分わきまえていただいて、今後のごみ処理行政に当たっていただければと思います。

#### 議 **長** 11番議員!

11番議員 3番目の質問に対して、この跡地は先ほど言いましたように1万8,035平米、約5,460坪と申し上げました。ぱっと見て計算して、例えば5,400坪のうち4,000坪が宅地と、あとは道路、その他、お金に換算できない土地と計算しましても、4,000坪で30万円であれば12億円、35万円であれば14億円、これは非常に大きな町の財産というか、資産であります。これの活用、これからどんどん金が要る時期に、非常に重要であると考えます。

それからもう一つ、これは馬見南3丁目の住宅地の真ん中にあります。したがいまして、馬見南3丁目の今の現在の良好な住宅環境を損なわない。そしてまた、当初の操業期限、1994年でしたかね、それから見れば約11年間、いろいろ紆余曲折はありましたが、そこで操業してきたわけであります。したがいまして、その兼ね合いを急ぎますけども、十分慎重に考慮されまして、地域住民のニーズとそれから町財政とのはかりをかけていただいて、慎重に、そして速やかにいい案をしていただければ、大変ありがたいと思います。

それから、終わりに当たりまして、現清掃センターから古寺地区の新しい清掃センターにほぼ大詰めにきたようでありますので、この際、私は古寺地区の住民、あるいは近隣の百済、広瀬地区の住民、あるいはそのまたその周辺の方々の大局的な判断で、この新清掃センターの誘致、建設がほぼ合意に近づいてきたということに対しまして、その地区の皆さんに私は感謝の意を表明したい、深い尊敬の念を持って感謝の意を表明したい、このように思いまし

て、私の質問を終わらせていただきます。

議 長 以上で八代君の一般質問は終了いたしました。

次に、山田君の発言を許します。

**1番議員** では、12月度の一般質問をさせていただきたいと思っています。

まず1番目、インフルエンザの予防接種法一部改正の疑問点についてであります。

法律に基づく定期の予防接種は、平成13年の予防接種法改正により、インフルエンザは2類疾病に分類され、町長はインフルエンザの予防接種を行わなければならないとなったのであります。2類疾病とは、個人予防を目的に比重を置いた疾病である。すなわち、個人の発病、重症化防止及びその積み重ねとしての間接的な集団予防を図る必要がある疾病のことを言うそうであります。2002年度からは、65歳以上の高齢者に対するインフルエンザ予防接種に公費補助が出て、広陵町においても、65歳以上の対象者の方々が予防接種を受けておられるわけであります。その多くの人たちは、自分で予防接種を受けたいとの意思確認のできる人であります。その反面、対象者の意思確認ができない人の場合は、予防接種法に基づいて接種を行うことができないとなっているのであります。

例えば、痴呆など本人の意思確認ができないケースもあるのではないか。個人の家庭の中で意思確認ができず、接種を受けられない場合は、インフルエンザにかかったときには、他に感染することは少ないと考えるが、老人施設等集団生活の中で、痴呆で意思確認のできない人もおられるのではないか。そんな人は、インフルエンザの予防接種が受けられず、他の人に感染したりさせたりする率が高いと思われるのであります。今回の予防接種法の改正は、数多くの研究によりワクチン接種がインフルエンザによる高齢者の死亡を減少させることが証明されたために行われたわけであります。この事実から推論すれば、意思表示ができない者は早く死ねということになるのではないか。要するに、意思表示できない人には、かわって意思表示する代理人をどう設定するかという問題であると考えるが、この点についてどう町側は考えるかを聞かせていただきたいと思っています。

現場において、大和園等の施設では、このような出来事はあるのかないのか、またこの予防接種法一部改正をお医者さん、施設はどうとらえているかも聞くわけであります。

2つ目であります。安心・安全で快適なまちづくり条例の制定をということであります。 広陵町は、昭和30年に馬見町、瀬南村、百済村が合併し、広陵町が発足し、翌昭和31 年に箸尾町が広陵町に編入し、現在の広陵町がスタートしたわけであります。昭和58年4 月に、真美ヶ丘ニュータウン入居開始で新しい地域も加わり、大きく変化してきました。こ のような地域のそれぞれの特徴から、新しい市街地はより都市的な景観づくり、旧市街地は 古い町並みを残しながらも、生活しやすい環境づくり、農地は町並みとともに田園風景の保 全を行うなど、それぞれの特性を生かした生活空間づくりに先人たちの高い志とたゆみない 努力によって今日の広陵町のまちづくりを進めてきたわけであります。

今、広陵町町民は、より安心・安全で快適な町を願っているわけであります。犯罪の防止、違法駐車、交通事故などのない、安心・安全なまちづくり、犬のふんの不始末、ごみのぽい捨て、不法投棄、喫煙者の責務、落書き、町民、事業者及び町が青少年を健全に育てる視点を持ってのまちづくりを進める、犯罪などのない快適な町を望んでいるわけであります。これらの課題の解決には、まず町民一人一人がマナーやルールを守ることが基本となります。そして、その思いや取り組みを周囲に広げていくことが大切だと思っています。町民、事業者、町と協働し、主体的にまちづくりにかかわることによって、私たちで決めたルールは私たちで守るという意識が育ち、みずからの住む町に誇りと愛着を持ち、だれもが安心・安全で快適な暮らせる町の実現につながるものと信じています。こうした希望と決意を持って、広陵町の今ある条例、まちづくり条例を一歩進めることを提案したいと思っています。

3つ目であります。2004年9月から制度化された学校運営協議会制度、コミュニティースクールについて、地域運営学校について質問させていただきたいと思っています。

学校運営協議会制度は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、公立学校の管理運営の改善を図るため、教育委員会がその指定する学校の運営に関して協議する機関として、地域、住民、保護者等が学校運営に参画する学校運営協議会を設置できるようになった新しい制度であります。

町の教育委員会は、所管の公立学校である幼稚園、小学校、中学校に対し、地域住民や保護者らによる学校運営協議会の設置を指定することができるというものであります。新しい制度発足の背景には、いじめ、不登校、ひきこもり、校内暴力、学校崩壊、薬物汚染など、さまざまな問題を抱える教育現場の深刻な現実があるからであります。教育の荒廃は、学校だけの問題ではない。荒廃の原因は、子供を取り囲む社会の教育力の低下にあるわけであります。問題解決には、学校と家庭、地域が相互に連携し合い、社会全体の教育力を高めていくことが欠かせないわけであります。協議会は、学校の運営について意見を述べるだけにとどまらず、校長が作成する教育課程の編成など、学校運営の基本方針を承認する権限を持っているのであります。また、教職員の任用に関する任命権を持つ教育委員会に対し、意見を述べる権限を持っております。教育委員会は、学校運営協議会の意見を尊重しなければなら

ないと定めているのであります。教育は百年の大計、大事業であります。改革は、一朝一夕では進まない。11月末に、モデル校7校による実践している学校からは、着実にこの学校運営協議会の成果を上げているとの報告があったようであります。この会場においても、文部省の担当者が満席の教育関係者に、制度の利用を呼びかけたそうであります。この新しい試みは、教育改革を推進する大きな力になるだけに、地域に開かれた学校、そして町全体の教育力を高めるためにも、この制度を利用してはどうかと考えるがどうか、考え方をお願い申し上げます。以上であります。

議 長 ただいまの質問に対し、答弁をお願いいたします。 町長!

**町** 長 山田議員のご質問にお答えをいたします。

お尋ねの意思確認のできない方へのインフルエンザ予防接種の実施は、厚生労働省から出されておりますインフルエンザ総合対策についての通知の中で、同居している痴呆の方にも予防接種を受けさせることができるかどうかについて、予防接種法に基づく予防接種は、本人が接種を希望する場合にのみ行い、痴呆などにより本人の意思が確認しにくい場合は、家族やかかりつけ医の協力により、特に慎重に本人の接種意思の有無の確認を含め、接種適用を決定する必要があり、最終的に確認ができない場合には、予防接種法に基づく接種ができないこととされております。

意思確認が全くできない場合は、予防接種法による接種は行えませんが、このような方の 家族が強く接種を求められる場合、予防接種法によらない任意の予防接種として行うことを 妨げるものではないとされております。したがって、ご提案いただいております代理人につ きましては、現行法上認められておりませんので、ご了解のほどよろしくお願いいたします。

また、大和園等の施設におきましては、さきに述べました通知が直接施設にされており、 その通知にのっとり実施されておりますことを申し添えます。

2番目の安心・安全・快適なまちづくり条例についてご提案でございます。

まちづくりの基本は、地域住民、民間企業、ボランティア団体等多様な主体によるまちづくりが必要と認識しております。

今回、ご提案いただいた安心・安全・快適なまちづくりにつきましては、ことしの6月に 閣議決定され、今後の日本の国の指針となる「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」、 通称「骨太方針2004」でありますが、ここにおいても、「持続的な安全・安心の確立」 として、「治安・安全の確保」がうたわれております。本町におきましては、広陵町安全で 住みよいまちづくりに関する条例が平成9年に制定されており、従来から各セクションや各 地域におきまして、条例の趣旨に従い活動いただいているところでございますので、今後も 引き続き、さらなる安心・安全・快適なまちづくりのため、ご提案いただきましたまちづく り条例をさらなるものに邁進してまいりたいと存じます。

3番目は、教育長がお答えします。以上です。

#### 議 長 教育長!

教育長 山田議員のご質問についてお答えいたしたいと思います。

質問3、2004年9月から制度化された学校運営協議会制度によるコミュニティースクールについてでございます。

貴重なご意見いただき、ありがとうございます。ご意見のとおり、学校運営協議会を置く 学校のことを便宜的にコミュニティースクールと呼んでおります。学校運営協議会制度のね らいとしては、家庭や地域住民の強いサポートを得ることによって、学校教育をよりよいも のに改善していくことにあり、法的な位置づけのある権限を持って学校運営に参画すると同 時に、校長や教職員と一体となって責任を共有する学校運営の主体として、地域に開かれた、 信頼された学校づくりを進めることにあります。

また、学校と保護者、地域住民が一丸となって、それぞれの創意工夫を生かした特色ある 学校づくりを進めることにより、地域全体の活性化につながることも期待されるところであ ります。

設置につきましては、教育委員会とともに協議してまいりたいと思っております。以上で ございます。

#### 議 長 1番議員!

**1番議員** 1番目のインフルエンザの予防接種法一部改正について2回目の質問をさせていた だきたいと思います。

厚生労働省から、この書類を見ますと、今のような町長が答弁されたことが載っています。 十分よう知ってます。私も池田部長からいただきましたので、持っています。その中に、やはり疑問、当然そのそっち側から見ると、そう思う。けれども、痴呆にかかっている方から見たら、任意でせえと。じゃあ自分で金払うたらできますよというのが、答えだと思ってんです。でも、任意でできるかできないかというのは、痴呆であればその意思確認ができないのではないかと。じゃあ、それは任意であろうか、我々の公費を出すとか、その辺の違いもあるのではないか。それをどうとらえるか。だから、私は家族がおれば代理人でも、保証人みたいなもんですわな。そういうこと、人が必要ではないか。特に、壇上でも言いましたけ れども、各家庭でおれば、家族、狭い範囲の中なんです。けれども、こうした老人施設、近くの大和園、今の南郷にある、ああいうのはああいう痴呆症の人は100%ないわけですが。 大和園が近くにあると、あの施設はこういう人がおったらどうなるんかなあと、僕は疑問に思ったところでありましてね。それは任意でできるからと、それはしてくださっていいですよと、公費だからだめですよと。そうなれば、全く今さっき言いましたように、痴呆の人はどうして任意というね、確認がとれるのかと、裏を返せばですよ、そう町長思いませんか。それだから、これをやはりこういう疑問点もあるのではないかと思いましたのでね、させていただいたんです。

今、答弁では、大和園においては、厚生労働省から直接その書類が行って、やられて、そこまでの詳しいことはわかんないけれども、任意でやられているのではないですかとおっしゃるわけですが、その任意というのは何ぞやと。ということでありますのでね、そういう点からどうなのか。

この中には、被接種者等の責務、町長はインフルエンザの予防接種を行わなければならならいこととなったと。すなわち、個人の発病、重症化防止及びその積み重ねとしての間接的な集団予防を図る必要があると。対象者は希望する場合のみに接種を行うこととすると。対象者の意思確認が困難な場合は、家族またはかかりつけの医者の協力による対象者本人の意思確認することとし、接種希望であることが確認できた場合は、接種を行うことができると。これは今の答弁のとおりです。対象者の意思確認が最終的にできない場合は、予防接種法に基づいた接種は行うことはできないとなっているが、一方では集団予防を図る必要があると言いながら、施設等で痴呆で意思確認のできない人は予防接種が受けることはできないとなっているが、これは理解できないのではないかと。そういう整合性あるのかと。老人施設等で集団予防を図る必要があると言うならば、意思表示のできない高齢者にかわって意思表示をする代理人をどう設定するかを考えなければならないと思っているわけであります。任意で受ける人はいい。公費負担でなくて私費で、実費で接種を受けるのがよいというが、それ以前の問題で、意思確認のできない人に任意も何もないと思っている。だから、きちっとした代理人を立ててすることが集団予防にもいいのではないかと思っておりますけれども、町長、担当者、どうでしょうか。

# 議 長 健康福祉部長!

**健康福祉部長** 大変これは法律的な問題で非常に答弁は難しいわけでございますけども、厚生 労働省では、そういう形で今施設の方に通達が出されておるわけでございます。あくまでも 接種は強制ではないということでございます。ですから、そこに痴呆でない方もおられても、その人が自分の意思で受けないという方もおられるかもわからんということでございます。そういうことは、感染するというふうなことでございます。そういうことで、痴呆の方には、あくまでも本人の意思確認というふうなことを法律的にはうたっているというふうなことでございます。これにつきましては、もし感染とかというおそれがあるんであれば、施設としてはやはりその対応をしなければならないというふうなことで、やはりその辺には、やはり感染して死亡するおそれがあるというふうな判断になれば、家族の方との話し合いと、施設の方もやらなくてはならないし、もしそういうことであれば、医療措置というふうなことで何か抗インフルエンザウイルス薬を投与するとかというふうな医師とのあれでやるというふうなことになっておるということでございますので、その点よろしくご理解をお願いします。

#### 議 長 1番議員!

1番議員 言わんとしておることはようわかってんです。僕の言わんとしていることもわかっておるかなあと。ですけども、個人で受けるのは勝手ですよ、自由ですよと。けれども、何回も言いますけどね、やっぱりああいう施設の中でインフルエンザにかかったら、大変高熱が出たりいろんなとこで大変なことあるさかいに、こん中でも部長からいただいたね、この中にもね、感染しない、集団予防を図ることをすると。ですから、隣、この周りにうつさないようにする、これが大きな一つの作業ではないか。だから、さきの補正予算の中にもありました当初2,500人あったのが3,000人にもなったということも、こういう数字を示して集団でかからんようにしているのではないか。その中に、痴呆の人がおって、万が一意思確認できないからできないと、それがかかって集団、受けているから大丈夫かもわからないかもわかりませんけどね、そういうのを防ぐためにこうした集団予防接種があったと。その中の1点をとらえさせていただいてどうかということでありますので、また機会がありましたら、町長、町村会に対し、こういう事があったと、私の方も国の方にこういうものもあるということを、ひとつ付け加えさせていただいて、この話を終わります。

それから、2番目でありますが、広陵町の安全で住みよいまちづくりに関する条例の中で、 広陵町のあの条例があるわけでありますが、その中に、第4条に、「町民はみずからの生活 の安全確保に努め、地域の安全活動に積極的に参加するとともに、町の施策推進に協力す る」となっているが、もうこういう方法はこれからの時代にはマッチしない点もあるのでは ないかと、今思っています。ですから、この新しいまちづくり条例をもう少し見直してもら いたいなあという観点から質問させていただきたいと思っています。 私が提案するまちづくり条例は、安心・安全で快適な環境に関する地域の身近な課題について、町民、事業者及び町がそれぞれの役割のもと、協働して取り組みを進めることによって、安心・安全で快適な町の実現することを目指しておるわけであります。協働とは、地域における共通問題に住民が協力して取り組もうとするとき、行政が支援、積極的な評価、激励、助力、助ける力ですね、することであって、行政の活動に住民を協力させることではないという視点であるのであります。これは、先ほど広陵町の条例と全く正反対な立場であります。前の広陵町の平成9年にできたこのまちづくり条例は、町がやるから住民が後からついてきてよというような条例ではないかと、意味をするものではないかと。今、私が言うのは、この協働とは、今言いましたように、やはり住民の行政の活動に住民を協力させることではないかという視点からのスタートであります。そうした発想の転換が必要ではないかと思っているのであります。

もう一つは、協働とは、これまでの行政による住民サービスのあり方を問い直す動きでもあるという視点。今までは、住民サービスは正規に雇われた職員に給料を払って行ってもらうことが当然であると行政も住民も考えがちであるが、しかしそうしたサービスの中には、普通の住民が少し学習と訓練を受け、協働の仕組みを工夫すれば、住民がみずからの手でできるものではないかと見直してみることであると。今、問題になっている子供たちを取り巻く環境も、自治会等に発想し、それを後方支援して成果を上げている等々、できることは多くあると思っている。大字ごとに、サークルごとに、安心・安全で快適なまちづくりを推進するための組織を整備する必要があると思っています。

この最終日には、交通安全に関する決議も採択されるわけでありますけども、人身交通事 故発生状況を見ますと、広陵町においては189件と、前年度同じ時期に比べて22件の増 となっている。こうした人身交通事故が多発し、町民の安全のために必要があると認めたと きは、交通事故多発非常事態宣言を発令し、関係機関と協議して総合的かつ集中的な交通事 故防止対策を行うものとするといった、安心・安全で快適なまちづくりのための措置をする ためにも、まちづくり条例の一歩進めることも必要ではないか。

町長は、日ごろ人に優しい、人が優しいまちづくりの推進をうたっている。この町長の基本理念を幅広く実現するためにも、まちづくり条例の一層の充実を求めたいと思っています。この間、教育長からの皆さん議員のとこにも来たわけでありますけれども、児童・生徒の登校時の安全確認についても、こうしたこともやはり協働という観点からするならば、行政が押しつけじゃなくして、自然発生的なことができるのではないかと。その中にも、町長の

いっつも言うように、人に優しい、人が優しいまちづくりの推進にと、ご理解、協力をとう たわれているわけですが、もう少し一層のまちづくり条例の中身のある協働という一つの観 点からとらえて、よろしくお願いしたいなと思っていますので、考え方をもう一度お願いし たいと思います。

# 議 長 町長!

町 長 今、ご説明をいただきましたが、今日までは十年一昔という言葉が言われてまして、 今は時代がどんどん目覚ましい進捗を遂げておりまして、三年一昔、中には二年一昔と言う 人もございまして、まさにこの条例は平成9年制定でございまして、もう二昔も三昔もなる ような条例がそのまま残っておるわけでございます。

お申し出の協働という考え方を発想の転換をせよというご指摘でございまして、鋭意取り 組んでまいるということをさきに申し上げましたとおりでございまして、新しい条例の改正 に向けて進めてまいりたい、そのように約したいと思います。

## 議 長 1番議員!

1番議員 では、よろしくお願いしたいと思います。

3番目でありますが、いわゆる学校運営協議会制度、コミュニティースクールについてであります。

答弁の中に、便宜的にコミュニティースクールと、この便宜的ちゅうのは、私気に入らんわけやけどね。簡単に言えばとか、それがいいのかどうかというのは、余りよくない言葉ではないかなあと、僕は聞いてね、そう思いましたので。それはどちらでもいいとして、学校運営協議会についてですが、住民や保護者らでつくる協議会機関は、学校の教育方針を承認し、教育人事に意見を述べる法的権限を持つと。人事権を持つ教育委員会は、その意見を尊重すると。法改正で、この9月から、公立の小学校、中学校、幼稚園で可能になったわけであります。制度導入をめぐる国会審議では、「ルビコン川を渡った」という言葉まで飛び出すほど、学校運営協議会は、画期的な公立の改革とも言われたわけであります。いわゆるこんな表現ですね、さっきも言いますけども、「ルビコン川を渡った」、そうした言葉が出るほど画期的な公立校改革とも言われているわけであります。この学校運営協議会のシステムが機能していけば、ややもすると閉鎖性が指摘されてきた学校が地域に開かれた存在としてよみがえることになり、地域住民や保護者を初めとした外部の声が学校運営に生かされていくならば、教育の再生、活性化が進展するのは間違いないと。地域が一丸となり、よりよい学校づくりに取り組むことによって、地域全体の活性化にもつながっていくと思うのであり

ます。

国会の方でも、公明党は学校、家庭、地域が連携し合い、地域に開かれた学校をつくる観点から、この学校運営協議会制度の全国展開を提唱し、中山文部科学大臣は、「全国展開が図られるよう普及・定着に努める」と、明言しているわけであります。

予算の中にも、我々が毎月もらいます地方議会議員の中にも、このように書いているわけであります。概算要求、ことしの予算要求の中でも、やはり大きな特徴は地域や社会との連携がより重視された点だと。前年度に打ち出した子供の居場所づくり新しいプランをさらに充実させ、各部局をまたぐ総合的な地域教育力再生プランに仕立てたほか、義務教育から高等教育段階までさまざまな局面で地域や社会との連携を打ち出していると。このうち、地域教育力再生プランには、184億円を計上したと。放課後に学校の校庭や教室などを開放して、地域の大人たちも加わった子供の居場所、活動の拠点を全国8,000カ所で展開するため、145億円を計上。また、高校生から社会人まで幅広い世代が行うボランティア活動を支援する事業を合計1,000カ所で実施すると。義務教育関係では、ことし9月から制度化された学校運営協議会を全国に広げるための啓発費1億円余り計上したと。保護者地域の大人らで構成するこの協議会は、小・中学校の校長が作成した教育方針を審議、承認し、人事や日常の学校運営について意見を述べる権限を持つと。東京都足立区や世田谷区、杉並区などが来年以降相次いで設置する方針を決めており、文部省はさらに制度のPRを進める方針だと。このように国の方では言われております。

前々回のこの場所でも子供の居場所づくりについて質問させていただいたわけでありますが、こうした地域とそして学校と、高まるならばすばらしい学校ができるのではないかと思っています。再度、この間も、きのうでしたか、奈良県の教育委員会へ私電話させていただいて、こういうところはあるのか問いましたら、「奈良県においてはまだ一つもこういうことはない」と。この間、きのう、おとついでしたか、「全国大会があったときに、3人奈良県の教育委員会が行っていろんな資料を持って帰ってきました」と言うて、窓口の女の子が言うてました。女の子というのが、言うておりましたし、やはりこうしたこれからの21世紀、やはり地域とともにつくる学校、閉鎖性をなくすための必要ではないかと思っていますので、もう一度教育長にご答弁いただきたいと思っています。

# 議 長 教育長!

**教育長** 今、おっしゃられたように、この学校運営協議会制度、これは地方教育行政の組織 及び運営に関する法律の一部を改正されて、そして今法律案をつくられているところです。 そのねらいとしては、今言われているように、学校運営に地域住民や保護者が参画することによって、地域の実情に応じた特色ある学校づくりを実現すると。こういうことで、昨年度全国で7つの学校がモデル校とされておりました。それの私も入手していましたのが、それの報告が文部科学省の特別委員会で2つの報告がありまして、その結果も私は見ております。5月14日とそれから6月2日の結果も私もいただいておるわけですけども。今おっしゃられたように、この中には、1つ本当にこれから今まで閉じられたと言うていんですか、そういう閉鎖的な学校の運営の中に、学校長の作成する学校運営の基本方針を認める、そういうところもあると、この1つと。

それからもう一つは、先ほど言われたように、人事権の問題が出てくるわけなんですけども、実のところこの5月、6月に行われて発表された学校、慶応大学のこの話を見てみますと、実のところはこれは私立の学校の大学の教授が公立学校に行かれてやられたと。そして、自分の意思を持ってそういう学校をつくりたいと、こういうことやったときに、一番最初に出会ったのが人事権の問題です。こういう学校をつくっていくのにこういう先生方を集めたいと、こういうリクルートしたときに、それができないということが初めてわかった。このことについては、このコミュニティースクールをつくるときには大きな問題になるだろうと、こういうことをこの委員会の中でも言われておりますし、それが大きな山になってくるんじゃないかなと、私自身も思っております。奈良県の教員の人事については、奈良県の独特なまたやり方もあるので、大変このことについては難しい問題があると思います。

もう一つは、今ある学校評議員制、広陵町はまだつくっておりませんけども、それの整合性についての話も出ておりました。そのことについてのこともいろいろあると思いますので、 実際にこのコミュニティースクールの制度が法案が条例が出てきたときにもう一度教育委員会とも十分に相談して、このことについては前向きに考えていきたいと、このように思っております。以上です。

#### 議 **長** 1番議員!

**1番議員** 今、先生がおっしゃったように、やはり学校というのはなかなか閉鎖的でなかなか 入りにくいとこだと、私も思っています。私も長い間PTAの活動で大変この広陵中学校で 平成3年ぐらいにこの学校が荒れたときに大変先生の頭の変えるというのは、議長も含めて ですが、会長という経験をさせていただいて、私たちは学校崩壊という一つのものを体験し たこの3年間でありましてね、なかなか先生というのはもうなかなか難しいと、人の意見は 聞かないと、おれが一番賢いんやというのが定説みたいにして、先生はそういうことを、僕

もそう思ってんですが、かたいなあと。それだけにね、閉鎖的だと言われています。もう学校から先生の免許を取ったときからね、先生先生と言われて、またある学者は、「先生先生と言われるばかはない」と言われるほどね、言われるわけでありますけれども、そんだけ閉鎖的なってんです。ですから、こういう学校運営協議会というものをね、この壇上からね、入れたらね、そうだら大変一朝一夕でね、こんなことは私もできるなんて思っておりませんけれども、やはりこうしたやはり昔は大阪のおばちゃんと言うて世話やきのおばはんがようけえおって、子供をつくることとか、しつけからいろいろな声をかけた、そういう独特な地域もあった。今はもう声をかけない方がいいのではないかというような地域になっていることも含めて、やはりそうした出しゃばりのおっちゃん、おばはんがおって初めてこの地域、明るい地域社会ができるのではないかと思っていますので、ぜひ先頭に手を挙げていただければなと、町長、後押しをお願いしたいと思います。以上です。

議 長 以上で山田君の一般質問は終了いたしました。

しばらく休憩します。

(P.M.3:50休憩)

(P.M.4:04再開)

議 長 それでは、休憩を解き再開します。

次に、坂口君の発言を許します。

9番議員 それでは、朝から長々とお疲れのことと思いますので、簡単に終えたいと思います。 さてと、今回は町財政について取り上げたところです。この考えのベースとして、私も本 年より広陵町商工会に入ったところであります。今まで十数回商工会の研究会や会合に出席 して、広陵町商工会という、商工会はよく言われる中小零細企業や個人商店主などの集まり ですが、現実は広陵の場合は、中小というより零細企業や商店主がほとんどでございます。 厳しい町内の経済情勢がつぶさにわかってきたところであります。

そこで、9月決算でも示されましたが、16年3月末の町税未収金として、町民税 1億2, 311万円、固定資産税 2億9, 854万円、普通自動車税 491 万円、国保税 1億8, 779 万円、合計 6億1, 435 万円の税が未収になり、穴があいている、このような資料が出されたところでございます。通告書の数字はちょっと間違いなので、ここで訂正をお願いしたいと思います。6億1, 435 万円の税が穴があいていると。訂正をお願いしたいと思います。

この額、6億円といったら大体どのぐらいの額と言いますと、職員や議員の人件費が年間

約18億円、このぐらいかかっているところでございます。ですから、その3分の1という ふうな大きさでございます。今、税不足、税収不足の中で、財政の運営面からいいますと、 町というのは毎月支払いは発生すると。しかし、入るべき税が入っていないと、ますます苦しくなっているのであります。予想されるところでございます。運転資金としての借り入れも発生するのではないかと、財政運営上無視できない数字になっているとこでございます。 私もこの議員になったのは13年前、まだ町長が部長をされているときですね、私も議員に なって、それ以来ずっと毎年決算の数字を見てるんですが、だんだんこの数字が非常に厳しい数字になってきているということでございます。

民間では、例えばこのように入るべき金が6億円入らないと、あっという間に倒産や給料支払いがおくれる、このようなことに非常に厳しい状況に追い込まれるところであります。 今年度、16年3月末より10カ月たったときでございます。この未収金も集めていると思うんですが、もう半分ぐらいは集まったのかと、その実態はどうなのか、これを知りたいと、こういうことでございます。

議員は、なかなか財政を取り上げることが少ない。なかなか財政問題取り上げてもなかなか点が上がらないとか、それより集会所つくりましたと言うた方がなかなか議員の成績が上がるんですが。しかし、今やそうも言っていられない時期に来ていると思います。財政、理事者も議員も共通の認識として財政問題を持ちたいというので、私は考えていることでございます。

財源の不足には、2つの要因があります。2つの要因、1つはこれは町民税、個人の所得、収入減により払っている税金がだんだん少なくなってきている、このような収入減により払っている人の税金も払う税金が少なくなってきた、このような要因と。もう一つは、未収入、未払い、いわゆるお金が入ってこない。このような要因による税不足が2つの要因がございます。特に、後者、いわゆる未収入、未払い、特に後者は直接響いてくるだけにあって、大変しんどい町の運営状況になってくると思います。多くの納税者は、期限どおりに全額町に納めていると思います。私もこの本町へ来て二十数年間、今まで一度たりともおくれず、全額言われたとおり、全額町に払ってきたとこで、本来ならば20年表彰、このようなことにもなるんじゃないかと、このような状況ではございます。しかし、昨今いろいろニュースやテレビ、新聞などへ出ております値上げ、あるいは値上げラッシュ、あるいは有料化、いろいろなことがちらほら耳にするとこであります。本町にあっても、いろいろなうわさが、現在まだうわさですが、ちらほらちほら耳にすることが多いのでありますが、このような状態

で町に金がないから値上げが必要と言っても、これなかなか町民に理解してもらえれるかという、私のちょっと心配しているとこでございます。

予算の執行、当然行政は予算を執行するんですが、予算の執行という面だけでもなく、町に1万円でも町に税金が入ることを行政マンも考える時期に来ているのではないかと思うので、現状を問いたい、このような質問でございます。

さて1番、このような考えのベースに基づきまして、2番の質問ということで、質問事項1の内容を踏まえ、税収が少ない中での今回これら新公民館建設工事の町内への経済効果はどうかという面で取り上げてみました。この工事については、本年の3月議会で既に予算を可決した物件であります。新しい議員さんは、3月以降でなかなかわからないんですが、本年の3月議会で公民館の予算を可決したとこでございます。私も賛成したとこでございます。じゃ、予算がついたのでいよいよそれを執行しなくてはいけない、このような当然流れになっています。今回の9月議会で、執行について、防火水槽と公民館を町外の大手業者に発注したいがどうですかという、このような案が出されたので、私は反対した、こういうことで、このようなことで私が反対しました。今までの例としますと、私真美ヶ丘地区なんですが、集会所あるいは第1防火水槽、これは町内業者に発注し、そこに働いている人、町内の方多いんですが。働く人からは町民税や法人税、法人の場合は赤字でも均等割、こういうなんかかってくるんですよ。赤字でも法人税ちゃあんと町は再回収を図ってきたところでございます。また、技術的にも、町内業者で可能であったところであります。今回、1億4,805万円投下しました。1億4,805万円の工事の投下をしましたが、町内への経済効果はどうとらえたらよいのかを問いたいということであります。

また、町外の業者に発注した場合は、町税として再回収が可能な策はないのかということ について問いたいというのが2番目の趣旨でございます。

3番目、これも2番目に若干関連するんですが、新清掃センター、まだ本体そのものは発注はこれからでございます。どう町内への経済効果をねらうのかということについて問いたいと思います。

町行政、行政は今や町内で最大の産業ということ、広陵町でございます。最大のサービス 産業、働く人も一番多い。扱う予算も一番多い。いいえ、違います。町行政が一番でござい ます。最大の発注もとでもございます。また、最大の集金もと、税金集める、実際集めるお 金も最大の集金もとでもございます。今や町ナンバーワンの事業家、事業所でございます。 この町内で集めた税金は、町内で最大に生かすのが行政の役割であることは、間違いないこ とでございます。今、今回、新清掃センター本体でごみ燃料炭化施設建設工事で39億6,280万円、リサイクル施設建設工事で9億7,434万円、合計49億3,714万円、これはちょっと補正後の数字ですのんで、質問通告書の数字をこのような数字ですね、49億3,714万円変えていただきたいと思います。こんだけの49億3,714万円の予算を考えていますが、しかしこれは町内業者にはこの技術はなく、町内業者にこの技術は無理でして、町外の大手業者に発注になります。町内の業者はまだそんなとこまで技術面については不安がある。これは町外の大手業者に発注になるところでございます。このとき、発注行為いかんでは、全額を町外の業者に持っていかれてしまうと。全額が町外業者へ持っていかれ、町内に残るのは工事の騒音や公害のみでは、これはいたし方がない。税回収はゼロということになると、ますますこれは困った問題でございます。このような莫大な投下を行います。投下を行うということは、清掃センターだけではなく、古寺地区の再開発と経済活性化、このような起爆剤にもなるのではないかということを考えているので、投下する税金に対してどのような策が考えられるのか、対策を問いたいということであります。

本町始まって以来の大規模投資、まさに大規模投資でございますので、これについて経済 効果を図って、どのようにねらうのかを問いたいということでございます。

4番目、地域の安全運動の情報のセンターとしての役割。

既に、地域の安全運動としては、PTA、交対協、母の会、人づくり財団、自治会、防犯ボランティア、多くの住民が自発的に行い、その努力に頭が下がる思いでございます。ことしも事件が続きました。真美ヶ丘で事件が続きました、犯人の中学生捕まえてびっくりということなんですが。犯人の中学生も捕まったところなんですが、まだ奈良市の事件があって、まだまだ安心できず、いたずらやガセネタが流されまして、大変不安を呼んだとこでございます。

また、過日、第一小付近で黒のハッチバック、窓はフィルムをつけた、フィルムで張って目隠しみたいな車ですね、これが車が出て、慌てたところでございます。不審な車が出たと。このような情報は、口から口にまことにしやかに流されるので、正しい情報のセンターとしての役割を教育委員会事務局に置いてほしいというのがお願いでございます。ホットラインの設置、今いろいろ新聞に出ておりますホットラインの設置や希望者対象ですが、携帯への一斉メールの配信、このようなこともやっておるとこがございますし、こういうようなこともいいのではないか。また、警察にはなかなかこんなことあんでったかどうでっかというのは、なかなかこれはまた聞きにくいもんなんです、そういうことは今から警察に、警察もど

ちらさんですかと聞きますのでね、なかなか聞きにくいので、何かあれば役場へという役割をしたらどうかということでございます。

いずれにしても、住民の各種団体の協力を得ないと、この安全を守るという運動は、行政 だけではできない。要するに、手が足らんのでできない。いろんな各種運動の団体の方の協 力も得ながら、行政だけは安全を守られないと思いますんので、この役割について、センタ ーとしての役割はどうかというので、問いでございます。

以上、4つに簡単にまとめたところでございますので、よろしくお願いします。

議 長 ただいまの質問に対し、答弁をお願いいたします。 町長!

**町** 長 ただいま坂口議員からのご質問でございます。

まず、初めの15年度町税未収入分の現状はどうなっているのかという質問でございます。 答弁として、平成15年度決算における町民税、国民健康保険税等、町税の滞納額は、ご 指摘のように6億1,400万円に達し、11月末現在の徴収額は6,060万円で、この うち係長以上によります納税推進委員会において、1,550万円徴収いたしました。残り の滞納額の内訳は、納税誓約のもと分納している人の額約2億3,000万円、破産者、行 方不明者の額約6,300万円、後の約2億6,000万円は、営業不振、生活苦のため分 納もできない人や行政に対する不満、相続問題等、何らかの理由により滞納している人の額 でございます。対応といたしましては、できるだけ滞納者との個別交渉を重ねて、何として も納税誓約による分納という形で支払ってもらえるよう、納税相談を行っております。

また、担税力がありながら町政に対する不満などにより滞納している人については、徴収 担当職員だけでなく、関係職員とともに粘り強く納税交渉を行っており、ご理解が得られな い場合、預金、不動産等、資産の差し押さえを積極的に行う考えでございます。

なお、現在のところ差し押さえは3件、交付要求は32件、さらに差し押さえ等の強制手段をとるための預金及び給与を今年度において77件が調査中であり、結果がまとまり次第、強制手段をとりたいと考えております。

また、他府県で効果を上げている広域的な整理回収組織の設立を県町村会に働きかけているところでございます。

なお、国税徴収経験者などの専門的な職員の雇用並びに県等の徴収技術指導についても、 検討を進めており、真面目な納税者に不公平感を持たれないよう、職員一丸となって滞納整 理に取り組んでいく所存でございますので、ご理解よろしくお願いいたします。

次に、2番でございます。古寺新公民館の建設工事の町内への経済効果はどうかと、質問

でございます。質問が3つになると考えます。

まず1番、公民館や防火水槽は、町内業者の技術でもできるものではないかとの質問でございます。

9月議会で説明いたしましたとおり、1カ所の用地で合併施工、いわゆる建築と土木工事でございます。合併施工を発注する場合、町のメリットを考慮し、指名審査会で慎重に協議をしたものでございます。選定基準では、5,000万円以上がA1特と定めており、町内業者も入札参加願いました。

2番目でございますが、1億4,805万円の町内への経済効果はどうかと、質問でございます。

県内業者が落札しましたが、聞くところによりますと、数多くの町内業者と取引されており、経済効果があるものと考えております。

2-3でございます。町外の業者にどのように指導し、町税として再回収が可能なのかとの質問でございますが、落札業者に価格が合えばなるべく町内業者と取引をしてやってほしいと、口頭で申し入れをしています。落札業者から町税を回収すればとのことですが、町外業者からは回収はできませんが、指名競争入札により請負率91.71%で入札効果があったと考えております。他の工事についても、回収のための工事発注は考えておりません。

3番目の新清掃センター発注工事で、どう町内へ経済効果をねらうのかというご質問でございます。

新清掃センター建設における工事が本格化してまいりました。経済効果については、お尋ねでございますが、はかり知れないものがあります。事業はプラント工事、本体、関連工事、周辺整備工事による効果は大なるものがあります。そして、地域のさらなる発展を期待しています。さらに、新清掃センター建設事業が着手することで、町民の不安を取り除き、安心と信頼を築いていくことになります。金銭にあらわすことはできません。

次の質問は、教育長がお答えをいたします。以上です。

#### 議 長 教育長!

**教育長** 坂口議員の質問4、地域安全運動の情報センターとしての役割をという質問でございます。

町内各所に不審者が出没し、住民並びに各方面に大変ご心配をおかけし、NPOの皆様方におかれましても、自発的活動として、安全パトロールを実施していただき、地域の安全確保にご尽力をいただき、ありがたく存じております。不審情報に便乗し、まことしなやかな

デマによってさらに不安をあおる等の出来事もありましたが、ご質問にある本町の正しい情報センター機能につきましては、現在、総務課を窓口とし、警察との情報ネットワークをもとに、関係各課が協力し、情報の共有を行っております。

また、入手した情報は速やかに教育関係施設並びに関係機関にファクスによって一斉配信し、注意の喚起を行っています。

また、奈良県教育委員会においては、各警察や各市町村からの通報により、これらの情報をホームページに随時掲載し、注意を喚起することになっております。

今後、本町教育委員会といたしましては、子供たちのさらなる安全確保と情報を速く正確に伝えるため、保護者が事前に登録したメールアドレスに対し情報を送信するという方法の (仮称)安全メールシステム運用を目指し、研究を進めているところであります。以上でございます。

#### 議 長 9番議員!

9番議員 1番でございます。11月末で6,060万円集めたと、また管理職で構成する1,550万円、これ集めたと。なかなかよく頑張ってるじゃないですか。管理職の人、なかなかこんなん残業もつかんと、私もちゃんと聞いてんですよ、もう大変やと。私はこんなん1,000万円や2,000万円集めてお茶濁すんかなあなんて思うてたんですが、それはないと、こういうことを聞いて安心してんです。

一番大事なのは、今6億円、先ほど言われた6億円1,000万円、こんだけが実際に期限まで入ってない。これは事実なんですわ。ほんで、今2億6,000万円、多分これは踏み倒すんになんちゃうか。多分これが回収不可能ちゃうかと、これはいわゆる踏み倒しちゅうて、差違はね、損金決算するんですけどね。この事実を早くつかんで教えてほしいんですわ。なぜかというと、今この町財政運営で難しいのは、今まではこれたまってても自動的に後で二、三年おくれとれたと、こういうことやったですよ、私が議員になったときですよ。ちゃんと2年、3年、月賦やちょっとあとぼちぼちやとかいろんな案がありまして、回収まあまあせいぜい損金で100万円か200万円か300万円か500万円か1,000万円かと、こういうような状態やったと思います。十何年前からずうっと毎年見てるんですが、損金処理はそのぐらいの額なんです。

今回、私非常に心配するのは、この額がまず1つ滞納が物すご大きいというのが1つ。もう一つ、多分危ないであろうという額の把握ができてないと、次の予算を組んで予算自体が 穴あいちゃうと、こういうことになってしまうんですが、それがある、見込みで入ってくる であろうなという、いろいろ考え方にかえると大変なことになります。

まず、やはりこの現状はどうなのかというのは判断、現状のこの数字の中身はどうなのか、 あるいは回収可能な数字はどうなのかということで、今回初めて実は示していただきました。 この具体的な数字を示していただくことにより、町の財政、これからも議員も町財政につい ていろいろと取り上げていかないと思います。議員も考え、これをついて議員の考え方、物 の考え方、物の見方というのが始まるんですが、この財政、今言う、教えてもらいました2 億数千万円、多分なかなか難しいであろうという金額があると思います。このためにも、や はり町に1万円でも10万円でも入る策、ちょっと意識の改革が必要なんや、なかなか行政 マンは執行は物すごうまいんですよ、予算の執行ちゅうのはうまいですわ。さっき1億何ぼ 入ってん、じゃ1億何ぼおまえ税金集めてみい。税金集めなさいと言うた場合に、なかなか これが集まらない。集めるすべがないちゅうというんで、集める、今まで経験がないという とこなんです。民間企業やったら、そんなこと言うとすぐ倒産しちゃうということで必死に なって営業マンが回ってるんですが。行政マンも今非常に晩も回ってる、残業もつかない、 しかし大変やというとろが町民にじわじわと伝わるようにしていただきたい、1つ私の願い。 もう一つ、これからいろんな各種値上げ、あるいは有料化、いろんな話が出てきます。議 員さんそんな説明、私そんな説明ようせんよ、こんなようけいたまってるの、議員さんそん な説明してください、私そんなんよう説明せん。行政が責任を持ってこのような滞納もあり ますが、このような実態は中身こうですと、広陵町の情勢も既にこんなんなりましたと。し かし、町にはお金がもうないんですと、足らないんです。ですから、各種手数料値上げや、 あるいは有料化や、あるいは手数料何やいろいろ出てくると思います。そのようなことは町 民が納得してご理解を願えるように、これは行政の責任に持って説明せないけないと、私も そのように思います。

今回、初めてこの実態の中身について、私は聞きました。次のまずこの中身、今先ほどの 伺った数字の中身については、私もちょっとなるほどという、なかなか現状難しいな、町内 の経済の情勢よく商工会でお話し聞かせていただいて、皆さん方集まってきまして、「ほん まかなあ」という、半信半疑やったんですけど、この数字を伺いまして、なるほど現状はな かなか町内厳しいと、このような現状ができたところでございますので、この1番について は、今後も粘り強く、回収なるの、こんなぽこっと穴あかすんじゃなくて、粘り強く町の財 政の再建策、町の各町内の税金の再収入、こういうようなことを考えて頑張っていただきた い。これは大きな問題ですので、きょうの問いたってなかなかこんなん結論出ないことと思

いますので、次の3月、またそのころの状況はどうかと、このようなことについてもお聞き したいと思いますので、まずはきょうはその現状の把握ができたということで、まず1番の 現状の認識を私は得たので、この回答で結構かと思います。

その回答を得まして、続いて2番に移りたいと思います。

議員さんも初めてこのような数字を聞いたと思います。もう多分2億何ぼが行き詰まる、 穴があくであろうと、このような状態で、非常に厳しい。町内業者、町内情勢というのがわ かったと思います。私はなぜこれだれこれことこだわったか、ここにも書いたんですけどね、 町外の業者、町内業者、いろんな業者あるんですわ。実際入札にかかって町外の業者が安か った。結局、これ何ぼ町内の業者でも安い業者でなくては、これは落札できない、これは入 札の行為ですからね。これは現状そうなんですわ。ただし、今までの例を見ますと、真美ヶ 丘でもいろいろ例があったんですが、町内業者、それはいろんな条件つけた、このようなこ とを聞いております。

町民感情、税金を納める者の感覚から言うと、税金を、一生懸命やって、町内でしんどい目して集めたんやから、やっぱり優先は町内に再投下して、町内で貸し付けて町内でうまく有意義に生かす方法はないのかと、こういうなことがやっぱり一番最初心配するんですわ。 先ほどの質問でも、町外の大手業者やけど、町内でいろんな取引があると、これ聞いたんですが。普通なら、私らよう民間業者で経験あるんですが、下請比率というんですけどね、下請比率、事業比率で言うと5割は地元業者使いなさい、これはよく言われるのは、そこの地域が構造不況業種、あるいはそこの地域、広陵町は靴下産業ですからね、構造不況業種、そういうなん、地域の指定があったときはそうするんですわ、できるんですね。町内の下請比率何%以上使いなさいとか、努力目標ですけどね。こういうなことで、町内にまた資金の再開発、再還流というんですけどね、再還元を図る。そのようなことについて、地域の活性化を図る、このようなことが非常に大事かと思います。

この中の2番目の質問でも、当然町内の業者でも聞いたら取引があるのでと、こうようなことを聞いております。受注の落札金額も非常に低利で、低%で落とされた、こういうの声聞いております。この辺ちょっと町内の業者、現実やっぱり半分ぐらい入ってるだろう、その辺わからんから、この辺の現状についてちょっともう一度お聞かせ願いたい。

あるいはその歯どめをかけさせるちゅうというんですがね、発注行為。あとの3番にもつながるんですけどね。その辺は可能かどうか。町内に資金を流せるちゅうことが発注時点に 条件的に可能かどうか、このようなこと。私も民間でいろいろ経験あったんです。同じこと なんですが、その辺も広陵町も可能かどうか、その辺についてちょっとお聞かせ願いたいと 思います。

実際、町内の業者が入ってからか現場へ見に行ったらわかりますが、その辺についてはど うでしょうかということで、再質問をお願いします。

#### 議 長 総務部長!

総務部長 古寺の防火水槽と公民館で町内業者を入れる余地はなかったのかというふうにお聞きしたわけですけれども、この工事につきましては、当然設計金額が5,000万円以上であったと。私どもの指名選定基準によりますと、しっかりした仕事を当然していただかなくてはならないというようなこと、そういったことからして、町内には該当する業者が、皆さんご存じのように1社しかないと。1社と県内業者と組み合わせて入札をさせていただいたと、そういうことでございます。

#### 議 長 都市整備部長!

**都市整備部長** ご質問の趣旨は、あらかじめ発注する前に当たって下請さんを決められるかど うかと、そういう制度的にできるかどうかという内容のご質問でよろしいですかね。(9番 議員「下請決めるのに、町内業者の例えば30%なり50%なり、そういうふうな指定もできるのかどうかと。下請使う場合の下請比率に町内の業者を地元産業使いなさいというような方法は、方法的にどうなのか。」)はい。今回の発注物件については、そういうことはいたしてませんでしたが、制度としては工事を契約する前に、いわゆる施工計画書を出させまして、この下請さんに何%、この部分の屋根屋さんに何ぼ、電気屋さんに何ぼとかという部分の施工計画書を提出させて、それを承認の上で契約するという部分の方法はございます。いろんな物によってできるものとできないものとがあるとは思うんですけれども、今後そういうことの道理も踏まえまして、研究していきたいというふうに思います。

#### 議 長 9番議員!

**9番議員** 今、ちょっと専門的に入りまんねん。下請承認、あるいは工事施工計画書、いろいる計画書ございます。このような業者使ってこのような経過をしていると、これは承認は当然発注者側が承認すると、こういうになってくるのでございます。そのような策がいろいろ考えられます。この工事はもう既にもう発注して現在進行中でございます。

次の質問の3番につなげまして、この工事は、はい、結構かと思います。そのような思想を持っていたというということの認識で、私認識で理解したいと思います。

その考えを持ってるので、次の3番、これが1つ大きな問題でございます。約48億円、

49億円、そうですね、49億3,700万円、49億円。49億円の金ちゅうのは、どの ぐらいの額かと言うと、本町が集める町民税、個人税も法人税もございます。これ全部集め てもこんなん49億円もないと、非常に莫大な額であります。これをいよいよこれから投下 しよう、投資してよ、要するに投下、経済政策ならば公共投資、こういう言葉で、かっては アメリカのフーヴァー大統領が、世界恐慌のときに、この公共投資により米国の経済を再回 生、再改革させる、これは有名な理論、フーヴァー理論と、こう言うんですが。本町も、私 実態として、商工会に参加して初めてわかったんですけど、ふああ、本当に厳しいですね。 厳しいですわ。非常に厳しい。これは商工会ちゅうのはそういうな業者が集まりちゅうのも いま一つの例はあんですが、非常に厳しい状況である。そこで、今回49億円からも投資を 行っていこうという問題でございまして、ここの先ほどの質問でございます。その策、発注 策でいろいろ効果をねらった策を考えていたい。金額ではどうなるかわからん、もうなかな かわからないですよ、金額はこんなん何ぼにできますちゅうことはできないと思いますが。 その策について、これも要望で、十分生かしてほしい。十分生かしてほしい。私の願い1つ。 もう一つ、商工会のメンバーとしては、やはり商工会の産業が豊かになると町も豊かにな って、財政は豊かになるというのは、これは間違いないことでございます。急に、何も商工 会の肩持ってん違いますよ。いろいろなそういう会合で出て、たまたま商工会の中で私が議 員してまして、「議員さんどうですか」って、その会議でほかにも議員さんおられますが、 聞かれますので、また言われますので。これは次の、多分これ議会出てくると思いますので、 そのような経済効果ねらって、次の議会にはその細かい策が出てくるかと思いますので、き ょうは課題として提案しておきたいと思いますので、経済効果をねらった策をお願いしたい ということで、3番目の質問は終わりたいと思います。

また4番目……。(「はっきり言うたってよ。議長に聞けよ。」)今言うてんや、それを 策で願いたいと。

次に、つなげまして、4番目、地域の安全運動、情報のセンターとしての役割ということで、――ちょっと黙らっしゃい。現在、窓口は総務課が窓口で、関係先、連絡を取ってると、こういうことでございます。安全メール、こういうなことを研究しているということを伺いました。これについては非常にいいことでございますのんで、――まあまあ言いました、だれも議会で提案したのは初めてなんですよ。非常にいいことでございますので、皆時間があとだんだん迫っておるとおり、皆大変気が焦っているようでございますのんで。

この地域安全情報センター、これは非常に地元の人のご要望が大きい。大きい情報でござ

いますのんで、この辺もやはり一番の信頼のおける相談先は、やっぱり行政であります。何分どこに言うんやら、警察に言うていくんかということも話はあんですけど、なかなか言うていきにくい。やはり行政が窓口となってすぐそういうタイムリーに情報をしてもうたら、すごく安心する、こういうようなことで実感としてわかりましたので、この面についても、今回で、この安全活動でこんなんや終わりやないですね、まだまだこれからずっと続けていけないと思いますのんで、これもこの状態を続けていただくように、町長にひとつお願いして、特に真美ヶ丘ニュータウンは、この間奈良市のあのあって以来、どうも新興住宅地がねらわれてん違うか、こういうな非常に心配があるんですね。そういうのが毎日のようにびんびんと伝わってきますので、ひとつ町長、その辺も頑張って安全を守っていただきたいということで、ただいまの回答で了として、本日の私の質問は、ちょっと時間延びましたが、最終質問、皆様方、なかなかしんど、お疲れのことと思いますので、私の質問もこの辺でお開きにしまして、本日の議会は私の質問を終わりと、行いたいと思います。よろしく皆さんありがとうございました、はい。

議 長 以上で坂口君の一般質問は終了いたしました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会といたしたいと思います。 異議あり ませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本日はこれにて延会することに決しました。

なお、本日行えなかった一般質問につきましては、15日午前10時から引き続き行うことといたします。

本日はこれにて延会いたします。

(P.M.4:45延会)

# 平成16年12月15日広陵町議会第4回定例会会議録(3日目)

平成16年12月15日広陵町議会第4回定例会(第3日目)は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、16名で次のとおりである。

	1番	Щ	田	光	春		2番	松	浦	敏	信
	3番	Щ	村	美吃	关子		4番	吉	田	信	弘
	5番	Щ	本		登		6番	寺	前	憲	_
	7番	長	濵	好	郎		8番	Щ	本	悦	雄
	9番	坂	口	友	良	1	0番	乾		浩	之
1	1番	八	代	基	次	1	2番	松	野	悦	子
1	3番	吉	岡	章	男	1	4番	青	木	義	勝
1	5番	笹	井	正	隆	1	6番	竹	村	博	司

- 2 欠席議員は、なし。
- 3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町		長	平	岡		仁		助			役	畠	Щ	惠	俊
収	入	役	和	田	建	Ξ		教	ī	育	長	安	田	義	典
企画	財政部	3 長	松	井	定	市		総	務	部	長	森	JII		勇
健康	福祉部	3 長	池	田	誠	夫		住」	民 生	活剖	乃長	笹	井	由	明
環境	整備部	3 長	山	村	吉	由		都市	<b></b>	備剖	3長	中	尾		寛
教育	委員会事	事務局長	Ž	大	西	利	実	水	道	局	長	森	田	久	雄
健康	福祉部参	多与	竹	嶋		昇		住月	民生活	舌部参	多与	竹	田	健	次
住民	生活部参	多与	Щ	本	新	三		都同	<b>与整</b> 例	莆部参	多与	和	田	信	次

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局 長 西 辻 眞 治

書 記 竹 若 学 上 田 勝 代

議 長 ただいまの出席議員は16名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:02開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号 付 議 事 件

1 一般質問

議 長 14日の一般質問に続きまして、これより青木君の発言を許します。

**14番議員** 皆さんおはようございます。ちょっと調子出ませんねやけどお許し願いたいと思います。

きのうさせていただく予定でしたんやけどずれまして、きのう山田議員が私と同じような質問を先に、物すごい高度な、質の高い質問をされましたので、私自身、本当にこれ、同じような質問で、私程度低うなってしまいましたので、そのかわりにちょっと前段だけ長い目にやってつじつまを合わせたいなと、こう思っておりますので、どうかお許し願いたいと思います。まず、いや議長も、青木さん、あんた前段長いでって怒られてまんねん。ちょっと議長、お許し願いたいと思います。

それでは、前段の分をお聞き願いたいと思います。お許し願いたいと思います。

今現在、大きな国際問題では、よしあしは別といたしまして、我が国も自衛隊を派遣しております。イラク戦争の泥沼化、政府は日本の立場で自衛隊を派遣しているという立場も含めまして、戦争の早期の終結に向けて努力をしていただきたいと思います。特に、腹に据えかねるのは、北朝鮮国家の卑怯極まりない、多数の日本人を拉致した大犯罪であります。その上、我が国国民を愚弄するようなその後の北朝鮮の対応、これに対しては我が国政府も毅然たる経済制裁を科して、そして残念ながら今の日本にはできない軍事的制裁は今後我が国に対して無理難題を押しつけてくるであろう同盟国のアメリカに求めて、は当然かと思います。そして、北朝鮮に対して一日も早く拉致被害者を生きて日本に帰国させて謝罪をさせるのが当然であると思います。小泉総理、あなたの、中国に対しても同様、弱腰外交を改めていただきたいと思います。そして、国益を守ってください。

そこで、町長にもお願いします。いわゆる外交、特にこれから合併問題が周辺で崩れており、いろいろなことが起こっております。それに対決するためにも、強い、弱腰でなく強腰で当たっていただくことを特にお願いしたいと。外交、内交においてもお願いしたいと思います。

どうも世界経済大国と言われている我が国も、国際的にはお金だけは多く使わされている割には、国際間では日本は多くの面でみずからの主張が見えにくい、自立心のない国家と評価されているのではないかと私は思い、残念でございます。行き過ぎているように見える、特にアメリカのような自己中心主義、覇権主義ではいけないが、ある程度の自立主義、自分の決めたままに従って動くことが必要かと言われております。私も同感であります。どうも戦後教育が原因ではと、は知りませんが、わかりませんが、自立心が必要以上にできにくい仕組み、成り立ち、状況が国にも地方にも、そして地域社会にも、そして私も含め人と人との人間社会においてもあるのかもしれないと思っております。そういう指摘もあります。

今、我が国においても、今まで以上に犯罪の凶悪化、低年齢化、またゲーム感覚の風潮であります。身近に起こった富雄北小学校の女の子の、女児を誘拐し、そしてその上惨殺するという凶悪犯罪がありました。私の方にも電話で朝日新聞の記者から事件の取材がありました。それにより、より一層事件の身近さを痛感いたしたわけでございます。そして、残念なことに、今まで、今に至るまで犯人逮捕に至っておりません。被害者の皆様の心中は察するとたまりません。

広陵町も、こないだの新聞にも載ってましたが、ひき逃げ事件がまだ未解決のまま3年が経過するというような痛ましさが起こっているのも現実でございます。国民、また特に近在の住民は本当に不安を持って恐怖でたまらないと思います。犯人の早期の逮捕を願うばかりでございます。過日、本町内においても女児への県内中学生の犯罪の新聞報道がありました。今現在、本町も各機関等に対しても十二分な安全対策をより万全を期されてはいるが、どうもさまざまな面で地域住民間との交流、触れ合い、そして行政と地域間の連携も不十分でないかというご意見も伺っております。本町も、行政側から一方通行的ではなく、地域住民とともに力を合わせてともに働くことが、今本町に特に重要と思います。なぜなら、今本町の最重要課題であります新清掃施設の建設、そして一日も早い稼働であります。それに伴うごみの減量化の推進に対する住民の皆様の理解ある協力が不可欠であります。

既に町当局は区単位で説明会をも開催はされておりますが、個人個人の協力も大切です。 それ以上に、地域ぐるみで連帯感があるごみ減量に対する盛り上がりがより効果を大きくす るように思い、成果につながっていくと私は思っております。

何もごみ減量化の問題だけではありません。地域住民との協働機運をつくり、一つのチャンスにとらえて行動をされてはと思います。今がチャンスだと私は思っております。

前置きが長くなりましたが、行政側と住民との協働による地域づくりと題して質問をさせていただきます。

我々には、学校、家庭、職場、地域社会があり、それぞれの集団の場で教育訓練を受けてまいりました。以前は、地域においては青年団、自警団、婦人会等の活動が活発であり、また村祭り等が地域の伝統行事として活発かつ活動的でありました。それにつながり、強い、濃の、いわゆる濃い連携であったと思います。しかし、昨今の風潮としては、おのおのの集団においても個人主義を通り越した、今はやりの悪い言葉でございますが、風潮である自己中心的な考えと言われる「自己中」という傾向が特に強まっているように思います。人は1人では生活できないことは当然であります。特に、相互信頼の上に成り立つと言われるラグビープレーの精神に、皆様もご存じの言葉で、一人はみんなのために、みんなは一人のためにの勝利に向けての思いやりの心が今の時代には特に大切であるように言われております。私も同感であります。

昨今の社会状況は、さきに述べたとおり殺伐としているように感じるのは私だけではないと思います。その上、過重なまでのプライバシーの尊重ということが他人への無関心の風潮につながっていると思います。これらの事柄が犯罪の未然防止、そして捜査の困難、行き詰まりが未解決事件の増加や再犯の増加につながっていると思います。何も犯罪だけには限りませんが、これらの事柄も地域の人と人との交流が希薄になり、隣は何をする人ぞの風潮の流れになっていることが大きな一因と思っております。

山田君の答弁にもありましたが、本町も地域の交流づくりにはさまざまな施策を、事業をしておられます。特に、今現在、政府の三位一体の改革の不ぞろいの政策のため、市町村の財政危機が懸念され、地方行政のあらゆる分野で地域住民との協働の重要性が叫ばれております。住民一人一人が地域社会を支えることであり、成熟化した地方自治の実現のためには、さきにも述べましたが、行政側の一方通行的な主導でなく、地域住民とともに協働する参画型地域社会の実現が原点と思いますが、どうでしょうか。今までの取り組みとともに、今後のさらなる、一歩前を向いた取り組みの考えについてお尋ねしつつ、1回目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議 長 ただいまの質問に対し答弁をお願いいたします。 町長!

## 町 長 青木議員のご質問にお答えを申し上げます。

住民との協働による地域づくりと題してご質問をお受けした次第でございます。

答弁は、個性的で魅力的な協働の地域づくりを実現するには、地域住民、ボランティアなどの行政への参画は不可欠だと考えております。本町におきましても、審議会、イベント等各方面へ積極的に住民の参画をいただいているところでございます。

一方、ご指摘いただいております三位一体の改革に伴う財政状況への影響など、地方を取り巻く環境は一段と厳しくなっております。こうした状況下で協働の地域づくりを進めるためには、青木議員がおっしゃるように役所からの一方的な主義ではなく、参加型地域社会が原点だと思っております。

幸い、広陵町ではほかの自治体と比べてそういう地域社会が進んでいると思っております。と申しますのは、町の各種の委員や役職者などにご就任いただくとき、一人一役を基準にしておりますので、実に多くの方がいろんな役をしていただくことで行政を正しく理解いただき、地域から行政に参加していただくとともに、地域と行政のつながりができ、それらの方々は約1,200人に及んでおります。また、貴重な歴史文化遺産を多く持つ広陵町には、文化財保存保護にご活動いただいている1,500人規模の会員を有する古文化会があります。歴史遺産を守り、みずから学び、町をPRいただく行政参加であります。そのほかPTA、消防団、婦人会など各種団体を含めると、本当に多くの方々が地域での活動とともに行政に参加し、気持ちのよい汗を流していただいているところでございます。

よって、本町では、これらの状況やネットワークを今後も大切にしながら、従来にも増して住民の皆さんと目標や情報を共有し、ご提案ありました参加型地域社会を目指すとともに、幅広く協働のまちづくりを進めてまいりたいと存じます。

また、ご質問にございました地方行政において外交的にも、特に合併協議でございますが、 強い姿勢で臨んでほしいとの意でございますが、先頭に立って頑張りますので、議員各位の バックアップ、よろしくお願い申し上げます。以上のとおりでございます。

#### 議 **長** 14番議員!

**14番議員** 今、町長の答弁にもありまして、広陵町、いろんな団体さんなり、また各種役職 についていただいて、非常に密度が、つながりが密であるというようなお話でございます。 そのとおりだと思います。ただ、そういう形じゃなしに、確かに自治会なり、いろんな団体 さんというのは大変まとまってもおられると思いますが、一方的の流れの中での考え方というのは、以前、まあ昔からそうですが、自治会に至っては、私の感じ、私も今自治会にはひ

とつ顧問という形でかかわらせていただいておりますが、何分多分に行政の下請的要素が濃いなあというようなことがあるわけですね、各自治体の現状というのか現況は。そういう声もありますし。そういうことは、これはこれとして、行政とそういうつながりの団体があって、これは悪くないと思います。ただ、それはそれでいいわけで、ただそういうもんについて今後頼っていくとか、連携を濃くするだけじゃなしに、もっと違った観点からまちづくりを、当然一方的じゃなしに行政側から問いかけていく。

というのは、去年かおとどしか山本悦雄議員と坂口君と3人で、あれ、大井川町やったんかな、えっ。(「大井川町。」)な。そこへ行ったときも、そこはそことしてのやり方で住民の皆様にまちづくりの応募を、どういうことでどういう形でしたらいいかということで問いかけて、それから応募を受けて、それをまたいろいろ専門的に審査して、それで各違った形のまちをきれいとか花運動とかいろいろある、そういう出てきたいろんなまちづくり参画の一つのプランを出していただいてるわけですわな。それについて、町が補助をしたり、またフォローしていくというような形でされてることも聞いておりましたし、現場も見せていただきました。

なるほど、いろんな、そら、自治会とまたいろんな団体と併合する場合もあります、人に よって。つながって、また合わせてる人もあるわけでございますが、そういうような形でパ ートナーシップをつくっていこうと思ったら、今まである既成の婦人会なりいろいろありま すが、そうじゃなしに、全くその枠を外れた中で目的、テーマに応じて、ただごみの減量化 であれば今は広陵町から問いかけてますわね。しかし、それを各推進委員さんもお願いして いますが、それ、ごみの減量推進の形を我々はそのテーマで頑張りたいと、また勉強したい という声が出てくれば、これは最高だと思うし、そのようにテーマに応じた、そういう今ま でのつながりを超えた団体というのか、そういう地域の人たちが盛り上がってくれればなと、 こういうようなことを言ってる、お願いしてるわけで、ともに働いて協働しよう、働こうや ないかと、そういう意味で、そういう団体なりそういうことをつくっていければ、また向こ うから上がってくれば、住民の皆様から上がってくればいいなあ、こう思うわけでございま すので、テーマ型地域住民組織、そういう、よく、広陵町は余りありませんが、都会ではカ ラスがえらいいたずらをするとか、ごみ袋も破るとか、その1点で、カラスをどういうよう に、ごみの散乱をカラスからどう守ろうと、これで一つの考え方の人たちが、また勉強しょ う、それで行政もそれに手助けしてもらうというような、一つのことで横のつながりができ ていくと。今、婦人会やってやっててんとか、いや、村の役員さん、決めやってんとかどう

じゃなしに、役場から言われましてんっていうんじゃなしに、そういうようなのはあるということもNHKのテレビでもようやってますわな。町、何とか変えようとか、おこししようとか、隣組のパワー、力とかという形で。私、たまにあれ見て、なかなかえらいもんやなあと思うてびっくりしてますねんやわ。

そういう意味で、より、この広陵町、特にニュータウンとまた在来地とのこういう非常に、 もう本当の意味ではモデル地域的な日本の姿になっているように思いますので、特にそうい うことも含めまして、そのような観点で、そういうことで広陵町としても考えていただいて ほしいなあと、こう思うわけでございます。

そして、今までは、これ、ほとんどこれ税金ですべてを賄うということの観点から立っていたのが今までの公共サービスですわね、大体。そうじゃなしに、市民の寄附や利用代金で運営をする新しい公共のサービスということも、ひとつ新公共サービスってやつですな、そういうのもできているとこもあります。例えば、サン・ワーク広陵の、まあグリーンパレスもそうですが、多少それに近いように利用料金もいただいて、まあまあ行政からもちろんお金も出してやって運営をされていると、そして継続をさせていくという一つの方法になっていることもあるわけですが、それをもう一歩進めた中で、本当言えば経営自体もそういうような受け皿をつくっていってさせていただくというのも理想かなあと、こう思うわけでございますので、今先ほど町長おっしゃったように、各種いろんな協議会、審議会、各役員さんが一人一役でかかわっていただいている人が多いというお話もございましたが、また古文化会は特にまたそういう意味では違った組織だと思います。

そういう意味で、先ほど私も言いましたように、そのようなこともこれから後のことも考えまして、ひとつ考えて、研究していただきたいなと思うので、担当部局において、今私の言ったことでわかりにくいとことかいろいろあるかもわかりませんが、ちょっと2回目のご答弁を願いたいと思います。

#### 議 長 町長!

**町 長** ただいま青木議員から行政の下請け要素の強い各種団体をご指摘をいただいている、まさにそうした部分も過分にあるわけでございます。これからは違った観点からまちづくりをせよ、テーマ型住民主導のまちづくり、また新しい公共サービスを一歩前進させてはどうかと、いろいろご意見をお聞かせをいただいたところでございます。

国では、官から民の時代、またお役所仕事から脱皮せよということを申されているところ でございまして、住民主導、住民のパワーを活用した、ともに知恵を出し合ったまちづくり のために頑張ってまいりたいと思います。私ども一人で幾ら頑張ってもできないことでございますので、職員と心、力を合わせて、また議会とよくご相談を申し上げながらさらなる努力を積み重ねてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

### 議 **長** 14番議員!

14番議員 ひとつ町長、そういうような門戸の広げた、間口を広げていって、いつも町長が おっしゃっている、人に優しい、人が優しいという一つの言葉、言葉はそうですけど、それ をまた理解もしてもらわにゃいかんやろうし。大体、今までは割と一般住民の皆さんについ ても、また自治体、役所側から見てもいろんな審議会とかいろんな協議会においても余り文 句をえろう言わはらへん人を集めた方がええんかいなあとか、いろんな情報をやたけたに知 ってもらうより、知らないんでも構へんのかなというような、そんなことはないと思います が、そのような流れ、いわゆるお上と住民とのそういうような、あったと思いますわな。し かし、このごろいろんなあらゆる面から見て、そういうことは、役所側はそう思うてるかも しれませんけど、全体の住民の皆さんはもっとシビアになっておられますので、その意味で はできるだけ情報は、当然情報公開もしておりますが、その意味では能動的に、ともに考え てくれと。税金はこんだけ足らんねと。ごみにはこれだけのお金がかかるねんと。しかし、 他の自治体にお願いしたり、民間にごみ処理をその間頼んだらこれだけ金かかって大変です ねと。しかし、むだな投資はしてません。また、工事のことにおいても、建設工事において もこのぐらいの切羽詰まった最大の努力はしてるということも、やっぱり知ってもろうたら、 そうか、そんだけ大変のんであれば協力しょうやないかというような、皆さんの盛り上がり が出てきて、うそを言うてたらあきませんけど、それはその本当の今の現状を見てもらった 方が、やりやすく、調整もできるのでないかなあと。これが一番の、今までは情報を余り知 らさん方がやりやすかったというんじゃなしに、もう金余ったったら、そんなん情報みたい な構へんねん、こっちからはどんどん渡してりゃええから。ね。やっぱり給付さえ出したら だれも文句言わん。しかし、給付を少なくしていくということにもうなってますねんから、 そのときには何ででって言われたときに、こうですねということをしていただきたいと。

各種団体の補助金から町長カットされましたわね、5%。それはそれでいいわけや、5%。 しかし、一律5%というカットの方法が一番文句言わらへんのとちゃうか、みんな一緒やが なあというのもあったんか知りませんけど、そうじゃなしに、機能されてるとこにはどっと やっぱり出すと。もう全く、もうある時期は大変機能されてたけど、もう今現在そうでもな いなあというとこには、もうやめてもらうとかカットするとか、それはいいと思いますね。

そういうように一律がどうじゃなしに、もっと的を絞ってやっていただきたいと思います。 なぜ、うちの今、大字のこと言うて恐縮ですが、今うちの南大字も大変財政的に、いろん な意味でもう貯金も取り崩しての運営でしたから、ちょっと協議の見直しをしようというこ とが今出てるわけです。これから大変なことですな。負担をかけることは大変なことです。 しかし、普通言うたら村の役員さんがいろんな意味で頑張っていただくわけですけど、この 負担をかける場合は、そんな簡単に、昔みたいにあのおっちゃん言わはったし、もうええや ん、もうちょっとぐらいええっていうと、そうじゃなしに、そういうのはないわけですから、 うちらの、我々の区にとっても各種団体の、各種団体いろんな各種団体の人たちに寄ってい ただいて合同集会というのは何回もしてますねん、事あるたびに。そういう中で、もう若い 人の声から女性の声からいろいろ出てきますわ。そしたら、今おっちゃんの言うことだけで は通らんようになってきたんは事実ですから。そういうような今状態ですから、今後、行政 側も同じことですわ。そやから、その意味では、もう時代が変わって意識改革があったとい うことがもう当然ですねんけど、末端の地方行政は特にそれを感じてもらわないかんのやけ ど、どうもどっかでまだいまだに何十年前のことがこのままいってるんじゃないかと引きず っているような状態が見えるわけですねん。我々、私自身も商売柄いろんな人との実の、い わゆる真の声というのが割と、机の前に座ってどない思うてなあねんっていうて言われるの と違うて、仕事しいもって、ごくフランクに、対等な立場で、ひょっとしたら向こうお客さ んやから、おれ、これもうけやったってんねん、こいつと思うてはるよって、ちょっと上か ら言うてきはる人もあるわけですから、そういうのはええわけですから、対等いかんぐらい に思われての話の中が私は真実だと、近い話が出るんだなあという考え方を持って。

そういうことで、もう既に合併に対してもそうですし、いろんなものに対してもかなりみずからの意見なり、また地域のことも考えておられる方がありますので、今後そういう観点からおいても、このともに働いてつくっていこうやないかと、これを地域の協働っていうええ言葉ですと思いますが、ともに働くという、動くんじゃなしに働くというの、汗をかこうやないかい、一緒に、ほんで困ってんねやったら頑張ろうやないかとか、むだなことはそのかわりしなよとか、そういうことで出てくると思いますので、今後町長、何か各区ごとに美化運動のことで広陵町かてそういう施策をとって推進されておりますが、10万円か何か渡してなはると思いますねんけど、それも一つです。それをもっと広げていくという、もっと大掛かりな形を、で真剣に、中途半端にやってしもうたら、何か割とインパクトがなかったら何にもならへんと思うから、どっかで施策のこの重点というのか、花形にするというのか、

そういうスターをつくっていくというのか、施策のスターですよ、町長がスターになるだけ じゃなしに、施策の、政策のスターをひとつ広陵町はつくろうという考え方を、そういう住 民を巻き込んでやっていくということを、町長はなかなか優秀な人ですので、そういうこと も大いに、もう知っておられると思いますが、大いにこれからやっていただきたい。

ちょっとひとつ町長、今後のもう選挙も近いやろうし、ひとつどうかということを頑張ってください。ちょっとお聞きしたいと思います。

### 議 長 町長!

町 長 いろいろ具体的な提案を実に多くいただいたところでございます。まさにこの地域が変わる、町が変わる、そんな地方自治の改革の年だと思います。特色のある広陵町づくりということが今求められているものでございまして、まさにともに働く協働の精神を取り入れて、これからの行政に組み入れたいと思っています。

1つ例を挙げますと、今日まで友愛チームというものがございました。これは老人会の人たちがお互いの老人の仲間を助け合うという仕事でございまして、この補助金が来年度、新年度からなくなるのであります。県の補助姿勢がなくなりました。そこで、町では、老人は老人、子供は子供という、そんな時代ではないわけでございまして、これも改革の考えで、今私たちは、先ほど青木議員がおっしゃったように、住民を巻き込んだという、そういう言葉もございましたとおり、地域ぐるみで高齢者を助け合っていこう、また子供たちの面倒を見ていただこうと、そういう方針に実は転換をして、これからいろんな事業も町ぐるみ、しかもその地域の人たちの創意工夫を盛り込んでいただいて、行政が後押しをすると、バックアップする、援護射撃をする、そんな姿勢に実は変わりつつ、職員もそういう勉強を今やっているところでございますので、どうぞしっかり頑張りますのでよろしくお願いいたします。

議 長 以上で青木君の一般質問は終了いたしました。

次に、乾君の発言を許します。

**10番議員** 皆さんおはようございます。ちょっと青木大先輩が上手にしゃべらはったから、 私も緊張してまた上を脱がせてもらいます。いやいや、もう口から心臓が出そうですわ。 なら、始めさせていただきます。

吉岡議長のお許しをいただきまして一般質問いたします10番の乾浩之です。今回は、4項目、15点の質問を通告しておきましたので、ご答弁よろしくお願い申し上げます。

まず、第1項目めの広陵町都市計画マスタープランに関して4点質問します。

1点目、平成12年国勢調査を基礎としての広陵町の17年推計人口構成比の中での就業

人口比と出生率を示してほしい。

2点目、昨年度実施していただいた本町の中学2年生対象のアンケート結果についての考察と所見をお聞かせください。

3点目は、まちづくりのパンフの中に都市基盤の整備とか都市計画的な課題とかの記述が ありますが、それぞれの内容をお教え願いたい。

4点目は、30年後には3人に1人と急速に必ず進む高齢化社会のことを考えれば、都市軸、町民生活軸、環境自然軸を策定していただいてまことによいことと思いますが、生活交通路線やコミュニティーバスが策定されていないのはどうしてでしょうか。なお、曽我川西岸も考えていただけましたらなお一層よいものと思います。

第2項目めの百済地区活性化のために3点質問いたします。

まず1点目、急激な開発や生活様式の近代化等により、文化財を取り巻く環境は好ましい ものではありません。しかし、これらを保存し、後世に伝えるのが我々現在に生きるものの 責務です。本町で唯一の重要文化財百済寺三重の塔、馬見古墳群や竹取公園、馬見丘陵公園 などと総合的にPRするお考えをお聞かせください。

2点目、マスタープランの広陵東地域でまちづくりの方針、5つ示されておりますが、私は立派な5方針を企画立案、作成していただいた関係各位のご苦労にお礼と敬意を述べさせていただき質問します。

第5の方針で、安全で安心な歩道、道路ネットワークの形成と記されていますが、百済寺 周辺及び広瀬進入道路の整備などの年次計画のあるなしをお聞かせ願います。

3点目に移りますが、専業、兼業農家や後継者減少は本町の当面の課題の一つですが、本町は基本的な対策をどう考えておられるのかと質問を予定していましたが、12月5日の全国紙奈良版に、県と本町が申請した「元気でやさしい生きがい特区」で、担い手不足のほか、ニュータウンでの高齢化が深刻化しており、市民農園の普及などを通じて生きがいづくりや都市住民の就農を勧める。なお、農地取得の面積制限緩和の小見出し、そして就農特区認定の見出しの記事でした。町長、認定おめでとうございます。ただ1点、農業技術や経営能力取得のため、意欲ある農業青年を町費で先進地などへ派遣するなどの育成策をお聞かせください。

以上で2項目め終わりまして、3項目めのエヌシーバス路線請願に関して4点質問いたします。

1点目、第3回定例会以降本日まで、関係機関に要請行動をしていただいた中間概況を知

りたく、何もなかったらなしで了解いたします。

2点目は、県下市町村各地でも廃線被害を受けているところも多く、そのため生活交通維持確保対策研究会が発足し、バス会社とも連携して研究してもらっていると思います。その研究会の組織構成役員、研究内容などをお聞かせ願いたい。

3点目、全議員一致の採択の請願書でした。むだ働きはだれもいたしませんが、まだまだ少しの努力ぐらいで結論が出てませんが、迂回路増設から路線復活への方向転換はできないものか。

4点目、9月の定例会の一般質問で、エヌシーバスから要望にこたえるのは困難との結論に達したとの回答がありまして、町としては今後とも引き続き粘り強く要望を重ねてまいりたいと思っておりますとのご答弁をいただいていますので、今回の質問は要望実現のために月別計画を示してほしいと。失礼な質問となりましたが、何とぞよろしくご答弁ください。最後になりました4項目めは、地域活性化に関して4点質問します。

まず1点目は、指名競争入札について。地元業者育成のために分割での入札本来の目的を 達成していただいていますこと、関係各位のご苦労に感謝しています。

なお、この際あつかましいことですが、備品用品などを発注される場合は、地元業者育成 のために特にご配慮していただいていることがあればお教えください。

以上で4項目、15点の質問をさせていただきました。ご答弁、何とぞよろしくお願い申 し上げまして、壇上での質問を終わります。皆様、よいお正月をお迎えくださいますよう、 長時間ご清聴ありがとうございました。

- 議 長 ただいまの質問に対し、答弁をお願いいたします。 町長!
- **町 長** ただいま乾議員からのご質問でございまして、なかなかユーモアを交えての質問で ございました。

まず、初めの広陵町都市計画マスタープランに関して4点のご質問がございました。その うちの1番目、平成12年国勢調査を基礎としての17年、22年の推計人口の構成の中で の就業人口比、出生比でございます。

お尋ねの人口ですが、6歳以上18歳以下の青少年は5,525人、65歳以上の高齢者は4,184人、ゼロ歳児は279人となっております。また、失業者を含みます労働人口は1万4,994人で、その内訳数として就業者数は1万4,442人となっております。

次、中学生のアンケートでございますが、9つの質問がありました。その中での1項目め として将来のまちの姿としての問いに対しまして、一番多い答えが、「自然豊かなまち」、 2番が「歴史を大切にするまち」などと答えています。これらの貴重な声を参考にして、近 未来に夢と希望のあるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

3点目の課題でありますが、県道大和高田斑鳩線沿線の利用促進計画、箸尾駅周辺の開発整備、庁舎周辺の整備、開発、あるいは大規模な工業団地の誘致などがあり、漸次計画的に進めてまいります。

4点目の生活交通路線でございますが、都市計画道路は、ほぼ計画どおりに完成しております。今後も生活に密着した道路整備を進めてまいります。

また、今後は他市町村の幹線国道や都市計画道路とのアクセスも視野に入れた計画も必要と考えております。

質問2、百済地区の活性化のために、3点でございます。

そのうちの1点目、町内唯一の重文、百済寺のPRはということでございます。明治39年4月14日付で国の重要文化財に指定された百済寺の三重の塔は、鎌倉時代後期の建築物で、昭和5年の解体修理の後、災害による修理を行い、自動火災報知器や自動消火ポンプを設置し、地元大字が中心となって管理していただいており、現在の姿を保っております。

本町における唯一の国の指定重要文化財である百済寺三重の塔は、町の顔でもあり、その PRに関しましてはこれまで広く、町を紹介する町勢要覧や葛城広域行政事務組合の刊行物 で紹介したり、観光案内資料として準備しております文化財と自然探訪マップや観光マップ を作成し、内外を問わず広陵町の情報発信とともにPRを行っております。今後におきまし て、さらに本町の顔として国の指定重要文化財である百済寺三重の塔を町おこし資源として PRに努めてまいりたいと考えております。

2番目の百済寺活性化のための周辺及び進入道路の整備とその計画はということでございますが、百済寺公園は、過去に史跡公園として整備を進めてまいりましたが、当初計画どおりに施行できていません。地元区長さんの強い要望により、公園を整備するため県公園担当課と公園補助事業施策の協議をいたしており、百済区にとって親しまれる施設づくりを目指しておりますので、皆さんのご協力をお願いいたします。

また、県道の歩道については、17年度、測量に着手されることになっております。 その他につきましては、地元と協議をしながら進めたいと考えております。

3点目の農業振興策、育成策はということでございます。

百済地区は、広陵町総合計画において農地活用地区として位置づけ、本町の農業を支える 地域として、これまで農地保全を主体とした農業生産基盤整備や農業の活性化を促す施設を 重点的に推進してまいりました。恵まれた土地基盤と都市圏に近い地理的条件を生かして、町の特産品であるナス、軟弱野菜等の栽培が行われており、特にエコファーマーの認定を受けた農業者を初めとした意欲の高い農業者が確保されていますが、担い手の高齢化が進むとともに後継者は少なく、担い手不足の深刻化が予想されます。農業が将来にわたって発展していくためには、新たな農業の担い手を確保することが課題となっています。そのため、構造改革特区により市民農園の開設と農地の権利取得に係る下限面積緩和により、新規農家や小規模農家の規模拡大を促進し、後継者の確保と将来の農業を支える中核農家の育成を図り、地域農業と農村の活性化を推進してまいりたいと考えております。

意欲ある農業青年の育成についてもご意見ございましたが、関係者と綿密な協議をして進めたいと思っています。

次に、3点目のエヌシーバス路線請願に関してのご質問、4点ございました。

高田百済線につきましては、前回の町議会第3回定例会の一般質問でお答えさせていただきましたとおり、7月28日付でエヌシーバスから要望にこたえるには困難との結論に達したとの回答がありました。その後、再三にわたりエヌシーバスと協議しておりますが、同社の結論は動かしがたい状況であり、やはり民間企業としてあえて赤字路線の運営を求めることは困難なようであります。

前回の一般質問でご説明申し上げましたが、この路線は国、県の補助を受けるための最低ラインの乗客数、運賃収入もないことから、もし路線を運行するならば全面的に貴重な町財源の負担となるわけであります。ちなみに、その費用を高田百済線の路線復活という想定をして運行当時の便数と経費で見れば、1年に約1,000万円負担を臨まれています。ちなみに、この費用を当時の乗客密度で割り戻しますと、1人1回乗車当たりの費用は約3,00円になるわけでございます。このような数字を考えると、路線復活には非常に厳しい状況であります。

なお、生活交通維持確保対策研究会は、6月25日に開催され、生活交通維持確保マニュ アルの配布、コミュニティーバス、福祉タクシーなどの説明を受けております。

次、4番目でございますが、入札について、備品、用品などを発注する場合の地元業者育成のための配慮のご質問でございます。

物品の購入でございますが、物品等業者選定委員会で指名業者を選定しており、多くの町内業者を含めた指名をさせていただいております。特殊な物品等につきましては、町外業者の指名もしております。

次に、地域活性化のための特産物、伝統産業のPRと振興策でございます。

町の特産物、伝統産業にはナス、軟弱野菜などの農産物があり、靴下、織布、プラスチックなどの地場産品が過去から受け継がれてきた代表されるものです。しかしながら、農業従事者の高齢化や担い手不足、近年の不況や外国から安価な製品の流入などによる影響を受け、それぞれ厳しい状況です。

現在、地場産品の品質のよさをPRも兼ねた、町内での大規模な農産物直売所の設置を農協と協議いたしております。伝統産業、特に靴下におきましては、町と商工会が連携を密にし、靴下の市の開催やグリーンパレス、サン・ワーク広陵といった公共施設内での販売コーナーの設置及び近年大字笠地内の常設直販店や竹取公園内のショップ竹取が相次いでオープンし、近隣住民や来町者にとって町内で靴下を購入しやすい環境づくりに努めてまいりました。

また、奈良県商工観光館「きてみて、ならショップ」や東京新橋の「ならからまちから館」でも全国からの観光客などに展示即売、PRを行うほか、全国各地交流物産展への参加、奈良県下の道の駅、インターネットでの販売など、さらなる販路拡大とPRに取り組んでいるところであります。

次に、地域活性化のための交通システムの計画は、そしてコミュニティーバス等でございます。

公共交通の乏しい広陵町にとりまして、昨年からことしにかけてバスの路線の休止が重なりましたが、今後も他の赤字バス路線の便数縮減や路線の休止の可能性は残されたままになっております。現在のこの状況は、鉄道駅のほとんどない本町にとって、自家用車に頼る傾向が逆に道路事情を発達させ、一方で数少ないバス路線網の利用をさらに減少させた結果だと思っております。

大きな人口増の見込めない時代にあって、新規バス路線の設置は非常に困難な状況下では ありますが、高齢者を初めとする交通弱者の立場からも、各地での新交通システムの動向に は関心を持っております。

新交通システムは、NPOによる福祉有償輸送を初め、コミュニティー系の新輸送システムが一つの大きな流れになっております。本町でも住民の皆さんの意向と地域の実情把握に努め、引き続き研究を進めてまいります。

次に、地域活性化のための中心街地の開発でございます。

広陵町では、中心市街地というとらえ方ではなく、町内を4つのエリアに分け、それぞれ

に開発整備、保全の方針を策定し、これに基づいたまちづくりを促進、誘導いたしたいと考えております。これらの整備方針の詳細を都市計画マスタープランとして公表いたしております。以上のとおりでございます。

#### 議 **長** 10番議員!

**10番議員** 詳しく丁重にご答弁していただき、ありがとうございます。私の理解力が劣っていたり、聞き違いもありますので、再度質問させていただきます。

今、町長が、1番のマスタープランについてですけども、日本の14年の出生率は何%か、 広陵町の出生率はどれぐらいあるのか聞きたかったんです。それと、わかりますかな、今言 うたこと。出生率ですわ。日本の出生率は、私調べたけど1.32%やったけども、広陵町 の出生率はどれぐらいあるのかと。出生比ですわ、済んません。

それと、中学2年生のアンケートの件ですけども、私も「自然が豊かな田園都市」にしたいと、私もそう思っている一人です。その中に、都市計画的な課題と都市基盤の整備とおっしゃられてましてんけども、その具体的な内容をお教え願いたい。

それと、マスタープランのこの前、町の方でもらったマスタープランのこの中に、見やしてもうてんけども、百済の方には全くこの中心軸とか都市軸とか生活軸の軸が全然入ってないと。こういうのも、請願にもこういうの色づけしてやっていくようなことはできないかと、そういうところを質問したいと思います。よろしくお願いします。

## 議 長 都市整備部長!

都市整備部長 お答えいたしたいと思います。

先に、都市基盤整備のことについてお答えいたします。

いわゆる広陵町を4つに分けて広陵北地域、広陵東地域、西地域、それと真美ヶ丘地域の 4つに分けて広陵町の将来の構想を練ったといいますか、つくり上げたのがマスタープラン でございます。

都市基盤とどういう関連が持たれているかという部分のことでございますが、本来言葉だけの意味の都市基盤ということでありますと、その道路網が完備してるとか、下水道ができているとか、公園があるとかという部分の単純な都市基盤整備になるわけでございますが、そういう部分につきましては、広陵町の全域の中から、全域として見ますとかなり町としては都市基盤は整備されてるということが言えると思います。ただ、都市基盤を基礎にした上で、さらにそういう地域のそれぞれの地域の発展を整備していくという目標を立てておりまして、それを地域別に組み立てたということでございます。答弁にもありましたように、現

在大和高田斑鳩線の沿線のところのいわゆる幹線道路が集まってるという部分の中で、もう少し都市的な利用ができないだろうかとかという、そういう促進の計画ですとか、箸尾駅周辺のまだ残されている農地等のことも開発の余地があるんじゃないかなというようなことですとか、広陵町は庁舎の周辺が調整区域でございます。これは県下でも平野部では広陵町だけだというふうに思いますが、そういう庁舎周辺の整備並びに開発も当然必要ではないかということも思っております。また、今上げました3点の部分についての大規模な工業団地の誘致も必要になってくるんじゃないかということも思っております。ただ、これを一挙にできるということは至難のことでありますので、漸次計画的に進めていくという答えをさせてもらったことでございます。

乾議員のご質問の百済の地区でございますが、いわゆる今のマスタープランでのとらえ方といたしましては、優良な農地が多々、たくさんある区域でございます。優良な農地、集約的といいますか、効率的な農業をすることをまず先行して考えるべきではないかなというふうにも思っております。ただ、生活としてのいわゆる基盤としての可能性が大きな区域だとも認識はしております。いわゆる隣の田原本に行きますと、京奈和の大きな道路がございます。百済から南に行きますと、中和幹線がもう完成しつつあります。そういう近隣のアクセスを考えれば、そういうアクセスすることによって大きく変貌する可能性もあるという区域でもあると認識はしております。いずれ、そういう、どういう形が最終的に考えられるかというのも、地元の皆さんとよく協議をしながら将来のことを話し合っていきたいというふうに思います。以上でございます。

## 議 長 町長!

**町 長** 私からもう一度考え方を申し上げたいと思います。

今、部長が申し上げましたが、乾議員から百済地域の基盤整備が、もっと進めよと、おくれてるのではないかという、そういう意だと思いますが、広陵町は市街化区域と市街化調整区域があります。市街化区域は都市化を促進をする区域でございまして、調整区域はどちらかというと抑制をする、都市化をしないというような国からのお達しでございますが、本町では市街化区域、調整区域隔たりなく公共施設の整備については全く同じ考えでやっております。特に、下水道につきましては、本来はなかなか進めにくいところでございますが、これもほとんど進めさせていただいているところでございまして、下水、公園、学校、またいろんな道路につきましても市街化区域、調整区域、何ら関係なく整備を進めております。

私は、サービスカウンターにつきましては、今百済の郵便局でお願いをしようと一生懸命

努力をさせていただいて、この地区だけが少々遠い役所においでをいただいているという実態でございまして、きょうまでも経過としては、時の総務大臣片山虎之助に私ども直訴をした、そういう経過もあるわけでございまして、国へ行ったときはすべての議員にこうした簡易郵便局の行政への参画について取り扱っていただくよういつも言っているところでございます。決して、当百済地域に対してはほってあるのではありません。これからが百済地域の輝く、そんな日を見る、そんな地域だと思っております。

### 議 長 健康福祉部長!

健康福祉部長 ただいま議員さんの方から1番目の指定ということで、出生比ということでご質問があったと思います。合計特殊出生率というふうに我々解釈いたしまして、平成14年度につきましては、全国の率が1.32、奈良県が1.21、広陵町は1.14。それから、参考までに平成15年につきましては、全国1.29に対しまして、奈良県が1.18、広陵町は1.26というふうなことでございまして、増減がいろいろあるということですけども、子供の数は年々減ってきているというふうなことでご理解を願いたいと思います。

#### 議 長 10番議員!

**10番議員** そういうことで、百済地区の方をまたもうちょっと視野に入れて、まだいろんな 活性化、やっぱり農業振興地でもありますから、もうちょっと力入れてまた見ていただくよ うよろしくお願いします。

それで、次、2番の百済地区活性化のためにですねんやけども、百済には三重の塔という 国宝ですか、重要文化財があるんですけども、そのPRにいろんな近鉄電車駅とか箸尾駅と か、いろんな駅とかにもっと広陵町には三重の塔がありますよ、どっかの交差点にはそうい う看板でも上げて、三重の塔はここにありますよとか、もっとアピールして、もうちょっと 観光の方を伸ばしていったらいいんと違うかなと。いろんなことを考えていただいてると思 いますねんけども、そういうふうにしていただきたいと思います。

そして、私が質問のところに、農業の青年のやる気のある人たちを町費で先進地に派遣する育成策はどうですかと、そういうことは考えられるのかとお聞きして、それの答えをいただきたい。

それと、エコファーマー認定についてと聞きましてんけども、ちょっと私も余りそういうエコファーマーってどういう意味かわかりませんねやけど、それを踏まえて。

それと、広陵町で農業人口はどれぐらいあるのかと、それとそれに百済地区の農業人口は どれぐらいあるのか、ちょっとそれをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

### 議 長 都市整備部長!

## 都市整備部長 お答えいたします。

ご質問の若い就農者の指導ですとかという部分に関しましてですが、今、先ほども乾議員の方からおっしゃられたと思うんですけども、今回いわゆる「元気でやさしい生きがい特区」というのが認証されまして、早速その特区を利用したといいますか、特区を認定してもらったからには何らかの施策を行いたいというふうに手を挙げまして、県の方とも協議いたしまして、国の補助をもらうと、もらって何らかの政策をするということを思っております。今、考えておりますのは、「元気でやさしい生きがい特区」の推進委員会を来年度立ち上げるというふうに思っております。農業委員さんですとか、JAさんですとか、地元の農家の方ですとか、いわゆる県中部農林ですとか、農業会議ですとか、また丸広さんですとか、また消費者から見た代表の学識のある方ですとか、そういう方に集まっていただいて、そういう、広陵町の将来にはどういう方向でいくかという特区の委員会をつくりたいというふうに思っております。いいご意見をいただきましたので、そういう中でも次世代の育成の当然話が中で議題として取り上げるべきだと思っておりますので、そういう部分でもそういう制度をできるように頑張っていきたいというふうに思います。

ご質問のあとエコファーマーという部分につきましては、環境を考えた、環境を大切にする 農家というふうに思っております。

また、百済の方が農家として何人おられるのかというのは、今ちょっと手元にございません。担当課では数字は把握しておりますが、今ちょっと数字がございませんので、また委員会の方でも報告させていただきたいというふうに思います。以上でございます。

### 議 長 もうないか。PRとか農業青年とかの部分。 教育委員会事務局長!

教育委員会事務局長 百済寺の三重の塔のPRの件に関しまして、議員の方からただいまご提案のございました駅でのPRあるいは道路看板の設置等々につきまして、近鉄沿線協議会等々も協議をしながら、看板設置等につきましては観光担当の部局と協議をし、ともに全国発信に備えていきたいというふうに考えておりますので、しばらくお時間をいただきたいと思います。終わります。

## **議 長** 10番議員!

10番議員 ありがとうございました。

次は、またその先ほどの件ですけど、またその人口数またわかりましたらまた後日お願いします。

3番目のエヌシーバス路線請願に関してですけども、毎回私は百済のことばっかし言うてるんですけど、以外にも交通便で難儀している地域もあるということで、また今後とも引き続き、また広陵町にもすごい県会の人もおられるし、また知事さんもおられるということで頼んで、またそういう方面からも動いていただくようよろしくお願いします。

それと、4番目に移ります。

入札の件ですけども、きのうちょっと坂口先輩も言われましてんけども、広陵町公民館の防火水槽新築工事の件ですけども、私もあの件に対して反対ということで上げましてんけども、ただごみ処理センターをするに当たって反対ではない。ただ、あの防火水槽と離してくれということで反対して、町のじゃましたようなやり方でやってんと違うて、ただ私はあの防火水槽と公民館を離してくれということだけで反対したつもりです。それが、ちょっと外の住民の方では、私がごみの推進やというて違うやんちゃうんかと、お前反対派ちゃうかとか、そういうふうなことも言われました。私はごみ推進派の方です。それをはっきり言うときますわ。

それと、町長もこの前、落札された業者さんに地元業者を使っていただくようまたアピールしてやっとくということで話は聞きましてんけども、その辺でどういうふうな業者がどんな、鉄工所だとかいろいろあるんですけども、町の業者は何人ぐらいの、何業者ぐらいが、それで町長さんが紹介してというんか、やってられるんかなと。紹介と違って、下請は町内で使っていただくようにということをおっしゃったということで聞いてるんですけど。そら、町長が紹介したらまたえらい問題やけど。

それと、その入札のことについてですが、今ごみ処理センターで建設しているごみ焼却場について、現在RDF炭化方式で進めています。前回の委員会でも、地元住民の同意が既に得られると聞いております。何年もかけて計画してるとも聞いておりました。私自身も前回までは納得しておりました。ただ、住民の皆さんがすべて納得しているのかと疑問を思うことがあります。RDF炭化方式に似た方式で直接炭化方式というのがあります。簡単に言えば、RDF炭化方式とは、ごみを一度固形化し、その後灰にすると聞いております。直接炭化方式とは、ごみを直接灰にできると聞いております。固形化するかしないかで、ごみの焼却場建設費が約5億円から10億円安くなると聞いております。操業時の運転コストにも影響が出ると思います。このような高い支出を住民の税金で補うのはどうかと思います。住民がこういった内容を知って同意しているのでしょうか。疑問に問います。安くて安全な施設を望んでいるのではないでしょうか。

建設工事に当たり、指名業者が6社から3社だと聞いております。町長は、RDF炭化方式の工事実績のある業者だと言っておられますが、各業者のどこの建設をしたのかお聞かせ願いたいと思います。RDF方式、直接炭化方式を組み合わせたものがRDF炭化方式なので、RDF方式、直接炭化方式の両方に実績のある業者も指名に入れるべきではないでしょうか。実際にRDF炭化方式の焼却場に視察にいきましたが、故障して見ることができませんでしたと言っているお方も多数おられます。故障して見ることができなかった施設を建設した業者が実績業者として指名に入り、実績のない業者が指名に入り、RDF方式、直接炭化方式を組み合わせた可能な技術を持った業者が指名に入らないのは公平さに欠けるのではないでしょうか。

談合情報も、いろいろと私の耳にも入ってきます。至急に着工しないといけないのはわかっておりますが、もう一度業者を集め、ヒアリングをする必要があるのではないでしょうか。 お聞きします。

それと、広陵町のごみ処理センターに対して古寺地区、広瀬地区や百済地区に、これは迷惑料と言わせてもろうてもいいのかわからないですけども、その名目で私は聞いてる範囲では1億5,000万円の迷惑料を払うというふうなことを聞いてるんですけども、それが安い、高いかはそらあ私はわかりませんけども、その1億5,000万円の数字の、何が根拠でその1億5,000万円という数字が出たのか。それと広瀬地区の9,000万円ですか、それと中の3,000万円とお聞きします。それ、間違いかどうかわかりませんけども、そういう数字は何を根拠に出てきたか、それを教えていただきたい。それはもう町民の方もそういうのは知っておきたいと思ってる人は多数おられます。そういう観念から、私も今ごみ特別委員会副委員長までさせていただいてますけども、私はこの4月に当選させていただいて、今委員会におりますけど、何のためのごみ委員会か全然わかりません。理事者側が水面下でいろいろと話をやられて、その上がってきたことで特別委員会でこういうことがあるという、聞くだけで、もうそんな役目やったらあってもなかっても一緒ちゃうかと。住民の声が上がってきたら、それを伝えるのがごみ特別委員会の仕事やのに、もうそんなんは今さら遅いと、そういうことも言われる。そういうことも聞いて、ごみ特別委員会は何の委員会か、そういうとこも聞きたいと思います。

それと、そういうことを私も1年生議員でわからないんだけど、いろいろ疑問が今までこの半年、もう来年になって、また1年ぐらいになってきたらいろいろわかってくると思いますけど、まだ全く素人でございますが、生意気なことばっかし言うて申しわけありませんけ

ども。そういう観念から、今質問したことをちょっと明確に教えていただいたらありがたいと思います。よろしくお願いします。

### 議 長 町長!

町 長 いろいろご意見をいただきましたが、まだ現在指名をしていないのに、もう指名に入ったかのような、そういうようなことをおっしゃっておられますが、今一生懸命協議をして、議会とも相談をしながら決めさせていただこうと思いますが、まず先制攻撃をされてるような、そんな感じを受けるものでございます。よく議会と協議をしながら進めているところでございます。

1億5,000万円とか補償のことでございますが、後ほど担当部長が詳しくご説明を申し上げます。

それから、乾議員はごみ特が副委員長の性格そのものが何か今わからないという、我々の下請的な委員会のように申されておりますが、本来は議会活動の中の委員会でございますので、どしどし不審な点、また疑問な点は現場に言っていただくなりというようなことをしていただくというので大きな住民の信託を買っているものでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。私、本当に今残念な言葉を聞いたなと、そんなような思いをしているところでございます。詳しく部長から内容については申し上げます。

# 議 長 都市整備部長!

**都市整備部長** 古寺の公民館の下請業者のことをご質問なされたと思いますが、その件につきまして先に回答いたしたいと思います。

古寺の公民館の下請業者として今建築中の中でリストが上がっておりますのは、上がっているというか、もう既に契約されて動いておりますのは、地元だけいいますと、空調として平岡商事さん、設備工事が広陵設備さん、鉄筋が堀口工業さん、屋外工事が大斗興産、鉄筋の圧接が栄山さん、最近屋根の部分で新谷さんが取られたというふうに聞いております。7社ですか、の方が下請工事として仕事をされております。ただ、鉄骨ですとかALCとかアルミサッシですとか型枠、そういう部分については、町内業者さんの方で能力的にやられるお方がないという形で、そういう部分は外のといいますか、町外の方がやられてるという現状でございます。以上でございます。

## 議 長 環境整備部長!

環境整備部長 ごみ処理施設のことについてのご質問にお答えを申し上げたいと思います。

建設を計画をさせていただいておりますのは、議会の方にもご報告を申し上げましたとお

り、RDF炭化方式で進めさせていただくということで既に報告済みでございます。住民の方にもいろいろなご意見があることも当然承知をいたしております。その中で、なぜ固形化して炭化するのかということにつきましてでございますが、固形化をすることによりまして5分の1に減量をされるということで、これらを扱う量が少なくなります。そのためにコンベヤー等での搬送も容易になるというのがまず一つの理由でございます。それから、固形化することによりまして性状が均一化されるということで、炭化するときのコントロールが容易になるという点でございます。それから、直接炭化方式の先進例では、細井川で課題を抱えているという報告もございましたので、これらのことからRDF炭化方式が適当と考えたものでございます。

地域の皆様方には、方式について説明を申し上げました。また、施設見学も実施をしていただいた上で基本合意をしていただいたものでございます。

それから、RDF炭化方式の工事実績があるのはどこかとのお尋ねでございますが、地方 自治体で現実稼働いたしておりますのは岐阜県恵那市でございます。また、それと似た、ご みを固めて炭化する方式につきましては、北海道名寄市で稼働いたしております。

指名業者のことにつきましては、まだ決定はいたしておりません。機種選定委員会から報告はございましたが、今後議会の皆さん方とも詰めていかなければならないと考えております。ただ、この中でRDF炭化方式につきましては、RDFの技術と炭化の技術のいずれもの技術について実績があり、あるいは国が示します実証基準に照らして判断する必要がございます。現在準備を進めておりますので、方針がかたまり次第ご報告を申し上げたいと思います。

それから、談合情報につきましては、談合情報があるということ自体問題でございます。 もし、そのようなことがございましたら、我々は把握はいたしておりませんが、情報として 正確にお伝えを願えれば対処できるものと思いますので、ひとつよろしくお願いをいたした いと思います。

それから、百済、広瀬、古寺の、中、含めまして4地区の迷惑料の数字につきましては、 先ほど議員おっしゃったとおりでございまして、この数字は議会にもご報告を申し上げてお ります。

根拠は、施設の予定地周辺から、敷地周辺から500メートルの範囲内にあります区域面積、その区域に含まれます住宅戸数等を基礎にいたしまして、総額を3億円から割り出して 算出をいたしております。それをもとに提示をさせていただいているものでございます。 それから、議会の特別委員会のことでございますが、特別委員会を設置願いましたのは、 今の清掃センターの訴訟が起こされた以後、設置をしていただいたものと認識いたしており ます。特別委員会の方から我々の進め方について叱咤激励をいただき、今日まで進めてくる ことができたというふうに我々としては感謝を申し上げているところでございます。今後も 議会のチェック機能を十分発揮していただきまして、また応援いただけるとこは応援をいた だきまして、いい施設づくりを進めてまいりたいと思いますので、ひとつよろしくお願いを 申し上げたいと思います。

## 議 長 10番議員!

**10番議員** ありがとうございます。もう時間もないんですけども、まだ私も全くわからんということがいろいろあるんですけども、その迷惑料ですか、それを決めるのに 5,000万円以上の工事とかやったら議会に上がってくるのに、そういうのは議会には上がってこないで理事者側がそういう単独に決めていくというふうなやり方でやられてるのか私もまだわからないんですけど、その辺教えていただきたいと思います。

### 議 長 環境整備部長!

環境整備部長 数字の根拠につきましては、議会のごみ問題特別委員会に算出方法について説明を申し上げております。最終的に正式な協定を締結したときにその金額をお支払うするということになってございまして、正式な協定は裁判所における即決和解、和解調書を作成した上でお支払いをするという手続を踏みたいと思いますので、最終的には議案として提出をさせていただきたいと思っております。根拠については、以前の議会の方にご報告を申し上げているということでご理解いただきたいと思います。

議 長 以上で乾君の一般質問は終了いたしました。

しばらく休憩いたします。

午後は1時から再開します。

(A.M.11:35休憩)

(P.M. 1:02再開)

議 長 それでは、休憩を解き再開します。

次に、寺前君の発言を許します。

6番議員 それでは、一般質問をさせていただきたいと思います。

小泉内閣の3年間は、非常に国民への負担増を最大限に進めてきた3年間だったと思います。この12日、日曜日の毎日新聞の世論調査での「小泉内閣の支持率急落37%」という

ような記事が載っておりました。そういう中にあっては、さすがに国民のこの現在の経済と、また暮らしに直撃される負担増に対する危機感ははかり知れないものがあろうと思っています。また、広陵町でも乾議員が広陵町内の業者育成についての質問をされていました。私たちもその点については同感するところがたくさんありました。そして、その中で古寺の公民館建設にかかわって森組が落札した、その後町内業者7社が下請に入ったというような報告がなされました。下請契約書も資料としていただく必要があろうと思いますけれども、町内業者が仕事にかかわる、大いに結構なことだと思います。しかし、本来森組が落札していった過程を含めて、その一民間企業が町内業者を採用する、これはどのような経過があるのか、じっくりと勉強していかなけりゃならない問題だと考えています。この問題に関しての点については、さらに調査し、勉強しながら、森組が落札をしたというこの不要な部分が明らかになるのではないかというように考える次第であります。

それでは、青木議員の前段階にまだ短いわけですけれども、一般質問の内容に入りたいと 思います。

農業の振興策について。

日本の食糧自給率が先進国では最低の40%、奈良県は15%と全国ではワースト7位になっています。広陵町の農地はまだまだ優良農地が多く残っている地域です。広陵町の農業の将来をどう描いているのか。農協が奈良県単一になった今、農業委員会や町行政の責任は非常に重いものだと考えます。そういう点からいっても、今、国が進めようという施策の中で、担い手農家への直接所得保障への切りかえが図られているわけですけれども、きのうの新聞でもこの線引きをどこにするか、なかなかまとまらないということで来年に先送りというような記事も載っていました。また、このようなことに対して広陵町での影響はどのようになるのかという心配をするわけであります。

さらに、広陵町は、農業特区も視野に入れ、申請をされたわけであります。この農業への 展望のないまま、この農業特区、いわゆる5反が1反の農地の所有が認められると、こうい う緩和を進めていけば、その歯どめがなければ開発に手をかす施策になりかねないし、将来 の無秩序な開発予備軍をつくり出す危険をはらんでいるわけであります。農業関係者の声を 聞いて、この点についての内容が議論されたわけですけれども、結局は反対意見の多かった 中で町長に一任ということになったそうでありますが、そのもとにおける申請であったとい うように考えています。

この特区についての申請について、つまり特区についての申請について、農業の開発、農

業の将来展望に対する考え方がどこまでついているのか、このことについて問うものであります。

2番目に、自立したまちづくりの取り組みについてであります。

町の合併問題は、葛城市の先行で不透明になっています。西和7町の合併も破綻するなど、 国や県の思いどおりに進んでない現状、全国でも自立した自治体づくりが町民参加で進めら れているところがふえています。報告にもあったように、長野県は市町村「自律」支援プラ ン策定して、真の地方分権の確立に向け動こうとしています。

地方分権は、公僕たる職員の専門性の発揮と情報を共有した住民の参加と合意によってな し遂げられるものと確信します。自治体を取り巻く情勢の厳しさから、あらゆる事態を想定 した、将来も安心して住み続けられる広陵町の未来図に必要な取り組みを先進例に倣い実行 すべきではないのかと考えます。

また、むだを省くことによって広陵町の今後の財政再建は図られるべきであります。議員や特別職の報酬の引き下げ、あるいは退職金の引き下げなど、具体的かつ有効な手だてをとるべきだという考え方を再三示しているわけですが、どのように考えるかもあわせてお伺いしておきたいと思います。

3番目に、新清掃センター建設問題についてであります。

広陵町の将来展望を持つためにも切り離せない問題が新清掃センター問題と言っても過言ではありません。監査報告でも、財政面にあっては地方債残高が150億円、債務負担行為が約39億円となっており、年々公債費比率、経常収支比率が上昇し、厳しい状況下にあると述べているとおりであります。新清掃センター建設は、今後最大の財政負担を要求している代物です。将来負担を最小にするため、英知を集め、可能な手だては積極的にとるべきであります。それは、建設にかかわるすべての人の現在と未来の住民への最大の責務なはずです。今、可能な一致点は、生ごみの堆肥化による経費の削減ではないでしょうか。厚生委員会報告でも、生ごみの燃料には多額の経費を要す。生ごみの活用でお金を浮かせとの提言を報告しています。

地区別学習会で生ごみの堆肥化はしないと説明されているそうですが、根本的に改め、堆 肥化の積極的な研究を行い、可能な方式を直ちに実現すべきです。このことが財政対策から 見た非常に重要な点でもあろうかと考えます。

質問事項4番目、まちづくり条例の制定について。

国や県の圧力に屈した開発指導要綱がまちづくりの基本に据えられてきたわけであります。

この事態の言いわけは、開発業者に負けてしまうという論理が内にありました。しかし、自 治体の先進例は、安心して住みよいまちづくりには町に合ったまちづくり条例が必要と制定 しているわけであります。都市計画法の地区契約などを当初念頭に置かれていたわけですが、 開発指導要綱が進化し、法の裏づけを持たせた条例となって今全国各地であらわれています。 地方分権の一つの実現という流れであろうと思います。

そんな流れが、景観法としても生まれ、施行されます。逗子市や真鶴町での視察の学習を もとに、引き続いて質問をしてまいります。そして、それはさきに1、2、3点を申し述べ ていますので、そのもとに行いたいと思います。

質問事項5、地場産品の販路の拡大について。

学校で、今、児童が白のソックスをはくことになっています。この白のソックスについて、 以前から町内生産を確保し、あるいは刺しゅうを施した中で町が仲介し、その利用を図って みてはどうかというお話はあったわけですけれども、今に至ってこの問題については現実味 を帯びた課題だと思いますが、どのような取り組みをされるでしょうか。

また、靴下市をそのまま他市町村で実施し、そのための行政の援助を想定した上での組合のとの協議を行うことを提案しきてきたわけですけれども、今回さらにその具体的な内容について問いただしてまいりたいと思います。

3番目には、靴下の輸出制度の活用の実態であります。どのような形で把握されているの かお聞きしたいと思います。

6番目、指定管理者制度や市場化テストについて。

骨太の方針第4弾は、行政改革によって国民生活へのさまざまなサービスの低下を一層もくろんでいるのが現状です。それだけではなく、行政自体が保持すべき根本的性格である公共性を放棄し、民間への開放、公務員法の改悪で公務員の任用、勤務形態の多様化という名目で民間への移転など身分の流動化を図り、この分野でも官から民へを強く画策しています。イギリス、アメリカでは公共部門の市場化で弱者切り捨てが公然化され、保険の未加入者が社会問題になったり、電力が大規模な故障を起こし、競争による資本投下の削減が大きな停電の原因だったとさえ言われる状況が生まれています。

このような教訓を学ぶことなく、小泉内閣は一層公共部門の市場化を勧めようとしている 現状に危惧を持つわけですけれども、どのような考えを持っておられるかお聞きしたいと思 います。

議 長 ただいまの質問に対し答弁をお願いします。 町長!

## **町** 長 ただいまの寺前議員の質問にお答えをいたします。

まず、農業の振興策についてでございます。

現在、国においては平成17年をめどに新たな基本計画を策定すべく作業を進めていると聞いております。国が示される新たな食料・農業・農村基本計画は、いまだ中間論点整理の段階であり、その計画が決まりましたら内容を詳細に判断し、本町の農業振興策に反映していきたいと考えております。

次に、国から認定を受けた農業特区の目的は、農業後継者の確保と中核的農家の育成、都市住民と連携した農地保全と農業農村の活性化であり、本町が県内の市町村で初めて実施することになったものであります。

なお、ご指摘の不安については、永続的な農業を営む目的で農地の権利を取得する人であるかを厳格に調査する機関を設置することなどにより、十分にこれらの懸念を取り除くことができるものと考えております。

また、農業委員会においても、特区による下限面積の緩和により、農地の権利取得のための農地法第3条申請が、農家の規模拡大というより実態どおりの申請となることが期待できるものと考えております。

特区の特性を生かしてまちづくりをいたすもので、どうぞしっかりお支えくださいますようお願いするものでございます。

次に、2番目の自立したまちづくりの取り組みでございます。

地方にとって厳しい現在のような状況である限り、合併をする、しないにかかわらず、自立するための取り組みは必要であると思っており、従来から経費の節減と行政効率化に努めているところであります。

問題は、当面この厳しい中でどう行政運営をやっていくかであり、そのための将来にわたる指針をいかに進めるかということであります。昨年は部長クラスで行政改革案を策定しましたが、現在その実施計画となる「元気広陵・あしたプログラム」の検討作業に入っております。

ことしの5月に企画財政部に市町村合併推進室を設置しましたように、市町村合併を視野に入れながら、新しいまちづくりの特色を生かすプランの策定により、効率的な行財政運営を一層進め、引き続き自立を図っていく所存ですので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、新清掃センター建設問題でございます。

生ごみの堆肥化を推進し、広陵町の将来にわたる財政負担の削減の必要性をご質問いただ

いております。ごみ減量のお願いと現施設稼働停止後から新施設完成までの約1年半の取り組みについて、町内すべての地区を対象とした地区別説明会を実施しているわけですが、各ご家庭における生ごみの減量化についてもお願いしております。さきの9月議会におきましてもお答えいたしておりますが、町域全体での生ごみ堆肥化処理施設はできないということでございます。モデル地区をもって地域的な取り組みをしていただくことを推進していくのが広陵町にとって適当であると考えているところです。そういう考えのもとに説明しているものであり、生ごみの堆肥化はしないというような説明はしておりません。農地をお持ちのご家庭は生ごみを農地に返してください、生ごみ処理機、コンポストやEM菌ごみ処理バケツの補助制度を説明し活用してください、またどうしても減量できない生ごみは水分を十分切ってから出してくださいなどのお願いと説明をさせていただいているところです。参加者からは、取り組めるところから取り組みたいとうれしい言葉もお聞きしています。いずれにしましても、財政的な問題のことも十分考えながら鋭意進めてまいりますので、ご理解いただきたいと存じます。

次は、4番目のまちづくり条例でありますが、現在は開発指導要綱に基づき開発指導を実施しています。奈良県においても同様ですが、条例化の予定はないとの方針を伺っております。また、県内各市町村でも、その動きはほとんど見受けられません。

次に、地方分権から見た場合でございますが、現時点では必要な指導が実施されていると 考えておりますので、条例化の予定はありません。

そして、景観法の取り組みにつきましては、公共団体、住民、事業者で取り組むべき施策 と考えております。国や県の指導のもとで慎重に考えてまいりたいと思っています。

地場産品の販路の拡大についてのご質問でございます。

まず、学校で児童・生徒がはく靴下の地場産品の活用についてですが、現在各学校では統一した靴下は指定しておらず自由となっています。また、児童・生徒がはかれている靴下、ほとんどが町内の製品を愛用されているのではないでしょうか。

次に、靴下の市をそのまま他市町村で実施してはとのご質問ですが、靴下組合などが主催となって開催され、その趣旨は、町民に常日ごろ靴下産業にかかわりご協力をいただいていることへの感謝の気持ちから採算を無視して始められたので、イベントとしての意味合いが大きく、また他地域では小売業との摩擦も懸念されることなどから、乾議員のご質問にお答えしたとおり、町内での販売体制の充実と特定場所での展示販売やPRに努めております。

なお、地域間交流などで、他市町村での地場産品のPR、啓蒙を目的とした出店は、靴下

組合、靴下振興事業協同組合が商工会と連携して行っております。

次に、靴下の輸出制度の活用の実態については、奈良県靴下組合が輸出拡大等について研究、活動をされ、今後に期待されているところであります。

次、6番目でございます。

指定管理者制度や市場化テストについてでございます。

官から民へというのは、ご承知のとおり「骨太方針」と呼ばれている「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」の中の個別項目の中で国から地方への徹底とともに一番最初にうたわれている改革項目であります。これは、官でなければできない業務の範囲を明確にするとともに、民間や地域のノウハウを生かせようとする社会システムであります。

もちろん行政が主体となって進める事業と民間委託した方がより行財政の効率化につながる事業の双方とがございます。本町においても、かねてから積極的に外部委託等に数多く取り組んでおりますが、それについてはことし3月議会で青木議員にお答えさせていただいたとおりであります。

なお、市場化テストというのは、現在国がほぼ独占する行政サービスについて、民間企業が対等の立場で競争入札に参加し、優れた提案をした方が事業を手がける民間開放の仕組みであり、欧米では十数年前から刑務所、失業者就労支援などの業務で実績があるようでございます。

国では、年末までに17年度の実施モデル事業を選定し、18年度の本格実施を目指しているようでありますが、社会保険庁やハローワークの一部業務などが17年度から試行の候補に上がっているようでございます。

このような状況を踏まえ、町としては今後の動向を見きわめてまいりたいと考えておりま す。以上のとおりお答えをいたします。

### 議 長 6番議員!

6番議員 農業の点ですけれども、私は今質問している趣旨は、国が1998年につくり、現在も手直しをしながら基本政策をつくっているところの問題を待ってどうするのかということを聞いているものではありません。第1に、広陵町では百済、広瀬を中心に優良農家が広がっています。広陵町は、地方分権の名のもとに具体的に広陵町内の事業あるいは経済、また暮らし、福祉、どうするのかということが問われる時代に入ってるということは間違いありません。今おっしゃってる中でも、国や県の方向を見定めながらという考え方がある限り、自立したまちづくりの方針をつくることは私は不可能だと思います。今、農業の問題を質問

しているわけですが、2番目の自立したまちづくりの取り組みについてもしかり、そしてまた広陵町の財源問題を将来にわたって負担を、負荷を少なくするということで言えば生ごみ堆肥化を避けられない、効率化という中身の最も重要な問題だと認識しているから質問をしてるわけであります。あるいはまた、まちづくり条例の制定についても、結局は広陵町民の参加のもとに行政に携わる職員が各専門家となって、それぞれの分野において国や県の考え方を待たず、地方分権思想にのっとって広陵町での今後の生き抜くさまをみずから開発、考えていく、みずからの頭脳を活用する、この考え方が必要だと考えるから質問をしてるわけであります。

また、6番目は、そういう点からいって、今国が推し進めようとしている指定管理者制度や市場化テスト、これには非常に大きな危険がつきまとっています。地方が切り捨てられるという、その具体的な内容は、地方交付税の削減に端的に見られます。地方分権の思想とは裏腹なやり方を国がやろうとしている、これが具体的に各地方が怒り心頭しているものであろうということは町長もご存じのはずであります。このような視点から、私は今質問を再度させていただいているわけであります。

ここに国が今示そうとしている大綱の一つに、食糧自給率アップ、農水省が自治体に努力 目標要請、こういう記事が読売新聞から発信されています。農水省は11日、先進国最低水 準で低迷している国内食糧自給率をアップさせるために2005年から都道府県や市町村に 対して食糧自給率の達成目標とそれに必要な具体的な施策を策定するよう求める方針をかた めた。自治体が食糧自給率目標を設定することで、地域の食物を地元で消費する地産地消な どを促すねらいもある。これらの方針は2005年3月に閣議決定される新たな食料・農業 ・農村基本計画に盛り込み具体化を急ぐ考えだ。このように言われてるんですね。これは何 かといえば、今これからどうしようかというような考え方の問題ではないんです。

具体的に広陵町では農家は毎日活動されております。先ほどもエコファーマーのものがありました。農家では行政の力を一切かりず、これはもちろん広陵町の行政ということですけど、県との協議はされていました。実際に広陵町でエコファーマー、イオンと取引するためにこの有利な制度をみずからの手でつくり上げて参加しています。これはもらった農業特区のところにも44軒が参加されてるというようにうたわれたわけですけれども、結局広陵町の農業施策が農民に伝わらないまま、農家が行政に頼らない、これはいいことだと思いますけれども、逆に言えば行政がおくれた状態のまま今も進められている裏返しだというように思うわけであります。このような状況が一方であるということにおいて、先ほど国の施策を

待ってというような状況ではないということを申し上げているわけであります。

私たちは今、農業の問題に関していえば、小泉内閣が発足してからこの3年間、大企業さえ身ぎれいになれば中小企業は幾らつぶれても構わないような不良債権の早期回収処理も進めました。栃木県での事態が端的に証明しました。また、リストラの応援と賃金を抑え込むための雇用の流動化、派遣労働者が今現在もう20%以上進められてるというように言われています。労働時間の制限もないままサービス残業が横行しているような状態、働く者がこれほど切り込まれたことはかつてなかったというように言われている状態であります。

日本の農地は、傾斜地も多く、地形や土壌、水利に応じたきめ細かな管理が必要で、その 小規模な家族経営が生産を支えてきた。ところが、今回国の施策は、大規模農家育成をうた い、担い手農家にだけ直接投資を行う、このような方針を決定しました。先ほど述べたよう に、ところがこれの担い手農家の線引きが定まらないまま、いまだ決められない状態がある わけであります。

このような状態は、結局は大企業の輸出をアジア諸国などに拡大していくために、そのかわり日本の農産物輸入のさらなる自由化が必要だ、あるいはそのために農産物の関税と価格保障は下げるべき、これは2001年に経済連の提言でうたわれている内容そのままの言葉であります。自分たちのもうけのためには日本の農業を犠牲にしても構わない、こういう身勝手な考え方が露骨にうたわれています。昨年、日本とメキシコの自由貿易協定が決裂したときに、小泉首相は農業鎖国は続けられない、構造改革は待ったなしだ、こういうことを言って全国の農家から大きな怒りを呼び起こしました。日本では、食糧自給率が40%、穀物の自給率では28%と、先進国に比べて自給率が異常に低い国だっていうことは国民の共通した認識です。それにもかかわらず、大企業の工業製品の輸出と引きかえに、小麦、大豆などの輸入をアメリカから野放しに受け入れてきた結果、農業閉鎖どころが開国の一途をたどってきた歴史であります。このような状態が今起こっているわけであります。

広陵町の農業が、広陵町自体でも自給率上げようというのが先ほどの農水省の方針だというように述べました。これは方針としてうたわれてるんですよ。そういう点でいって、広陵町がどういう広陵町の優良農地を今後手助けする施策がつくれるのか、これは非常に重要なことであります。

さらに、先ほどからつけ加えておきたいわけですけれども、これ、番組情報ということで NHKのものがたくさんありました。その中で出ている問題は、アジア、米どこへ行くのか、主食の輸出はどこまで可能なのか、タイ、ベトナムの実情の記事がありました。ここでは、

世界最大の米輸出を誇ってきたタイでも、輸出用の米づくりは広がっている、いわゆる高収入だがタイの人々に合わないために、農民はその米を売って自分たちの米を買わざるを得ないような状況がある、こういう内容の記事であります。このタイの米生産量はこの5年間で横ばい状態だ。ベトナムは一方どうかというと、輸出用の米づくりを担い続けたベトナム南部、メコンデルタの農民たちは、不安定な米の価格に翻弄され、結局他産業の人々との貧富の差が広がってしまった、こういうのがベトナムの実態。これはNHKのチャンネルのテレビ番組の案内の文章であります。また一方では、米はどこ行くかということでまたやっております。バングラデシュ、フィリピン。こういう中で、一般農家の経済格差を広げて、アジア各地で化学肥料の農薬の多様による弊害を引き起こしているという実態がここで報告されたわけであります。あるいはまた、アジアの米が消えていく、これはアジアの米がここで消えていくという点で言えば、結局この1998年の干ばつ、インドネシアの干ばつ以来、農業の不安定な状況が生まれており、日本が米の輸出、あるいは米の減反政策は間違っている、こういうことがうたわれているわけです。ところが一方で、国は大企業、先ほどの言うままになってなお今米の減反政策を取り続ける、こういう矛盾があるわけです。

そういう点で私が言いたいのは、国の施策は国の施策というんではなく、広陵町の優良農地を本当に広陵町の頭脳で地方分権の考え方を行き渡っていくためにも、みずからが農業を守り発展させるという施策が必要だということを言いたいわけであります。そういう点で、先ほど乾議員は百済の農地の問題を質問しました。再度私は、こういうような世界の状況あるいは日本の状況の中で、あるいは奈良県が日本でも自給率がランクが下から6番目だという中で、広陵町だけでも自給率を引き上げる努力が必要だというように考えるわけですけれども、こういうような考え方を庁舎内で議論できるような場がありますか。結局は、広陵町民の今考えているものについて真剣に考えるような行政の責任を持った覚悟はありますか。このことを聞きたいわけですので、この点についてお聞きしたいと思います。

#### 議 長 町長!

町 長 今、寺前議員から農業に関する世界の情勢という幅広いことを聞かせていただいた ところでございまして、特にまだ国の方針に従うようではみずからの自立はないと、また地 方分権はみずからの頭脳で生き抜くようにという厳しいお言葉をちょうだいしたところでご ざいます。

私は、国や県並びに上級官庁の考えや方針は無視はできないと思います。しかし、指示待ちの役所ではいけないと。これでは自立にはおくれを伴います。しっかりと先進地を見てい

ただくなり研究をする。また、町の農家の声を聞き入れる。さらにまた農業関係諸団体もございますので、こうしたお方のいいところをしっかりとご審議をいただいたことを積み重ねていただいて、皆さんとともに町独自の農業振興策を自立をするということにはかわりはございません。

## 議 長 6番議員!

6番議員 私は、こういう問題について庁舎内にそのことが議論できるような環境づくりというのは、これは責任者の仕事であります。そういうことがなければ流されていくばかりであります。ここに特区の中で、広陵町の農業の問題に触れられている点は、一つは下限面積緩和による担い手育成の条件づくり、そしてもう一つは先ほどから述べている生きがいづくり、農村集落の活性化と、こういうことだけなんです。これが現実の問題として広陵町の農民が抱えてる中身に対応できるものではない、このように認識を持つところから出発すべきだと思います。農業委員会の機能が低下する、あるいはまたは果たしていない、農転だけが農業委員会の仕事だというような状況が生まれるのでは危険きわまりない内容であります。

こういう点を踏まえて、実際に農業委員会が今、この広陵町の自主的な、いわゆる自主的な農業施策の作成に必要な体制づくりを一方でできるのかどうか、そしてそこに職員を巻き込めることができるのかどうか、再度お聞きしたいと思います。

それから、農業特区の問題についてお聞きしますけれども、その最低限の農地から転用を制限する、その取り組みについて具体的な内容を持った中身をもって特区としての活用を図るのか、それのないまま並行した形で考えていくだけなのか、このこともあわせてお聞きしたいと思います。

### 議 長 都市整備部長!

**都市整備部長** この特区の認定につきまして、まず初めに寺前議員さんのご発言の中でかなり 間違った解釈をしておられるようなので、今ちょっと改めさせてもらいます。

特区の認定につきましては、もちろん町の方で一方的に決めたのではなく、町の姿勢としてはもちろん農業委員会さんのご了解があってこその決定事項でありますというのも委員会の中で申し上げております。その中で、委員会として承認いただいたと、また直接町長の方へ承認すると言っていただいたという現実の中で町としても決めさせてもらったということでございますので、よろしくお願いします。

それと、いわゆる開発にかかわることの心配をされていると思います。この特区認定に当たってはいろいろ議論を、農業委員会でもそうですし、実行組合の支部長さんの会議の中で

もいろいろ協議させてもらいました。まず、農地を取得するに当たって、新規の方であれば、 その耕作期間を長期にわたって耕作するということの条件でもって新規の参入をしていただ くとかということを打ち合わせております。そういう細かな、まだ要綱といいますか、正式 には決まっておりませんが、そういう部分の決め事も、先ほどといいますか、朝の乾議員さ んですか、の中で話をさせてもらいました「元気でやさしい生きがい特区」推進委員会とい う組織を立ち上げようと思っておりますので、そういうところですとか、また新規であるか どうかの、新規の本当に農業の方であるかどうかの判断をする組織を、今仮に新規就農調査 会というふうに呼んでおりますが、そういうのも考えております。それはもう支部長会さん では少しお話をさせてもらっておりますが、支部長会の方、各支部の4名の方、校区の4名 の方ですとか、IAの方ですとか、認定農業者の方ですとか、専業農家の方ですとかという のを踏まえまして、その人が新規であるかどうかを判断いたしたいと。もちろん、これには 農業委員会に申請をしてもらって、農業委員会から調査の委託を受けてという調査会になる 予定なんですが、最終的には農業委員会の方がその人と個人的に面談を行って、そういう新 規になるための研修をちゃんと受けているかどうかというのを本人と面談して、そういうチ ェックを経過して新しく認定していただくと、こういう組織もつくっていくという予定でご ざいますので、これを利用して開発云々ということは起こり得ないというふうに思っており ますので、その点どうかご了解いただきたいと思います。以上でございます。

## 議 長 町長!

町 長 先ほど寺前議員の方から、職員が農業振興策について余り考えてないのではないかというような、我々は無知なのではないかとか、協議する環境を整えていないのではないかとか、また管理職がそういう指導をしていないと言わんばかりの意と私は解釈しております。一生懸命頑張ってくれている農業関係職員の何か芽を摘むような発言になりかねないと思います。私は、特区を機会にさらなる農業振興策を職員に指示をしているところでございまして、一昨日も県知事に直接お会いをして、農業特区を受けたこの機会に知事さんの農業に対する考え方はどうかと、いろんな学びをいただいてきたところでございまして、積極的な取り組みをしているということを報告をしておきます。

### 議 長 6番議員!

**6番議員** 私は、学校給食の地場産品を使うという点についても、余りにも遅いペースであります。これは、これこそが具体的な行政とかかわった一つにあるにかかわらず、教育委員会は既に産業建設課に任せているというように言ったままであります。産業建設課では、この

問題について具体的にどのような形をしているのかという点すら見えてこない、こういう状態はあえて私は農業の問題についても、今真剣に緊急課題からいっても手を取って今やろうとしている中にあってもまだ手つかずの状態が一方であるんだ、こういう問題については、やはり職員責任者が急施して、具体的にその動きをつくる手だてが必要だというように考えるわけですけれども、それがなされていない。私は、この点について言いわけのできない状態がまだ依然として続いているんだと言わざるを得ないと考えているわけであります。

議 長 寺前さん……。

6番議員 2番目に移ります。2番目に移ります。

**議 長** それ、3回も言うたらあかんやろ。

6番議員 まちづくりの問題であります。

先ほどから職員が本当に具体的な形で取り組むという点で先ほどからいろいろプランは立ち上げておられます。教育委員会に地場産品扱うための検討委員会、あるいはまたその他いろいろ研究会立ち上げられております。しかし、具体的にいつまで、いつ、どうやってどうするのかという見取り図がないために立ち上がったままになっている状態がある、議会にはその点しか報告されてないからそういうように言ってるわけですけども、ある、そういうことがあります。「元気広陵・あしたプログラム」をつくろうとしていると言うけれども、いつまでかかってつくるんだということが必要なんです。

ここに「小さくても輝く自治体フォーラム」、これは毎年開かれています。ことし2回開かれています。こういう中で、新潟県の津南町町長ですか、昨年の7月、これは2004年ですから2003年ですね、役場内に自立推進室を設けたと。財政シミュレーションでは、平成14年度の決算におきましては65億円、平成37年に20年後までに財政将来推計をした。町民税はマイナス28%、交付税は31%、マイナス係数になっている。歳出では、町会議員が18名おりますが、云々とかいろいろずっと書いています。こういうような具体的なとこまで自立したまちづくりについてはやってるんです。18名から10名という予定ですが。

はい、別に時間がないから。いや、もっと読んでいきます。この報告書づくりについてですが、全職員がかかわる中で11のチームを編成して全職員が必ず幾つかのチームに入って、1チーム17回、18回の議論をしている。これは短期間にです。こういう中での問題、あるいはまたさらに、これは長野県の阿智村ですけれども、住民参加で住民のアンケートを自立の内容でとったと。そういう中で自立でやっていこうという、自立プランをつくる方がい

いと、こういうことになったということになっております。その中には、地方の小さい自治 体がいじめられてくるに対して、あの財政シミュレーションができるのかどうか、大変心配 された記述が多かった。私どもの財政シミュレーションでは、保育所、学校、あるいは福祉 施設については、なるべく現状を維持していきたい、こういう内容で取り組まれた、こうい う報告が町長みずからやっとられます。

あるいはまた、これは北海道の赤井川村の村長、竹田さんという村長ですけども、2年前に毎年6%、15年には60%、約6億4,000万円の交付税がカットされるという財政のシミュレーションを住民に示し、単年度2億2,000万円ぐらいの歳出削減をすれば村は自立できる、こういうような具体的になってる。こういうことにやってるんですね。要は、広陵町はまだ自立かどうかという方針はまだ出ていないわけですけれども、あらゆる事態に備えるという点で言えば、こういうことの手だてがなければ具体的な対応ができていないということです。

あるいはもっと、ニセコ町の町長も答えておられます。

あるいはまた、この中で矢祭町の事務局の方が町長の命によって発言してるんですが、自立推進室の小野塚といいます。昨年の11月から職員全員参加により11チームのチームを立ち上げて生活環境とか定住基盤、農林水産あるいは観光リゾートなどのチームをつくって、1チーム大体十四、五名でやってきた。具体的なまちづくりの検討に入ったのは1カ月からです。会議は週1回程度。勤務時間外で2時間から3時間ぐらいやっている。地区懇談会の開催も同じくやる。住民の皆さんから5人から6人ぐらいそれぞれのチームに入っていただく。こういう形で自立したまちづくりの対応を行っている。あるいは、こういうの、たくさんあります、そういう事例が。この11月にもフォーラムを開かれています。

こういうような状態が本当に自立した町をつくるという点で広陵町のトップや職員を含めて対応できる状態にあるのかどうか、この点について私は、具体的にはいろいろおっしゃっていますけれども、このシミュレーションにしても、118億円の新清掃センターをつくる、それに伴ってどうなるんだ、こういうような責任ある態度が必要ではないかというように私は言ってるわけなんです。それこそ自立したまちづくりをつくる基本的な考え方にすわっていなければ、結局は今現在の方々は将来の住民の方々に負担を覆いかぶせるだけ、無責任な対応に終わってしまう。これはまた町長は一生懸命職員がやってるというようにおっしゃるでしょうけれども、私は心配しているのは、10年、20年の広陵町の住民の方々が実際、今行われている議論を真剣にやった結果としてどうだったのか、こういう結論のないまま進

んでいるんではないか、これが私が今危惧してる最大の問題であります。

議会も、その対応については、この自立したまちづくりの中で質問の補足を行っていたにもかかわらず、財源の問題については議会みずからも襟を正していくための施策をとるべきだ、町長もどうですか、このことも質問の項目に上げてるはずなんです。回答が返っていない、このこともあわせてお答えを願いたいと思います。

### 議 長 町長!

町 長 今、全国各地の自立方針、自立するプログラムを一生懸命職員ともども考えて、そのモデル地区はその冊子に載ってあるようでございまして、今ご紹介をいただきました。我々もいろんな情報誌や、また関係機関から送られてまいりますので、担当者初め四役はすべていろんな資料を回覧をして見ているところでございます。町におきましては、先ほども申し上げました「元気広陵・あしたプログラム」、こうしたことを関係職員が力を合わせてもらわなければできません。我々が幾ら訴えておってもだめでございまして、まず職員に考えていただこうと。そういうことで、今これからの、基本的にはここ数年はやはり自立をしなければいけないわけでございますので、まだまだ節約するとこ、倹約するとこ、縮減するところ、こうしたところはいっぱいあると思います。

また、新しいことに取り組まなければいけないこともたくさんあります。歳入、歳出ともども職員が考え合わせて、そして民間の行革推進委員会でご検討をいただいて、それまでにも議会議員さんにもお諮りをして、皆さんと一緒に成案づくりをさせていただうと思っているのでございます。

今回の地区別学習会、これはごみ減量と銘を打っておりますが、実態は職員が町民の声を聞く、一緒に学習しようというねらいを持っているんです。ただごみの減量、分別をしてくださいと、それだけではありません。ですから、担当職員だけ地区に参加をさせているのではありません。全部の管理職が行っていただいております。全部の管理職がその思いを持って行っていただく。そして、職員の家族は必ず出席するように、家族も出席をさせています。ですから、職員も、管理職は指導的立場で説明をしておりますが、そのときは同じ地域内、また町外の人はこぞってその地域にも参加していただく、そういう趣旨で、町民の声は今何を言おうとしてるか、そのことを肌で感じて帰ってくるように、そういう指示をしているものでございまして、決して我々は机上の上でプログラムを組んでいるのではありません。いろんな町民の声を聞きながら、皆さんと一緒に行政改革を断行して、この町は自立する、いずれ厳しい奈良県を4つや5つの町にするんだという最終の案があるようでございますが、

そこまでの間は何としても頑張らなければいけないことが多々あるわけでございますので、皆さんとともにしておるということをどうぞご理解をいただきたいと思います。

### 議 長 6番議員!

6番議員 まず、この質問の最初に経費の削減と効率化を進めているという形での決まり文句 があったわけですけども、再度聞いておきますけれども、各種団体の補助金カットなどをし ながら、あるいは職員の給与カットも、何回も言うように町長よりもひどいカットになって いる。こういう状態は、結局特別職の報酬あるいは議員の報酬を手をつけないからこういう 形になっているんだということが明白なんですけれども、この点についてみずからの報酬あるいは議員の報酬についてどう考えるのか、ここの場で聞いておきたいと思います。

#### 議 長 町長!

町 長 町長の給与等にまでいろいろと言及をされておるわけですが、各種団体を初め、多くの皆さんにご協力、ご理解をいただいているところでございまして、今度のプログラムができるとなりますと、私どもの報酬等につきましてもいろいろ提案をさせていただいているところでございまして、議会は議会でお決めをいただきたいなと、そんな考えでおるところでございます。成案がまとまり次第、皆さんにお見せをしてご審議をいただきたいなと念願するものでございます。

## 議 長 6番議員!

6番議員 3番目に移りたいと思います。

新清掃センター問題ですけれども、私はこれは具体的に今各地に説明会を開いている。分別収集といわゆる指定袋有料化の問題について話をされているそうですけれども、今一番肝心な点は、この新清掃センター問題についてどのぐらいの費用が必要なのか、そのために町民が協力してもらえるところっちゅうのは、緊急ごみ宣言をという議会でも再三あったように、協力してもらう中身について、その情報を公開した中で意見を聞くことが必要ではないのか。結局は一方的な町の説明の内容に終わってしまう、町が持っている情報は結局は出さない、こういうような状態で住民の協力を最後まで得ていこうとするのは余りにも身勝手ではないかと。情報公開の流れに沿っていない、これが今説明会をやっているけれども、結局は町の言い分を伝える場になっている。私は、逆に言えば118億円の中身あるいはRDF炭化に至った中身、そしてRDF炭化によってRDFの大爆発とRDF炭化での状況、そしてまたごみ分別がさらに徹底されるんだ。恵那市の例を挙げれば、今までのようなものではだめなんだ、でないと機械の故障が激しい、こういうような実情も踏まえて、今後広陵町が

とろうとしている問題について切り込んだ情報が提供されなきゃならないと思うんです。そういう資料を住民に出す、こういう点についてはどうでしょうか。出さないまま現在までに至ってるわけですけれども、きちんとした資料を出して住民から意見を求める。それは当然、前もった資料の提出が必要です。そういうことをしないままやっていっても、住民が説明を受けた範囲でしかわからないわけですから、資料不足、いわゆる情報不足のまま質問を何をしていいのかわからないという現状が一方ではあるということは指摘しておかなきゃならないと思います。

そういう点で、さらなる情報公開を求めて、今持っている、新清掃センターの問題についての資料を具体的に住民に提供した中で説明会を開くという、こういう当たり前の基本的な態度をとれるかどうかお聞きしたいと思います。

それから、このような中で生ごみ堆肥化という問題については、議会の何人かから上がっています。しかし、それについては全域地域についてはやれない、やらないということですけれども、これをやれば具体的に減量化の最先端を行くんだ、こういう認識はないのかどうか。私は、いろいろ難しいことをクリアしながらやっているにかかわず、なぜ生ごみ堆肥化だけはクリアできないのか、研究もしないのか、こういう点を疑問に思えてならない。財源的な側面からも、これをやれば非常に優れた財源対策にもなる。なぜ生ごみ堆肥化について研究すらしないのか、このような内容についてどうなのか、2点をお聞きしたいと思います。

## 議 長 環境整備部長!

環境整備部長 ただいま議員からご質問ございました新清掃施設の事業費のことにつきまして は、議会の方にも当初から数字を積算をいたしまして118億円という数字をお示しをいた しております。この内容については、ごみ処理施設で118億円かかるということではない ということも議員は十分ご承知いただいていることと思います。そのことはもう住民の方も 既にご承知の方もたくさんおられます。これは、議会の議員さん方にご説明申し上げた情報 が既に伝わっていることと、広報等でいろいろ機会あるごとに町長も会議等で申し上げているということでございます。

今回は、もちろん新清掃施設の進捗状況、RDF炭化に至った経緯、訴訟の和解に至った 経緯等踏まえて、町のごみ処理の状況をつぶさにご説明を申し上げ、質問も十分いただいた 上で、ひざを交えてご理解いただくように取り組んでいるところでございます。別に我々が そういった数字を包み隠して説明すべきものでもございませんし、考え方としては、議員お っしゃるとおり公開をして説明をする姿勢にかわりはございません。 それから、生ごみ堆肥化につきましては、研究もしないのかということでございますが、 我々も堆肥化システムそのものについては効果があるという点においては共通の認識を持っ てございます。ただ、堆肥化をいたしましても、そのでき上がった堆肥の利用先で常に問題 が起こる。RDFでも同じことで、出口が見えてこないというところで導入できないという ことになるわけでございます。少量であれば対応も可能なんですが、大量に発生いたします と処理がし切れないという問題がございますので、堆肥化そのものにつきましては自治会単 位のモデル事業として進めていただく、あるいは各個人、農家それぞれのできる範囲で生ご みを減らしていただく取り組みをこの説明会を通じてお願いをしているところでございます。 ひとつご理解いただきたいと思います。

### 議 長 6番議員!

6番議員 結局説明会で重要な点は、前もって住民に資料を提出するということです。その資料がどういう資料かというのが重要ですけれども、やはり今議会や町が共有している問題については、その簡単な中身でもいいですから資料を提出していく、こういうことなしに対話、そして会話などどうやって進めるんですか。その当日に話をして、はい、意見を聞かせてください、こういう形で本当に住民の声を聞こうという姿勢があるんですか。私は、情報を公開する、町が持ってる情報を公開して、議会でもそうでしょう、当日出してもらった中身で議論はどんだけ進むんですか。あえて住民の中でいうと、資料をもっと公開していくことが必要だと思いますけれども、事前の公開、これからもやっていくわけですから遅くないわけですが、情報を公開するという点については強く要望しておきたいと思います。

それから、5番目に入りたいと思います。5番目について、靴下は統一されていないというわけですが、白で統一されているというように私のときには考えてたんですが、白で統一されていることであれば白の靴下を町が斡旋していく、町内生産を斡旋していくということは必要だというように思うんですけれども、その点についてはどうだったのかというとこがわかりません。あるいはまた、靴下市ですけれども、これは他町村にデモンストレーションするという趣旨も非常に大きいわけです。だからこそ町の援助が必要なんだと言ってるんです。金もうけだけで靴下市をするとなれば業者に任せたらいいわけなんです。デモンストレーションをする意義、そしてまた他町村に取り組んでいく意義については、非常に大きな効果がある。それは、広陵町だけでなく近隣の広い地域にチラシをまいて集客をして図っているという点からいってもそのとおりです。

そういう点で言えば、この形態を他町村に広げていく、これは非常に大きな力になろうと

思うんですけれども、そういうデモンストレーションとともに利益も確保できるという一石 二鳥の手だてについては検討の課題に値すると思うんですが、その点についてお答え願いた いと思います。

#### 議 長 町長!

町 長 今、他町村にも靴下を売れというようなことでございますが……。(6番議員「基盤をつくれという。」)要は量販店のように靴下を生産したものがはけるような、そういう仕組みづくりだと思いますね。売るという行為には変わりないんです。基本的には、生産者は靴下を町で売ってくれという願いはされていません。このことをわかってほしいと思います。広陵町は靴下の町である、そのことだけなんですね。広く売ってくれということは、一部の業者しかその売る行為にはならないんですね。ほとんど大手の商社のお方の生産をされているわけですから、みずから自分が売るという行為をしたいという人は少ないと思いますね。こういうことからして、広陵町はいろんなところで公共施設で靴下の町広陵をPRをしている、そんなところでございますので、一部町内ではそういう祭り的気分を盛り上げて、全国の人にメールで、またはがきでご案内をして、多くの人に呼びかけをしているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

議 長 以上で寺前君の一般質問は終了いたしました。

次に、松野君の発言を許します。

12番議員 では、一般質問を始めたいと思います。

皆さん、お疲れだと思いますが、自席でぜひ質問を聞いて勉強をご一緒にしていただきた いなというふうに思います。

では、続けて質問に入りたいと思います。

まず1点目、学童保育の充実でございます。

次世代育成支援対策行動計画のアンケート、これは調査結果を前の9月議会のときに皆さんも資料としていただかれたというふうに思います。この資料によりますと、この学童保育につきましては、どの項目も満足が不満足を上回ってはおりますけれども、ただ大変満足をしてるという数字を見ますと、ほとんどが10%未満というような状況です。そして、就学前の保育施設との比較をしますと、やはり大変満足あるいはほぼ満足がかなり低い数値になっていると言わざるを得ないということでございます。こういう点を踏まえて幾つもの改善すべき問題点、充実していただきますようにお願いしたいと思います。

まず第1点、対象学年の引き上げでございます。

2点目、施設の改善です。東小学校区は本当にお粗末なといいますか、大変に狭いところで、また暗いところで学童保育をされております。また、第一小学校区は、西谷公園の管理棟ですので、ここも利用については制限される、また小学校との隣接をしていないと問題点がいろいろと寄せられております。第2小学校区につきましては、大変人数が多くなりまして、これは分割をすべき課題ではないかというふうに思います。この点について施設の改善についてはどのようにお考えいただいているのかお聞かせいただきたいと思います。

3つ目が、申し込み手続の簡素化です。これは、1回目のときに保護者の方が手続に行くということは、これはやむを得ないことかとは思いますけれども、2年目、3年目と続きまして、保護者の方は仕事をされているにもかかわらず、仕事を休んでさわやかホールの方に手続に行かなければいけないということについては、理由がないのではないかと思います。この点についての改善をお願いしたいと思います。

また、2つ目、まちづくり条例の制定でございますが、まちづくり日本一と言われる真鶴町とまちづくり指導要綱を条例化した逗子市、これは先ほど寺前議員も言っておりましたけれども、視察をしてまいりました。真鶴町の応対していただいた若い職員さんは、大学のときにこの真鶴のまちづくりを学んで、ぜひこの真鶴でまちづくりの仕事をしたいと就職をされた、大変有能な職員さんでございました。また、30年先の息の長いまちづくりを若い職員さんが熱意を持って取り組んでおられるということに大変感銘を受けたところでございます。また、逗子市におきましては、多くの住民参加のもと、まちづくり条例をつくりましたが、これも平成8年5月に開発指導要綱の見直しを行った中で、集合住宅の高さ制限、戸数制限を緩和した結果、大変な開発が行われるようになりまして、これは大変だということで住民の方もいろいろと議会に陳情するなどして、そうしてこの要綱を厳しく条例化をしていこうということ、住民参加で制定されたところでございます。

広陵町は、12月8日に特区の認定を受けられたわけでございますが、まちづくりにも大きな影響をもたらすことも懸念されるところでございます。

そこで、質問をいたします。

1つ目、今の指導要綱でミニ開発、乱開発を防ぐことができると確認をしているのかどうか。

2つ目、まちづくりについての住民参加をどういう形で取り入れているのか、現状を具体 的に指摘をしていただきたい。

3つ目、マスタープランの建て詰まりの解消の具体策を示していただきたい。

4つ目、特区による人口、土地利用の変化の見通しについてお聞きしたいと思います。

3つ目、自立できるまちづくり、これも寺前議員、質問いたしましたけれども、先ほどの町長の答弁の中でも、当面自立したまちづくりを踏まえていく所存だという答弁をされておりました。そうであれば、はっきりとこの自立したまちづくりを進めていく決意、これを住民の中にも明らかにしておく、宣言をしていく、そしてこれについての見通しを町民に示して一緒に進めていくべきであると思いますが、お聞きしたいと思います。

4番目、ごみ問題についてでございます。

ごみ処理の委託の進捗状況につきましては、きのうの八代議員の答弁の中にもございましたので重複すれば第1回目の質問、答弁は省いていただいて結構です。

2つ目、ごみ減量について、有料化ではなく生ごみの堆肥化の推進と事業系ごみの抑制策をということでございますが、この2つ目の答弁も重複する部分がありましたら、重複する部分だけは省いていただいてご答弁をお願いしたいと思います。

5つ目、防災対策の充実を。ことしは異常気候で、災害が多発いたしましたが、広陵町では大きな災害もなく、幸いでございました。さらなる防災施策が必要であるという認識、しかし一層深まったところでございます。そこで、3つの問題点についてお聞きいたします。

1つ目、災害時の住民への周知徹底について、9月議会でも答弁いただきましたが不十分でございます。無線の設置についても必要でございます。9月議会の答弁では、無線機については多額のお金が要るが試算をしたことがあるのかと逆に質問をされましたが、それは質問をしているんですから事前に当局の方が調べて、こうこうこれだけかかるから大変難しいという答弁をすべきでありました。

2番目、避難所が不足しているのではないかという点でございます。これも、前の議会に 指摘をいたしましたが、十分な議論ができませんでしたので、再度質問で取り上げておりま す。ハザードマップについては、住民の中にまた別の懸念が出るということで出すつもりは ないということでございましたが、まずあるのかないのか、その点について確認しておきた いと思います。

以上、1回目の質問は終わらせていただきますが、2回目、3回目の答弁は長々と答弁していただくのも結構ではございますが、時間がありませんのでできるだけ2分程度に簡潔にご答弁いただきますようご協力よろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの質問に対し、答弁をお願いいたします。 町長!

町 長 松野議員の質問に答えます。簡単明瞭でやりたいと思います。

ご質問いただきました児童育成クラブの充実ということで、まず対象学年の引き上げについては、現在児童育成クラブ通園中の保護者を対象にアンケート調査を実施し、ニーズの把握を行います。

次に、施設の改善については、既に検討を行っておりますが、アンケート調査の結果を受け、さらに施設の対応等検討を重ねてまいります。

最後の申し込み手続の簡素化につきましては、今後郵送等による申請書の受け付け簡素化 を実施してまいります。

2番、まちづくり条例の制定でございます。

1番目の指導要綱でございますが、快適な住環境とバランスのよいまちづくりを目標に、 指導要綱につきましてはよりよいものを常に志向しております。

2番のまちづくりの住民参加でございますが、個人の財産権を尊重しつつ、国、県の通達 や法令などを基礎に周辺への配慮を要請し、バランスのよいまちづくりを目指しております。 また、地域の治安を大きく左右するような事案では、自治会総会で区民投票を実施された事 例なども伺っておりますので、住民の皆さんの代表である区長、自治会長のご意見も十分お 聞きし、まちづくりに反映させていただきたいと思います。

3番目のマスタープランでございますが、地域の要望と協力を基盤に、堅実な努力で改善 を目指します。

4の特区につきましては、新たな農業の担い手が耕作放棄地などの改善に寄与していただけるものと考えております。

3番目の自立できるまちづくりでございますが、合併問題については、あくまで住民参加 のもとに進めていくことが大切であると考えており、常に住民の皆さん方のご意見をいただ く機会も数多く設定してきたところであります。

市町村合併には期限はございませんし、町として合併をしないということが決定されたわけではありません。また、前回の一般質問でお二人の議員の方にお答えしたとおり、ことし5月には企画財政部に市町村合併推進室を設置しておりますし、議会初め機会あるごとに周辺自治体の関係者の方々と意見交換や協議を重ねております。

なお、自立できるまちづくりについては、先ほど寺前議員の2番目のご質問にお答えした とおりでございます。

ごみ問題でございますが、ごみ処理の委託の進捗状況、減量、有料化等の抑制策のご質問でございます。

ごみ処理委託の進捗状況につきましては、さきの八代議員にお答えしたとおりであります。 2のごみ減量化につきましては、特に可燃ごみに占める割合の多い生ごみについて、現在 家庭用生ごみ処理機の補助制度活用による減量を推進すると同時に、堆肥化への促進にもつ なげたいと考えております。

一方、減量化推進のためのごみ処理有料化の導入につきましては、ごみ減量等推進審議会の答申の中におきましても、新施設の整備が急務であり、ごみ処理を適正に推進することは、原則的に経済的負担が生じることが避けられない状況の中、負担をしても取り組んでいこうということについて意見が集約されており、こうしたことを遵守した中で、指定袋の導入とあわせ早い時期にご審議を賜りたいと考えております。

また、事業系のごみにつきましては、ご指摘のとおり排出事業者に対しましても、ごみの 分別を徹底し、リサイクルを進めるとともにごみを減量し、地球規模での環境を守る取り組 みに向け啓発をしてまいりたいと考えております。

防災対策の充実でございます。

まず、その中の1番、無線の設置でございますが、ご質問にありますとおり、本年は台風 23号や新潟中越地震などの災害が多発した年であり、防災体制の強化については十分承知 しているところでございます。

本町の地域防災計画にあります災害対策本部の職務分担の見直しを図り、職員の認識を新たにするとともに、町のホームページにも災害に関する項目の掲載をまとめているところであります。

住民への対応につきましては、9月議会でお答えしたとおり、緊急時には区長、自治会長に連絡するほか、町内全域への広報活動、避難場所の運営や必需品の調達をすることになります。

また、消防署や消防団におきましては、避難誘導、人命救出、救護に当たり、自主防災組織の指導を行います。

無線機の各戸への設置ということでございますが、基地が倒壊した場合や被災地での防災 無線の対応状況、現在のアナログ電波での通信などを考えた場合、完全な周知方法とは考え ておりません。

さらに、地域に入り込み、防災活動のプロである消防署や消防団の指導のもと、訓練を通じて地域での活動組織の充実を図るため、年4回から5回の防災訓練を実施しております。

避難場所につきましては、地域防災計画に示すとおり、1人1坪の面積を確保できても3,

400名の収容となっております。絶対数としては少ないと考えますが、地震の規模や内容によりましては町内の事業所なども緊急避難の場所として協力していただく必要も出てまいります。

ハザードマップにつきましては、町防災計画を策定する際に防災アセスメントを業者に委託しており、ハザードマップに準ずる資料はございます。非常時での災害救助用ボートの登録も広報で呼びかけ、応募も得ております。災害用資機材、備蓄品、用具などの防災倉庫の確保も検討しており、今後もさらに地域の助け合いの認識を深めながら、町と地域が一丸となって災害に備えてまいりたいと考えております。

以上のとおり回答でございます。

#### 議 長 12番議員!

12番議員 では、まず第1番目の学童保育の充実についてを質問したいと思います。

この学童保育についてなんですけれども、先ほど示しましたアンケートによりますと、大変潜在的ニーズが高いという数字が出ております。大体全体の中の、回答された中の3割ぐらいの方が利用するかもしれないという部分も含めて回答いただいている数字が出ているわけでございますから、大変今後もこの児童育成クラブ、学童保育については利用者がふえていくだろうということは大いに推測できるところであり、既に把握していただいているところだというふうに認識いたします。

対象学年の引き上げなんですけれども、アンケートニーズの把握をするということですが、既にこれはもう先ほど示しましたアンケートの中で、対象学年、6年生まで利用したいという方は大変多くて、ところが、これ、16ページのところにあるわけなんですけれども、4年生以上の児童育成クラブ利用意向についてのアンケート調査をされまして、学童に行っていないすべての方に対して回答返ってきた中で、その中で6年生まで利用したい人が17.4%ですから、これだけでも全体にならしますと419人のニーズがあるというふうに分析できるわけなんです。そうしますと、全部合わせますと大変多くの600人ぐらいの方が4年生、5年生、6年生まで利用したいというふうに回答をされていますので、ニーズは大変高いという認識に立っていただいて当たり前ですが、そういう立場で検討していただけるのかどうか、まず1点お聞きをしたいと思います。

それから、この学年引き上げに当たって困難になる部分はどこなのか、どこの部分が学年 引き上げしようと思ったら問題点と認識しているのか、この点も具体的にお聞かせいただき たいと思います。 それから、施設の改善についてなんですけれども、施設につきましては、やはり大変落差があるんです。東小学校区、第一小学校区、第二小学校区、それぞれ条件が違うわけなんですけれども、これにつきましては……ここにおっちゃったかな、どこ行っちゃったかな。厚生省の方でですね……あっ、あった。初めて全国的な学童保育の設置基準、設備基準について調査いたしましたところ、まだ設備基準、設置基準をつくっていないところ、多かったんですが、やはり広陵町もこの設置基準をつくって明確にして、どの子供も平等な形で学童保育を受けさせるという責任を負うべきではないかと思うんですが、この点についてどのように検討していただけるのかお聞きしたいと思います。

それから、とりわけ第二小学校についてですが、今六十何人という、61人なんですね。 そうしますと、学童保育につきましては、35人までを国の補助基準は、1組織として35人ごとに2組織、3組織としての補助金をつけておりまして、大変その30人あるいは35人規模について積極的な設定をしているというのが実態です。

それから、もう一つは、この点については答申といいますか諮問に答えまして、どこでしたか、30人規模が適切だということを厚生労働省の方にも答申提示しているという、こういう事実もございます。ですので、この第2小学校は規模が余りにも大き過ぎるということを指摘せざるを得ません。この点の分割についてどのように検討していただけるのかお聞かせいただきたいと思います。

それから、申し込み手続の簡素化は実施するということで、この内容も理解していただい てるということを確認をして、再度確認をして第2回目の質問を終わります。

#### 議 長 健康福祉部長!

**健康福祉部長** たくさんのご質問をいただきまして、順次お答えをさせていただきたいと思います。

アンケート調査によりましてニーズが、6年生までの学年を引き上げてほしいというふうなニーズがあるということでございます。我々が、アンケート調査が平成16年2月に実施いたしました。議員さんもこれは見てご答弁させていただいてると思います。この中に、やはりこれはあくまでも小学生1,300人を無作為で抽出してありましたので、児童育成クラブに通っている人、通っていない児童の保護者のアンケートも入っておるということでございます。その中で、児童育成クラブに通っていますかということにつきましては、通っているというのは5.2%というふうな状況でございます。また、児童育成クラブの施設についての満足か、ほぼ満足かというふうなことで、このアンケートを見ますと、我々は施設、

環境につきましては満足であるというのが65%というふうな分析をしてるんですけれども、若干違うところがあるようでございます。それは別として。この中に、今後児童育成クラブを利用したいかということにつきましては、利用するというのが3.7%であって、利用しないとか現状でというのが76%あったということでございます。それから、4年生以上の児童育成クラブの利用意向ということでございますが、わからないとか、現状のままでいいとかというのが75%で、この中に4年生まで利用したいとか、5年生まで利用したいとか、6年まで利用したいとか、6年生は先ほど17.4%、そのとおりでございます。

この中にいろいろと育成クラブに入園するのに保護者の思いがあろうと。こういうことで再度、今実際に入園されている児童の保護者のアンケート調査をしたいと。もっと記述意見書というもので本当に具体的にどういうところで必要かということ、これもお聞きしたいと。やはり、これ、年齢を引き上げるということになりますと施設の問題というふうなことも出てきますし、当然指導員の増員というふうなことも出てきます。やはり、利用される方と利用されない方に、やはり利用されない方にもこういうふうな答申をするという説明は我々はきちんとしていかなければならない。そのためにも保護者の方の思いを、これは調べさせていただきたいと、このようには思っておるわけでございます。

また、近隣の市町村におきましてもいろいろ調査しております。主にまだ低学年の1年生から3年生までというふうなことでございます。ある市の方で確認いたしますと、6年生までは実際にやっていますよ。しかし現状は4年生は少し来られてます。5、6年は全く開設しているけど来られてないとかというような市町村もありますので、これはあくまでもよそのことでございます。広陵町としては必要であれば、その辺は考えていかなければならないと。

また、意見記述書の中にもアンケートの中に、やはり6年生までお願いしたいという意見も出ております。その中に、特に夏休み、冬休みと春休み、長期の休み、要するに朝から夕方まで子供を1人で置いておかなければならない、その時期だけでもお願いしたいというふうな意見もありますし、また極端な方によりますと、児童育成クラブに参加させるのもいいが、その前にもっと親子で持つ時間を大切にというふうなご意見もあるということでございます。そういうことで、我々は再度調査をさせていただきたいと、このように思っておるわけでございます。

実際に、今の現状でありますと、年齢を引き上げると、6年生まで引き上げるということが可能かどうかですけども、可能な施設もあるということはございます。しかし、5カ所あ

る施設すべてが年齢を引き上げるということは非常に問題があると。これは、やはり第二小学校区につきましては、今先ほど定員、六十何名か……ということでございます。そういうところが今一番ネックであるということでございます。

あと、施設の改善というふうなことでございますが、現在1校区につきましては、新たな施設ということで我々協議をさせていただいております。施設につきましても、過去につきましては専用施設を建設するというふうな思いは持っておりません。やはり、今ある既存の施設、学校施設も含めて活用を図りたいと、このように思っておるところでございます。

それから、あとは設置基準とかということで、厚生労働省の方からそういう基準があるというふうなことでございます。また、定員の、厚生労働省によりますと30人がいいというふうなことでおっしゃっておられますが、ちょっとこの辺につきましては、我々、そういう国からの情報がありませんので、再度確認をさせていただきたいと、これは。

それと、分割がどうかということでございます。これは、真美2の小学校のことの校区のことをおっしゃっておると思います。我々も分割ということも視野には入れたわけでございます。その施設は、やはり思いは持っておったんですけども、はっきり言いまして、以前見立山の管理事務所、公園の管理事務所がございました。これは、以前この施設は改善すべきだというようなことで、新たに新施設を建設した経緯がございます。それと、やはり安全性について、公園のところの施設でございます。以前、坂口議員さんの調査の中でも危険な場所というふうなことも聞いております。それから、今現在またあの地域の方がその場所をいろいろな教室で利用されてるというふうなことで、その辺の調整やいろいろなことで、再度この辺については検討していかなければならないというふうな思いでおるわけでございます。できるだけ開設という思いは持っておりますけども、施設の確保ということで、今検討、努力をしているということでご理解をお願いしたいと思います。

#### 議 長 12番議員!

12番議員 今、答弁していただいたんですけれども、放課後の健全育成事業実施状況で、奈良県児童福祉課のことし5月1日現在の資料によりますと、4年から6年まで実施をしているという学童保育は、奈良県の中で実施しているのが全部で20自治体なんですけれども、そのうち15自治体が実施しているというデータがございます、また後でお見せいたしますけれども。そういう点と、それから前も言いましたが、国の方でも学年の引き上げということを強く要請しておりますので、これはいろいろな困難は伴うかと思いますが、今本当に子供の放課後の安全が大きな社会不安となっておりますので、これは鋭意優先課題として早く

解決する課題として取り組んでいただきたい、重ねて要望をしていきます。

それから、次の質問に移ります。

それから、まちづくり条例の制定なんですけれども、①の方で、今の指導要綱でミニ開発、 乱開発、この点についてはよりよいものを指向するとおっしゃったわけですけれども、この 開発、ミニ開発、防ぐことができないんじゃないですか。できるのか、できないのか、この 点を明確に二者択一でご答弁ください。

それから、まちづくりについての住民参加なんですけれども、これについては、会長の意見も反映するとおっしゃっているんですけれども、それぞれのニュータウンにおいては自治会で大方のところがまちづくり協定を持っているわけですね。自治会が総会を開いてみんなの創意で決定した内容ですが、これをなぜ業者の方に周知しようとしないのか、それこそが住民参加の大きな参加になるんじゃないでしょうか。この点についてなぜ手放しているのかということについてお聞きをしたいと思います。

それから、マスタープランの建て詰まりの解消の具体策、これは協力を基盤に目指していくということなんですけれども、このマスタープランを本当に実現していこうという気があるのかどうか疑わしく思ってしまうわけなんですが、このマスタープランの中には土地利用の方針の中に何カ所か良好な宅地環境の形成保全、無秩序な開発の抑制、地区計画や建築協定などの導入による良好な宅地環境の形成保全、何カ所も何カ所も農村集落地域も全町的にこういう言葉をちりばめているんです。これはとてもいいことだと思うんですが、今の状態では守れません。500平米以下が手放してしまってるという状態の中で、真美ヶ丘でさえミニ開発がだんだんと広がってきております。大変大きな問題になってきているんです。

ですから、本当にこのマスタープランを守ろうという姿勢があるんであれば、やはり条例をもって規制をしていかざるを得ない、このように思うわけです。法律との上位法との関係をおっしゃっておりましたけれども、これにつきましては景観法が制定されましたから、より補強されました。そして、一番大きな国の法律は憲法であります。憲法の中には公益の福祉の方が個人の権利に優先するということを規定しております。ですから、この点についても大いに確信を持って、このまちづくり条例を積極的に広陵町がつくる姿勢を示さなければならないというふうに思いますが、再度その今の私の説明を踏まえてご答弁をいただきたいと思います。

それから、特区による人口については、これは全協で例を出していただいた豊田市におきましてもちょっと混乱が起きているようなことがインターネットで出ておりました。これは、

賃貸をするということで相場が2.5倍になるだとか、企業が参入することを期待してるだとか、またほかの雫石町におきましても、これは虫食い状態になるんじゃないかという懸念も指摘をされている、こんな状態なんですね。だから、これの歯どめをするということなんですけれども、広陵町は議会の方に全協で1回説明をしただけで、あとの歯どめの議論とか十分にしないで認定を受けてしまっているんです。これは、議会軽視と言われても仕方がないんじゃないでしょうか。そこまできっちりと議会とも相談した上で認定を受けに行くべきではなかったかと思います。この点についてご答弁お願いいたします。

## 議 長 都市整備部長!

都市整備部長 今の指導要綱で乱開発を防ぐことができるかというご質問ですが、どちらかを答えるということであったわけですけれども、答弁に書いてますように……(「12番議員「できるかできないか。」)今の指導要綱の体制を変えるつもりはございません。今の指導要綱でもって乱開発を防ぐために一層努力したいというふうに思っております。(12番議員「指導要綱でできるのか、できないのかということを聞いてるんですから、はっきりしてください、そこは。」)できると信じております。できると信じております。

その次にまちづくりのことでございますが、今多分議員は真美ヶ丘の地区のことをおっしゃってるんだと思うんですけども、この部分につきましては、個人の換地がまだまだたくさん残ってございます。その人の換地そのものを個人の財産を凍結したり規制するということ自体が法的にどうかという、個人の財産権という部分もございます。でありますので、いわゆる法的に照らし合わせてどうかという判断になってくると思います。ただ、町として景観上甚だ悪いものだとか、法の目をくぐってきているものだとかという部分については、ここにも答弁にも書いておりますように、地元自治会、区というのがございますので、十分協議をしながら指導をしていきたいというふうに思っております。その姿勢は今までと変わっておりません。

それと、マスタープランにも書いております建て詰まりの解消なんでございますが、これは広陵町にとっては私自身物すごい重大な課題だというふうに認識はしております。これそのものの建て詰まりという意味そのものは、今既存の集落そのものが建て詰まり状態に確かになっております。いわゆる救急車や消防車が緊急に入ってきても入ってこれないような建て詰まりの地区も現在ございます。今、来年から一斉にこの作業をするということもちょっと至難の業だとは思うんですが、松野議員さんがおっしゃる真鶴町ですか、そこらのまちづくりの条例を見させてもらったら、なるほどいいことを書いておられます。そういうことを

参考にしまして、次の建てかえのときにはいいまちづくりを目指そうじゃありませんかというこういうPRは私も必要だというふうに思っております。真鶴町の方では、いわゆる一番景観のいい場所には建物は建てないと。個人がその風景を支配しないと。自然に溶け込んだ建て方をするべきだと。

また、自分のためだけに建物というのはあるものではないとかというすばらしい内容で、 まちづくり条例の理念を書かれております。そういう広陵町も、同じというわけじゃなくて、 広陵町独自のいいまちづくりを目指していきたいと思っております。

次に、特区の件でございますが、これにつきましては、先ほどの質問にもございましたように、農業委員会、また農地実行組合の代表支部長会さん、支部長会さんにも十分に協議を いたしておりますので、将来必ず農家の方のお役に立てるというふうに思っております。

議会で全く私が説明、町長も説明してないというのではなく、議会の方でも説明はさせて もらってはおります。ということで、どうぞご理解をいただきたいというふうに思います。

#### 議 **長** 12番議員!

12番議員 もっと、最初にお願いしましたようにかみ合った答弁お願いします。貴重な住民に対する時間です。全然かみ合ってないんですね。私は法律の問題でも、個人の所有権の問題と法の問題を指摘した上でどう考えるのかということを質問するんです。それについて、もとどおりの、何もそれを踏まえない形での答弁であったことは大変残念に思います。先ほど言いましたように、景観法が制定されました。景観法によりますと、都道府県や指定都市等は、この問題について定められた制限に適合しないときは景観、行政団体の長は必要な措置をとることを勧告できるということなんです。しかし、市町村が都市計画で建築物のデザインや色を定めることのできる景観地区であるという場合については、違反するものの建築確認をとめることができると、このような内容になってるんです。もうちょっとこの景観法についても真剣に調べてください。そして、広陵町の町並みを守っていくためにどうしたらいいのかということを本当にもっと真剣な立場で住民と一緒になって進めていっていただかないと、全く進まない、だんだん混乱に拍車をかけていく状態が出てくると言わざるを得ません。

そして、この景観法につきましては、ほかの先生もこの自治体にとって都市を景観という 観点から市民とともにもう一度きちんと見直す絶好の機会だということで、この機会を積極 的に生かすかどうかは自治体の力量にかかっているということです。力量ある広陵町ですか ら、この景観法ももっと勉強していただいて、この広陵町のまちづくり条例が今本当に切実 に必要だという認識に立っていただけると思いますが、この点について再度どのような形で 研究を進めていただけるのかお聞きしたいと思います。町長、お願いします。

それから、特区による部分については全然かみ合ってませんけれども、私は、先ほど言いましたように十分議会と合意を得るまで議論をするのが誠意ある行政、理事者の態度だと思います。ところが、1回説明をされただけで、私たちはそのときに判断もしようもないような状況の中で、次の議会が始まる前に、質問ができる前に特区の認定を受けに行かれるという状況ですから、もっと議会の方も不安抱かないで納得できるようなところまで煮詰めてから承認を受けるべきだと、決定をすべきだということで議会軽視だということを指摘を再度しておきたいと思います。

では、まちづくりについて……。その今のは指摘だけですから答弁結構です。景観法を踏まえてどんな取り組みをしていただけるのかお聞きしたいと思います。それから、今の指導要綱でできると信じているということなんですけれども、できないんですよ、今の現状知っているんですか。ワンルームマンションとかミニ開発がどんどんどんどん在来地域でも1件工場がつぶれたらミニ開発どんどん行っていて、周辺との不整合といいますか、違和感が大きくなってきております、ニュータウンも在来地域も。そういう中で、広陵町の全体をこのマスタープランを守るという立場で条例を制定すべきだということを指摘しているんです。できないということも全然かみ合いませんが、実態としてそうやってできないということは認めないといけないと思います。そこからのスタートですから、この点についても厳しく抗議をしておきたいと思います。

1点だけ答弁、町長お願いいたします。

## 議 長 町長!

町 長 今、ミニ開発、乱開発を防げというように言われております。ワンルームマンション、小規模住宅等が数多く真美ヶ丘、また町内で求められているのでありますが、私ども町村長会によりますと、うちの町では家一軒も建たんでやと。もう家を捨てて他の町に行かれる。そういうことから見ますと、広陵町はいいなあ、いろんなものが求められてどんどん入られるというようなことが、褒められているんですね。ただ、この小規模住宅がいけないという発想は私はどうかと思うようになりました。きょうのテレビを見てまいりますと、あの10億円寄附されたお方が、あのすごい邸宅を寄附されて、わずかのワンルームマンションを改造されて入っておられるんですね。ああいう趣旨、全く初めてテレビで聞かされたところですが、こうしたことが果たしてあんたたちの小規模住宅はだめやと、我々のこの高級住

宅を維持することがその町の人がそれで考えがいいのかどうか、こういうことも思案されるところでございます。いろんな人が広陵町を求めてこられる人でございますので、私はその広陵町においでをいただく、その心を大切にして、どこでも受けていただけるような、そんなまちづくりをしていきたいなと思っています。あんたがこんな住宅建てるからだめやとかいうことは言わないでほしいと。私は、真美ヶ丘のこのワンルームマンションの建築をされた、その地域の人にそんな説明をさせていただきましたが、なかなか不整合ということで理解を得がたいところがございます。そんなとこもあわせて、これからもまちづくりには、地域の皆さんの声、また議会の声、町民の皆さんの声、不動産業界の声もいろいろ聞かせていただいて進めてまいりたいと思っています。

#### 議 **長** 12番議員!

**12番議員** マスタープランの中にちゃんと書いてあるんですよ、1戸建ての良好な住宅地だと、これを守るんだということ書いてるんですよ。指導要綱の中にもちゃんと規模だって明記してるじゃないですか。そのことを認識しないでそういうことを答弁されるのは、もう本当に心外です。もう少し誠実にまちづくり考えてください。

それから、次に行きます。この点につきましては、先ほどの寺前議員の質問の中でも「引 き続き自立を図っていく所存」ということで、当分の間という意味だと解釈しておりますが、 そのようにおっしゃっているんですね。その一方で合併のことを議論されるのは結構ですけ ど、研究されるのは結構ですけれども、しかし当面そういう部分について方向性を明確にし ないで二股をかけていけば行政の腰が落ち着かないんじゃないでしょうか。住民の方も大変 不安で、たくさんこんな質問を受けるんです。広陵町はどうするんだということを質問を受 けるんです。ですから、このような形でははっきりと、例えば10年間は自立をして、その 間に検討していくとかはっきりすべきだと思うんですね。そして、この山形県の白鷹町は自 立の表明をはっきりと町がしたということを踏まえて協働のまちづくり条例を制定いたしま した。これは、青木議員がけさ一番に質問された内容とぴったりで、私ははからずも青木議 員の一般質問を応援する形で今質問しているということになるわけでございますが、この点 について樹齢1,000年を超えるここの部分では、地域づくり活動、特産品開発など町民 主体の地域づくり活動、コミュニティー活動を活発に展開しているこの白鷹町は、白鷹町協 働のまちづくり条例を制定いたしまして、住民自治の精神と自己決定、自己責任の原則に基 づく町民参加を促進し、町民と町の協働によって住みよいまちの実現を図っていくのがねら いということで、自立のまちづくりに向けた新たな取り組みということなんですけれども、

先ほどプランをつくるのだと、「元気広陵・あしたプログラム」をつくるのだとおっしゃっておられますけれども、こういう問題についてはやはり町民との協働がなければ成立していかないということは明白でございますから、このようなまちづくりについて青木議員の答弁も踏まえまして大いに前向きに検討していただけると思うんですが。簡単にその点についてご答弁、町長お願いいたします。

## 議 長 町長!

町 長 合併しても合併しなくても地域づくりは必要でございます。みずから地域を盛り立てる、そして自立のプランをつくる。これは、町民と協働してつくるということは、これはしてもしなくても私は必要だと思っておりまして、皆さんと一緒に取り組んでまいりたいと思います。

## 議 **長** 12番議員!

12番議員 時間ありませんので、ごみ問題に移りたいと思います。

これにつきまして、ごみ処理の委託の問題なんですけれども、きのうの八代議員の答弁の中で、近隣の自治体だけでもいけるんじゃないかということもおっしゃっていました。しかし、民間も必要だということで、これは勝山の方からも指摘されていたわけで、これは当然だと思いますけれども、このきのう言われた数字をもとに試算いたしますと、前に南とか現清掃センターの地元自治会等に出されました資料については、全部民間で委託をしたということを前提にした試算の数字になっていると言わざるを得ないんですね。全部の数字が6億8,700万円余りでしたね。これを前、きのうおっしゃった数字に置きかえますと、2億円近くはこれより経費かからなくて済むなというふうに思うんですけれども、この数字についてもう少し現清掃センターの地元の住民、また全町民の皆さんに正確な数字を提示していただきたい、このように思いますが、いかがでしょうか。

それから、もう一つは勝山の方におきましても、民間の方は13%程度なんです、民間にしているのが。ですから、3割を民間にするというのは数字が大き過ぎはしないか、このように思います。ですから、極力民間の方は少なくして、10%から15%に抑えれば、またこの委託料の大幅に節減ができます。この点についてどのようにお考えいただいているかお聞かせいただきたいと思います。

それから、この委託について、なおかつ我々議員としては大変本当にできるのか不安に思っているんです。ですので、相手先の近隣のデリケートな問題とおっしゃられていますけれども、もしそうであったとしても秘密会を開いていただいて議会の方には報告を事実を報告

していただきたいと思います。この点についてしていただけるのかどうかお聞きしたいと思います。

それから、有料化の問題なんですけれども、この有料化につきましては前に住民アンケー トをとられまして住民の何割の方が有料化には反対だと、ただし指定袋制については賛成の 方多いという結果、出てるんですね。そしてさらに、町職員さんにもごみ処理アンケートさ れまして、実際に2週間やっていただいた後でもアンケートの集計結果なんですけども、こ の職員さんにつきましても、やっぱり有料化賛成、ちょっとアンケートの仕方が変わってい るなというふうには思いますけれども、有料化に賛成は16%、そして一番多い53%を占 めているのは、一定量については無料だと、それをオーバーした場合についてのみ有料にし てもいいと、これについて大部分、半分の職員さんが賛成ということで、基本的には私は無 料化だというふうに解釈いたします。そうしますと、町民も職員も無料化賛成なのにもかか わらず、そういうことを踏まえないで審議会の中で、ごく一部の人数の審議会の中で有料化 の答申出されたからということで有料化するのは、余りにも住民無視、またここで働く職員 さんの声も無視していると言わざるを得ません。何のためのアンケートだったんでしょうか。 税金と労働力のむだ遣いなんです。ですから、住民参加という行政の手法としてアンケート は大変いい方法だったと思うんですけれども、それをこんな形でひっくり返してしまうとい うことはだれも納得できない、住民も職員も納得できない。この点についてどのように考え ておられるのかお聞きしたいと思います。

それから、説明の中で、自治会への説明のをもらったんですけれども、指定袋と有料化といろいろ書いてありますけれども、その辺はファジーになっているんですね。こういう中でどのように具体的に説明されているのか。有料化について同意をとるという形で説明をし、同意をとられてきているのかどうか確認しておきたいと思います。

それから次は、生ごみの処理についてですけれども、私たちは基本的にRDF炭化についてはいまだに納得することができない、これを前提としております。その上で、生ごみ処理については大変重要な、いい方法だと思うんですが、自治会単位の取り組みということとか、生ごみ処理機ということで先ほども繰り返し答弁されておりました。しかし、議会は、今回の厚生委員会の視察も生ごみ処理の勉強に行っておられるんです。そして、その生ごみ処理の皆さんもいらっしゃったんですから聞いておられるでしょ。今回の研修で有機循環ネットで地域全体が経済メリットを得られることについての認識を新たにし、今後積極的に研究する必要があることを強く感じたと山本委員長が報告されてるんですよ。我々も水口町に勉強

に行ったり、ほかの議員さんも生ごみの堆肥化、全町挙げての取り組みについては大いに研究されている。議会、これも議会の議員のこのような研修を無視し、議会軽視と言わざるを得ません。再度この点についてもお聞きしたいと思います。

#### 議 長 住民生活部長!

住民生活部長 まず、地元説明会の中でのことでございます。費用面でございますけれども、 近隣市・町に機能は3分の2、そして民間に3分の1という考え方のもとに試算をした、そ の試算の額でもって説明会でお答えをしていく資料をつくってございます。したがいまして、 さきの資料で2億円程度の昨年比、17年度の試算が上回っておった資料でございますけれ ども、今回見直しをさせていただきまして、約1億円余りの前年比予算増になったというふ うな資料で説明をさせていただくつもりでおります。

それから、有料化と指定袋の考え方でございますけれども、指定袋の考え方につきましては、審議会におきましてもその賛同を得ておるわけです。そして、有料袋というふうなことではやはり反対意見も多くあるという実態ではございます。しかし、答弁にもお答えをさせていただきましたように、原則的に経済負担が伴うことは避けられないというふうな状況の中で、やはり負担をして取り組んでいこうとする意見が集約をされておることも事実でございます。

昨年度、今年度でございますけれども、16年10月にも環境省については家庭から出るごみなどにつきましての一般廃棄物につきましては、原則有料化するというふうな内容の素案を中央環境審議会の廃棄物リサイクル部会においても審議をなされておりまして、近く一般廃棄物のごみ処理費用につきましては、全国的にも有料化に向かうんではないかなというふうな考えも持つものでございます。昨日もお話をさせていただきましたように、有料化についての実施団体は25団体でございます。県内で25団体でございますが、その費用面につきましても指定袋を購入していただく、その費用を手数料としていわゆる負担を願っていくというふうなスタンスでございます。水道代、下水道代のような特別会計ではございませんけれども、やはりごみの処理にする費用につきましては、税金で賄うことじゃなしに、やはり応分の負担というふうなことを考えざるを得ないという時代が来るということをご承知おきをいただきたいなというふうに思うし、またご理解も賜りたいというふうに思うものでございます。

RDFの関係につきましては、少し環境部長の方から申し上げます。

#### 議 長 環境整備部長!

環境整備部長 生ごみ堆肥化の問題につきましては、先ほどからもご答弁を申し上げている内容とおりでございます。 (12番議員「いや、説明会で有料化の賛否をとってという形になってるかどうか聞きたいんです。」)

#### 議 長 町長!

**町 長** ごみの有料化についてどう説明してるかということでございます。

私は、幾らごみを出しても無料である、また事業系に準じたごみもどんどんお出しをいただく、これも無料である、また各戸別に集めさせていただいている、これらについても負担を求めていない、こういう時代はもう過ぎたのではないかということを投げかけているわけでございまして、分別、減量、いろんなことをどうぞ皆さんお続けをいただくなら、このまま有料化せずしていくことができますということを申し上げております。近い将来は、そういう時代がやってくる。町が費用負担がかさむばかりでございますので、どうぞ減量、そして分別、徹底をお願いしたいと、そういう訴えをしておりますので、決してもう来年からやりますとか、そんなことは言っておりません。

#### 議 **長** 12番議員!

**12番議員** 時間ありませんが、今、そしたら何のために職員さんに実験までしてもらってアンケートをとったのか、なぜ住民や多くの方にアンケートをとったのか、この点についてお聞きしたいと思います。

それから、この有料化については町民の方に説明しているという、賛否をとっているという状況ではないというようなニュアンスでの答弁でしたけれども、この既に結論、住民レベルでは出ているということについて重ねて指摘をしておきたいと思います。アンケートをなぜとったのかお答えください。

# 議 長 町長!

**町** 長 住民の声を広く聞かせていただいて政策に反映しているものでございます。

#### 議 長 12番議員!

**12番議員** それやったら生かさないと、とった意味が全然ないじゃないですか。水の泡、徒労ですわ。そういう行政のむだはやめてください。

それから、もう時間ありませんから、もう最後、質問、答弁まで行けるかどうかわかりませんけれども、防災無線システムについては、大体いろいろと調べましたけれども、1台3万円から4万円程度というふうに思います。しかし、今の広陵町の緊急な場合の広報につきましては、全く機能しない状況だと思います。無線の方であったとしても、今回の新潟地震

の方では機能しなかった自治体が幾つかあって、それは具体的な問題点も指摘されておりますけれども、デジタルとかいろいろありますし、少なくとも避難施設、そして学校とか集会所とか区長さんの家とか、そういうことについてとりあえず予算の問題がなかったらそういういろんな方法で緊急に連絡できるシステムをとるべきではないかと思いますが、どうですか。

## 議 長 総務部長!

**総務部長** 9月議会以後、私も調査に当たって町内の全戸に受信機を設置したらどうかというようなこともいろいろ考えてまいりました。それで、調査いたしましたら、総額約6億7,000万円の経費がかかります。これだけの経費で執行すると、財政当局にお願いするということは到底無理な話だと思います。

といいますのは、新潟の中越地震でもう既にアンテナが倒壊した村がございます。山古志村、無線関係は全くだめであったと、こういう経緯もございます。したがいまして、先ほど町長が申し上げました方法で緻密に消防署、消防団を活用させていただきまして活動してまいりたいと考えております。

議 長 以上で松野君の一般質問は終了いたしました。

しばらく休憩いたします。

(P.M.3:05休憩)

(P.M.3:30再開)

議 長 それでは、休憩を解き再開をします。

次に、山村君の発言を許します。

**3番議員** 3番山村美咲子でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告 に従いまして質問させていただきます。

今回は、図らずも一般質問のトリをさせていただくことになりました。

来年はとり年、私は年女でございます。大いに羽ばたけるよう、さらに精進してまいりま すので、皆様よろしくお願いいたします。

ことしは、台風や豪雨、また地震により多くのとうとい人命が失われ、各地に大きな傷跡 を残しました。被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

また、日々報道される事件は、心を暗くさせるものが多く、日本の国はどうなるのだろうかと不安になります。しかし、こんなときだからこそ結党から40年変わらず大衆とともに語り、大衆とともに闘い、大衆の中に死んでいくとの立党精神の公明党議員として、安心で

安全な町広陵町を目指して全力で働かせていただく決意でございます。

1番目に、子供の命を守る安全パトロールについてでございますが、奈良市の女子児童殺害事件が起こり、奈良県警の懸命な捜査にもかかわらず、いまだ犯人の逮捕には至っておりません。しかも、捜査の場が広陵町に近づいておりますので、保護者の方々の不安は募るばかりです。

そこで、広陵町の公用車に子ども110番の車のステッカーを張ってはいかがでしょうか。 町全域にパトロール車で稼働することになるわけです。大いに防犯の抑止力になるのではな いでしょうか。

また、6月議会で提案いたしました、地域でボランティアを募り、地域防犯パトロールを 全町挙げて取り組む必要があるのではないでしょうか。蛍光色のスタッフジャンパーを作成 し、それを着て下校時に散歩していただくだけでも大きな効果があると思いますが、いかが でございましょうか。

2番目に、高齢者などの災害弱者の緊急対応策についてですが、1995年の阪神・淡路 大震災からことしで10年目を迎えました。死者6,436名という甚大な被害をもたらせ たこの震災で犠牲になった方々の半数以上が、自力で避難することのできなかった高齢者や 障害者という、いわゆる災害弱者と呼ばれる方々でした。また、今回の集中豪雨による死亡 者の多くが70歳以上でした。災害弱者を本当に救護できるのは、国の対策強化のみならず、 自治体がコーディネート役になり、当事者、家族、地域、社会福祉協議会、福祉関係者等が それぞれの力を合わせることで、一人一人の命や暮らしを守ることのできる地域づくりにか かっています。広陵町での対応策はいかがでしょうか。

3番目に、広陵町における男女共同参画計画についてお聞きします。

平成11年6月23日に男女共同参画社会基本法が公布、施行されました。少子・高齢化の進行、女性の就業意欲の高まり等さまざまな社会情勢の変化に伴い、男女共同参画社会の重要性は増し、一層の取り組みが求められる時代になっております。奈良県男女共同参画計画の基本目標の中で、あらゆる分野における意思決定の場合の女性の参画があり、指標が上げられております。広陵町においても、女性の視点や意見を反映させるため、町の審議会等において女性委員をふやしていただきたいと希望いたします。現在の割合と目標値をお聞かせください。

また、男女共同参画のまちづくりを目指して、男女がともに参加する子育ての初めの一歩としてブックスタート事業を実施してはどうでしょうか。新潟県長岡市では、ブックスター

トの意義として、1、子育て支援、親子の心をつなぐ。親同士の交流の輪づくり、地域での子育て機運醸成。2、読書の推進、本を通して心豊かな子どもを育てる。3、市民活動の推進、ボランティアスタッフの育成、活動の場づくり。4、親初め支援、男女がともに参加する子育ての初めの一歩として、を掲げて昨年から実施されております。ぜひとも広陵町でもブックスタートの実施をお願いいたします。

4番目に、地域通貨についてですが、敬老の日のお祝いを町内で使える地域振興券のようなものにしてはどうでしょうか。選べる自由があり、喜んでいただけるし、町の経済活性化にもなるのではないでしょうか。また、少し違う角度ですが、ボランティア活動などの対価として支払われ、特定の地域や団体の間で流通する地域通貨が全国で広がっておりますが、広陵町でも実施してはいかがでしょうか。

以上で1回目の質問を終わります。

議 長 ただいまの質問に対し、答弁をお願いいたします。 町長!

町 長 山村議員の質問にお答えを申し上げます。

なかなかいい声でやっていただきまして、もう我々がらがら声でまことに聞きにくいと思いますが、どうぞ声も顔も悪いし、どうぞお許しをいただきたいと思います。

まず、初めの子供の命を守る安全パトロールでございますが、近隣においては悲惨な事件 が起こっております。本町でも犯罪防止対策抑止に努めているところでございます。

まず、学校、PTAでは、組織を一層強化し、登下校時の立哨及び巡回を行っていただいております。また、警察はもとより、地域安全推進員、青少年健全育成協議会など団体におきましても、地域巡回を実施いただいております。一部の自治会でも巡回体制を整えながら地域巡回に取り組んでいただいているところでございます。町といたしましては、地域の安全は地域で取り組んでいただけるよう、さらに区、自治会に呼びかけてまいりたいと考えております。

きょうお昼のNHKテレビで有山楓さんのことを報道されておりました。犯人については 新たな挑戦を河合町が受信地で受けたということから、河合、上牧、広陵に3町内で重点的 に捜査するということがNHKテレビで報じされておりまして、広陵町という名が近畿一円 に知れ渡っておりまして非常に心配なことでございます。

なお、お申し出の現在町の公用車数台に防犯パトロール中の看板を設置しておりますが、 全車を対象に徹底を図ってまいりたいと思います。

スタッフジャンパーですが、自治会からの要望により現在たすきを製作中でございます。

どうぞ議員の皆さんもたすきでの巡回パトロールの方々を見受けられましたらお声がけをよ ろしくお願いしたいと存じます。

今後も高田警察署と連携を密にし、ファクスネットワーク「けいさつ瓦版」を通じて情報の収集を行い、情報を提供してまいりますのでよろしくお願いを申し上げます。

2番目の高齢者などの災害弱者の緊急対応策でございます。

高齢者に限っては、昨年、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯等について民生児童委員により高齢者実態調査を実施していただき、地域の状況把握に努めていただくとともに、必要な方の地域での見守り、安否確認等を行っていただいております。

今後も民生児童委員を初め、在宅介護支援センター等の機能を活用して、より緻密な実態 把握に努めてまいりたいと考えております。

また、緊急通報システム事業の利用者については、消防署と連携して救急車の出動要請までの体制が確立しております。

今後は、人にやさしいまちづくり推進事業により、地域の中でひとり暮らしや障害者等への交流を図るための助成も図ってまいりたいと考えております。地域で常日ごろから区、自治会ぐるみで弱者への訪問を重ね、交流を深めることによって、住まいも確認でき、緊急時には助け合いができるものと信じております。そのための諸経費を補助させていただきたいと考えます。

災害時には、町、関係団体、地域が一体となって、弱者に限らず対処すべきものと考えています。

次に、3番目の男女共同参画についてでございますが、男女共同参画社会の目的にかんがみ、性別に関係なく、能力のある方を登用する必要のあることは申すまでもないところであります。本町における地方自治法第202条の3に該当する審議会等の女性委員登用率は、現在13.2%でありますが、常に男女共同参画への視点を持って施策の推進に当たっていただけることができるよう積極的に女性の登用を推し進めているところでございます。特に民生児童委員にあっては、任務の内容上の事由もあり、48.8%が女性委員で占められております。しかし、一方の女性管理職については、登用に対し、門戸を開放し、最大限の努力をしておりますが、残念ながら7.4%の低い率であります。

今後も、あらゆる分野における政策形成、意思の決定の場への女性の登用をさらに積極的 に努めてまいりたいと存じます。

ブックスタート事業につきましては、親子のきずなを深めてもらおうということで、健診

時に保護者に対し図書館で実施しております絵本の紹介やお話し会の案内、2歳児の親子を対象としたなかよしサークルにおいても絵本の読み聞かせを実施ししております。今後、ゼロ歳児を対象に絵本をプレゼントし、情操教育の一環として夫婦に早い時期から子供への読み聞かせの習慣をつけていただくほか、子供の活字離れを防ぐために努めてまいります。

少子化の現在、妊娠、出産、子育でにおける孤立化を防ぎ、育児不安を軽減するためには、 父親の協力が不可欠と考え、初めて妊娠された方には母子手帳と同時に父子手帳を交付し、 男性の育児参加へのきっかけづくりとしております。

また、妊娠中の夫婦を対象に、土曜日にパパママクラスを開催しており、1回20組までを対象として年4回実施し、参加者からは出産、子育てに対する前向きな意見も出されており、妊娠中から夫や父親としての自覚を促し、意識の向上を図っております。

次に、最後の質問でございますが、地域通貨でございます。

現在、来年度の事業といたしまして地域経済活性化対策、仮称住宅リフォーム促進事業に取り組んでいるところであります。そして、その助成金には、現金にかわるものといたしまして町内でしか使用できない地域振興券的なものを検討し、進めております。ご提案の敬老の日のお祝いに地域振興券とのことでありますが、住宅リフォーム促進事業以外の町の補助、助成、金品贈呈事業にも波及させるべく検討した結果、ご提案の敬老の祝金事業にも使用するために現在いろいろと検討しながら進めているところでございます。

また、地域通貨でありますが、地域振興券との共通点も数多くあると思いますので、地域 振興券の使用推移を見ながら、今後の課題として検討してまいりたいと思います。以上のと おりでございます。

# 議 長 3番議員!

**3番議員** ありがとうございます。本当にいいお返事ばかりをいただきまして感激しております。

先ほど1番目の質問で、公用車に設置されている防犯パトロール、ちょっときょう見させていただいたんですけど、緑色で字がいっぱい、防犯パトロール中ってのは書いてあるんですけれども、できましたら全公用車につけていただくステッカー、大淀町でつくられたステッカー見させて、マグネット式でぺたっとドアのとこに張りつけるステッカーなんですけれども、黄色ですごく赤の字で目立つんですね。やっぱりせっかくつくっていただけますので、本当に全町挙げて子供たち、また地域の方々を見守ってるぞという目立つ色にできたらしていただきたいって要望いたします。きょうの奈良新聞でも、奈良市が実施されたって新聞に

も載っておりました。また、たすきを作成していただけるっていうことなんですが、たすき は全自治会に配布していただくんでしょうか。どれぐらいの枚数っていうのか、それをお聞 かせ願えたらと思います。

#### 議 長 総務部長!

**総務部長** たすきの枚数でございますけれども、やはり各自治会、大字から一人でも多くボランティアで活動してやろう、こういう申し出がございます。議員さんがおっしゃってるスタッフジャンパーをということも検討させました。しかし、経費から考えていけば、ボランティアが一人でも多く参画していただいた方がよいと、こういうことからたすきにしたわけでございます。本数は300本用意いたしました。

先ほど、マグネット式の件に関しましては、また総務課長とも相談させていただきます。

## 議 長 3番議員!

**3番議員** ありがとうございます。本当に職員の方がもう本当にパトロールって、仕事を兼ね てですけれども、町内を走っていただくということは本当に心強いと町民の皆様も思ってい ただけると思います。ただ、やっぱりつけて走っていただくというんじゃなくて、十分な気 配り、また心配りっていうのを、そのときにはまたすぐ判断して子供を守ってくれるとか、 住民の方を守れるような、またそういう指導もよろしくお願いいたします。

それと、前回子供の小・中学校に防犯ブザーを全員に貸与してもらって、こういう事件が 起こりましたので自治体によっては全児童・生徒に配られてるところもあるんですけれども、 広陵町は以前希望者に配布してるってことを聞かせていただいたんですけども、全員への貸 与っていうのは考えておられませんでしょうか。

## 議 長 教育委員会事務局長!

**教育委員会事務局長** ただいまおっしゃっていただきましたとおりでございます。防犯ブザー の配布を希望する方々に対しては貸与いたしております。それから以降、西小学校におきましては、PTAの活動費の中で全児童の防犯ブザーを購入されているという報告を聞いております。それにあわせまして、さらに防犯ブザーを希望する児童がいないかどうか調査を進めているところでございます。以上でございます。

#### 議 長 3番議員!

3番議員 ありがとうございました。

では、2番目の高齢者に対する災害弱者による緊急対応策でございますが、本当に丁寧に お願いしたいと思ってることすべて言っていただいたぐらい丁寧にお答えしてくださいまし たので、本当に再質問っていう形っていうのはあれなんですけども、災害っていうのは本当にいつ起こるかわからないって、マニュアルどおりに万全の体制を整えたとしてもなかなかすぐ行動するということはできないと思うんです。一人一人、自分たちも日ごろの備えと心構えで被害を最小限に食いとめることができると思います。一人一人の意識徹底も大事でございますので、やっぱりそういう意識っていうのを持つためにも、地域で防災訓練、先ほど町長のご答弁でも年四、五回っていうことを言ってくださったんですけども、やっぱり小さな単位とか自主防災訓練とか、そういうのももっともっととっていく必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

#### 議 長 総務部長!

**総務部長** 大字の区長さんや自治会長さんには毎年のように訓練をしてください、訓練をしていただきましたら町の方から出向きましてお手伝いさせていただきます、このように言っております。大字、自治会、そういったとこから申し出がありましたら総務課の方でちゃんと対応してまいりたいと思います。

#### 議 長 3番議員!

**3番議員** またよろしくお願いします。自治会の区長さんとか自治会長さんの本当に温度差っていうのがやっぱりすごく感じられるんです。ですので、また区長会とかございましたら、また徹底していただけたらありがたいと思います。

3番目に移らせていただきます。

本当に町長さんから本当にうれしいっていう、私にとっては一番うれしいことなんですが、 今後ゼロ歳児を対象に絵本をプレゼントしていただくっていう回答をいただきましたが、具 体的にいつからどのように実施していただけるのかお聞かせください。

## 議 長 健康福祉部長!

健康福祉部長 ただいまのご質問でございます。

まず、出生届されるときの記念品というふうな形で今アルバムを配布させていただいておるわけでございますが、それにかわるというふうなことで、現在そのアルバムと絵本と、もしくは絵本にするか、今在庫とかございますので、その辺で調整を行っているということでございますので、ちょっと時間はかかると思いますけども、配布はさせていただきたいというふうに思っておるわけでございます。

#### 議 長 3番議員!

3番議員 済みません。来年度中って、具体的なことは来年度……はい。じゃあ、なるべく早

い時期にお願いしたいと思います。またよろしく、なるべく早い時期での実施を本当に一日 も早く心待ちにしております。それで、すばらしい図書館があり、本当に貸し出し冊数日本 一っていう広陵町の中で、本当に親子ともどもにこういう早い時期からのブックスタート事 業を通して心豊かな子供たちを育てていきたいっていう、切に願っております。

また、町から、また地域からもそうやって支援する方々が、ただ渡したらええって、絵本を渡したらええっていうんじゃなくて、本当に心からみんなで子育てを応援してるよっていう心を添えて渡していただけたら、もっともっと、せっかく渡したのにおうちに置き去りってのじゃなくて、その絵本を渡してもらったときに、お父さんもどうやって子育てに参加したらいいのかわからないっていう方もいらっしゃると思うんです。お母さんももちろんですけれども。そのときに、こうやって読み聞かせたらいいんだよっていうこと、また自分も、あっ、読んでもらったら気持ちがいいなっていう体験をしてくださることで、お母さんが本当に子育てで大変な中、もう本当にちょっとお父さんが、きょうはお父さんが本読んだろうっていうて子育てを助けてくれる、それだけでも本当に子育て中のお母さんにとってはうれしいこと、また親子のきずなっていうのをそこで触れ合いを通してつくられていくっていうことを本当に思っております。

今、本当に子供を育てるお母さんにとっては、ちょっとでも助けていただくっていうことが本当にうれしいことなんです。ですので、前回でもお願いした子育て支援センターとかそういう事業もまたあわせて進めていっていただけますようによろしくお願いいたします。

男女参画のことなんですけれども、ことし松山市で日本女性会議が開催されまして、私も参加させていただきました。広陵町で男女共同参画のことに関して条例とか、また計画とかつくってくださるっていう予定があるのかどうか。また、本当に門戸を開いて登用しようって思ってくださるっていう意識の高さっていうのは感じられたんですけれども、香芝では女性会議っていうのをつくって、本当に自費でそういうところに多くの方が参加したり、また行政の方が参加したりっていう、本当にすごく積極的に参加して意識を高めようっていう思いを取り組んでくださってると思うんです。できましたら、広陵町でもそういう女性には限らないかもわかんないですけど、やっぱり女性がそういう場に職員の方とか広陵町のそういう団体の方が参加してくださって、もっともっと意識改革っていうか、していただけるような機会にもどんどん参加していっていただけたらって希望いたしますが、いかがでしょうか。

#### 議 長 企画財政部長!

**企画財政部長** 男女共同参画社会のことでございますが、以前にそういうパンフレットをつく

りまして皆さんの住民の方からその作成者を募集しましてそういうパンフレットをつくった こともございますし、現在県内の男女共同参画社会の協議会というのがありまして、そこに も参加しております。また、先日、いつも人権の関係で大字で地区別懇談会やってるんです けども、そこでも男女共同参画社会に関する話題ということで、各大字で説明させていただ いとります。少しずつでございますが、そういうふうな地道な活動をしておりますので、い ずれそういう男女共同参画が少しでも進みますように頑張っておりますので、よろしくお願 いいたします。

#### 議 長 3番議員!

3番議員 以後、本当によろしくお願いしますという希望を申し上げます。

4番目の地域通貨のことでございますが、十分もう調べてくださってると思いますが、また広陵町で来年やろうという事業と少し違う角度でされてるところでございます。

福井県鯖江市なんですけれども、本当に特定の地域から団体、グループの中で循環する独自の通貨、エコマネーとして、しあわせ交換券「ハピー」を発行されてるそうです。目的はコミュニティー活動や地域ボランティアの活性化を図ること、だれかに親切にされたとき、相手にこの「ハピー」を渡すことで金や物では表現できない感謝の気持ちと伝え、幸せや心の豊かさを広げようというのがねらい、「ハピー」は英語の「happy」から名づけられたそうです。この1ハピーというのは金額にして100円、時間にして12分を目安にしています。例えば、1時間肩をたたいてもらうと5ハピーになる。額面に自分でハピーと書き込んで振り出す。このハピーを受け取った人は額面に記載された5ハピー分を使うことができる。その際、相手から提供を受けるサービスは、大工仕事をしてもらうとか料理をつくってもらうといった全く別のことでも構わない。将来実際にお金の一部として商店街でも使えるようにして地域振興にも結びつけたいという構想も立てておられるそうです。

また、ことしの8月22日付の読売新聞に「広がる地域通貨、総務省も後押し」という記事がございましたが、千葉県の市川市で実施っていうか実験をされているんですけれども、子育てボランティア1時間や防犯パトロール参加1回につき100ポイントといったぐあいに、指定されたボランティア活動の内容ごとにポイントを加算する仕組み。ポイントは住民基本台帳カードに記録され、犬の散歩や庭木の手入れなど多様なボランティア活動を受ける対価に使えるほか、1ポイント1円の換算で市の駐車場や動植物園、提携するショッピングセンターや映画館などの支払いにも使うことができるっていう取り組みもされているところがあります。本当に今ボランティアの機運っていうのは非常に高くなっておりますが、本当

にこういうことでお礼をしたいけどっていう、ただでしてもらうのは申しわけないからっていうのを、気軽にこちらも手助けをしたり、また気軽に手伝っていただくっていうことで、こういう地域通貨の取り組みも非常に有効じゃないかなって思います。

私、ある講演会を聞かせていただいたときに、奈良佐保短期大学の辻本丈夫先生が講演な さりました。そのときに、交流教育が大事っていうことで、障害者の人たちと今の若い人た ちは出会うことがない、経験してないから町で車いすの方に出会ってもどうしたらいいかわ からないって。そんなときに、王寺工業高校の校長になられたときに交流教育をしようと奈 良養護学校に交流教育を生徒たち全員が参加するように、全員っていうことは言っておられ ん、生徒たちが参加するようになったってことで、肢体不自由児の養護学校ですので車いす の子供さんもいらっしゃるって。その車いすっていうのは、もう国内外、外国でも全く同じ ような規格なんですね。そういう車いすのデザインっていうのはほぼ同じであるけれども、 物づくりのプロを目指す工業高校の生徒さんたちならではの発想で、車の車種にはいっぱい いろいろあるって。もう格好ええ車いすやなって、そんな思う車いすをつくってあげたいっ ていう、自動車みたいにクラクションが鳴ったり、ライトもついたりって、そういうことを、 また車いすは段差が非常に怖いんですけれども、そういうのにも対応できる車いすの弱点も 克服、相手、乗り手の側に立って考えて、「ワンダー」ってつけられて開発された、そうい う車いすがニュースでも流れておりましたけども、高校生物づくりコンテストで日本一にな ったって。また、歩道に乗り上げられるとき段差にがくってなるのも改良して、日本科学技 術コンテストグランプリに輝かれて、今度は世界に行かれるっていうのを聞いた、今一生懸 命英会話の勉強中っていうことも聞かせていただいたときに、本当にこういう交流っていう ことが、また障害者にかかわらず高齢者の方、また小さなお子さんとか、そういう気軽にボ ランティアでかかわる機会をどんどんつくるっていうことが、心の豊かな、21世紀は心の 世紀って言われますけれども、心の豊かさをこうやって身近なところから育てていきたいな って、心の優しい子供たち、人たちがふえれば、やっぱり犯罪の少ない町にもなるだろうっ ていうことを、広陵町が本当に真に人に優しい、人が優しい広陵町になると信じて、また以 後これからの検討をお願いして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうござい ました。

# 議 長 以上で山村君の一般質問は終了いたしました。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。 (P.M.4:02 散会)

# 平成16年12月21日広陵町議会第4回定例会会議録(最終日)

平成16年12月21日広陵町議会第4回定例会(最終日)は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、16名で次のとおりである。

1番	Щ	田	光	春	2番	松	浦	敏	信
3番	Щ	村	美明	关子	4番	吉	田	信	弘
5番	Щ	本		登	6番	寺	前	憲	_
7番	長	濵	好	郎	8番	Щ	本	悦	雄
9番	坂	П	友	良	10番	乾		浩	之
11番	八	代	基	次	12番	松	野	悦	子
13番	吉	岡	章	男	14番	青	木	義	勝
15番	笹	井	正	隆	16番	竹	村	博	司

- 2 欠席議員は、なし。
- 3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町		長	平	岡		仁		助			役	畠	Щ	惠	俊
収	入	役	和	田	建	三		教	育	Ĩ	長	安	田	義	典
企画見	財政部	長	松	井	定	市		総	務	部	長	森	JII		勇
健康	福祉部	長	池	田	誠	夫		住」	民生	活部	長	笹	井	由	明
環境	整備部	長	山	村	吉	由		都市	<b></b>	備部	長	中	尾		寛
教育委	員会事	務局長		大	西	利	実	水	道	局	長	森	田	久	雄
健康福	<b>福祉部</b> 参	与	竹	嶋		昇		住月	民生活	5部参	与	竹	田	健	次
住民生	<b>E活部</b> 参	\$与	Щ	本	新	三		都市	<b></b> 	前部参	与	和	田	信	次

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局 長 西 辻 眞 治

書 記 竹 若 学 上 田 勝 代

議 長 ただいまの出席議員は16名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A. M. 10:01分開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

# 日程番号 付 議 事 件

- 1 議案第71号 平成16年度広陵町一般会計補正予算(第3号)
  - 議案第74号 平成16年度広陵町学校給食特別会計補正予算(第1号)
  - 議案第75号 葛城広域行政事務組合規約の変更について
  - 議案第76号 奈良県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少について
  - 議案第77号 奈良県市町村職員退職手当組合規約の変更について
  - 議案第78号 奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数 の減少について
  - 議案第79号 奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の変更について
  - 議案第80号 奈良県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 2 議案第72号 平成16年度広陵町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 3 議案第68号 土地改良事業の施行について
  - 議案第69号 町道の路線認定について
  - 議案第70号 町道の路線変更について
  - 議案第73号 平成16年度広陵町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
  - 議案第81号 奈良広域水質検査センター組合を組織する市町村の変更について
  - 議案第82号 奈良広域水質検査センター組合規約の変更について
- 4 議員提出議案第15号 教育基本法を尊重し、教育施策の充実を求める意見書について
- 5 議員提出議案第16号 自衛隊のイラクからの撤退を求める意見書について
- 6 議員提出議案第17号 被災者生活再建支援法の抜本的改正を求める意見書について
- 7 議員提出議案第18号 定率減税の廃止に反対する意見書について
- 8 議員提出議案第19号 ILO勧告に基づくJRの1047名解雇問題の早期全面解決

#### 求める意見書について

- 9 議員提出議案第20号 交通安全に関する決議について
- 議 長 まず日程1番、議案第71号、74号、75号、76号、77号、78号、79号 及び80号を議題とします。

本案について総務文教委員長より委員会の審査の結果について報告願うことにします。 総務文教委員長、青木君!

**総務文教委員長** 皆さんおはようございます。

それでは、総務文教委員会の委員長報告をさせていただきます。

総務文教委員会は、さきの本会議において付託されました8議案につきまして、12月17日委員会を開き、慎重に審査いたしましたので、その結果をご報告いたします。

まず初めに、議案第71号、平成16年度広陵町一般会計補正予算(第3号)については、継続費補正のごみ燃焼炭化施設建設工事費は、補正前の数字はコンサルがはじき出した概算見積額であり、補正後の数字は環境省への整備計画書提出に伴う具体的な見積額であること、東地域整備計画基礎資料作成業務委託料は、コミュニティー施設、古寺区・中区・広瀬区・百済区の道路整備計画、市民農園、直売所などを含めたニーズの把握や振興策のプランづくりのため実施するものであり、緊急地域雇用創出特別交付金事業補助金の対象となるものであること。また、真美ヶ丘第二小学校附属幼稚園園舎増築工事の内容、中学校のスクールランチに係る改造工事や備品、予防接種委託料、看護師賃金などについて伺い、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第74号、平成16年度広陵町学校給食特別会計補正予算(第1号)については、 地産地消推進室の活動状況などを伺い、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第75号、葛城広域行政事務組合規約の変更について、議案第76号、奈良県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少について、議案第77号、奈良県市町村職員退職手当組合規約の変更について、議案第78号、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少について、議案第79号、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の変更について、議案第80号、奈良県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少については、何ら異議なく、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、簡単でございますが、総務文教委員会の審査の結果報告といたします。ありがとうございました。

議 長 ありがとうございました。

ただいまの委員長報告に対し、各議案ごとに審議いたします。

まず議案第71号、平成16年度広陵町一般会計補正予算(第3号)を議題とします。 ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

- 議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。 6番議員!
- 6番議員 4点追加意見を述べておきたいと思います。

1つは、継続費補正の問題で、先ほども委員長報告にありましたけれども、恵那市の現状の把握の仕方についてであります。 31億4,500万円が恵那市の建設費ということでご答弁がありました。また、ランニングコストについても必要な部分は概略教えていただいてる、こういう内容で金額については報告がなかったわけですけれども、こういうことをもとに広陵町で今回補正を行ったわけですけれども、私たちはやはり将来の負担を少なくするためにも、この部分について徹底した削減が必要だというように思います。そういう点では、これからの入札の方法あるいはまた入札にかかわってコンサルがどれほどの切り込んだ予定価格等を出してくるのか、もちろんこれは入札方法にかかわってやり方も変わってくるわけですけれども、私たちが再三議会で述べてきた埼玉県の大井町での経験は、大手企業に限らず中小でもできる部分について具体的に競争をさせる方法があったということからも、この点についての徹底した経費の削減について研究をしていただきたいというように思います。

もちろん、そのためには生ごみの堆肥化を採用すれば、一層このRDF炭化施設にするに しても経費は私たちの試算では約半分に減るということが可能であるわけですから、その機 種についての議論のそのサイドに、まだごみの分別・堆肥化についての縮小策があるという ことも指摘しておきたいと思います。

それから、東地区のいわゆる整備計画の点であります。これについては120万円の補助をもらえるから、いわゆるコンサルに委託するんだ、そしてこれはまちづくり交付金をもらうための手だてということで東地区の方々の意見を具体的に反映させる方策をもってすれば、委託料を使わなくともできるのではないか、こういう点についての議論を行ったわけですけれども、この点については一部平行線がありましたけれども、住民の意見を聞いていくとい

うところについては一致した部分であったわけですから、徹底した住民の意見を参考にしな がら具体的な施策を考えていただきたいというように思います。

それから、幼稚園・小学校の増改築の問題であります。これについても、結局は不十分な 点が明らかになったというように思います。

1つは、もともとの全体計画についてですが、ゼロ歳児、1歳児、2歳児の把握に55% を掛けた数字を明らかにした。ところが、このことの繰り返しで、結局はその正確な判断が 得られなかった結果、増築を重ねて重ねて今回に至っているわけですから、ここの部分の見 直しというのを根本的に改める必要があるということを議論をしたわけであります。そして、 その基礎になるのは、当初計画では馬見中地域に小学校・幼稚園を建設するという当初計画 から人口計画が変わってきた、こういう点についてはやむを得ない部分があったわけですけ れども、その場合に、いわゆるまちづくりの基本であった200平米のところに一戸建てを つくる、この基本的な部分の見直しを町は図ってきた、いわゆる自治会の自主的な考え方を 無視して、いわゆる住宅地、集合住宅を建てていくという方針を実質的に転嫁したわけです から、こういう部分についての人口増の計画について全く手だてをとっていない。今までで したら集合住宅での子供の人口増加率についての係数を把握し、そのもとにおいて計算をし てきたわけですけれども、結局は今行っている問題については、このような町の自治会を無 視した200平米を基本に一戸建てを建てていくという本来の真美ヶ丘まちづくりのあり方 を変更した中での人口推計の出し方に手を加えていなかったということが明らかになったわ けですから、こういう点について強くこの将来人口の把握についての正確な把握のやり方を 再度検討していただくことを強く要望したわけですけれども、重ねて伝えておきたいと思い ます。以上です。

議 長 賛成の意見やで。

6番議員 議論の中について賛成というので表明していますから。

議 長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので討論を打ち切り、採決します。

議案第71号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第71号は原案どおり可決されました。

次に議案第74号、平成16年度広陵町学校給食特別会計補正予算(第1号)を議題とし

ます。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。 (なしの声あり)

- 議 **長** 質疑がないようですので質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。 6番議員!反対、賛成。
- 6番議員 委員会で賛成しているとおりであります。

委員長報告について不足している部分があるということでつけ加えておきたいと思います、 委員長にならしてくれへんので。

1つは、賄い材料費、これは48万3,000円についての中身についてでありましたけれども、いわゆる野菜の高騰は反映しないままに済んでいるということであったわけです。その中で、いわゆる地産地消推進室の活動・役割について議論をさしていただいたわけですけれども、結局は5名の室員がいながらプロジェクトという名前だけであって、中身は全く議論されていない実情が明らかになったというように思います。これでは結局行政が持つ行政改革の本当の一環は職員の力を発揮させていただく、こういうことにあるにかかわらず、推進室をつくったけれども魂入れずということで、議論の最終段階の中で町長の頭の中にだけ、いわゆる直販所をつくるという構想について奈良県農協と話をしている段階だと。これは担当者も知らない、そしてまた広陵町の営農、いわゆる経済センターも知らない、新庄でも知らないと。一部の人だけがこの話は町が熱心にやっているので直販所をつくってみて検討してみてはどうか、こういうような議論の前段階の議論は確かにあります。こういう実態であります。町長は、一体地産地消という内容について本当に急いでやればPTAの方々の負担も軽減されるという、あるいはまた農地の方々への振興策にもなる、こういうメリットだらけのこの施策について、結局は教育委員会の中で議論をさせないのか、あるいはまた職員が議論していないのかということについての内容が明らかになったというように思います。

#### 議長寺前さん。

- **6番議員** こういう点についてぜひプロジェクトをつくるのであれば、職員に徹底した指導を 行ってその実態を随時報告させていく、こういう手法を他のプロジェクトもあわせて立ち上 げているわけですから、議会に対する報告を求めておきたいと思います。
- 議 **長** 寺前議員、総務委員さんですね、総務委員会では相当なそういう質問をされたと思いますので、質問のような形式で何や意見ということですけども。
- 6番議員 質問違うわけです。報告されなれなかった部分。

- 議 **長** だから、討論はやっぱり反対か賛成というのが基本ではないかなと思いますねんけ ども。
- 6番議員 賛成です。
- 議 **長** 賛成、いや、わかります。だから、ちょっとその意味の内容、意見の内容がちょっとややこしいなと思いますので。

ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので討論を打ち切り、採決します。

議案第74号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第74号は原案どおり可決されました。 次に議案第75号、葛城広域行政事務組合規約の変更についてを議題とします。 ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

- 議 **長** 質疑がないようですので質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。 (なしの声あり)
- 議 長 討論がないようですので討論を打ち切り、採決します。

議案第75号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議 長** ご異議なしと認めます。よって議案第75号は原案どおり可決されました。

次に議案第76号、奈良県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

**議 長** 質疑がないようですので質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので討論を打ち切り、採決します。

議案第76号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第76号は原案どおり可決されました。

次に議案第77号、奈良県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題とします。 ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので討論を打ち切り、採決します。

議案第77号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議 長** ご異議なしと認めます。よって議案第77号は原案どおり可決されました。

次に議案第78号、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の 数の減少についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

**議 長** 討論がないようですので討論を打ち切り、採決します。

議案第78号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議 長** ご異議なしと認めます。よって議案第78号は原案どおり可決されました。

次に議案第79号、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の変更についてを議題 とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので討論を打ち切り、採決します。

議案第79号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第79号は原案どおり可決されました。

次に議案第80号、奈良県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少につい

てを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので討論を打ち切り、採決します。

議案第80号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第80号は原案どおり可決されました。
- 議 長 次に日程2番、議案第72号を議題とします。

本案について厚生委員長より委員会の審査の結果について報告願うことにします。 厚生 委員長、山本登君!

**厚生委員長** それでは、厚生委員会は、さきの本会議において付託されました1議案につきまして、12月16日委員会を開き、慎重に審査いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

議案第72号、平成16年度広陵町介護保険特別会計補正予算(第2号)については、高齢化が進み、介護認定者も平成14年度661人、15年度787人、16年度の今現在では836人とふえ続けており、給付においても在宅サービス、施設サービスを受ける人が年々多くなり、その給付額が前年度に比べ大幅に増加していることなど詳しく説明を受けるとともに、18年度以降の保険料について、国でも厳しい設定をしていることなど説明を受け、全員一致で可決すべきものと決しました。

以上で簡単ではありますが、厚生委員会の審査結果報告といたします。どうもありがとう ございました。

議長ありがとうございました。

ただいまの委員長報告に対し審議いたします。

議案第72号、平成16年度広陵町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので討論を打ち切り、採決します。

議案第72号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- **議 長** ご異議なしと認めます。よって議案第72号は原案どおり可決されました。
- 議 長 次に日程3番、議案第68号、69号、70号、73号、81号及び82号を議題 とします。

本案について産業建設委員長より委員会の審査の結果について報告願うことにします。 産業建設委員長、吉田君!

**産業建設委員長** 本委員会は、さきの本会議において付託されました6議案につきまして12 月16日委員会を開き、古寺地区頭首工及び町道路線認定については現地調査を行い、慎重 に審査いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

まず初めに議案第68号、土地改良事業の施行についてですが、古寺地区頭首工に係る受益戸数は62戸、受益者数は71名で、頭首工に係る経費として本体1,800万円、既存撤去120万円、基礎400万円、仮設200万円、操作室160万円、測量試験費など800万円ということで詳細な説明を受け、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第69号、町道の路線認定について、議案第70号、町道の路線変更については、 道路の幅員、道路面の状態、水路等の構造物を確認、また古寺中線は平成18年度以降に5 5%の補助事業として認定をいただくため、県と協議中であることを伺い、全員一致で原案 どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第73号、平成16年度広陵町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、 議案第81号、奈良広域水質検査センター組合を組織する市町村の変更について、議案第8 2号、奈良広域水質検査センター組合規約の変更については、何ら異議なく、全員一致で原 案どおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設委員会の審査の結果報告といたします。終わります。

議 長 ありがとうございました。

ただいまの委員長報告に対し、各議案ごとに審議いたします。

まず、議案第68号、土地改良事業の施行についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 **長** 質疑がないようですので質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。 (なしの声あり)

議 長 討論がないようですので討論を打ち切り、採決します。

議案第68号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第68号は原案どおり可決されました。

次に議案第69号、町道の路線認定についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 **長** 質疑がないようですので質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。 (なしの声あり)

議 長 討論がないようですので討論を打ち切り、採決します。

議案第69号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第69号は原案どおり可決されました。

次に議案第70号、町道の路線変更についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

**議 長** 質疑がないようですので質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので討論を打ち切り、採決します。

議案第70号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第70号は原案どおり可決されました。

次に議案第73号、平成16年度広陵町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので討論を打ち切り、採決します。

議案第73号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議 長** ご異議なしと認めます。よって議案第73号は原案どおり可決されました。

次に議案第81号、奈良広域水質検査センター組合を組織する市町村の変更についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので討論を打ち切り、採決します。

議案第81号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第81号は原案どおり可決されました。 次に議案第82号、奈良広域水質検査センター組合規約の変更についてを議題とします。 ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

**議 長** 質疑がないようですので質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので討論を打ち切り、採決します。

議案第82号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第82号は原案どおり可決されました。 しばらく休憩いたします。

(A.M.10:33分休憩)

(A.M.10:46分再開)

議 長 それでは、休憩を解き再開します。

議 長 次に日程4番、議員提出議案第15号、教育基本法を尊重し、教育施策の充実を求める意見書については松野君より提出され、所定の賛成者がありますので、これより議題と

します。

朗読させます。 局長!

- 局 長 朗読。
- 議 長 本案につきまして提案趣旨の説明をお願いします。 12番議員!
- 12番議員 では、意見書の趣旨説明をいたします。

日本の教育基本法の前文を、まず皆さんにご紹介しておきたいと思います。

前文「われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界 の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教 育の力にまつべきものである。われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間 の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の想像をめざす教育を普及 徹底しなければならない。ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新し い日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する」、これが教育基本法の前文なん です。この教育基本法において、今、中教審に諮問をして、その答申の中でも教育基本法を 大きく変えていこうという、このような動きがあるわけです。このような動きについて、今 愛国心の問題が言われています。愛国心を教育基本法に盛り込もう、このような動きもある わけなんですけれども、この愛国心といいますと、中教審の方が資料をいろいろと出してい るわけですが、中教審の資料の中を見ましても、世界の国々の教育法の中で愛国心を明確に しているのは中国だけぐらいです。中国は愛国心を明確にしているわけですが、ほとんど世 界じゅうでこのような愛国心を法に盛り込んだ、こんな教育法はありません。大変危険を感 じるところです。また、家庭教育についても規定をしていこう、このような動きがあるわけ ですけれども、家庭教育まで国の影響を強め管理することは、全体主義、前の戦争を起こし たような全体主義国家につながっていく、このようなことが大きく懸念されるところです。

今読みましたように、憲法及び教育基本法は民主主義国家の形成を目指し、そのために個人の尊厳を基本理念にして構成されているんです。このような世界にも誇れる憲法と教育基本法を変えることではなく、今このすばらしい教育基本法をさらに発展をさせていくということこそ求められている、これが実態ではないでしょうか。子供たちの非行の低年齢化が進み、校内での暴力行為や器物破損、学力のおくれ、不登校などさまざまな教育の問題が現在山積をしている、これは事実です。しかし、これらの諸問題は、この教育基本法を見直すことで解決するものではありません。教育基本法の理念を国、文部科学省の進める教育施策に一層反映させることこそが重要です。

それを踏まえまして、国、文部科学省に対して教育基本法の見直しではなく、その理念を 充実させるために国の教育施策を充実させることを要望したいと思います。意見書の趣旨で す。よろしくお願いいたします。

議 長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

- 議 **長** 質疑がないようですので質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。 1 番議員!
- **1番議員** まず、教育基本法を尊重し、教育施策の充実を求める意見書、今共産党の方から出たわけでありますけれども、最後に結論として、「よって、国・文部科学省に対して、教育基本法の見直しではなく、その理念を充実させるために国の教育施設を充実させることを強く要望する」と、この点を踏まえて、私たちはこの教育基本法の見直しではなくて、やはり今日の教育の諸課題を考えるならば、やはりこの見直しの検討は必要であるとの認識に立っているので、今回の提出の中の「見直しではなく」という基本的な点で大きく考えが違うので、反対したいと思っています。

教育基本法の見直しは、与党において協議会を設置し、現在精力的に議論中であります。 先日も自民・公明両党の関係者が総理大臣に現状報告を行った見直しを急ぐことによって、 直ちに教育現場が改善されるというわけではないので、これは慎重に議論していきたいと、 教育基本法の基本理念はすぐれていると考えるが、今日の教育の諸課題が多様化していることを踏まえ、現行法の基本理念は堅持しつつ、教育基本法を補完・補強するため、その見直しの検討は必要であると認識しているのであります。具体的には、生命の重視、生涯学習といった理念や学校・家庭・地域の連携、教育振興基本計画の策定などを新たに盛り込むべきだと思っているのであります。

愛国心についてはそのものを否定するものではないが、愛国心を法律で規定することについては非常にデリケートな問題であり、戦前の教育の反省を踏まえ、殊さらに慎重な検討が必要であります。ことし6月に与党で取りまとめた教育基本法見直しに関する中間報告では、「郷土と国を愛し」と、「郷土と国を大切にし」と両論併記になっているところであります。いずれにせよ、今後与党で慎重に検討して結論を出したいと思っていますし、この今日の教育の諸課題は多様化していることを踏まえるならば、この教育基本法の見直しは必要ではないかと思うのであります。以上です。

議 長 ほかに討論ありませんか。 6番議員!

**6番議員** 非常にあいまいな反対討論であろうというふうに思うんです。具体的に、私たち自身は、この教育基本法の見直しの部分の、いわゆる愛国心の部分について、あるいはまた憲法を大切にするという点について具体的に述べているわけですけれども、今山田議員は、与党において協議会を設置した上での前提に立っています。しかし、この間、公明党・与党とともに自民党の路線に引きずられ、引きずられて今日に至っているのが実態だというように思います。

今、見直しの必要性を言った部分について生命の重視、あるいはまたその他を述べられま したけれども、今の教育基本法でその点についてはより一層深めていくことできる。この見 直しが今必要なのは自民党が言ってるように愛国心、ここの部分についてどのように扱うの かということが争点になっているわけであります。だからこそ、その他いろいろと言ってい る見直し、公明党さんが今言ったような見直しについては、現教育基本法によって幾らでも 処理できる内容ばかりであります。だからこそ、最後に愛国心と、いわゆる愛国心を愛し、 国を愛しという、あるいは大切にという併論したところの部分がまだ煮詰まっていないとい う形でこの最後の部分を逃げておられるわけですけれども、やはり認識の一致するところで は、法律で愛国心を押しつけることについてはデリケートであり、戦前の教育の反省に立て ば、そこまでやる必要はないという、そういう前提に立ちながら、なお自民党の流れに沿っ た見直しに引きずられていってる。そして、今この時点での見直しについては必要だという ところまで踏み込んでいるわけですから、私たちは今この述べている、今山田議員が述べた 国民の多様化した内容をあえて教育基本法の見直しによってやらなければならないという緊 急性もないし、この点も認めておられるわけですけれども、自民党が愛国心をぜひともこの 教育基本法の見直しの中心に据えようというところの部分について一緒に継承し、今この見 直しを求めるべきでないという立場を強調する方がより今の心情に合うのではないかという ように思いますので、見直しではなく、国の教育施策を充実させるというところについて反 対をしている理由が不明確であり、ぜひ賛成していただきたいというふうに思います。

議 長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので討論を打ち切り、採決いたします。 本案について反対者がありますので、起立により採決いたします。 本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議 長 起立少数であります。よって本案は否決されました。
- 議 長 次に日程5番、議員提出議案第16号、自衛隊のイラクからの撤退を求める意見書 については寺前君より提出され、所定の賛成者がありますので、これより議題とします。

朗読させます。 局長!

局 長 朗読。

議 長 本案につきまして提案趣旨の説明をお願いします。 6番議員!

**6番議員** 自衛隊のイラクからの撤退を求める意見書について。

イラク多国籍軍を主導とする米軍が11月初め、イラク中部のファルージャに対する総攻撃を開始、都市そのものが壊滅的に破壊され、「民間人の死者は少なくとも2,000人はいる」と現地ジャーナリストも証言しているように、罪のない市民を虐殺する蛮行を続けています。

米軍は医療や食糧の緊急援助隊すら市内への立ち入りを認めず、病院も占拠されています。 このような米軍の無差別攻撃に対し、イラク国内だけでなく、世界各国からの怒りの声が上 げられ、アメリカ軍の攻撃中止と占領軍の撤退を求める声が広がっています。国際赤十字委 員会からも激しい警告が発せられています。こうした事態は、戦争とテロの悪循環を一層ひ どくして、イラク全体の情勢悪化を招くものです。

よって、日本政府はアメリカに対して無法な住民虐殺作戦を中止するよう求めるとともに、 イラク暫定政府がサマーワも含めて非常事態宣言を出したイラクに自衛隊を引き続き駐留さ せることは、イラク特措法にも違反するものであり、イラクの自衛隊を直ちに撤退させるよ う強く求めるものであります。

これが内容ですけれども、その最もイラク派兵の中心になったものが、いわゆるイラクの 大量破壊兵器の問題でありました。しかし、これは10月6日、アメリカの調査隊は昨年3 月の開戦当時、「フセイン政権はいかなる大量兵器も保有せず、開発計画もなかった」とす る最終報告を発表しました。これはブッシュ政権によるイラク戦争の口実が完全に破綻した ことを意味するものであります。

日本政府においても、昨年3月のイラク戦争開戦時に首相が戦争を支持する最大の理由として、大量破壊兵器の保有を断定したことが虚偽であったのではないかということが挙げれています。その当時どう言ったかといいますと、「フセインも見つからないが、存在していなかったとは言えない」との詭弁を弄し、「大量破壊兵器はいずれ見つかる」と言い繕って自衛隊を派遣しているわけであります。また、このようないずれ見つかる論は破綻を示して

いるわけですから、イラクの派兵の最大の目的であった大量破壊兵器の壊滅が間違っていたことを率直に認め、直ちにイラクからの自衛隊撤退を要求するものであります。ぜひこのようなうそにうそを重ねてきた小泉首相の危険なかけについて、議会としても広陵町民の良識を代弁する意見をここで取り上げていただいて、ぜひ可決していただくように強くお願いをする次第であります。以上です。

議 長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

- 議 **長** 質疑がないようですので質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。 1番議員!
- **1番議員** この自衛隊のイラクからの撤退を求める意見書に反対さしていただきたいと思います。

先ほど寺前議員が壇上で述べられたこの文章をもとにすると、これはこの全体を見ると、これはアメリカ軍の意見書のアメリカ軍の様子のようであって、日本の自衛隊の活動は現地の復興に役立っていますと現地の人も認めている。11月中旬の朝日新聞と地元共同世論調査によると、「住民の利益になるのは大いに」また「ある程度」、合わせて76%と高い評価を受けているようであります。今壇上でいろいろなことを述べられましたけども、私たち与党はこの1年延長する閣議決定をさしていただいたのであります。

その中で5点について述べさしていただきたいと思っています。

なぜ自衛隊のイラク派遣を延長するかと、イラク南部のサマーワ住民のため、まだ人道復 興支援を継続する必要があるからであります。地元では自衛隊の活動が感謝されており、1 1月末には「帰らないで署名運動」が起きるなど、活動継続を求める声が上がっていますと、 現地住民の84%が駐留継続を望んでいるというのであります。11月中旬に朝日新聞と地 元マスコミが共同でサマーワなど世論調査した結果、自衛隊駐留に「大いに賛成」60%、 「おおむね賛成」24%と、合計84%の方が望んでいるようであります。

次に、アメリカに追従して派遣延長を決めたのではないかと。イラク復興支援は武力行使、開戦に反対したフランス・ロシア・中国を含め国連安保理の全会一致で決まった国連決議に基づく国際社会の責務です。さらに国連は、イラク民主化を来年末までに達成する決議も採択しており、派遣延長はそうした国連決議に基づいて決定されました。まだ日本が原油輸入の9割近くを依存する中東地域の安定は重要で、イラク支援は日本の国益にもかなっているのであります。

それから、サマーワは非戦闘地域でなくなったのではないか。サマーワの自衛隊宿営地にロケット弾が着弾するなど散発的な攻撃はありますが、組織的・継続的なものではなく、イラク特措法という、いわゆる非戦闘地域に現在も変わりありません。また、イラク全土で戦闘が発生しているわけでありません。事実、サマーワの自衛隊は人道復興支援活動を休んだことはありませんし、現地住民の9割が安全と考えています。11月中旬にサマーワで実施した朝日新聞と地元マスコミの世論調査で、「現在の治安をどう思うか」との質問に「非常に安全」69%、「普通に安全」21%という結果が出ています。サマーワの人々は実に9割が安全と考え、だからいてほしいと言っているのであります。サマーワ自衛隊宿営地にロケット弾が着弾するなど散発的な攻撃はありますが、組織的・継続的なものではないので、サマーワは非戦闘地域と言えるのであります。自衛隊派遣を決めたイラク特別措置法では、活動場所で戦闘行為が発生した場合は活動を中断することをしており、自衛隊の安全確保を最優先に考えているのであります。

次に、自衛隊の活動は、現地の復興に役立っているのか。自衛隊の浄水・給水活動は、1日に5万6,000人分、200トンから280トンの水を供給しており、サマーワ住民16万人の3人に1人が恩恵を受けています。病院や学校の修復では、1日当たり300人から500人の現地の人を雇用しながら、自衛隊員も一緒になって作業に当たり、既に10校の学校修復が終了しています。日本は、自衛隊の人道復興支援とODAを車の両輪としてイラク復興支援を実施中です。

主な成果は次のとおりであります。延べ30万人以上の雇用創出、電力発電所の復旧、変電機などの供与で、イラク供給電力量の約10%を復興、医療・保健・病院の修復、医療器材や医療品の供与で年間延べ400万の利用体制を整備、水・衛生・上下水道の修復、整備延べ約200万人を支援、教育・文化・学校の修復で約610万人の生徒・学生を支援、給水車・消防車など供与、通信網の復興をしてまいりました。この11月中旬の朝日新聞と地元マスコミの共同世論調査によると、「自衛隊の駐留は住民の利益にあると思うか」との問いに「大いに利益になる」43%、「ある程度利益になる」33%、合わせて76%と高い評価を受けています。

最後に、大量破壊兵器は発見されず、戦争は間違っていたのではないかと。先ほど寺前君 も上で述べられましたけれども、それはイラクは過去に大量破壊兵器を製造し、使用したこ とがあるため、引き続き保有しているのではとの大きな疑惑がありました。国連は、イラク の大量破壊兵器放棄を迫る決議を17回も行いましたが、イラクは無視し続け、アメリカ・ イギリスは国連決議に基づき、武力行使に踏み切りました。日本政府はアメリカ・イギリス を支持し、武力行使には反対で、事態の早期終結を求め続けてきました。

イラクの大量破壊兵器保有について、疑惑として1つは、過去に大量破壊兵器を製造し、 実際に使用した。2つ目、イラクは12年間で17回の国連安保決議を拒否し、国連の査察 に全くと言っていいほど応じなかった。国連査察委員会は、VXガス2.4トン以上が破棄 されたかどうか未確認、炭疽菌1万リットルが破棄されず残っていると考えるなど、国連査 察委員会は29項目に及ぶイラクの大量破壊兵器の未解決の問題を指摘しています。イラク で大量破壊兵器が発見されなかったとした今回のアメリカ調査委員会の報告書にも、「フセ インに大量破壊兵器製造の意思はあった」と明記されています。イラクはあのまま放置すれ ば、大量破壊兵器の製造は可能だったのであります。

日本政府は、アメリカ・イギリスが国連決議に基づいて武力行使に踏み切ったということで、アメリカ・イギリスの軍事行動を支持したわけであり、大量破壊兵器があることを理由に支持したのではありませんという理由で反対したいと思います。

## 議 長 12番議員!

12番議員 反対討論がありましたので、賛成の討論をしたいと思います。

今いろいろと5点について、あるいは6点について説明をされたわけですが、まず今イラクの状況について、サマーワの状況について、どちらについても正確な情報が閉ざされている、これが実態なんです。そういう中で、ごく一部アンケートをされた数字を上げられましたけれども、本当その数字が正しいのかどうか、それすらわからない、こういうような今の実態ではないでしょうか。そして、人道支援という名のもとに自衛隊を派兵しているわけなんですけれども、今イラクの方々が求めているのは、そのような自衛隊が行ってやる人道支援ではなくって、NPOなどそういう民間人が行く人道支援を強く求めている、これが事実であります。

それから、国連安保理の全会一致といいますが、これは主なそういう反対するところの国が欠席した中で強引に決められた、こういう状況なんです。

そしてさらに、中東地域の安定、国益にかなうということですが、これは一日も早く戦争をやめさせることこそが日本の国益、世界の利益にかなうということを言わざるを得ません。 今こんな不安の状況の中で石油も本当に値上がりしているわけなんですけれども、このような世界の経済の状況を見ても、これは一刻も早くアメリカが戦争から手を引かせる、そのために日本が自衛隊をイラクから撤退させる、大変重要な問題です。 そして、非戦闘地域、この定義をおっしゃったんですが、本当にこれはごまかし以外の何物でもございません。大野防衛庁長官がわずか5時間半ほどイラク・サマーワ訪問をして、「予断は許さないが安定をしている」というふうに言っているんですね。そして、自衛隊の行動に関する事務を扱う運用局長なんですけれども、その人が迫撃砲を数発撃たれただけで危険と判断しない、数十発撃たれれば別だ、山田議員の言葉と一致しております。そういうような言い方でイラク派兵継続のために大変過小な表現をしているというふうに言わざるを得ないんじゃないでしょうか。

この迫撃砲といいますのは、ビール瓶ほどの砲弾で真上から落ちてくるために避けにくい そうです。そして、周囲の自衛隊員が撃たれた場合、殺傷するに十分な威力を持っている。 攻撃されれば大変に危険で犠牲者が出ることが十分懸念される。だからこそ、防衛庁は対迫 撃砲レーダー数セットをサマーワに持ち込もうとしているんです。防衛庁幹部が数発撃たれ ただけで危険と判断しないと言ったり、このような長官が宿営地や郊外のごみ処理場などを 見ただけで安定というのは、サマーワを戦闘地域とみなさないというように強弁を支持する ための言いわけにすぎません。また、既に2回爆発を伴わなかったとはいえ、迫撃砲の2倍 の威力を持つロケット砲弾が自衛隊の宿営地に撃ち込まれているんですね。イラクの特措法 第2条では、「自衛隊が活動できる地域を現に戦闘行為が行われておらず、かつそこで実施 される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる地域」と規定してい ます。そして、ここが大事だということで、これを前提にして強行にイラクへ自衛隊を送っ ているわけです。それとあわせまして、先ほど言いましたように予断を許さない状態だとい うことを大野防衛庁長官は認めているんですね。予断が許さないということであれば、戦闘 行為が行われることがないということは言えないわけです。ですから、大変詭弁であります。 もともとイラクに派兵すること自体が憲法違反ですし、イラク特措法の規定に照らしても 許されない以上、自衛隊を直ちに撤退させるのは当然です。そして、今アメリカはファルー ジャの方の総攻撃、民間の人も含めて6、000人以上が亡くなっている。こんな状況の中 で国際的にもアメリカは大きな批判をしております。そして、アメリカがどんどん孤立して いっている、こんな状況の中で日本が自衛隊を継続して置くことによってアメリカを励まし ている、助けている、世界じゅうからそのように思われているのは当たり前であります。で すから、このような今回のイラク戦争を一日も早く終結させるためにも、日本はイラクから

賛成の立場で討論いたしました。

自衛隊をきっぱりと撤退すべきであることは言うまでもありません。

- 議 長 ほかに計論ありませんか。 8番議員!
- 8番議員 反対の立場から討論させていただきます。

アメリカ軍の撤退ということでございますが、きょうこの事態に至ってアメリカ軍がイラクから撤退したらどういう状況になるのかということでございます。恐らく内戦になって1,000人や2,000人の犠牲者ではイラク国民、とても済まない状況になるんじゃないかと思います。

日本の場合でございますが、自衛隊の派遣ということは、ある程度危険があるから自衛隊が行っているんであります。全く危険がなければNGOとかで行くのがいいわけであります。 自衛隊が亡くなることについてどうとかというよりも、既に日本の民間人が……。

#### 議 長 静かに。

8番議員 数名亡くなっております。これはこれでいいんだろうかということでございます。

また日本では、現在拉致問題にかかわって北朝鮮との間で経済制裁ということが大変叫ばれるようになっております。共産党の志位委員長も北朝鮮に対する制裁やむなしというようなことを発言されております。されば、北朝鮮は、もし日本が経済制裁を加えれば物理的打撃を加えるということを言っております。これは単なるおどしであるのか、現実的になるのかわかりません。しかし、現実的に共産党さんまでもが北朝鮮に対する制裁を求められておるというところでございます。もし、日本に対する北朝鮮の物理的打撃ということになれば、想定できるのはミサイル戦と、多分ミサイルをぶち込んでくると、歩兵で来るんじゃないと思います。その場合に日本を守るのは何かと申しましたら、これは日米安保条約による米軍と自衛隊による国土防衛しかないわけでございます。ということは、共産党さんもその辺はわかっているはずでございますので、これは日米安保条約をある程度認めたというように私は解釈している中でございます。

そういう中で、こういうことについては非常に反対とおっしゃっておりますけれども、私は自衛隊はある程度危険なとこへ行くのが任務であってやむを得ないと、それが自衛隊の役目であると考えておりますので、反対させていただきます。

議 長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので討論を打ち切り、採決いたします。 本案について反対者がありますので、起立により採決いたします。 本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

# (賛成者起立)

- 議 長 起立少数であります。よって本案は否決されました。
- 議 長 次に日程6番、議員提出議案第17号、被災者生活再建支援法の抜本的改正を求める意見書については松野君より提出され、所定の賛成者がありますので、これより議題とします。

朗読をさせます。 局長!

- 局 長 朗読。
- 議 長 本案につきまして提案趣旨の説明をお願いします。 12番議員!
- 12番議員では、提案をさせていただきます。

本当にことしは災害の多い年でございました。こういう中で、被災者の方も全国にたくさんいらっしゃるわけなんですね。今こそ被災者の生活再建支援法を抜本的に改正をしてほしい、こんな声が全国的に強くなっています。これはことしの4月1日にも改正、一部されたわけですが、やはり大変不十分で今回の全国的な災害についてはなかなか十分な適用がされていないというのが実態でございます。とりわけ、新潟の中越地震の被害は甚大でした。死者40人、重軽傷者2,859人、住家の全壊が2,515棟、大規模半壊428棟、そして一部損壊が4,442棟、また道路被害6,062カ所、がけ崩れ442カ所と、大きな被害をもたらしたわけです。金額で言えば、総額3兆円になるとも試算されているわけです。当初避難者数は10万人を超えていましたが、2カ月近く立った現在では避難者は174人、これは19日現在の数字です。今ほとんど仮設とか移られたという状況もあるかと思いますが、とりあえず19日現在の数字を上げております。引き続き避難勧告は12市町村の1,356世帯、4,397人に対して出されたままで、こうした人々の大半は仮設住宅で雪の季節を迎えなければなりません。

そんな中でも被災者は助け合いながら暮らしの再建、地域の復興に全力を挙げているわけ でございますが、その奮闘を後押しする支援が急がれています。

これまで被災者生活再建支援法は、住宅の解体、撤去、整地費など、当座の生活必需品などへの資金であって、住宅本体の改修、再建には使えないとされています。しかし、現実には多くの被災者や被災した自治体の首長からも、「住宅が復興しなければ地域のコミュニティーも復活しない。住宅は個人財産にとどまらない公共財という見地から議論すべき」ということで、政府の住宅本体への再建の公的支援、個人保障を求める声が切実なんです。

現在は、全壊あるいは半壊以上でないと出ないんです。ところが、今先ほど数字を述べま

したように、一番多いのが一部損壊なんです。一部損壊の場合もやっぱり大変生活が根底から破壊されているわけですから、これに対する支援が欲しいと、本当に切実な声があるわけです。ですから、全壊・半壊にとどまらず、一部損壊を含めるということが1点です。

そして2つ目が、住宅本体の再建への支援を認め、所得制限はなくし、支給額の上限を大幅に引き上げるということを要望をしたいと思います。どうか賛同の方、よろしくお願いいたします。

議 長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

- 議 **長** 質疑がないようですので質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。 1番議員!
- 1番議員 この被災者生活再建支援法の抜本的改正を求める意見書、内容、別にこれについてはよいと思いますけれども、やはりこうしたことについては我々政党としても、もちろん共産党さんとしても政府の方に要望されているのではないかと思っています。今さらこの地方議会の方でまとめて、すべての点についてこの要望を我々公明党の方も大きく要望してきたこともありまして、こういう点について、中身についてはこの全壊・半壊にとどまらず一部損壊を含めることとか、2番目の住宅本体の再建への支援を認め、所得制限はなし、支給額の上限を大幅に引き上げると、この辺についてはなかなか厳しいとは思っておりますけれども、我々公明党が政府に要望した点を踏まえつつ、今こうした条件整備もできましたことを報告さしていただきたいと思っているのであります。

現地支援対策室の設置や災害救助法、被災者生活再建支援法の弾力的な運用、仮設住宅の 建設などがかなりの速さで進んだとして、激甚災害指定も約1カ月という異例のスピードで 適用が決定されたと述べ、政府の迅速な対応を高く評価されたのであります。その上で、激 甚災害に適用されない事業の補助など、予算面での万全な措置を強く公明党は求めたのであ ります。

また、1つの具体的な要望として、被災住民への住居希望志向調査を改めて実施し、それに基づく公営住宅整備などの措置をとる。2つ目、早期復興のため取り組みを補完し、必要な資金を機動的に拠出するための新潟県復興支援基金の創設、3つ目は学校法人が設置する学校施設の復旧事業を国庫補助対象に求めたほか、観光復興、中小企業などの支援対策についても要望したのであります。このほか地方の実情に応じた耐震改修支援策の抜本的拡充や自営業者など、生活基盤と生産基盤を同時に失った被災者への生活再建支援策、地域の防災

カ向上、災害に対する日常活動の充実化や防災教育、行政防災機関との連携の一層の強化などについて求めたのでありまして、今さらこうしたこの地方から出す必要はないかと思い、 反対したいと思います。

#### 議 長 6番議員!

6番議員 地方自治体、とりわけ地方の議員が広陵町住民あるいはまた国民の意見を反映させ るために議会活動として何をなすべきなのか、このことの視点が全く今欠けていると思いま す。政党のエゴイズムという内容が露骨にこの山田議員の発言に出ていたと言わざるを得ま せん。なぜならば、別にこれについてはよいと思うが、政府に今さらすべての点について要 望していてもということと中身については、具体的に公明党は政府に要望してきたことの成 果をるる報告しました。もちろん、これは公明党ばかりではなく、共産党も淡路・阪神大震 災以降、今公明党が述べた内容について具体的に地元の関係自治体等々含めて繰り返し繰り 返し国会でも質問をし、この被災地についての改善策に取り組んできた内容であります。そ の点については一致している内容もたくさんあったわけですけれども、今現時点で被災者の 中の声として大きく国の姿勢を問う内容がここにあらわれている問題であります。これは新 潟県においてもそうですし、そしてもともと鳥取県の知事などについても具体的に改善策を 述べてきた内容であり、公明党がなぜこの点について広陵町議会で賛成をしないで反対する のかという真意が全く見えてこない。つまり、広陵町の議会として今やらなきゃならない被 災者あるいはまた今後起こるであろうと思われる災害に対して、国が責任を持って国民の被 災地あるいは被災者に対する改善をどうするのかということを国にお願いをしているわけで あります。このような意見書に反対する理由は、私は先ほどの山田議員の冒頭でも述べられ た趣旨からいっても理由がないと言わざるを得ません。ただ、あるのは公明党は広陵町の議 会で共産党が提案してきたこういう内容については賛成できない、他のところについては賛 成動くけれどもという公明党の利己心から出た問題だというように思います。

私たちは、こういう内容は広陵町の議会議員として町民あるいはまた今後の被災者の対象になるであろう国民に対して、今各自治体が要望している内容の意見を国に上げていく、当たり前の要望を今意見書を提出しているわけですから、こういう内容について各自治体でも要望されている同じ中身がたくさんあります。こういう内容についても広陵町議会として、議員の活動をきっちりと見定めていただいて賛成していただくようにお願いをする次第です。

# 議 長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので討論を打ち切り、採決いたします。

本案について反対者がありますので、起立により採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(替成者起立)

- 議 **長** 起立少数であります。よって本案は否決されました。
- 議 長 次に日程7番、議員提出議案第18号、定率減税の廃止に反対する意見書について は寺前君より提出され、所定の賛成者がありますので、これより議題とします。

朗読をさせます。 局長!

- 局 長 朗読。
- 議 長 本案につきまして提案趣旨の説明をお願いします。 6番議員!
- 6番議員 それでは、定率減税の廃止に反対する意見書について提案をさせていただきます。 政府税制調査会は、11月25日、来年度税制改正の答申をまとめ、小泉首相に答申しま した。個人所得税の定率減税を2006年度までに段階的に廃止すべきとしており、全廃時 に総額3兆3,000億円、1世帯当たり最大29万円の増税となるものです。消費税の引 き上げ等も同時に求めています。

定率減税は、1999年、小渕内閣が景気対策のため恒久的減税として、最高税率の引き 下げと法人税率の引き下げを同時に行ったものであります。

廃止された場合、子供2人の年収700万円の夫婦(片働き)で約8万円の増税となり、 既に廃止された配偶者特別控除の増税分約6万円と合わせて約14万円もの増税となってきます。また、ひとり暮らしの男性73歳、年金収入が270万円の年金生活者の場合、老年者控除の廃止、公的年金等控除の改悪、定率減税の廃止を合わせた増税額は、現在1万4,000円の税額は、9万円と6.5倍にもなります。

このように増税に対し、各界からも景気への影響を心配した反対の声が上がっています。

9月の全世帯の消費支出(家計調査)は、前年の同じ月と比べ減少しています。9月の日銀短観でも一部大企業の好調さとともに、全企業数の99%、従業員数の7割を雇用する中小企業は依然低迷しているという事実を示しました。中小企業の経営難のもと、雇用者所得は3年連続で悪化、サラリーマンの給料は減り続けています。さらに、この10月から厚生年金保険料が引き上げられました。内閣府が11月18日に発表した新方式による7-9月期の国民総生産の試算も、日本経済がマイナス成長となっています。

今、求められている経済政策は、安定的な雇用対策であり、国民の懐を温め消費をふやす

ことです。そのもとで税収をふやし、むだな高速道路や空港など大型公共事業を削減し、税 金の使い道を抜本的に変えることです。

財政再建は、国民本位に行うべきであり、「橋本不況」の轍を踏まないためにも、定率減 税の廃止には反対いたします。

これは議運の前に出したものでありまして、政府・与党は12月13日に2005年度税制改正で定率減税を縮小することで合意いたしました。減税規模は、現在の半分に縮小される見通しで、年金保険料の引き上げなど、社会保険料と合計すると2005年度の家計負担は1兆1,000万円を超えるということになっております。

また、この意見書でも述べているように、もともと恒久的減税として、これは取り上げられました。その当時、11年度の税制改正のときであったわけですけれども、このときにも、まず所得税最高税率についても60%から50%、所得税は50%から37%に引き下げられ、住民税は15%から13%と引き下げられたわけであります。5,000億円の減税となりました、このときには。そういうような状況であったわけであります。

法人税の減税についても数兆円の減税がこのとき同時に行われています。そして、これはもともとは定額減税、いわゆる10年度に定額減税を行ったものを廃止して、そしてこの定率減税を行うということで提案をしてきた中身でありました。このような内容であったわけであります。このときについても、年収700万円以下、これ11年度ですけれども、700万円以下は差し引き増税であったわけですが、これ先ほど言ったように大企業や高額所得者は、数兆円規模の大型減税となったわけであります。高額所得者については60%が、これは地方、国を合わせてですけども50%になって、約5,000億円の減税になった。こういう定率減税と同時にした高額所得者最高税率の減税と大企業への減税は同時に減税したにかかわらず、今回はそのままにしておいて、個人住民税、個人所得税のみを増税にすると、こういうような中身になっているわけであります。

そして、今回の増税で、これは12月16日の朝日新聞の記事ですけれども、定率減税縮小廃止による家計の負担の変化というのが一覧表で書かれているわけですけれども、夫婦2人子供2人世帯で、500万円のところで取り上げますと、500万円のところで16万円の納税額が平成16年の1月から1万8,000円ふえる。17年の1月からは3万5,000円ふえる。夫婦のみ世帯ですと500万円の方で、現在28万7,000円の納税額が3万2,000円に16年の1月からふえる。そして、17年の1月からは6万4,000円にふえていく、こういうような非常に負担の増加が著しい内容になっています。

また、現在のところの問題で言えば、既に引き上げられている問題、雇用保険料の引き上げで、これは雇用保険を払っている方は、既に約5,000万円、これはサラリーマンと専業主婦の妻、子供2人という前提ですけれども、年間で約5,000円の負担増が既に行われています。また、配偶者特別控除の廃止によって個人住民税は1万4,000円の負担増になって、あるいは厚生年金保険料も8,850円の負担増になっています。これを合わせると2万8,000円が既に2005年度から負担が決まっております。また、さらにここに今定率減税の廃止がなされるわけですから、非常に大きな問題だというように思います。

また、きょうの奈良新聞を見てみますと、「2カ月連続で下方修正、12月の月例経済報告によりますと、情報技術関連分野の在庫調整と生産抑制、個人消費の伸びの鈍化などを踏まえ、前月の一部に弱い動きは見られるが、回復が続いているとの判断から下方修正した。2カ月連続の下方修正で、連続引き下げは2002年11月から3カ月連続で引き下げて以来、約2年ぶり」というような記事も載せています。また同時に、きょうの奈良新聞の解説記事で、「政府が決めた実質1.6%の2005年度の経済見通しについて、民間事業中心の緩やかな景気回復が持続することを前提とした楽観的なシナリオだ。先行きを見ると海外経済の減速や原油高の再燃懸念に加えて、定率減税縮小の影響が予想される。とりわけ定率減税の縮小は政府の増税路線が明確になったと受けとめられ、消費者心理を冷え込ませる可能性がある」。このような形で非常に危惧された記事が目につくわけであります。

こういうような状態について、本来景気回復を図っていくためには、国民総生産の約6割を占める個人消費のところに手を加えていく、つまり懐を温めるという意味であります。こういうところに手を加えないで、逆にここに増税を直撃させる。同時に、所得減税において60%から50%に高額所得者の減税を放置している。もちろん、これは最高税率は過去70%が最高税率でした。現在は50%になっています。こういうような所得減税の部分を高額所得者だけ優遇させておいて、低額所得者のところには冷たい仕打ちを徹底させていく、このような状況は全体の国の再建には役立たないどころか悪循環を繰り返し、経済の失速を招きかねない。橋本内閣が行った社会保障費あるいは増税負担、9兆円には金額は劣っているわけですけれども、その悪夢再来を懸念する経済界の方々も非常に多い状況を踏まえて、やはり広陵町議会としてもこのような先行き不安に伴う増税策についてはきっぱりと反対していただきたい。高額所得者優遇の税制あるいは大企業優遇の税制が目に見える状態で、現在行われている状態は決して望ましいものではないということを重ねて述べてさせていただきたいと思います。以上です。

**議 長** これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

- 議 **長** 質疑がないようですので質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。 3 番議員!
- 3番議員 反対の立場で意見を申し上げます。

1999年、当時の著しい経済停滞に対応し、個人の税負担を軽減するために導入された 定率減税でございます。所得税額の20%、年間最大25万円、個人住民税額の15%、同4万円を減額しております。ただし、定率減税は臨時特例の減税であり、景気が安定し、個人所得課税を抜本的に見直すまでの間の特例的な措置として継続されてきました。2005年度の税制改正で減税率、減税の上限額とも一律半分になります。所得税は2006年1月、個人住民税は同年6月徴収分から実施されます。「定率減税は、景気が安定するまでの措置であり、永遠に続けられる政策ではない」(読売新聞の社説)のものです。経済の現状について竹中平蔵経済財政担当省は、来年度にかけてそのまま不況過程に入っていく認識ではないとの判断を示しております。「日本経済の足かせとなってきた銀行の不良債権問題も解決のめどが立つ中で、経済が復調しているのにいつまでも緊急措置を残すわけにはいくまい」(朝日新聞社説)との見方が一般的であります。

定率減税の取り扱いについては、昨年末に決めた2004年度の与党税制改正大綱で、2005年度以降の国民全員が加入する基礎年金に対する国庫負担割合、税金で賄う分の段階的な引き上げに必要な安定とした財源として確保することを明記していました。これが今回の与党協議においても、公明党の強い主張によって定率減税の見直しで生じる財源を年金改革の財源に充てることが改めて確認されました。年金財源を安定させることは暮らせる年金給付の水準を維持し、保険料負担を増大させないための大切な手だてであり、中堅所得層に最も恩恵が及びます。将来の社会保障に対する安心感は、結果的には家計や景気にもプラスの影響をもたらすことになります。与党大綱には、「今後の景気動向を注視し、必要があれば政府・与党の決断により、その見直しを含め、その時々の経済状況に機動的・弾力的に対応する」と明記され、公明の主張で見直し規定が盛り込まれました。つまり、2005年度改正の縮減分についても景気動向次第で5割縮減を見直すということです。仮に、景気悪化の判断が行われた場合、状況によっては2006年1月からの半減もやめることになります。今回の自民・公明の政調会会長合意で2005年度の定率減税縮減による増収分、2006年1月から3月約1,850億円のうち、地方交付税への配分などを除き、無年金障害者

の救済に100億円を回すとともに、1,100億円程度が基礎年金の国庫負担割合引き上げに充てられ、年金の保険料負担が抑えられます。定率減税は、高額所得者に比較的有利な特別措置との指摘もありますが、減税は縮減になりますが、国民全員が加入する基礎年金の国庫負担割合の引き上げに充てられるので、確実に広く、そして公平に国民全体の利益に還元されることになりますので、意見書に反対をさせていただきます。

## 議 **長** 12番議員!

12番議員 賛成の立場で討論をいたします。

まず、この定率減税につきましては、公明党さんの方から自民党の方に提案されたという 経過の中で、今回公明党さんはその減税の幅を3分の1にというふうに提案されていたそう ですが、自民党はみずから提案しておきながら何ということだと一笑に付されたというふう に聞いております。

今回、今山村議員がおっしゃいましたけれども、著しい不況のときにこれを始めたんだと いうことですが、今の景気の状況をどのように判断されているのか、本当に正確に見きわめ ていただいていないというふうに言わざるを得ません。失業率も依然として高い数字でとど まっております。そして、先月と今月ですか、2カ月続けて実質な回復の方については下方 修正をしたわけです。12月の月例経済報告でも再び下方修正して、とりわけ個人消費につ いては11月の「穏やかに増加している」を「このところ伸びが鈍化している」に引き下げ たわけなんですね。家計簿の実質消費支出は、前月比で2カ月連続して減少しているんです。 さらに、今回これ奈良新聞の方の記事なんですけれども、増税がされると大変な消費の冷え 込みになるんじゃないかという解説記事が出ているんです。政府が今回決めた実質1.6%、 来年は伸びるというふうに言っていますけれども、2005年度の経済見通しですね、「日 本経済の持続的な成長が可能とされる潜在成長率並みの伸びとはいえ、民間事業中心の緩や かな景気回復が持続することを前提とした楽観的なシナリオだ」ということで厳しく批判を しているんです。「先行きを見ると海外経済の減速や原油高の再燃懸念に加えて、定率減税 縮小の悪影響が予想される。とりわけ定率減税の縮小は政府の増税路線が明確になったと受 けとめられて、消費者心理を冷え込ませる可能性がある」ということで、この「定率減税を 廃止されていくことについては、大変な危機感を示している」、これが一般的な評価でござ います。そして、先ほど年金の問題をおっしゃいましたけれども、日本共産党はこの年金に ついては、基礎年金への国庫負担を2分の1に引き上げる財源は定率減税の廃止や消費税増 税などの庶民増税ではなく、5兆7,000億円の道路特定財源を一般財源化するというこ

となど、具体的に税金の使い方を変えていくということで十分に補えるということを具体的な数字を示しながら指摘をしているところです。とりわけ、自民・公明の両党は、この定率減税にとどまらず、基礎控除をなくしていこうだとか、また高齢者の方に対しての非課税措置を3年間で段階的に廃止することなど、本当に弱者に対して厳しい増税を一層強めようとしているのが公明党・自民党でございます。

このような、とりわけこういう低所得者の方、今まで非課税の方がこのような相次ぐ増税によって課税対象となっていくということは、増税だけにとどまらないんです。介護保険料や、また国民健康保険料にも大きく影響していくわけなんです。ですから、その増税幅はとどまるところを知らない、今国民の皆さんは大変な不安いっぱいでございます。このような定率減税、またその他の増税もですが、さらに消費税の増税も今導入されようとしているような状況でございますから、本当に私たちの生活はどうなるのか、老後はどうなるのか、本当に全国多くの大部分の皆さんが不安を抱いている状況でございます。何としてもこの定率減税の廃止についてはやめていただきたい、強くこのようなことを指摘をしておきたいと思います。

議 長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので討論を打ち切り、採決いたします。 本案について反対者がありますので、起立により採決いたします。 本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議 長 起立少数であります。よって本案は否決されました。
- 議 長 次に日程8番……。 6番議員!
- 6番議員 取り下げを提案したいんですけれども。
- 議 長 寺前議員より日程8番の議員提出議案19号を取り下げるということでありました けども、お諮りします。

それでよろしい。

(異議なしの声あり)

議 長 異議ございませんか。

そしたら、この日程8番は除外します。

議 長 それでは、次に日程8番、議員提出議案第20号、交通安全に関する決議について

は青木君より提出され、所定の賛成者がありますので、これより議題とします。

朗読をさせます。 局長!

局 長 朗読。

議 長 本案につきまして提案趣旨の説明をお願いします。 14番議員!

**14番議員** 先ほど来、国政また国際間で共産党さんと公明党さんの大変な議論がございましたが、感服して聞いておりました。

私、交通安全の決議というこれは党派を超えてお願いしたいなあということでございますし、ご存じのようにイラクの戦争すべていろいろありますが、しかし日本の中では交通戦争というて1年間に1万人を超えるような犠牲者が出るという、これは大変戦争ですわね。そのようなことが既に今身近であるということ、まして本町におきましても3年もたってるけどエコール近辺でのいわゆるひき逃げ事件の未解決事件という大変痛ましい宿題も残っているわけでございます。また、広陵町は、ご存じのように交通事故についても通過道路が多いということも含めましてかなり大きいわけでございますので、まして私自身も交通安全にかけては並々ならぬ気持ちも持っておりますので、あえてその意味で総務委員会を代表さしていただきまして、交通安全に関する決議を提案さしていただくことをお許し願いたいと思います。

それでは、趣旨の説明をさせていただきます。

交通事故のない明るく住みよい社会は町民すべての共通した願いであります。

広陵町では、平成8年から昨年まで8年連続で人身事故が200件を超えており、本年も 昨年に比べ人身事故は増加傾向にあることから、9年連続で200件を超える可能性が高く、 特に交差点などの出会い頭事故、自転車や原付バイクの事故、高齢者の歩行中・自転車や自 動車運転中の事故が多発しております。

交通事故の原因で「運転免許保有者及び自動車台数の増加に伴う交通の過密化と複雑化」、「高齢社会の進展」のほか、「道路利用者全体の交通マナーや安全意識の低下」が指摘されております。これは確かに私感じるとこもありまして、低下しているように危惧しております。安全意識の低下が指摘されているところであります。

このような現状に対し本町議会は、町民が交通事故の被害者となり、また加害者とならないことを目指して、現在奈良県警察が推進している「マナーアップ大和路21・ステージⅡ (ステージ・ツー)」の運動に賛同し、4S、すなわちシグナル(黄色信号はとまる、時差信号に注意する)、ストップ(一時停止の励行)、スピード(安全速度の励行)、シートベ

ルト・チャイルドシートベルト(後部座席も着用の徹底)を実践するとともに、夕暮れ時の 前照灯早目の点灯運動、運転中の携帯電話使用による交通事故の絶無、交通安全反射材(ピカピカグッズ)の普及に向けた啓発を推進して、すべての道路利用者がルールを守り、マナーを向上するための諸対策に全力を挙げて取り組むことを表明いたします。

以上、決議をいたします。

平成16年12月21日、広陵町議会、平岡仁殿。よろしくお願いします。

議 長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので討論を打ち切り、採決いたします。

議員提出議案第20号は原案どおり決議することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議員提出議案第20号は原案どおり決議されました。 以上で本日の議事日程並びに本定例会に付議されました事件はすべて終了しましたので会 議を閉じます。

平成16年第4回定例会をこれにて閉会いたします。

(A.M.11:58分閉会)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

平成16年12月21日

広陵町議会議長	古	岡	章	男
署名議員	長	濵	好	郎
罗 夕 議 昌	ılı	*	柗	摊